

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.10 重大事故等時の体制について

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 緊急時対策本部要員（6名）</p> <p>原子力防災体制等を発令、発電所対策本部を設立し、発電所対策本部の活動を実施する者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災体制等を発令し、緊急安全対策要員を発電所対策本部に召集する。 ・国及び自治体等に必要な通報連絡を実施するとともに、発電所対策本部の立上げを開始する。 ・プラント状況に応じて、緊急安全対策要員に必要な対応を指示する。 ・炉心損傷後において、運転員が事故時操作所則（第3部）に基づき実施する操作に対して、必要に応じて操作内容を指示する。 ・召集要員が発電所に到着すれば、対応内容を指示するとともに発電所対策本部機能の整備を図り、機器の復旧対応の検討を実施する。 <p>なお、緊急時対策本部要員の職務については以下のとおり。</p> <p>①全体指揮者（1名）（副原子力防災管理者）（平日においては、原子力防災管理者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災組織を統括管理 ・運転員からの連絡を踏まえた重大事故等対策の指示 ・事故時影響緩和操作所則に基づく状況チェック（必要に応じ指示） <p>②ユニット指揮者（2名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当する号炉の統括管理 ・プラント情報の入手及び重大事故等対策の指揮 <p>③通報連絡者（2名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、自治体等への通報連絡及び情報連絡 ・社員等の要員召集（一斉） ・統合原子力防災ネットワークを活用した発電所内外との通信連絡 <p>④現場調整者（1名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3号炉と4号炉で発生する事象が異なる場合に、各ユニット指揮者からの指示で各ユニットの緊急安全対策要員が行う給水活動等の作業間での調整や現場作業の輻輳により作業順序の変更が必要となった場合において、両ユニットの緊急安全対策要員の調整を行う者として 	<p>なお、重大事故等対策要員（運転員を除く。）は合計23名が発電所内に常駐しており、重大事故等時においても、中長期での緊急時対策所や現場での対応に支障が出ることがないよう、交替で対応可能な人員を確保していること、及び重大事故等の対応に当たっては作業ごとに対応可能な要員を確保し、対応する手順において役割と分担を明確化していること、また、作業に当たり被ばく線量が集中しないよう配慮する運用としていることから、特定の現場要員に作業負荷や被ばく線量が集中することはない。</p>	<p>なお、発電所災害対策要員（運転員を除く。）は合計30名が発電所内に常駐しており、重大事故等時においても、中長期での緊急時対策所や現場での対応に支障が出ることがないよう、交代で対応可能な人員を確保していること、及び重大事故等の対応に当たっては作業ごとに対応可能な要員を確保し、対応する手順において役割と分担を明確化していること、また、作業に当たり被ばく線量が集中しないよう配慮する運用としていることから、特定の現場要員に作業負荷や被ばく線量が集中することはない。</p> <p>各要員の役割等については、以下のとおり。</p> <p>(a) 発電所に常駐している発電所災害対策要員（運転員を除く。）の役割等</p> <p>イ. 災害対策本部要員（4名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転員からの連絡を受け、あらかじめ定める基準に従い防災体制を発令し、発電所対策本部を立ち上げるとともに要員を召集。 ・必要な通報連絡を実施。 ・参集要員が発電所に到着後、対応内容を指示するとともに発電所対策本部体制を確立する。 <p>なお、各災害対策本部要員の職務については以下のとおり。</p> <p>(イ) 全体指揮者（副原子力防災管理者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災体制発令 ・原子力防災組織の統括管理及び指揮 <p>(ロ) 通報連絡責任者及び通報連絡者（2名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、自治体等への通報連絡 ・要員の非常召集 ・本店対策本部との情報共有 <p>(ハ) 消火責任者（1名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期消火要員による消火活動の指揮 	<p>記載方針の相違 発電所災害対策要員（運転員を除く。）の各要員の役割について補足説明を記載した。(大飯と同様)</p>

1.0.10 重大事故等時の体制について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字:記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字:記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>配置。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場状況の変化によって対応すべき事項が発生した場合、現場状況の変化を発電所対策本部に伝達し、発電所対策本部が行う判断のための必要な情報を提供する。 <p>c. 緊急安全対策要員（36名）</p> <ul style="list-style-type: none"> 発電所対策本部の指示に基づき、事故対応を実施する者をいう。 ガレキ除去要員は、アクセスルートを確認し、緊急時対策本部要員に状況を連絡する。その後、緊急時対策本部要員から指示されたアクセスルートのガレキ除去を開始する。 消火活動要員は、重大事故等発生時に事故対応に影響を及ぼす火災の消火活動を行う。 運転支援要員は、運転員からの連絡を受けて、各作業場所に向かい、運転員からの指示を受けて作業を開始する。 電源要員は、全体指揮者の指示に基づき運転指揮者の指揮下に入り、空冷式非常用発電装置の起動確認を実施。その後、電源車の起動等の電源確保活動を実施する。 給水要員は、送水車による給水等の給水活動を実施。 設備要員は、可搬式代替低圧注水ポンプ設置等の設備対応を実施する。 		<p>ロ. 災害対策要員（運転班員）（7名）</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害対策要員（運転班員）は、重大事故等対策に係る必要な教育及び訓練の実施に加え、日頃から可搬型重大事故等対処設備に精通させるため、可搬型重大事故等対処設備の巡回点検、定期試験や日常保守も担う重大事故等対策の専任要員である。 災害対策要員（運転班員）は、運転支援活動、電源復旧活動、給水活動、可搬型大容量海水送水ポンプ車を用いた消火活動等を行う要員であり、中央制御室へ参集し、発電課長（当直）からの指示を受けて対応操作を行う。 災害対策要員（運転班員）の勤務形態は、通常時は4班2交代のサイクルで運用している交代勤務に加え、通常勤務を行う1つの班の計5班で構成される。重大事故等時においても、中長期での作業等の対応に支障が出ることがないよう、通常時と同様の勤務形態を継続することとしている。 <p>ハ. 災害対策要員（復旧班員）（2名）</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害対策要員（復旧班員）は、がれき撤去等の活動を行う要員であり、アクセスルートの被害状況を確認し、発電課長（当直）に状況を連絡する。その後、発電課長（当直）から指示されたアクセスルートのがれき撤去等を行う。 <p>ニ. 災害対策要員（総括班員）（2名）</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害対策要員（総括班員）は、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機、可搬型重大事故等対処設備に燃料補給を行う要員である。 <p>ホ. 災害対策要員（支援）（15名）</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所設備に係る活動、可搬型モニタリング設備の設置等の重大事故等対策に係る支援活動を行う。 3号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合においては14名としている。 	

1.0.10 重大事故等時の体制について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色: 大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(2) 召集要員（10名） <p>被災後6時間以内を目途として参集し、重大事故等対策を実施する者をいう。（大飯発電所においては、発電所対策本部の各班の活動を行う緊急時対策本部要員10名をいう。）</p> <p>a. 被災後6時間を目途に参集し、各班の活動を開始する緊急時対策本部要員 以下対象者については、あらかじめリスト化する。 <対象者> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策本部要員（総務班、情報班、安全管理班、放射線管理班、保修班の要員各2名の計10名）（対象者は、特定の10名に限定されるものではなく、発電所の該当する要員がすべてリストアップされる。） </p> <p>b. 休祭日等、都度リストを基に所在を確認する。（緊急時対策本部要員10名以上の人�数が居ることを確認する。不足する場合は、必要人数を充足するよう措置を講じる。）</p> <p>c. 緊急時対策本部要員はこのリストを常備する。</p> <p>d. 召集は、緊急時呼出システム等にて実施する。（警戒事象を自ら判断した場合は、召集が開始されるため、連絡の有無にかかわらず召集を開始する。）</p> <p>また、上記対応をより速やかに実施するため、発電所対策本部等早期立上のための要員（平日）として発電所対策本部の班長クラスや原子炉主任技術者を発電所に近い位置に居住させ、被災時には早急に駆けつける体制を整備し、対応能力の強化を実施している。</p>	<p>c. 発電所外から発電所に参集する重大事故等対策要員</p> <p>(a) 非常招集の流れ 夜間及び休日に重大事故等が発生した場合に、発電所外にいる重大事故等対策要員を速やかに非常招集するため、「自動呼出システム」、「通信連絡手段」等を活用し、要員の非常招集及び情報提供を行う（第8図、第10図）。なお、故障等の要因で自動呼出システムが使用できない場合には、事務建屋の対策室又は緊急時対策所の通信連絡設備を用いて、あらかじめ定める連絡体制に従い、要員の非常招集を行う。</p> <p>発電所周辺地域（女川町、石巻市又は東松島市）で震度6弱以上の地震が発生した場合には、非常招集連絡がなくても自発的に発電所に参集する。</p> <p>【島根2号炉技術的能力1.0まとめ資料 添付資料1.0.10から抜粋】</p> <p>松江市内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、社内規程に基づき、非常招集連絡がなくても自主的に発電所に参集する。</p> <p>地震等により家族、自宅等が被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保した上で参集する。</p> <p>集合場所は、基本的には各寮・アパートに滞在中の場合は、当該宿舎の駐車場又は集会所、外出先や石巻市内から参集する場合には浦宿寮とする。</p> <p>発電所の状況が入手できる場合は、直接発電所へ参集可能とするが、道路状況や発電所における事故の進展状況等が確認できない場合又は徒歩による参集が必要になる場合には、浦宿寮を経由して発電所に向かうものとする。</p> <p>集合場所に参集した要員は、発電所対策本部と非常招集に係る確認、調整を行い、発電所に集團で移動する。</p>	<p>c. 発電所外から発電所に参集する発電所災害対策要員</p> <p>(a) 非常招集の流れ 夜間及び休日に重大事故等が発生した場合に、発電所外にいる発電所災害対策要員を速やかに非常招集するため、「緊急時の呼び出しシステム」、「通信連絡手段」等を活用し、要員の非常招集及び情報提供を行う（図8、図10）。なお、故障等の要因で緊急時の呼び出しシステムが使用できない場合には、緊急時対策所の通信連絡設備を用いて、あらかじめ定める連絡体制に従い、要員の非常招集を行う。</p> <p>発電所周辺地域（泊村、共和町、岩内町又は神恵内村）で震度5弱以上の地震が発生した場合や発電所前面海域における大津波警報が発表された場合には、非常招集連絡がなくとも自主的に発電所に参集する。</p> <p>地震等により家族、自宅等が被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保した上で参集する。</p> <p>集合場所は、基本的には共和町宮丘地区のエナメゾン共和寮とし、参集ルートや移動手段の選定、放射線防護具の着用等の発電所までの参集に係る準備を行う。参集準備完了後、参集が必要な要員は、発電所構内に向け参集を開始する。なお、残る要員は、集合場所で待機し発電所対策本部の指示に従う。</p> <p>発電所の状況が入手できる場合は、直接発電所へ参集可能とするが、道路状況や発電所における事故の進展状況等が確認できない場合には、共和町宮丘地区のエナメゾン共和寮を経由して発電所に向かうものとする。</p> <p>集合場所に参集した要員は、発電所対策本部と非常招集に係る確認、調整を行い、発電所に集團で移動する。</p>	<p>名前の相違（以降、相違理由を省略）</p> <p>運用の相違（相違理由③）</p> <p>重大事故等発生時に招集連絡を受けた場合、緊急時対策所で対応する要員は緊急時対策所に参集する。（島根と同様）</p> <p>地理的要因の相違</p> <p>運用の相違</p> <p>泊は、震度5弱以上、大津波警報発表で自動参集する。（伊方、玄海と同様）</p> <p>記載表現の相違（島根と同様）</p> <p>地理的要因の相違</p> <p>泊は、発電所から半径2.5km圏内の共和町宮丘地区（社宅・寮）に約7割の発電所員が所在していることから、共和町宮丘地区にあるエナメゾン共和寮を集合場所としている。</p> <p>記載方針の相違</p> <p>泊は、集合場所に参集した要員は発電所対策本部と非常招集に係る確認、調整を行い、発電所に集團で移動する。</p> <p>運用の相違</p> <p>泊は、徒歩による参集</p>

1.0.10 重大事故等時の体制について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色: 大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(b) 非常招集となる要員</p> <p>発電所対策本部（全体体制）については、発電所員約470名のうち、約430名（平成30年1月現在）が女川町又は石巻市に在住しており、数時間で相当数の要員の非常招集が可能である（別紙7）。</p> <p>なお、夜間及び休日において、重大事故等が発生した場合の重大事故等対策要員の参集動向（所在場所（準備時間を含む。）～集合場所（情報収集時間を含む。）～発電所までの参集に要する時間）を評価した結果、要員の参集手段が徒歩移動のみを想定した場合かつ、年末年始、ゴールデンウィーク等の大型連休であっても、事象発生から12時間以内に外部から発電所へ参集する重大事故等対策要員（54名）は確保可能であることを確認した。</p> <p>非常招集により参集した要員の中から状況に応じて必要要員を確保し、夜間及び休日の体制から発電所対策本部の体制に移行する。なお、残りの要員については交代要員として待機させる。</p>	<p>(b) 非常招集となる要員</p> <p>発電所対策本部（全体体制）については、発電所員約490名のうち、約350名（2021年12月時点）が泊発電所から半径2.5km圏内にある共和町官丘地区に居住しており、さらに約140名（2021年12月時点）が泊発電所から半径12.5km圏内の共和町（官丘地区を除く）、泊村及び岩内町に居住していることから、数時間で相当数の要員の非常招集が可能である（別紙7）。</p> <p>なお、夜間及び休日において、重大事故等が発生した場合の発電所災害対策要員の参集動向（所在場所（準備時間を含む。）～集合場所（情報収集時間を含む。）～発電所までの参集に要する時間）を評価した結果、要員の参集手段が徒歩移動のみを想定した場合かつ、年末年始、ゴールデンウィーク等の大型連休であっても、事象発生から12時間以内に外部から発電所へ参集する発電所災害対策要員（51名）は確保可能であることを確認した。</p> <p>非常招集により参集した要員の中から状況に応じて必要要員を確保し、夜間及び休日の体制から発電所対策本部の体制に移行する。なお、残りの要員については交代要員として待機させる。</p>	<p>が必要な場合でも、道路状況や発電所における事故の進展状況が確認できる場合は、直接発電所へ向かうこととしている。（島根と同様）</p> <p>発電所員数の相違 地理的要因の相違 泊は、発電所から半径2.5km圏内の共和町官丘地区に約71%、共和町官丘地区を除く発電所から半径12.5km圏内の共和町、泊村及び岩内町に約28%の発電所員が居住している。</p> <p>参集要員の人数の相違 泊は、12時間以内に参集要員51名を確保し、発電所対策本部を強化する。参集要員の人数に相違はあるものの、女川と同様に対策本部として必要な機能は確保できる。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち,
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 連絡に係る各班の役割について</p> <p>発電所対策本部の情報班は、重大事故発生時における発電所から社内外への情報連絡の窓口を一元的に担っており、中央制御室の運転指揮者（当直課長（当直主任））はユニット指揮者や発電班を通じて発電所対策本部と必要なプラント情報の連絡を行う。詳細について、以下に述べる。</p> <p>(1) 発電所－社内外間の情報連絡</p> <p>重大事故等発生時における発電所から社外への通報連絡の窓口としては、初動対応時は発電所対策本部の通報連絡者、発電所対策本部の体制拡大後は情報班が一元的に担っており、各種の通報連絡を定められた方法にて実施する。</p> <p>また、発電所から社内への情報連絡についても同様に通報連絡者若しくは情報班から実施する。</p>	<p>(3) 通報連絡</p> <p>緊急体制が発令された場合の通報連絡は情報班が行うが、夜間及び休日の場合、発電所に常駐している要員6名で行うものとし、内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長、石巻市長その他定められた通報連絡先に、所定の様式によりFAXを用いて一斉送信することにより、複数地点への連絡を迅速に行う体制とする（別紙5）。</p> <p>a. 内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長及び石巻市長に対しては、電話でFAXの着信の確認を行うとともに、その他通報連絡先へもFAXを送信した旨を連絡する。</p> <p>b. その後、重大事故等対策要員の招集で、参集した情報班の要員確保により、更なる時間短縮を図る。</p> <p>(4) 発電所対策本部内における各機能班との情報共有について</p> <p>発電所対策本部内における各機能班、本店対策本部間との基本的な情報共有方法は以下のとおりである。今後の訓練等で有効性を確認し適宜見直していく（第11図）。</p> <p>a. プラント状況、重大事故等への対応状況の情報共有</p> <p>① 発電管理班がSPDS表示装置や通信連絡設備を用い、発電課長からプラント状況を逐次入手し、ホワイトボード等に記載するとともに、主要な情報について発電所対策本部全体に共有するため発話する。</p>	<p>(3) 通報連絡</p> <p>防災体制が発令された場合の通報連絡は総括班が行うが、夜間及び休日の場合、発電所に常駐している災害対策本部要員4名で行うものとし、内閣総理大臣、原子力規制委員会、北海道知事、泊村長その他定められた通報連絡先に、所定の様式によりFAXを用いて一斉送信することにより、複数地点への連絡を迅速に行う体制とする（別紙5）。</p> <p>a. 内閣総理大臣、原子力規制委員会、北海道知事、泊村長その他定められた通報連絡先に対しては、電話でFAXの着信の確認を行う。</p> <p>b. その後、発電所災害対策要員の招集で、参集した総括班の要員確保により、更なる時間短縮を図る。</p> <p>(4) 発電所対策本部内における各機能班との情報共有について</p> <p>発電所対策本部内における各機能班、本店対策本部間との基本的な情報共有方法は以下のとおりである。今後の訓練等で有効性を確認し適宜見直していく（図11）。</p> <p>a. プラント状況、重大事故等への対応状況の情報共有</p> <p>① 運転班がデータ表示端末や通信連絡設備を用い、発電課長（当直）からプラント状況を逐次入手し、入手したプラント状況を号機責任者へ情報連絡するとともに、主要な情報について発電所対策本部全体に共有するため発話する。</p>	<p>名称の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>常駐要員数の相違</p> <p>常駐の本部要員数が4名であることについて玄海、伊方と同様（玄海は全体指揮者（副原子力防災管理者）1名、号炉毎指揮者2名、通報連絡者1名）、伊方は、連絡責任者1名、連絡当番者2名、放管当番者1名）。</p> <p>原災法第10条第1項に基づく通報先の相違</p> <p>原災法第10条第1項に基づく通報先の相違</p> <p>運用の相違</p> <p>名称の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>運用の相違</p> <p>運転班長は、発電課長（当直）から入手したプラント状況を号機責任者へ情報連絡する。</p>

1.0.10 重大事故等時の体制について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>② 技術班は、SPDS表示装置によりプラントパラメータを確認し、状況把握、今後の進展予測等を実施する。</p> <p>③ 各機能班は、適宜、入手したプラント状況、周辺状況、重大事故等への対応状況をホワイトボード等に記載するとともに、適宜OA機器（パソコン・コンピュータ等）内の共通様式に入力することで、対策本部内の全要員、本店対策本部との情報共有を図る。</p> <p>④ 発電所対策本部長は、本部と各班の発話、情報共有ツールをもとに全体の状況把握、今後の進展予測・戦略検討に努めるとともに、プラント状況、今後の対応方針について対策本部内に説明し、状況認識、対応方針の共有化を図る。</p> <p>⑤ 発電所対策本部長は各班長より对外対応を含む対応戦略等の意見の具申を受けて判断を行い、その結果を対策本部内の全要員に向けて発話し、全体の共有を図る。</p> <p>⑥ 情報班を中心に、本部内の発話内容をOA機器内の共通様式に入力し、発信情報、意思決定、指示事項等の情報を更新することにより、情報共有を図る。</p> <p>b. 指示・命令、報告</p> <p>① 各機能班は各々の責任と権限があらかじめ定められており、本部内での発話やほかの機能班から直接聴取、OA機器内の共通様式からの情報に基づき、自律的に自班の業務に関する検討・対応を行う。</p> <p>また、自班の業務に関する検討・対応に当たり、無用な発話、班長への報告・連絡・相談で対策本部内の情報共有を阻害しないように配慮している。</p> <p>② 各班長は、班員から報告を受け、適宜指示・命令を行うとともに、重要な情報について、適宜本部内で発話することで情報共有する。</p> <p>③ 発電所対策本部長は、各班長からの発話、報告を受け、適宜指示・命令を出す。</p> <p>④ 情報班を中心に、発電所対策本部長、各班長の指示・命令、報告、発話内容をOA機器内の共通様式に入力することで、対策本部内の全要員、本店対策本部との情報共有を図る。</p> <p>c. 本店対策本部との情報共有</p> <p>発電所対策本部と本店対策本部の情報共有は通信連絡設備、OA機器内の共通様式等を用いて行う。</p>	<p>② 技術班は、データ表示端末によりプラントパラメータを確認し、状況把握、今後の進展予測等を実施する。</p> <p>③ 各機能班は、適宜、入手したプラント状況、周辺状況、重大事故等への対応状況を適宜OA機器（パソコン・コンピュータ等）内の共通様式に入力することで、対策本部内の全要員、本店対策本部との情報共有を図る。</p> <p>④ 発電所対策本部長は、本部と各班の発話、情報共有ツールを基に全体の状況把握、今後の進展予測・戦略検討に努めるとともに、プラント状況、今後の対応方針について対策本部内に説明し、状況認識、対応方針の共有化を図る。</p> <p>⑤ 発電所対策本部長は副本部長、号機責任者、各班長より对外対応を含む対応戦略等の意見の具申を受けて判断を行い、その結果を対策本部内の全要員に向けて発話し、全体の共有を図る。</p> <p>⑥ 総括班は本部内の発話内容をホワイトボードに記載し、また、技術班は本部内の発話内容をOA機器内の共通様式に入力し、発信情報、意思決定、指示事項等の情報を更新することにより、情報共有を図る。</p> <p>b. 指示・命令、報告</p> <p>① 各機能班は各々の責任と権限があらかじめ定められており、本部内での発話やほかの機能班から直接聴取、OA機器内の共通様式及びホワイトボードからの情報に基づき、自律的に自班の業務に関する検討・対応を行う。</p> <p>また、自班の業務に関する検討・対応に当たり、無用な発話、班長への報告・連絡・相談で対策本部内の情報共有を阻害しないように配慮している。</p> <p>② 各班長は、班員から報告を受け、適宜指示・命令を行うとともに、重要な情報について、適宜本部内で発話することで情報共有する。</p> <p>③ 発電所対策本部長は、各班長からの発話、報告を受け、適宜指示・命令を出す。</p> <p>④ 総括班を中心に、発電所対策本部長、各班長の指示・命令、報告、発話内容をホワイトボードに記載し、また、OA機器内の共通様式に入力することで、対策本部内の全要員、本店対策本部との情報共有を図る。</p> <p>c. 本店対策本部との情報共有</p> <p>発電所対策本部と本店対策本部の情報共有は通信連絡設備、OA機器内の共通様式等を用いて行う。</p>	<p>運用の相違 泊は総括班がホワイトボードに情報を記載する。(⑥参照)</p> <p>運用の相違 班長だけでなく副本部長、号機責任者から意見等を受ける。</p> <p>運用の相違 総括班は発話内容をホワイトボードに入力し、OA機器内の共通様式には技術班が入力する。</p> <p>運用の相違 情報共有にホワイトボードも使用する。</p> <p>運用の相違 情報共有にホワイトボードも使用する。</p>

1.0.10 重大事故等時の体制について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

相違理由	泊発電所3号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	大飯発電所3／4号炉	
記載方針の相違 女川には、中央制御室と発電所対策本部との情報連絡について記載がないことから、大飯と比較し、整理する。	(5) 中央制御室—発電所対策本部間の情報連絡	a. 連絡経路について 重大事故が発生した場合における中央制御室と発電所対策本部との情報連絡については、重大事故等対策に係る指揮命令系統に則り行う。また、運転操作時には発電所対策本部、中央制御室及び現場において確実に指示、報告を行うこととする。初動対応時においては、中央制御室で号炉ごとに指揮をとる当直課長（当直主任）とそれぞれの号炉のユニット指揮者との間で情報連絡を行い、発電所対策本部の体制拡大後は、ユニットごとの発電班を経由してユニット指揮者と情報連絡を行う。その経路で連絡された情報については、発電所対策本部内において共有化を図ることから、直接的に他の班から中央制御室に問い合わせを実施しない運用としている。 b. 連絡内容について 中央制御室と発電所対策本部が情報のやりとりを実施する場合には、大きく分けて次の3つに区分され、全体を通じて広義の事故対応に必要な場合である。 <ul style="list-style-type: none">・当直課長が確認すべき保安規定の運転上の制限について逸脱を判断した場合や炉心損傷を検知した場合を含む原災法及び原子力災害対策指針に基づく通報（報告）事象に至った場合等、運転員が判断して報告すべき内容若しくは、その情報がその後の活動の起点となる場合。・ある安全機能が喪失し、その機能回復や代替手段の準備を発電所対策本部に連絡する場合若しくは、発電所対策本部での準備状況の報告を受ける場合。・主に炉心損傷後の状況下において情報共有の結果、必要に応じ運転員に対して発電所対策本部から指示・助言を行う場合。 なお、発電所対策本部がプラント情報を得る場合には中央制御室に問い合わせるのではなく、SPDS等を使用して能動的に実施することを基本としている。	a. 連絡経路について 重大事故等が発生した場合における中央制御室と発電所対策本部との情報連絡については、重大事故等対策に係る指揮命令系統に則り行う。また、運転操作時には発電所対策本部、中央制御室及び現場において確実に指示、報告を行うこととする。初動対応時においては、中央制御室で指揮をとる発電課長（当直）と全体指揮者の間で情報連絡を行い、発電所対策本部の体制拡大後は、運転班を経由して号機責任者と情報連絡を行う。その経路で連絡された情報については、発電所対策本部内において共有化を図ることから、直接的に他の班から中央制御室に問い合わせを実施しない運用としている。 b. 連絡内容について 中央制御室と発電所対策本部が情報のやりとりを実施する場合には、大きく分けて次の3つに区分され、全体を通じて広義の事故対応に必要な場合である。 <ul style="list-style-type: none">・発電課長（当直）が確認すべき保安規定の運転上の制限について逸脱を判断した場合や炉心損傷を検知した場合を含む原災法及び原子力災害対策指針に基づく通報（報告）事象に至った場合等、運転員が判断して報告すべき内容又は、その情報がその後の活動の起点となる場合。・ある安全機能が喪失し、その機能回復や代替手段の準備を発電所対策本部に連絡する場合又は、発電所対策本部での準備状況の報告を受ける場合。・主に炉心損傷後の状況下における情報共有の結果、必要に応じて運転員に対して発電所対策本部から指示・助言を行う場合。 なお、発電所対策本部がプラント情報を得る場合には中央制御室に問い合わせるのではなく、データ表示端末等を使用して能動的に情報を得ることを基本としている。	(2) 中央制御室—発電所対策本部間の情報連絡	
【大飯】体制の相違 大飯は3,4号炉の対応を行いうため、「当直課長（当直主任）」「それぞれの号炉のユニット指揮者」との情報連絡となる。 【大飯】名称の相違					

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.10 重大事故等時の体制について

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 連絡中の運転操作について</p> <p>さらに連絡のタイミングについては、当直課長（当直主任）が自ら判断して実施することから操作対応に支障を及ぼすことはない。また、運転指揮者が連絡を実施している場合においても、他の運転員が運転指揮者等が判断した操作方針に則り、個別の運転操作を手順書を使用して継続して実施する体制としていることから、運転操作の空白時間が発生しない。</p> <p>d. まとめ</p> <p>重大事故発生時における発電所から社内外への情報連絡は、情報班が一元的に実施しており、中央制御室の運転指揮者と発電所対策本部との情報連絡については、重大事故等対策に係る指揮命令系統に則り行われ、直接的に他の班と中央制御室が情報共有を実施しない運用としている。</p> <p>このことから発電所対策本部の各班からの問い合わせにより、中央制御室での判断、指揮及び運転操作に支障を及ぼすことはない。</p> <p>5. 発電所対策本部要員（広報班含む。）に必要な力量項目と評価方法 (表3)</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>a. 力量項目と評価方法について</p> <p>情報班、安全管理班、放射線管理班、保修班等各班の役割に応じて重大事故対応に特有の知識・技能が必要な職務に対応する力量項目を定め、具体的な力量の内容を設定した上で、必要な教育・訓練を実施し、あらかじめ定めた方法（理解度確認試験又は訓練、演習、業務経験による評価等）で知識、技能、経験を根拠として力量を評価し、管理することとする。</p> <p>例えば、安全管理班については、事故状況を把握し、影響緩和方策の検討が必要であることから、以下の力量を設定することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「事故時影響緩和操作所則（以下「AMG」という。）」、「事故時操作所則」、「重大事故等発生時における原子炉施設保全のための活動に関する所達（以下「SA所達」という。）」等の知識を有すること。 「重大事故時の主なプラント挙動を理解していること。」等 <p>なお、発電班の重大事故対応に関する力量評価については通常時のポジションごとの力量評価に含まれており、緊急安全対策要員については、個別の活動手順ごとの力量管理を行っている。</p> <p>b. 発電所対策本部が事故収束に専念できる体制について</p> <p>発電所のプラント状況及び事故収束活動に関する情報は情報班が一元的に集約管理し、発電所対策本部内で共有するとともに、本店対策本部との連絡は発電所情報班と本店情報係の間のみ</p>		<p>c. 連絡中の運転操作について</p> <p>連絡のタイミングについては、発電課長（当直）が自ら判断して実施することから操作対応に支障を及ぼすことはない。また、発電課長（当直）が連絡を実施している場合においても、他の運転員が発電課長（当直）が判断した操作方針に則り、副長の指示の下、個別の運転操作について手順書を使用して継続して実施する体制としていることから、運転操作の空白時間が発生しない。</p> <p>d. まとめ</p> <p>重大事故発生時における発電所から社内外への情報連絡は、総括班が一元的に実施しており、中央制御室の発電課長（当直）と発電所対策本部との情報連絡については、重大事故等対策に係る指揮命令系統に則り行われ、直接的に他の班と中央制御室が情報共有を実施しない運用としている。</p> <p>このことから発電所対策本部の各班からの問い合わせにより、中央制御室での判断、指揮及び運転操作に支障を及ぼすことはない。</p> <p>(5) 交替要員の考え方</p> <p>平日の勤務時間帯に緊急体制が発令された場合、電話、所内放送、ページング等にて発電所構内の重大事故等対策要員及び発電用原子炉主任技術者に対して非常招集を行う。</p> <p>夜間及び休日の場合、発電所内に宿直している運転員7名、発電所対策本部要員の初動要員6名及び重大事故等対応要員の初動要員17名にて初期対応を実施する（第2図）。それ以外の要員は、「自動呼出システム」、「通信連絡設備」等により非常招集される（第8図）※3。</p> <p>※3 (2) 発電所対策本部の要員参集 c. 発電所外から発電所に参集する重大事故等対策要員参照</p> <p>2号炉の発電用原子炉主任技術者については、重大事故等の発生連絡を受けた後、速やかに発電所対策本部に駆けつけられるよう、早期に非常招集が可能なエリア（女川町又は石巻市）に1名配置する。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、非常招集中であっても通信連絡設備（衛星電話設備（携帯型）等）を携行することにより、発電所対策本部からプラントの状況、対策の状況等の情報連絡が受けられるとともに自ら確認することができる。</p> <p>また、初動後の交替についても考慮し、各班長、2号炉の発電用原子炉主任技術者の交替要員についても、発電所への参集が可能となるよう配慮する。</p>	<p>【大飯】体制の相違 大飯は3、4号炉の対応を行うため、号炉ごとに当直課長と当直主任が運転指揮者となる。 泊は3号炉のみと対応であり、発電課長（当直）が判断した検査方針に則り、副長が運転員に指示できる。 【大飯】記載表現の相違</p> <p>名称の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>体制の相違(相違理由 (比較表1.0.10-14、 16、17ページと同じ)</p> <p>地理的要因の相違 記載表現の相違</p> <p>技術的能力1.0まとめ 資料1.0.1項、1.0.2項と表現を合わせた。 名称の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>に一本化する体制としている。</p> <p>例えば本店対策本部で必要な情報は、発電所情報班を通じて本店情報係に伝えられ、本店本部内で共有されることから、本店から発電所の広報班あるいは他の各班に事故収束活動を妨げる問い合わせが行われることはない。</p> <p>また、重大事故時のプレス対応は本店広報班が実施し、発電所広報班は発電所においてプレス対応を行わず、発電所内で事故収束を妨げることはない。</p> <p>情報班は、重大事故時のプラント挙動及び重大事故時の対応に関する教育を受けており、プラント状況や事故収束活動の状況を把握して外部からの問い合わせを優先すべきものかどうか判断する力量を有しております、事故収束活動が妨げられることはない。</p> <p>(2)力量管理の方法</p> <p>発電所対策本部要員の通常時と発電所対策本部体制における職務と力量の関係を表3に示す。</p> <p>教育・訓練要綱に定める発電所対策本部要員の力量項目と評価方法については表4（1／3）に現行の規定、表4（2／3、3／3）に今後の改善案を示す。</p> <p>また、緊急安全対策要員の力量項目と評価方法については表5に示す。</p> <p>なお、力量管理の運用実績、体制及び教育・訓練の充実・強化の内容を踏まえ、力量設定及び評価の方法を含め、今後も見直しを行い、教育訓練、力量管理の改善を図って行っていく。</p>	<p>平日の勤務時間帯、夜間及び休日の場合いずれの場合も、時間の経過とともに必要とする人員（98名：第1図）以上が集まるところから、長期的対応に備え、対応者と待機者を人選する（第9図、別紙7）。</p> <p>必要人数を発電所に残し、残りは発電所外（宿舎、自宅、原子力事業所災害対策支援拠点等）で待機し、基本的に12時間（目途）ごとに発電所外で待機している要員と交替することで長期的な対応にも対処可能な体制を構築する。</p> <p>なお、放射性雲通過時においても対応する必要がある活動に対し、緊急時対策所に交替要員を確保した必要最小限の体制を構築する。</p>	<p>平日の勤務時間帯、夜間及び休日の場合いずれの場合も、時間の経過とともに必要とする人員（98名：図1）以上が集まるところから、長期的対応に備え、対応者と待機者を人選する（図9、別紙7）。</p> <p>必要人数を発電所に残し、残りは発電所外（宿舎、自宅、原子力事業所災害対策支援拠点等）で待機し、基本的に12時間（目途）ごとに発電所外で待機している要員と交代することで長期的な対応にも対処可能な体制を構築する。</p> <p>なお、初動対応要員を含めて体制を強化した発電所対策本部体制にて炉心損傷防止対策、格納容器破損防止対策等を実施するが、万一ブルームが発生する事態となった場合には、不要な被ばくから要員を守るため、緊急時対策所にとどまる必要の無い要員については発電所外へ一時退避させる。このブルーム通過時においても対応する必要がある活動に対し、緊急時対策所に交代要員を確保した必要最小限の体制を構築する。</p>	<p>重大事故等対策対策の相違</p> <p>泊はPWRであり、重大事故等対策として原子炉格納容器ベントを実施しない。</p> <p>記載方針の相違</p> <p>必要最小限の体制を構築し、緊急時対策所にとどまる必要のない要員を一時退避させる運用について実質的な相違はない。</p> <p>緊急時対策所に留まる要員の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>泊は中央制御室待避所がない、3号炉運転員は緊急時対策所に退避する。</p> <p>名称の相違</p>
	<p>緊急時対策所には79名（内訳：発電所対策本部長、本部付、2号炉発電用原子炉主任技術者、各班長及び各班員（交替要員含む。）36名、1号及び3号炉中央制御室から退避する運転員8名、重大事故等対応要員等の現場要員35名）が待機し、中央制御室待避所には2号炉運転員7名が待機する。なお、放射性雲通過中は、現場作業は行わないが、緊急時対策所の各班の機能は維持される（第4図）。</p> <p>(6) 放射性雲通過前後の体制の移行</p> <p>a. 放射性雲通過前</p> <p>緊急時対策所の発電所対策本部の体制は、格納容器ベントに伴う放射性雲の通過に備え、放射性雲通過前に発電所対策本部の体制を変更する。放射性雲通過時においても緊急時対策所に必要な重大事故等に對処する要員を残し、それ以外の重大事故等に對処する要員は事前に原子力事業所災害対策支援拠点等に一時退避する。</p> <p>中央制御室の運転員は、中央制御室待避所を正圧化させて放射性雲の通過に備える。</p> <p>b. 放射性雲通過中</p> <p>放射性雲通過中は、重大事故等の現場対応は実施できないが、緊急時対策所における発電所対策本部の本部長及び各班長によ</p>	<p>緊急時対策所には83名（内訳：発電所対策本部長、委員、3号炉発電用原子炉主任技術者、各班長及び各班員（交代要員含む。）33名、1号炉、2号炉及び3号炉中央制御室から退避する運転員9名、災害対策要員等の現場要員41名）が待機する。なお、ブルーム通過中は、現場作業は行わないが、緊急時対策所の各班の機能は維持される（図4）。</p> <p>ブルーム通過後において、モニタリングポスト等の放射線量から屋外での活動を再開できると判断した場合は、放水砲による放水等を再開するとともに、プラント状況により必要に応じて発電所外へ一時避難させた要員を再参集させ継続的な事故対応を実施する。</p>	<p>記載方針の相違</p> <p>泊はPWRであり、重大事故等対策として原子炉格納容器ベントを実施しないことから、万一ブルームが発生した場合の体制についての説明は項目立てせずに記載した。</p>

1.0.10 重大事故等時の体制について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>る本部体制及び各班の機能は維持され、SPDS表示装置や代替気象観測装置等を用いてプラント状況や周囲状況の把握及び作業再開後の対応について、緊急時対策所内で議論される。放射性雲通過後の作業再開は、可搬型モニタリングポスト等の指示が低下し、安定したことをもって判断する。</p> <p>c. 放射性雲通過後 放射性雲の通過が判断され次第、緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）による給気から緊急時対策所非常用送風機への切替えを行い、緊急時対策建屋のチェンジングエリアの運用を再開する。</p> <p>3. 発電所外における重大事故等対策に係る体制について 発電所において緊急体制の発令を受けた場合、本店対策本部及び原子力事業所災害対策支援拠点において、発電所における重大事故等対策に係る活動を支援する体制を構築する（第12図）。 以下に発電所外における体制について示す。</p> <p>(1) 本店対策本部 a. 本店対策本部の体制概要 (a) 本店対策本部長（社長）の役割 社長は、本店対策本部長として統括管理を行い、全社での体制にて原子力災害対策活動を実施するため本店対策本部長としてその職務を行う。 なお、社長が不在の場合は、あらかじめ定めた順位に従い、本店対策本部の副本部長がその職務を代行する。</p> <p>(b) 本店対策本部の構成 本店対策本部は、原子力部門のみでなく他部門も含めた全社での体制にて、重大事故等の拡大防止を図り、事故により放射性物質を環境に放出することを防止するために、特に中長期の対応について発電所対策本部の活動を支援することとし、運転及び放射線管理に関する支援事項のほか、発電所対策本部が事故対応に専念できるよう発電所対策本部が必要とする資機材や人員の手配・輸送、社内外の情報収集及び災害状況の把握、報道機関への情報発信、原子力緊急事態支援組織等関係機関への連絡、原子力事業所災害対策支援拠点の選定・運営、ほかの原子力事業者等への応援要請やプラントメーカー等からの対策支援対応等、技術面・運用面で支援する体制を整備する（第13図）。</p> <p>事務局: 対策本部の設営、指令・連絡等の集約、店所対策本部及び関係店所との連絡 原子力班: 発電所対策本部からの情報収集、官公庁及び地方自</p>	<p>3. 発電所外における重大事故等対策に係る体制について 発電所において防災体制の発令を受けた場合、本店対策本部及び原子力事業所災害対策支援拠点において、発電所における重大事故等対策に係る活動を支援する体制を構築する（図12）。 以下に発電所外における体制について示す。</p> <p>(1) 本店対策本部 a. 本店対策本部の体制概要 (a) 本店対策本部長（社長）の役割 社長は、本店対策本部長として統括管理を行い、全社での体制にて原子力災害対策活動を実施するため本店対策本部長としてその職務を行う。 なお、社長が不在の場合は、あらかじめ定めた順位に従い、本店対策本部の副本部長がその職務を代行する。</p> <p>(b) 本店対策本部の構成 本店対策本部は、原子力部門のみでなく他部門も含めた全社での体制にて、重大事故等の拡大防止を図り、事故により放射性物質を環境に放出することを防止するために、特に中長期の対応について発電所対策本部の活動を支援することとし、運転及び放射線管理に関する支援事項のほか、発電所対策本部が事故対応に専念できるよう発電所対策本部が必要とする資機材や人員の手配・輸送、社内外の情報収集及び災害状況の把握、報道機関への情報発信、原子力緊急事態支援組織等関係機関への連絡、原子力事業所災害対策支援拠点の選定・運営、ほかの原子力事業者等への応援要請やプラントメーカー等からの対策支援対応等、技術面・運用面で支援する体制を整備する（図13）。</p> <p><原子力部門> 原子力班 : 本店対策本部の設営・運営、社内外の情報収集及び関係箇所への連絡、他原子力事業者・原子力緊急事態支援組織への応援要請、電気通信事業者回</p>	本店原子力防災組織の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
<p>添付1 本店対策本部（若狭）が使用できない場合の措置</p> <p>不測の事態が発生し、本店対策本部（若狭）が使用できない場合、本店対策本部（中之島）へ移動し、発電所対策本部への技術支援を行う。</p> <p>1. 本店対策本部（若狭）から本店対策本部（中之島）へ移動する判断基準</p> <p>本店対策本部長が本部としての機能が発揮出来ないと判断した場合、本部を本店対策本部（若狭）から本店対策本部（中之島）に移す。機能が発揮出来ない場合とは、例えば、以下が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本店対策本部の全壊 ・通信が途絶し復旧の目処が立たない ・本店対策本部の居住性悪化 等 <p>2. 本店対策本部（中之島）の設備</p> <p>本店対策本部（中之島）に備え付けている通信機器等は下表のとおりであり、本部機能を発揮できる設備を整備している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>名称</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用通信機器</td><td>社内ホットライン</td></tr> <tr> <td></td><td>NTT電話回線</td></tr> <tr> <td></td><td>FAX電話</td></tr> <tr> <td>複合原子力防災ネットワーク用通信機器（衛星系／地上系）</td><td>衛星電話</td></tr> <tr> <td></td><td>アラビ会議システム</td></tr> <tr> <td></td><td>ファクシミリ</td></tr> <tr> <td>その他資機材</td><td>電話</td></tr> <tr> <td></td><td>常用発電機</td></tr> <tr> <td></td><td>燃料（重油）</td></tr> </tbody> </table> <p>また、SPDS（プラントパラメータ表示システム）端末により、発電所のプラントパラメータも監視可能である。</p> <p>3. 本店対策本部（中之島）への要員の移動手段及びその間の発電所支援</p> <p>(1) 移動手段</p> <p>原則、社有バスで移動する（公共交通機関が使えれば、公共交通機関も利用）。その他、幹部クラス用に、民間ヘリを1機確保している。</p> <p>(2) 移動の間の発電所支援</p> <p>事故発生時点から、本店対策本部（若狭）が使用できない（若しくは突然使用できなくなる）等、要員が中之島に一斉に移動する場合でも、通信可能なSPDS端末と携帯可能な衛星電話により、移動中にプラントパラメータを把握した上で、発電所への支援を行うことは可能である。さらに、本店対策本部（中之島）にも、原子力部門（原子燃料サイクル室、原子力事業本部の一部のグル</p>	分類	名称	非常用通信機器	社内ホットライン		NTT電話回線		FAX電話	複合原子力防災ネットワーク用通信機器（衛星系／地上系）	衛星電話		アラビ会議システム		ファクシミリ	その他資機材	電話		常用発電機		燃料（重油）	<p>治体への報告・連絡、放射性物質による被害状況の把握、発電所に対する応援・指導、現地への専門技術者の派遣、本復旧計画の策定、他原子力事業者・原子力緊急事態支援組織への応援要請、原子力事業所灾害対策支援拠点の開設・運営等</p> <p>広報班：報道関係に対する情報提供</p> <p>総務班：社屋内外の警備、土地の被害調査等</p> <p>人財班：復旧活動従業員の安全対策、緊急被ばく医療対策、医師・病院の手配等</p> <p>資材班：復旧用資機材の調達・輸送、輸送用機動力の調達・確保、一般交通関係情報の収集等</p> <p>電力システム班：ヘリコプターの確保・運用、供給対策等</p> <p>土木建築班：応急復旧対策及び本復旧計画の策定、復旧要員計画及び動員の指示、所要資材の調達及び手配等</p> <p>情報通信班：保安通信回線の確保、電気通信事業者回線及び社外非常用通信設備の利用対策等</p>	<p>線及び社外非常用通信設備の利用対策、事故状況の把握及び事故拡大防止のための運転措置の支援、原子力発電設備の復旧対策支援、放射線被害状況の把握及び事故影響範囲の評価に関する支援、傷病者搬送対応、プレススポークスマン、原子力事業所灾害対策支援拠点の設営・運営、土木建築設備等の被害復旧状況の集約、土木建築設備等の復旧対策等</p> <p><流通部門></p> <p>情報通信班：保安通信回線の確保、情報通信設備等の被害復旧状況の集約等</p> <p>工務班：電力系統運用設備の被害復旧状況の集約、電力系統の復旧及び供給対策、ヘリコプターの確保・運用等</p> <p>配電班：配電設備の被害復旧状況の集約、配電設備の復旧及び供給対策等</p> <p><業務部門></p> <p>総括班：本店対策本部の庶務、要員の手配・安否確認・健康管理、その他全社員等の調整、食料の調達、宿舎対策、医師・病院の手配等</p> <p>総務班：本店建物の警備、業務用建物の被災状況確認、派遣者用車両の確保及び緊急通行車両申請等</p> <p>資材班：資機材の調達及び輸送等</p> <p>経理班：原子力事業所灾害対策支援拠点の設営・運営に係る資金の調達・出金、緊急動員時の出金等</p> <p><社外対応部門></p> <p>お客様対応班：お客様との電話対応等</p> <p>立地班：発電所の立地地域対応の支援、地域社会における動向の調査等</p> <p>広報班：報道関係に対する情報提供等</p> <p><東京支社部門></p> <p>技術班：緊急時対応センター（ERC）派遣、官庁対応等</p> <p>総務班：本店対策本部との連絡調整、報道関係に対する情報提供等</p> <p>b. 本店対策本部設置までの流れ</p> <p>発電所において、重大事故等の原子力災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合、所長（原子力防災管理者）は直ちに緊急体制を発令するとともに本店原子力部長へ報告する。</p> <p>報告を受けた本店原子力部長は直ちに社長に報告し、緊急体制の区分に応じて本店原子力部長は警戒対策体制を、社長は第1又は第2緊急体制を発令する。</p> <p>報告を受けた原子力部長は直ちに社長に報告し、防災体制の区分に応じて社長は原子力防災準備体制、原子力応急事態体制又は原子力緊急事態体制を発令する。</p>	<p>本店対策本部に東京支社部門を配置していることについては島根と同様</p> <p>名称の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>運用の相違</p> <p>当社は警戒事象が発生した場合には社長が原子力防災準備体制を発令する。(島根)</p>
分類	名称																						
非常用通信機器	社内ホットライン																						
	NTT電話回線																						
	FAX電話																						
複合原子力防災ネットワーク用通信機器（衛星系／地上系）	衛星電話																						
	アラビ会議システム																						
	ファクシミリ																						
その他資機材	電話																						
	常用発電機																						
	燃料（重油）																						

1.0.10 重大事故等時の体制について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>一)の要員が、80名程度おり、この要員と連携をとりつつ、発災発電所の支援を行うことができる。</p> <p>なお、本部移転までに時間的な余裕がある場合は、二班にわかつて中之島に移動する等により、本部機能を維持しながら、移転が可能である。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>本店原子力部長は、警戒対策体制発令後、本店警戒対策要員を非常招集する(第14図)。</p> <p>本店原子力部長は、本店に警戒対策体制を発令した場合、直ちに本店対策本部隣接会議室に警戒対策本部を設置し、本店における対策活動を実施し、発電所において実施される対策活動を支援する。本店原子力部長が不在の場合は、あらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。</p> <p>総括責任者(本店原子力部長)は、本店警戒対策本部の設置、運営、統括及び災害対策活動に関する統括管理を行い、副総括責任者(本店原子力部長又は副部長)は本店対策本部長を補佐する。</p> <p>本店原子力部長から連絡を受けた本店総務部長は、第1又は第2緊急体制発令後、緊急時対策要員を非常招集する。</p> <p>社長は、本店における緊急体制を発令した場合、直ちに本店対策本部室に本店対策本部を設置する。</p> <p>なお、平日夜間においては、本店対策本部が構築されるまでの間、原子力部管理職から非常招集された人員にて初期対応を行うこととし、休日においては、本店対策本部が構築されるまでの間、非常招集された当番者にて初期対応を行う。</p> <p>c. 広報活動</p> <p>原子力災害発生時における広報活動については、原災法第16条第1項に基づき設置される原子力災害対策本部(全面緊急事態発生時の場合)と連携することとしており、原子力規制庁緊急時対応センター(ERC)及び緊急事態応急対策等拠点施設(オフサイトセンター)との情報発信体制を構築し、本店対策本部にて対応を行う(第15図)。</p> <p>また、近隣住民を含めた広範囲の住民からの問い合わせについては、相談窓口等で対応を行い、記者会見情報等についてはホームページ等を活用し、情報発信する。</p>	<p>原子力部長は、原子力防災準備体制発令後、本店警戒対策要員を非常招集する(図14)。</p> <p>原子力部長は、本店における原子力防災準備体制発令時には、直ちに原子力施設事態即応センターに本店警戒対策本部を設置し、本店における対策活動を実施し、発電所において実施される対策活動を支援する。原子力部長が不在の場合はあらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。</p> <p>本店警戒対策本部長(原子力部長)は、本店警戒対策本部の設置、運営、統括及び災害対策活動に関する統括管理を行い、副本部長(原子力事業統括部部長等)は本店警戒対策本部長を補佐する。</p> <p>原子力部長は、本店における原子力応急事態体制又は原子力緊急事態体制発令後、本店の原子力災害対策要員を非常招集する。</p> <p>社長は、本店における防災体制を発令した場合、直ちに原子力施設事態即応センターに本店対策本部を設置する。</p> <p>なお、平日夜間においては、本店対策本部が構築されるまでの間、原子力事業統括部管理職から非常招集された人員にて初期対応を行うこととし、休日においては、本店対策本部が構築されるまでの間、非常招集された当番者にて初期対応を行う。</p> <p>c. 広報活動</p> <p>原子力災害発生時における広報活動については、原災法第16条第1項に基づき設置される原子力災害対策本部(全面緊急事態発生時の場合)と連携することとしており、原子力規制庁緊急時対応センター(ERC)及び緊急事態応急対策等拠点施設(オフサイトセンター)との情報発信体制を構築し、本店対策本部にて対応を行う(図15)。</p> <p>また、近隣住民を含めた広範囲の住民からの問い合わせについては、相談窓口等で対応を行い、記者会見情報等についてはホームページ等を活用し、情報発信する。</p>	<p>と同様</p> <p>防災体制の名称の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>運用の相違</p> <p>当社は警戒事象が発生した場合には社長が原子力防災準備体制を発令する。(局根と同様)</p> <p>本店警戒対策本部を設置する場所の相違</p> <p>本部名称の相違</p> <p>名称の相違</p> <p>名称の相違</p> <p>名称の相違</p> <p>運用の相違</p> <p>当社は、原子力部長が本店の原子力災害対策要員を非常招集する。</p> <p>名称の相違</p> <p>名称の相違</p>

1.0.10 重大事故等時の体制について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字:記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字:記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉	泊発電所3号炉	泊発電所3号炉	相違理由
大飯発電所3／4号炉	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>(2) 原子力事業所災害対策支援拠点</p> <p>発電所構内には、7日間外部支援なしに災害対応が可能な資機材として、必要な数量の食料、飲料水、防護具類（タイベック、ゴム手袋、全面マスク等）、燃料を配備している。</p> <p>また、発電所において緊急体制が発令された場合でも、発電所外からの支援体制として、以下のとおり原子力事業所災害対策支援拠点を整備している。</p> <p>本店対策本部長は、原子力事業所災害対策支援拠点の設営が必要と判断した場合、発電所における重大事故等対策に係る活動を支援するため、原子力災害対策特別措置法第10条通報後、原子力事業所災害対策支援拠点の設営を本店原子力部長に指示する。</p> <p>本店原子力部長は、あらかじめ選定している施設の候補の中から放射性物質が放出された場合の影響等を考慮した上で原子力事業所災害対策支援拠点を指定する（別紙6）。</p> <p>災害対策支援拠点担当本店責任者は、原子力事業所災害対策支援拠点へ必要な要員を派遣するとともに、原子力事業所災害対策支援拠点を運営し、発電所における重大事故等対策に係る活動を支援する。</p> <p>原子力事業所災害対策支援拠点へ派遣された要員は、現場責任者の指揮の下、各チームの役割に基づき活動を行う（第16図）。</p> <p>また、事態の長期化による作業員等の増員に伴って増加する放射線管理業務等を行うための追加要員（24時間対応及び交替要員含む。）については、全社からの支援要員で対応することを基本とする。</p> <p>(3) 中長期的な体制</p> <p>重大事故等発生後の中長期的な対応が必要になる場合に備えて、本店対策本部が中心となって社内外の関係各所と連係し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を整備する。</p> <p>具体的には、プラントメーカー（東芝エネルギーシステムズ株式会社、日立GEニュークリア・エナジー株式会社）、協力会社等から重大事故等発生後に現場操作対応等を実施する要員の派遣や事故収束に向けた対策立案等の技術支援や設備の補修に必要な予備品等の供給及び要員の派遣等について、協議及び合意の上、支援計画を定め、災害発生時の技術支援に係る協定を締結し、重大事故等時に必要な支援が受けられる体制を整備する。</p>	<p>(2) 原子力事業所災害対策支援拠点</p> <p>発電所構内には、7日間外部支援なしに災害対応が可能な資機材として、必要な数量の食料、飲料水、防護具類（タイベック、ゴム手袋、全面マスク等）、燃料を配備している。</p> <p>また、発電所において防災体制が発令された場合でも、発電所外からの支援体制として、以下のとおり原子力事業所災害対策支援拠点を整備している。</p> <p>本店対策本部長は、原子力事業所災害対策支援拠点の設営が必要と判断した場合、発電所における重大事故等対策に係る活動を支援するため、原子力災害対策特別措置法第10条通報後、原子力事業所災害対策支援拠点の設営を原子力部長に指示する。</p> <p>原子力部長は、あらかじめ選定している施設の候補の中から放射性物質が放出された場合の影響等を考慮した上で原子力事業所災害対策支援拠点を指定する（別紙6）。</p> <p>原子力班長は、原子力事業所災害対策支援拠点へ必要な要員を派遣するとともに、原子力事業所災害対策支援拠点を運営し、発電所における重大事故等対策に係る活動を支援する。</p> <p>原子力事業所災害対策支援拠点へ派遣された要員は、支援拠点係長の指揮の下、各チームの役割に基づき活動を行う（図16）。</p> <p>また、事態の長期化による作業員等の増員に伴って増加する放射線管理業務等を行うための追加要員（24時間対応及び交代要員含む。）については、全社からの支援要員で対応することを基本とする。</p> <p>(3) 中長期的な体制</p> <p>重大事故等発生後の中長期的な対応が必要になる場合に備えて、本店対策本部が中心となって社内外の関係各所と連係し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を整備する。</p> <p>具体的には、プラントメーカー（三菱重工業株式会社及び三菱電機株式会社）、協力会社等から重大事故等発生後に現場操作対応等を実施する要員の派遣や事故収束に向けた対策立案等の技術支援や設備の補修に必要な予備品等の供給及び要員の派遣等について、協議及び合意の上、支援計画を定め、災害発生時の技術支援に係る協定を締結し、重大事故等時に必要な支援が受けられる体制を整備する。</p>	<p>名称の相違</p> <p>名称の相違</p> <p>プラントメーカーの相違</p>

1.0.10 重大事故等時の体制について

自發電所 3 号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
白3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																																																																							
<p>第1表 体制の区分と緊急時活動レベル（EAL）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>緊急事態</th> <th>緊急度</th> <th>緊急事態</th> <th>緊急度</th> <th>緊急事態</th> <th>緊急度</th> <th>緊急事態</th> <th>緊急度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常時警戒 EAL1</td> <td>原子力防災監視室</td> <td>原子力緊急監視室（EAL2）</td> <td>原子力緊急監視室（EAL2）</td> <td>原子力緊急監視室（EAL3）</td> <td>原子力緊急監視室（EAL3）</td> <td>原子力緊急監視室（EAL4）</td> <td>原子力緊急監視室（EAL4）</td> </tr> <tr> <td>緊急警報 EAL2</td> <td>原子力緊急監視室</td> <td>原子力緊急監視室（EAL2）</td> <td>原子力緊急監視室（EAL2）</td> <td>原子力緊急監視室（EAL3）</td> <td>原子力緊急監視室（EAL3）</td> <td>原子力緊急監視室（EAL4）</td> <td>原子力緊急監視室（EAL4）</td> </tr> <tr> <td>緊急事態 EAL3</td> <td>原子力緊急監視室</td> <td>原子力緊急監視室（EAL2）</td> <td>原子力緊急監視室（EAL2）</td> <td>原子力緊急監視室（EAL3）</td> <td>原子力緊急監視室（EAL3）</td> <td>原子力緊急監視室（EAL4）</td> <td>原子力緊急監視室（EAL4）</td> </tr> <tr> <td>緊急事態 EAL4</td> <td>原子力緊急監視室</td> <td>原子力緊急監視室（EAL2）</td> <td>原子力緊急監視室（EAL2）</td> <td>原子力緊急監視室（EAL3）</td> <td>原子力緊急監視室（EAL3）</td> <td>原子力緊急監視室（EAL4）</td> <td>原子力緊急監視室（EAL4）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※EAL:Emergency Action Level Al: Alert SE:Site Emergency GE:GeneralEmergency</p>	緊急事態	緊急度	緊急事態	緊急度	緊急事態	緊急度	緊急事態	緊急度	常時警戒 EAL1	原子力防災監視室	原子力緊急監視室（EAL2）	原子力緊急監視室（EAL2）	原子力緊急監視室（EAL3）	原子力緊急監視室（EAL3）	原子力緊急監視室（EAL4）	原子力緊急監視室（EAL4）	緊急警報 EAL2	原子力緊急監視室	原子力緊急監視室（EAL2）	原子力緊急監視室（EAL2）	原子力緊急監視室（EAL3）	原子力緊急監視室（EAL3）	原子力緊急監視室（EAL4）	原子力緊急監視室（EAL4）	緊急事態 EAL3	原子力緊急監視室	原子力緊急監視室（EAL2）	原子力緊急監視室（EAL2）	原子力緊急監視室（EAL3）	原子力緊急監視室（EAL3）	原子力緊急監視室（EAL4）	原子力緊急監視室（EAL4）	緊急事態 EAL4	原子力緊急監視室	原子力緊急監視室（EAL2）	原子力緊急監視室（EAL2）	原子力緊急監視室（EAL3）	原子力緊急監視室（EAL3）	原子力緊急監視室（EAL4）	原子力緊急監視室（EAL4）	<p>第2表 体制の区分と緊急時活動レベル（EAL）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>緊急事態</th> <th>緊急度</th> <th>緊急事態</th> <th>緊急度</th> <th>緊急事態</th> <th>緊急度</th> <th>緊急事態</th> <th>緊急度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常時警戒 EAL1</td> <td>原子力緊急監視室（EAL1）</td> <td>原子力緊急監視室（EAL2）</td> <td>原子力緊急監視室（EAL2）</td> <td>原子力緊急監視室（EAL3）</td> <td>原子力緊急監視室（EAL3）</td> <td>原子力緊急監視室（EAL4）</td> <td>原子力緊急監視室（EAL4）</td> </tr> <tr> <td>緊急警報 EAL2</td> <td>原子力緊急監視室（EAL1）</td> <td>原子力緊急監視室（EAL2）</td> <td>原子力緊急監視室（EAL2）</td> <td>原子力緊急監視室（EAL3）</td> <td>原子力緊急監視室（EAL3）</td> <td>原子力緊急監視室（EAL4）</td> <td>原子力緊急監視室（EAL4）</td> </tr> <tr> <td>緊急事態 EAL3</td> <td>原子力緊急監視室（EAL1）</td> <td>原子力緊急監視室（EAL2）</td> <td>原子力緊急監視室（EAL2）</td> <td>原子力緊急監視室（EAL3）</td> <td>原子力緊急監視室（EAL3）</td> <td>原子力緊急監視室（EAL4）</td> <td>原子力緊急監視室（EAL4）</td> </tr> <tr> <td>緊急事態 EAL4</td> <td>原子力緊急監視室（EAL1）</td> <td>原子力緊急監視室（EAL2）</td> <td>原子力緊急監視室（EAL2）</td> <td>原子力緊急監視室（EAL3）</td> <td>原子力緊急監視室（EAL3）</td> <td>原子力緊急監視室（EAL4）</td> <td>原子力緊急監視室（EAL4）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※EAL:Emergency Action Level Al: Alert SE:Site Emergency GE:GeneralEmergency</p>	緊急事態	緊急度	緊急事態	緊急度	緊急事態	緊急度	緊急事態	緊急度	常時警戒 EAL1	原子力緊急監視室（EAL1）	原子力緊急監視室（EAL2）	原子力緊急監視室（EAL2）	原子力緊急監視室（EAL3）	原子力緊急監視室（EAL3）	原子力緊急監視室（EAL4）	原子力緊急監視室（EAL4）	緊急警報 EAL2	原子力緊急監視室（EAL1）	原子力緊急監視室（EAL2）	原子力緊急監視室（EAL2）	原子力緊急監視室（EAL3）	原子力緊急監視室（EAL3）	原子力緊急監視室（EAL4）	原子力緊急監視室（EAL4）	緊急事態 EAL3	原子力緊急監視室（EAL1）	原子力緊急監視室（EAL2）	原子力緊急監視室（EAL2）	原子力緊急監視室（EAL3）	原子力緊急監視室（EAL3）	原子力緊急監視室（EAL4）	原子力緊急監視室（EAL4）	緊急事態 EAL4	原子力緊急監視室（EAL1）	原子力緊急監視室（EAL2）	原子力緊急監視室（EAL2）	原子力緊急監視室（EAL3）	原子力緊急監視室（EAL3）	原子力緊急監視室（EAL4）	原子力緊急監視室（EAL4）	<p>第3表 防災体制の区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防災体制の区分</th> <th>発生事象の情勢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力防災準備体制</td> <td>警戒事態に該当する事象（表2の警戒事象）が発生し、原子力防災管理者が表2の警戒事象に該当する事象であると判断したとき</td> </tr> <tr> <td>原子力応急事態体制</td> <td>施設敷地緊急事態に該当する事象（表2の原災法第10条第1項に該当する事象）が発生し、原子力防災管理者が表2の原災法第10条第1項に該当する事象であると判断したとき</td> </tr> <tr> <td>原子力緊急事態体制</td> <td>全面緊急事態に該当する事象（表2の原災法第15条第1項に該当する事象）が発生し、原子力防災管理者が表2の原災法第15条第1項に該当する事象であると判断したとき。又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき</td> </tr> </tbody> </table>	防災体制の区分	発生事象の情勢	原子力防災準備体制	警戒事態に該当する事象（表2の警戒事象）が発生し、原子力防災管理者が表2の警戒事象に該当する事象であると判断したとき	原子力応急事態体制	施設敷地緊急事態に該当する事象（表2の原災法第10条第1項に該当する事象）が発生し、原子力防災管理者が表2の原災法第10条第1項に該当する事象であると判断したとき	原子力緊急事態体制	全面緊急事態に該当する事象（表2の原災法第15条第1項に該当する事象）が発生し、原子力防災管理者が表2の原災法第15条第1項に該当する事象であると判断したとき。又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき	<p>表1 防災体制の区分</p>	<p>表2 警戒事象、原災法第10条第1項及び原災法第15条第1項に該当する事象の整理表</p>	<p>記載方針の相違 表は、表1及び表2にて防災体制の区分、EALを記載。</p>
緊急事態	緊急度	緊急事態	緊急度	緊急事態	緊急度	緊急事態	緊急度																																																																																						
常時警戒 EAL1	原子力防災監視室	原子力緊急監視室（EAL2）	原子力緊急監視室（EAL2）	原子力緊急監視室（EAL3）	原子力緊急監視室（EAL3）	原子力緊急監視室（EAL4）	原子力緊急監視室（EAL4）																																																																																						
緊急警報 EAL2	原子力緊急監視室	原子力緊急監視室（EAL2）	原子力緊急監視室（EAL2）	原子力緊急監視室（EAL3）	原子力緊急監視室（EAL3）	原子力緊急監視室（EAL4）	原子力緊急監視室（EAL4）																																																																																						
緊急事態 EAL3	原子力緊急監視室	原子力緊急監視室（EAL2）	原子力緊急監視室（EAL2）	原子力緊急監視室（EAL3）	原子力緊急監視室（EAL3）	原子力緊急監視室（EAL4）	原子力緊急監視室（EAL4）																																																																																						
緊急事態 EAL4	原子力緊急監視室	原子力緊急監視室（EAL2）	原子力緊急監視室（EAL2）	原子力緊急監視室（EAL3）	原子力緊急監視室（EAL3）	原子力緊急監視室（EAL4）	原子力緊急監視室（EAL4）																																																																																						
緊急事態	緊急度	緊急事態	緊急度	緊急事態	緊急度	緊急事態	緊急度																																																																																						
常時警戒 EAL1	原子力緊急監視室（EAL1）	原子力緊急監視室（EAL2）	原子力緊急監視室（EAL2）	原子力緊急監視室（EAL3）	原子力緊急監視室（EAL3）	原子力緊急監視室（EAL4）	原子力緊急監視室（EAL4）																																																																																						
緊急警報 EAL2	原子力緊急監視室（EAL1）	原子力緊急監視室（EAL2）	原子力緊急監視室（EAL2）	原子力緊急監視室（EAL3）	原子力緊急監視室（EAL3）	原子力緊急監視室（EAL4）	原子力緊急監視室（EAL4）																																																																																						
緊急事態 EAL3	原子力緊急監視室（EAL1）	原子力緊急監視室（EAL2）	原子力緊急監視室（EAL2）	原子力緊急監視室（EAL3）	原子力緊急監視室（EAL3）	原子力緊急監視室（EAL4）	原子力緊急監視室（EAL4）																																																																																						
緊急事態 EAL4	原子力緊急監視室（EAL1）	原子力緊急監視室（EAL2）	原子力緊急監視室（EAL2）	原子力緊急監視室（EAL3）	原子力緊急監視室（EAL3）	原子力緊急監視室（EAL4）	原子力緊急監視室（EAL4）																																																																																						
防災体制の区分	発生事象の情勢																																																																																												
原子力防災準備体制	警戒事態に該当する事象（表2の警戒事象）が発生し、原子力防災管理者が表2の警戒事象に該当する事象であると判断したとき																																																																																												
原子力応急事態体制	施設敷地緊急事態に該当する事象（表2の原災法第10条第1項に該当する事象）が発生し、原子力防災管理者が表2の原災法第10条第1項に該当する事象であると判断したとき																																																																																												
原子力緊急事態体制	全面緊急事態に該当する事象（表2の原災法第15条第1項に該当する事象）が発生し、原子力防災管理者が表2の原災法第15条第1項に該当する事象であると判断したとき。又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき																																																																																												

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第2表 所長(原子力防災管理者)不在時の代行順位

代行順位	役職
1	技術系所長代理
2	技術統括部長
3	環境・燃料部長
4	保全部長
5	保全部部長
6	発電部長
7	品質保証部長
8	技術系調査役
9	技術系課長

発電所対策本部の各長の代行順位

各長	代行順位	
	順位	代行順位
事務局長 (運営課長)	運営課課長	運営課課長 (運営 G /担当)
業務支援課長 (次長、総務担当)	施設防護課長	施設防護課長
設備保修課長 (次長、総務担当)	安全監理副長 (次長担当)	安全監理副長 (次長担当)
機械保修課長(安全・技術担当)	技術課長 (技術・安全対策課長)	技術課長 (技術・安全対策課長)
原子力教育センター課長 (教員)	発電室長 (発電室課長)	発電室長 (発電室課長)
原子力教育センター課長 (教員)	防災・安全対策室長 (防災・安全・品質保証室課長)	防災・安全対策室長 (防災・安全・品質保証室課長)
原子力教育センター課長 (教員)	充電至発電課長	充電至発電課長
防災・安全対策室課長	運営課長	運営課課長
原子力教育センター課長 (教員)	運営課長	運営課課長
防災・安全・品質保証室課長	機械保修課長	機械保修課長
防災・安全・品質保証室課長	電気保修課長	電気保修課長

原子力防災管理者の代行順位

代行順位	代行者	代行順位
1	所長代理	2 1 保全計画課課長
2	次長(技術系担当)	2 2 電気保修課課長
3	次長(技術担当)	2 3 制御保修課課長
4	次長(安全対策担当)	2 4 機械保修課課長(設備等担当)
5	原子力安全・品質保証室長	2 5 機械保修課課長(安全・技術担当)
6	発電室長	2 6 原子力教育センター課長
7	防災・安全対策室長	2 7 原子力教育センター課長
8	原子力安全・品質保証室課長	2 8 充電至発電課長
9	防災・安全対策室課長	
10	運営課長	
11	施設防護課長	
12	技術課長	
13	安全管理課長	
14	充電至課長	
15	保全計画課課長	
16	電気保修課長	
17	制御保修課長	
18	機械保修課長	
19	原子力教育センター長	
20	運営課課長	

記載方針の相違
泊士、各班長の代行順位を記載

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち,
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第1図 女川原子力発電所 原子力防災組織 体制図（第2緊急体制・参集要員招集後）</p>	<p>図1 泊発電所 原子力防災組織 体制図（参集要員招集後）</p>	<p>発電所原子力防災組織の相違</p> <p>要員数、要員の名称、機能班の構成に相違はあるが、運転員、可搬型重大事故等対処設備を用いて電源復旧活動や給水活動等を行う要員、緊急時対策所にて対応を行なう各機能班の要員、消防活動を行う要員等、重大事故等時の対応に必要な要員を確保する方針であることに ついては女川と同様。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち,
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

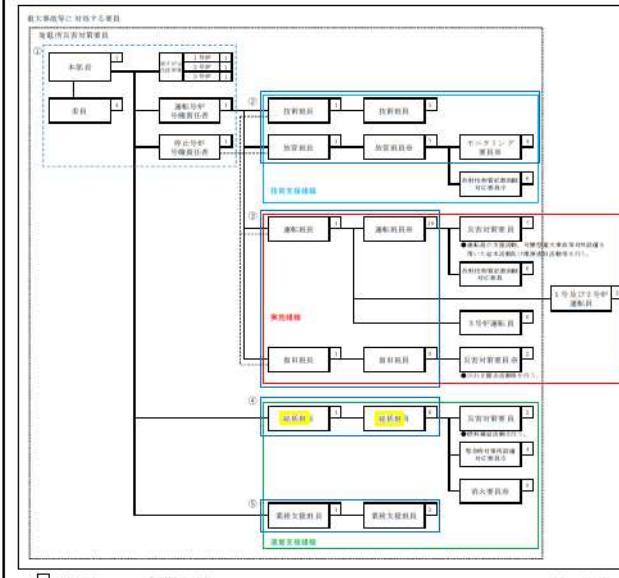
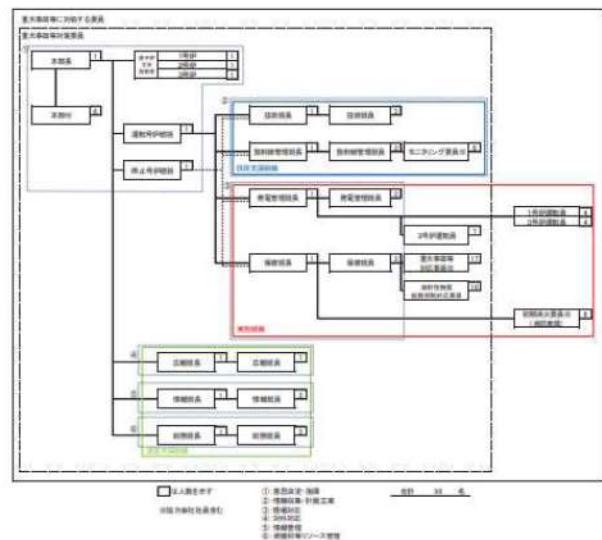
1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



発電所原子力防災組織の相違
要員数、要員の名称、機能班の構成に相違はあるが、運転員、可搬型重大事故等対処設備を用いて電源復旧活動や給水活動等を行う要員、緊急時対策所にて対応を行なう各機能班の要員、消防活動を行う要員等、重大事故等時の対応に必要な要員を確保する方針であることに
ついては女川と同様。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>組織構造図: 女川原子力発電所 原子力防災組織 体制図 (夜間及び休日)</p> <p>主な構成要素:</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等に對応する要員 (①～⑤) <ul style="list-style-type: none"> 運転責任者 連絡責任者 監査体・報道責任者 消防責任者 副消防責任者 副自治体・報道責任者 2号炉運転員 1号炉運転員 2号炉運転員 初動消火要員 (2名) (消防隊員) <p>※1: ⑤は参考要員により対応</p> <p>□は人數を示す</p> <p>※2: 協力会社社員も</p> <p>①: 計画決定・指揮 ②: 情報収集・計画立案 ③: 現場対応 ④: 消防対応 ⑤: 監査管理 ⑥: 資機材等リソース管理</p>	<p>組織構造図: 泊発電所 原子力防災組織 体制図 (夜間及び休日)</p> <p>主な構成要素:</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等に對応する要員 (①～⑩) <ul style="list-style-type: none"> 運転責任者 (運転手・当直運転責任者) 連絡責任者 消防責任者 副消防責任者 副自治体・報道責任者 2号炉運転員 1号炉運転員 3号炉運転員 初動消火要員 (2名) (消防隊員) 災害対策要員 (3名) <ul style="list-style-type: none"> 災害対策要員 (1名) 災害対策要員 (1名) 災害対策要員 (1名) 消防隊員 (2名) 消防活動 (支援) 消火要員 <p>※1: ⑩のうち、資機材等リソース管理は、参考要員に上り対応</p> <p>※2: 発電所対策本部の体制が構成するまでは、発電課長 (当直) の指揮の下、運転員及び災害対策要員を主体とした初動体制を確保し、迅速な対応を図る。</p> <p>※3: 運転員の支援活動、可搬型重大事故等対応設備を用いた給水活動及び電源復旧活動等を行う。</p> <p>※4: がまき隊等の活動を行う。</p> <p>※5: 燃料補給活動を行う。</p> <p>※6: 緊急時対策設備に係る活動、可搬型モニタリング設備の設置等の重大事故等対策に係る支援活動を行う。</p> <p>□は人數を示す。</p> <p>①: 計画決定・指揮 ②: 情報収集・計画立案 ③: 現場対応 ④: 消防対応 ⑤: 監査管理 ⑥: 資機材等リソース管理</p>	<p>初動体制の相違</p> <p>要員数、要員の名称に相違はあるが、運転員、可搬型重大事故等対応設備を用いて電源復旧活動や給水活動等を行う要員、緊急時対策所にて対応を行う本部要員、消火活動を行う要員等、重大事故等時の初動対応に必要な要員を確保する方針であることは女川と同様。</p> <p>泊は、発電所対策本部の体制が機能するまでは、発電課長 (当直) が運転員及び災害対策要員を主体とした初動体制を確保する。(伊方と同様)</p> <p>災害対策要員は、運転員が行う対応操作の支援も行う。</p> <p>緊急時対策所の立ち上げ、中央制御室のチエンジングエリア設営、可搬型モニタリングの準備等を行う災害対策要員(支援)を確保している。</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち,
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>■は人件を示す ■は安全管理員含む ■は協力会社社員含む</p> <p>●は交替要員含む ●は交替要員含む ●は外対応 ●は機材管理 ●は機材等リソース管理</p> <p>▲は交替要員含む ▲は交替要員含む ▲は交替要員含む</p> <p>△は交替要員含む △は交替要員含む △は交替要員含む</p> <p>※: 品番付記入</p> <p>合計 86名 (施設内に置かれた人員 安全管理員18名を含む)</p>	<p>■は人件を示す ■は安全管理員含む ■は協力会社社員含む</p> <p>●は交替要員含む ●は交替要員含む ●は外対応 ●は機材管理 ●は機材等リソース管理</p> <p>▲は交替要員含む ▲は交替要員含む ▲は交替要員含む</p> <p>△は交替要員含む △は交替要員含む △は交替要員含む</p> <p>※: 品番付記入</p> <p>合計 80名</p>	<p>発電所原子力防災組織の相違</p> <p>要員数、要員の名称、機能班の構成に相違はあるが、運転員、可搬型重大事故等対処設備を用いて電源復旧活動や給水活動等を行う要員、緊急時対策所にて対応を行なう各機能班の要員、消防活動を行う要員等、重大事故等時の対応に必要な要員を確保する方針であることに ついては女川と同様。</p>

第4図 女川原子力発電所 原子力防災組織 体制図（放射性碘通過時）

図4 泊発電所 原子力防災組織 体制図（プルーム通過時）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち,
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>【伊方3号炉技術的能力1.0まとめ資料 添付資料1.0.10から抜粋から抜粋】</p> <p>1. 運転員の要員数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原子炉の運転状態^{※1}</th><th>必要な要員数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2および3の場合</td><td>10名以上(当直長を含む)</td></tr> <tr> <td>モード4、5および6の場合</td><td>8名以上(当直長を含む)</td></tr> <tr> <td>使用済燃料ピットのみに燃料体を貯蔵している期間</td><td>5名以上(当直長を含む)</td></tr> </tbody> </table>	原子炉の運転状態 ^{※1}	必要な要員数	モード1、2および3の場合	10名以上(当直長を含む)	モード4、5および6の場合	8名以上(当直長を含む)	使用済燃料ピットのみに燃料体を貯蔵している期間	5名以上(当直長を含む)	<p>事故時体制(2号炉運転中)</p> <pre> graph TD A[事故時体制（2号炉運転中）] --> B[発電課長] B --> C[発電副長] C --> D[主機運転員] C --> E[主機運転員] D --> F[補機運転員] D --> G[補機運転員] D --> H[補機運転員] F --> I[MCR監視、操作補助、現場機器の操作] G --> I H --> I </pre> <p>第5図 中央制御室運転員の体制(2号炉運転中の場合)</p>	<p>事故時体制(原子炉容器に燃料が装荷されている場合)</p> <pre> graph TD A[事故時体制（原子炉容器に燃料が装荷されている場合）] --> B[発電課長（当直）] B --> C[副長] C --> D[運転員I] C --> E[運転員II] D --> F[運転員I] F --> G[運転員II] D --> H[運転員II] G --> I[MCR監視、操作、現場機器の操作] H --> I </pre> <p>図5 中央制御室運転員の体制(3号炉の原子炉容器に燃料が装荷されている場合)</p>	名称の相違
原子炉の運転状態 ^{※1}	必要な要員数										
モード1、2および3の場合	10名以上(当直長を含む)										
モード4、5および6の場合	8名以上(当直長を含む)										
使用済燃料ピットのみに燃料体を貯蔵している期間	5名以上(当直長を含む)										
	<p>事故時体制(2号炉停止中)</p> <pre> graph TD A[事故時体制（2号炉停止中）] --> B[発電課長] B --> C[発電副長] C --> D[主機運転員] D --> E[補機運転員] D --> F[補機運転員] E --> G[MCR監視、操作補助、現場機器の操作] F --> G </pre> <p>第6図 中央制御室運転員の体制(2号炉停止中の場合)</p>	<p>事故時体制(原子炉容器に燃料が装荷されていない場合)</p> <pre> graph TD A[事故時体制（原子炉容器に燃料が装荷されていない場合）] --> B[発電課長（当直）] B --> C[副長] C --> D[運転員I] D --> E[運転員II] D --> F[運転員II] E --> G[MCR監視、操作、現場機器の操作] F --> G </pre> <p>図6 中央制御室運転員の体制(3号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合)</p>	運用の相違 使用済燃料ピットのみに燃料体を貯蔵している期間において重大事故等発生時に必要な運転員の要員数を確保する。(伊方と同じ)								

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

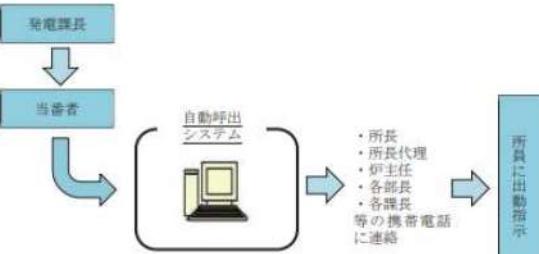
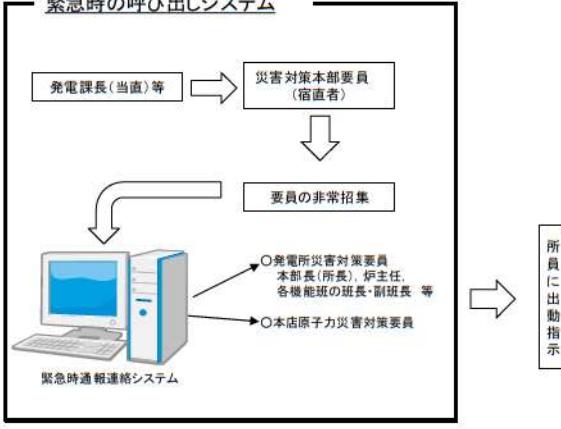
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<pre> graph TD A[連絡責任者] -- "非常招集" --> B[原子力防災管理者] B -- "報告" --> C[本店原子力部長] C -- "発令" --> D[路務課長 (発電所対策本部總務課長)] D -- "報告" --> E[発電所対策本部本部員] D -- "非常招集" --> F[発電所対策本部各班長] F --> G[発電所対策本部各副班長] G --> H[発電所対策本部各班員] </pre> <p>→ : 通常勤務時間帯以外の時間帯及び 社内放送等で招集できない場合に連絡する経路。</p> <p>第7図 発電所における体制発令と要員の非常招集</p>	<pre> graph TD A[通報連絡責任者] -- "非常招集" --> B[原子力防災管理者] B -- "報告" --> C[本店原子力部長] C -- "発令" --> D[運営課長 (発電所対策本部總括班長)] D -- "報告" --> E[発電所対策本部本部員] D -- "非常招集" --> F[発電所対策本部各班長] F --> G[発電所対策本部各副班長] G --> H[発電所対策本部各班員] </pre> <p>→ : 通常勤務時間帯以外の時間帯及び 所内放送等で招集できない場合に連絡する経路。</p> <p>図7 発電所における体制発令と要員の非常招集</p>	名称の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第8図 自動呼出システムによる非常招集連絡</p>	 <p>図8 緊急時の呼び出しシステムによる非常招集連絡</p>	要員、設備名称の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

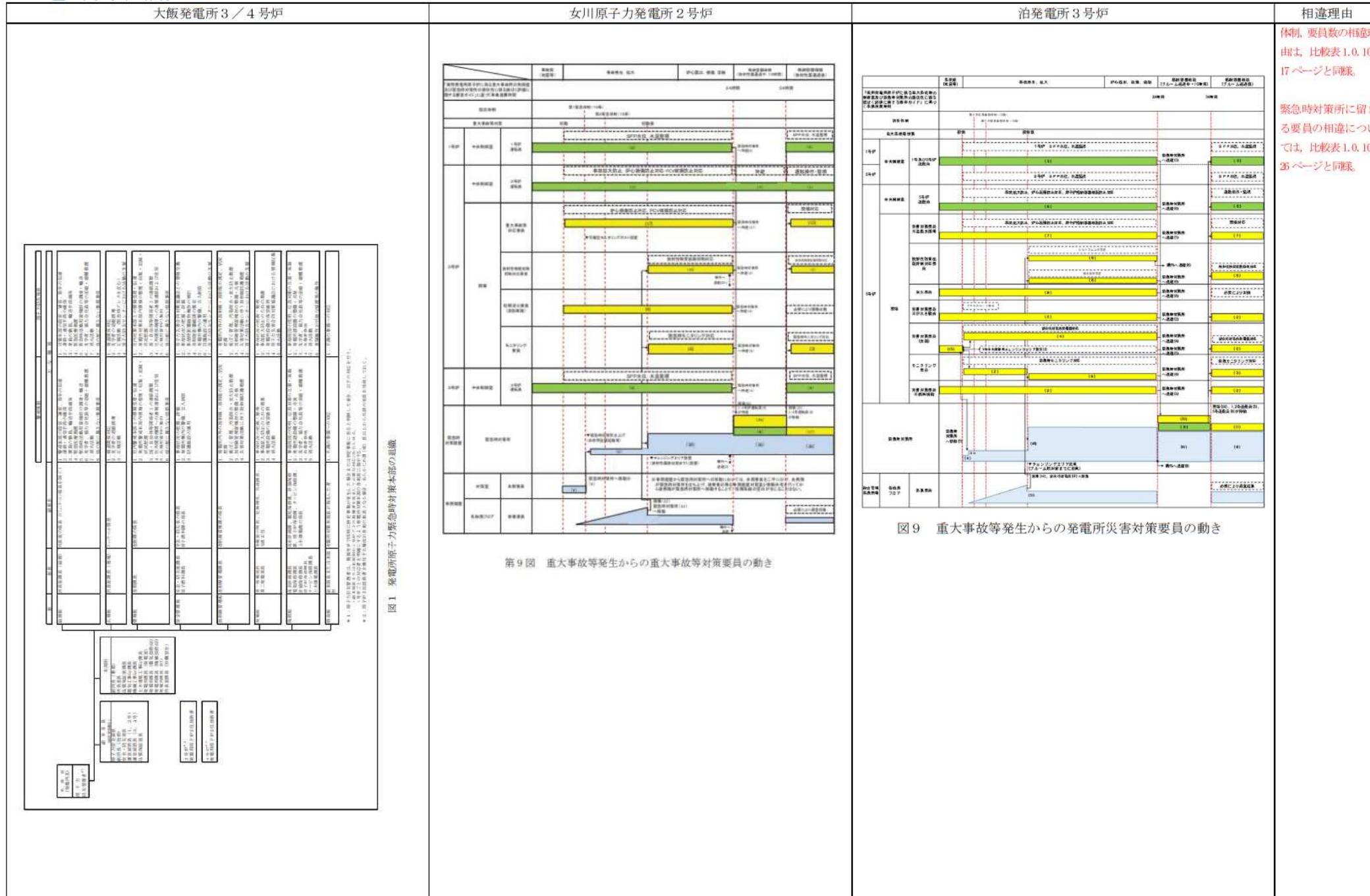


図1 発電所原子力緊急時対策本部の組織

第9図 重大事故等発生からの重大事故等対策要員の動き

図9 重大事故等発生からの発電所災害対策要員の動き

自發電所 3 号炉 技術的能力 比較表

色:大飯3/4号炉の記載のうち、
白3号炉と比較対象とならない
記載内容

字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
<p>図2 本店原子力緊急時対策本部の組織</p>							
<p>図10 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の非常召集の流れ</p>							
<p>図10 発電所災害対策要員の非常召集の流れ</p>							

図2 本店原子力緊急時対策本部の組織

- * 1. 本助成金の開設時対象年齢(若狭町)は1歳以上三歳未満。
- * 2. 本助成金の開設時対象年齢(若狭町)は1歳以上三歳未満。
- * 3. 審査用紙提出時(2歳)、口語検査の段階で承認を得ること。

. 0. 10⁻⁴¹

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

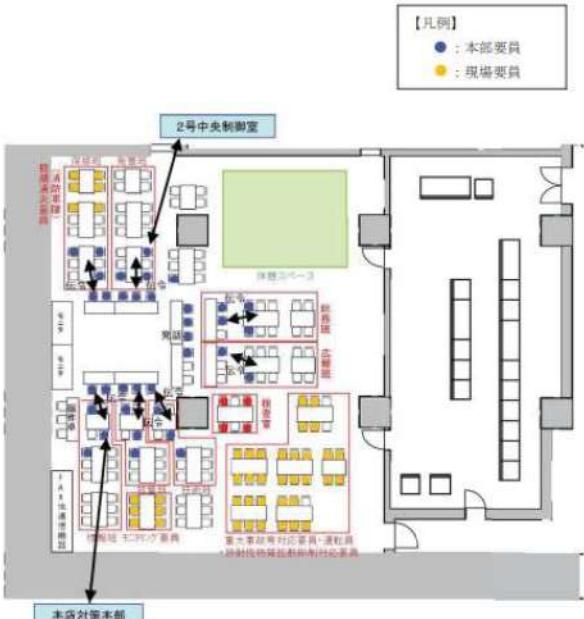
赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3／4号炉



女川原子力発電所2号炉

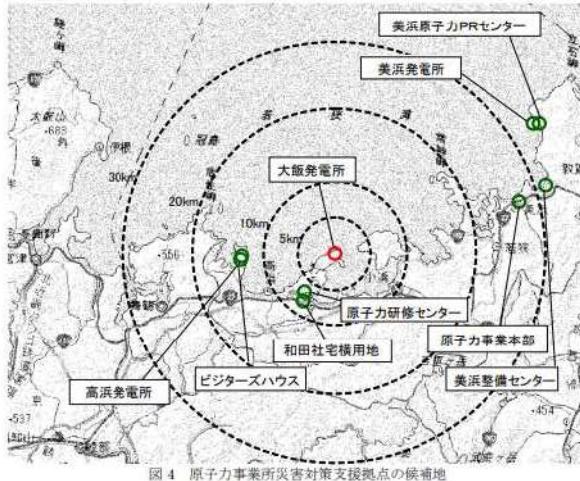


泊発電所3号炉



相違理由

緊急時対策所レイアウトの相違

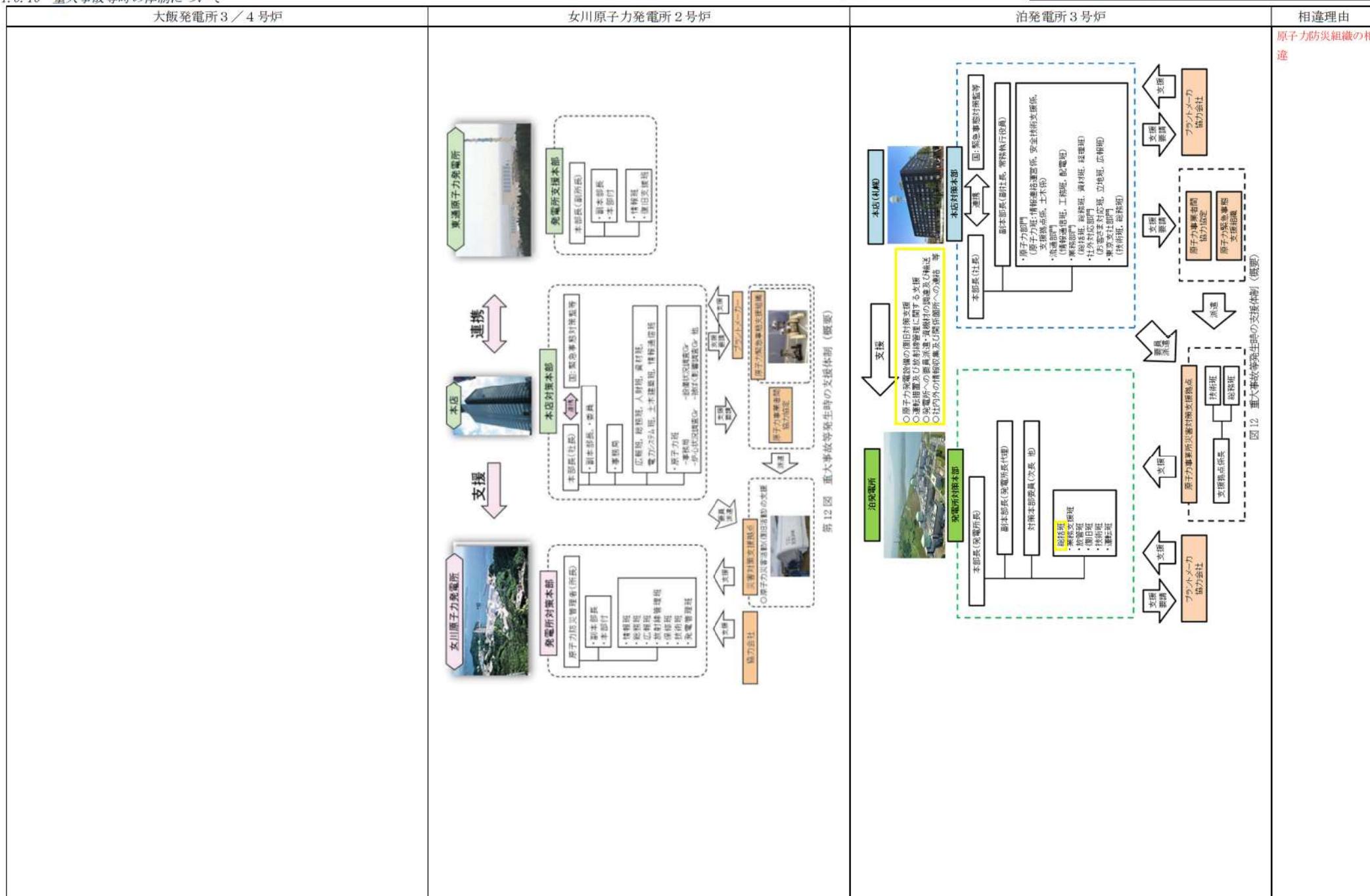


1.0.10 重大事故等時の体制について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

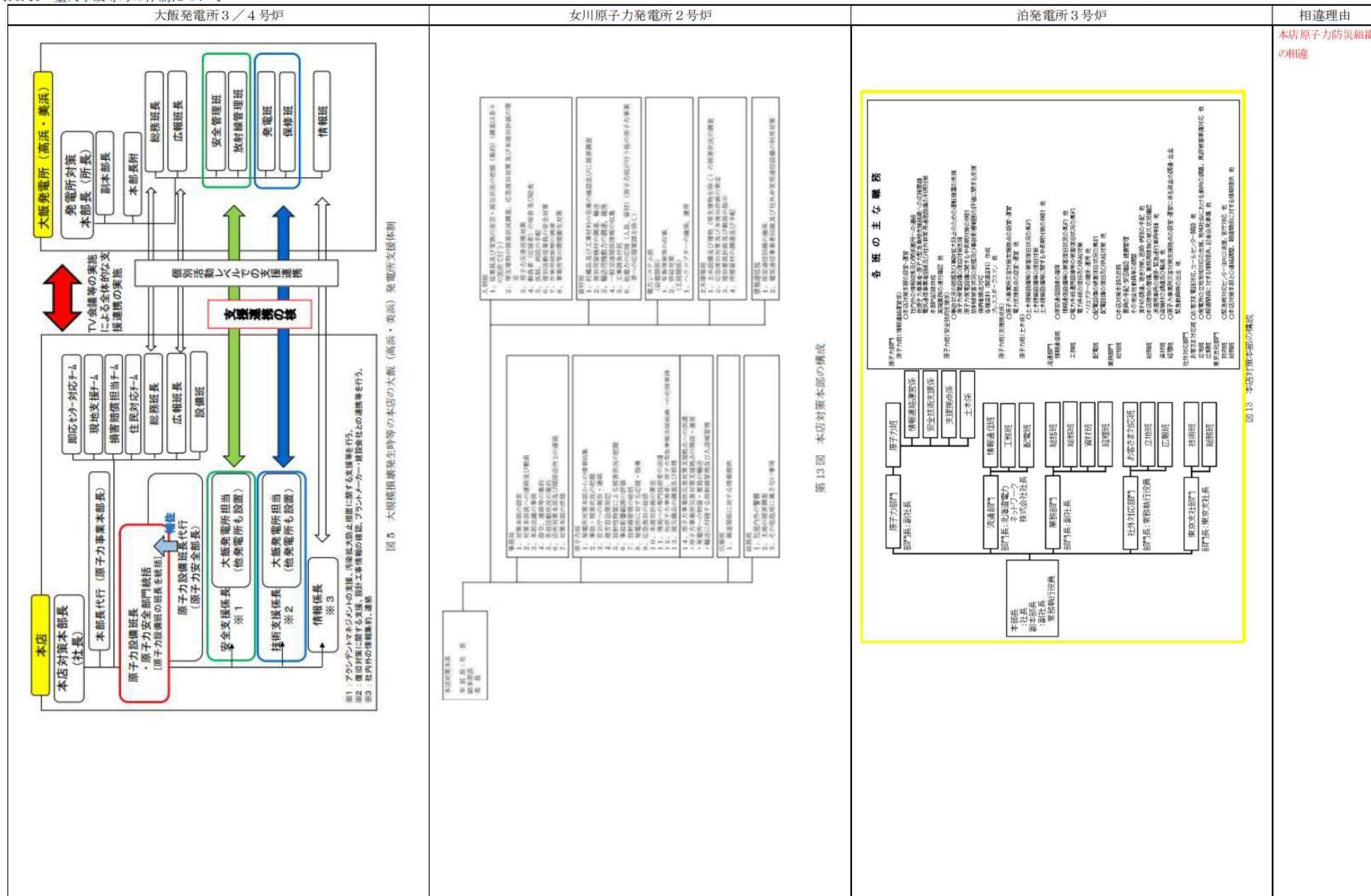


1.0.10 重大事故等時の体制について

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

示字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
音字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
象字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）



泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

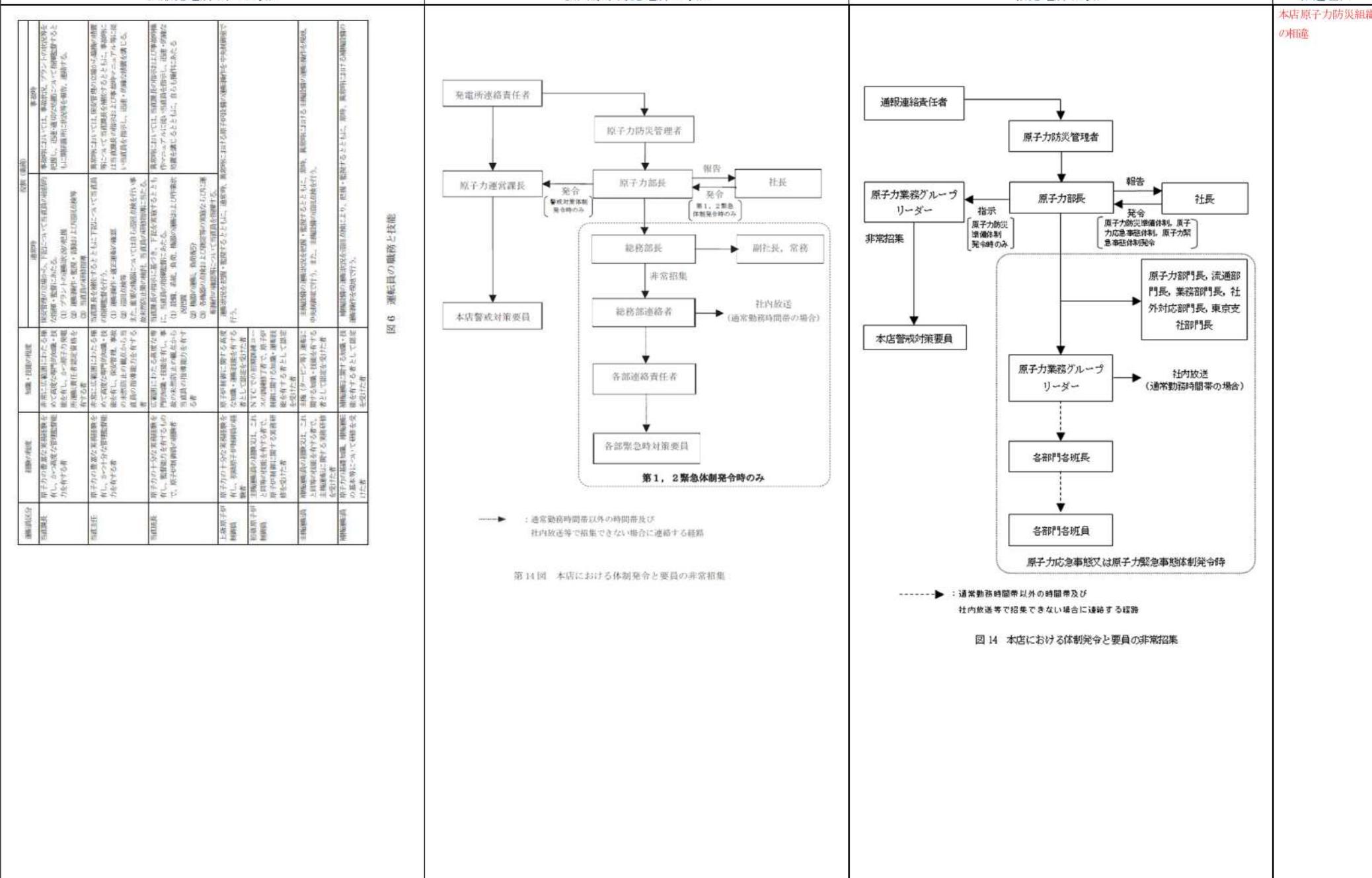
1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所3号機

相違理由



1.0.10 重大事故等時の体制について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>組織構造図: 大飯発電所3/4号炉の組織構造図。最高責任者は「原子炉の安全運営を統括する大飯3/4号炉運営委員会」で、責任者は「ANPO」と「操作・保守」の担当者。各部門には責任者と副責任者が複数配置されている。</p> <p>主な組織構成:</p> <ul style="list-style-type: none"> 最高責任者: 1名 (原子炉の安全運営を統括する大飯3/4号炉運営委員会) 責任者: 2名 (ANPO, 操作・保守) 各部門責任者: 2名 (外燃機関・空冷塔, 空気取扱機器, 給排水装置, 安全監視装置, 運転装置, 送風装置, 送水装置, 蒸発器装置, 放射能測定装置, 除染装置) 各部門副責任者: 1名 (外燃機関・空冷塔, 空気取扱機器, 給排水装置, 安全監視装置, 運転装置, 送風装置, 送水装置, 蒸発器装置, 放射能測定装置, 除染装置) 運転員: 22名 (運転員, 勤務員) 運転支援員: 6名 (運転・主運転手, 並列運転手, 勤務員) 監視員: 2名 (空気取扱機器, 運転装置の運転監視) 安全監視員: 10名 (運転・主運転手, 並列運転手, 勤務員) 放射能測定員: 9名 (運転・主運転手, 並列運転手, 勤務員) 除染装置運転員: 7名 (運転・主運転手, 勤務員) 放射能去要員: 2名 (運転・主運転手, 勤務員) <p>※新規起動装置員及び運転員は、主運転手より、他の運転員が運転する場合を除き、運転手が指揮下で作業を行う。</p>	<p>組織構造図: 女川原子力発電所2号炉の組織構造図。最高責任者は「原子炉緊急事態宣伝後の大飯3/4号炉の初動対応体制」で、責任者は「ANPO」。各部門には責任者と副責任者が複数配置されている。</p> <p>主な組織構成:</p> <ul style="list-style-type: none"> 最高責任者: 1名 (原子炉緊急事態宣伝後の大飯3/4号炉の初動対応体制) 責任者: 1名 (ANPO) 各部門責任者: 2名 (外燃機関・空冷塔, 空気取扱機器, 運転装置, 送風装置, 送水装置, 蒸発器装置, 放射能測定装置, 除染装置) 各部門副責任者: 1名 (外燃機関・空冷塔, 空気取扱機器, 運転装置, 送風装置, 送水装置, 蒸発器装置, 放射能測定装置, 除染装置) 運転員: 22名 (運転員, 勤務員) 運転支援員: 22名 (運転・主運転手, 並列運転手, 勤務員) 監視員: 1名 (運転装置の運転監視) 運転支援員: 6名 (運転・主運転手, 並列運転手, 勤務員) 電源運転員: 2名 (運転・主運転手, 並列運転手, 勤務員) 給水運転員: 10名 (運転・主運転手, 並列運転手, 勤務員) 除染運転員: 9名 (運転・主運転手, 並列運転手, 勤務員) 消防活動運転員: 7名 (運転・主運転手, 勤務員) かい離去要員: 2名 (運転・主運転手, 勤務員) 	<p>組織構造図: 泊発電所3号炉の組織構造図。最高責任者は「原子炉緊急事態宣伝後の大飯3/4号炉の初動対応体制」で、責任者は「ANPO」。各部門には責任者と副責任者が複数配置されている。</p> <p>主な組織構成:</p> <ul style="list-style-type: none"> 最高責任者: 1名 (原子炉緊急事態宣伝後の大飯3/4号炉の初動対応体制) 責任者: 1名 (ANPO) 各部門責任者: 2名 (外燃機関・空冷塔, 空気取扱機器, 運転装置, 送風装置, 送水装置, 蒸発器装置, 放射能測定装置, 除染装置) 各部門副責任者: 1名 (外燃機関・空冷塔, 空気取扱機器, 運転装置, 送風装置, 送水装置, 蒸発器装置, 放射能測定装置, 除染装置) 運転員: 22名 (運転員, 勤務員) 運転支援員: 22名 (運転・主運転手, 並列運転手, 勤務員) 監視員: 1名 (運転装置の運転監視) 運転支援員: 6名 (運転・主運転手, 並列運転手, 勤務員) 電源運転員: 2名 (運転・主運転手, 並列運転手, 勤務員) 給水運転員: 10名 (運転・主運転手, 並列運転手, 勤務員) 除染運転員: 9名 (運転・主運転手, 並列運転手, 勤務員) 消防活動運転員: 7名 (運転・主運転手, 勤務員) かい離去要員: 2名 (運転・主運転手, 勤務員) 	<p>灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、 泊3号炉と比較対象とならない 記載内容</p> <p>赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)</p>

図 7 重大事故等発生時ににおける初期対応体制(休日、夜間の例)

(例) 全面緊急事態発生時の情報発信体制 (フェーズ1: 原子力緊急事態宣言後の大飯の初動の対応段階)

【中央、現地、原子力事業者の情報発信体制、役割分担】

1. 迅速かつ適切な広報活動を行うため、初期段階の事故情報等に關する記者会見を行う際は、原則として官邸に一元化する。

官邸での記者会見に向けた情報収集及び記者会見の準備について、内閣府(原発相)が指定する報道陣職員(幹部)のF、官邸チーム広報班その他の官邸チーム、主要機関他社(フランク)班、放送報道班、生民安全班等、関係省庁、原子力事業者等が連携する。

2. オフサイトセンターでの情報発信は、原災現地本部長、原災現地本部事務次長(広報官)(現地に到着していない場合は、内閣府改組官(原子力防災担当)が指揮する報道陣職員が、官邸広報班長)等が必要にして記者会見を行うものとする。その際、事故の詳細等に関する説明のため、原子力事業者等に対応を要請。

3. 原子力事業所における情報発信は、原子力事業者と連携して、現地本部事務局長、原災現地本部長、原災改組官(原子力防災担当)が指揮する報道陣職員が、官邸チーム広報班及びERCチームが連絡班と共に有り、官邸チーム広報班及びERCチームが連絡班と共に有り、原子力事業者等に対する説明のため、フェーズの進展に応じて地方公共団体・住民等とコミュニケーションをとつて作業を進めめる。

(原子力災害対策マニフェスト：原子力防災会議審議会 平成31年3月29日～平成31年4月1日)

第15図 全面緊急事態発生時の情報発信体制

(例) 全面緊急事態発生時の情報発信体制 (フェーズ1: 原子力緊急事態宣言後の大飯の初動の対応段階)

【中央、現地、原子力事業者の情報発信体制、役割分担】

1. 迅速かつ適切な情報発信を行ふため、初期段階の事故情報等に關する記者会見については、原則として官邸にて行はれる。

内閣府改組官(原子力防災担当)が指揮する報道陣職員(幹部)のF、官邸チーム広報班及び報道陣職員(原子力防災担当)が指揮する報道陣職員(幹部)のG、官邸チーム広報班及び報道陣職員(原子力防災担当)が指揮する報道陣職員(幹部)のH、官邸チーム広報班及び報道陣職員(原子力防災担当)が指揮する報道陣職員(幹部)のI、官邸チーム広報班及び報道陣職員(原子力防災担当)が指揮する報道陣職員(幹部)のJ、官邸チーム広報班及び報道陣職員(原子力防災担当)が指揮する報道陣職員(幹部)のK、官邸チーム広報班及び報道陣職員(原子力防災担当)が指揮する報道陣職員(幹部)のL、官邸チーム広報班及び報道陣職員(原子力防災担当)が指揮する報道陣職員(幹部)のM、官邸チーム広報班及び報道陣職員(原子力防災担当)が指揮する報道陣職員(幹部)のN、官邸チーム広報班及び報道陣職員(原子力防災担当)が指揮する報道陣職員(幹部)のO、官邸チーム広報班及び報道陣職員(原子力防災担当)が指揮する報道陣職員(幹部)のP、官邸チーム広報班及び報道陣職員(原子力防災担当)が指揮する報道陣職員(幹部)のQ、官邸チーム広報班及び報道陣職員(原子力防災担当)が指揮する報道陣職員(幹部)のR、官邸チーム広報班及び報道陣職員(原子力防災担当)が指揮する報道陣職員(幹部)のS、官邸チーム広報班及び報道陣職員(原子力防災担当)が指揮する報道陣職員(幹部)のT、官邸チーム広報班及び報道陣職員(原子力防災担当)が指揮する報道陣職員(幹部)のU、官邸チーム広報班及び報道陣職員(原子力防災担当)が指揮する報道陣職員(幹部)のV、官邸チーム広報班及び報道陣職員(原子力防災担当)が指揮する報道陣職員(幹部)のW、官邸チーム広報班及び報道陣職員(原子力防災担当)が指揮する報道陣職員(幹部)のX、官邸チーム広報班及び報道陣職員(原子力防災担当)が指揮する報道陣職員(幹部)のY、官邸チーム広報班及び報道陣職員(原子力防災担当)が指揮する報道陣職員(幹部)のZ。

2. オフサイトセンターでの情報発信は、原災現地本部長、原災現地本部事務次長(広報官)(現地に到着していなければ、内閣府改組官(原子力防災担当)が指揮する報道陣職員が、官邸広報班長)等が必要にして記者会見を行うものとする。その際、事故の詳細等に関する説明のため、原子力事業者等に対応を要請。

3. 原子力事業所における情報発信は、原子力事業者と連携して、現地本部事務局長、原災現地本部長、原災改組官(原子力防災担当)が指揮する報道陣職員が、官邸チーム広報班及びERCチームが連絡班と共に有り、官邸チーム広報班及びERCチームが連絡班と共に有り、原子力事業者等に対する説明のため、フェーズの進展に応じて地方公共団体・住民等とコミュニケーションをとつて作業を進めめる。

(原子力災害対策マニフェスト：原子力防災会議審議会 平成31年3月29日～平成31年4月1日)

図 15 全面緊急事態発生時の情報発信体制

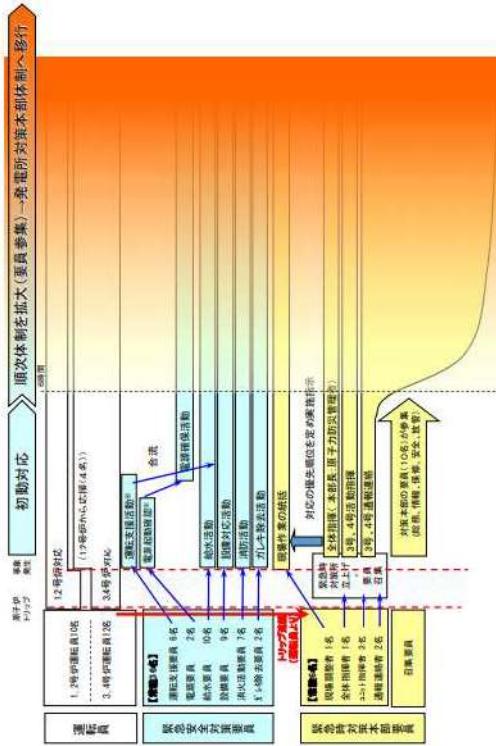
自発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

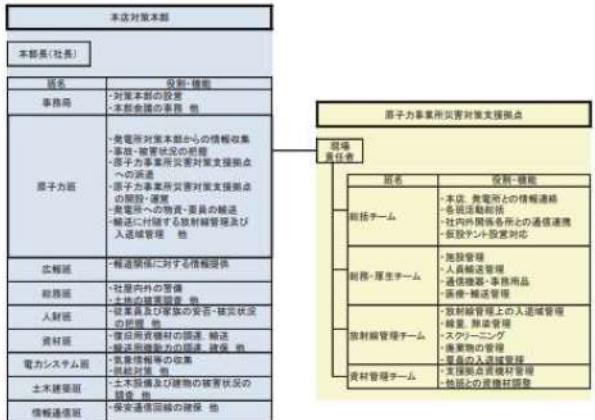
1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3／4号炉



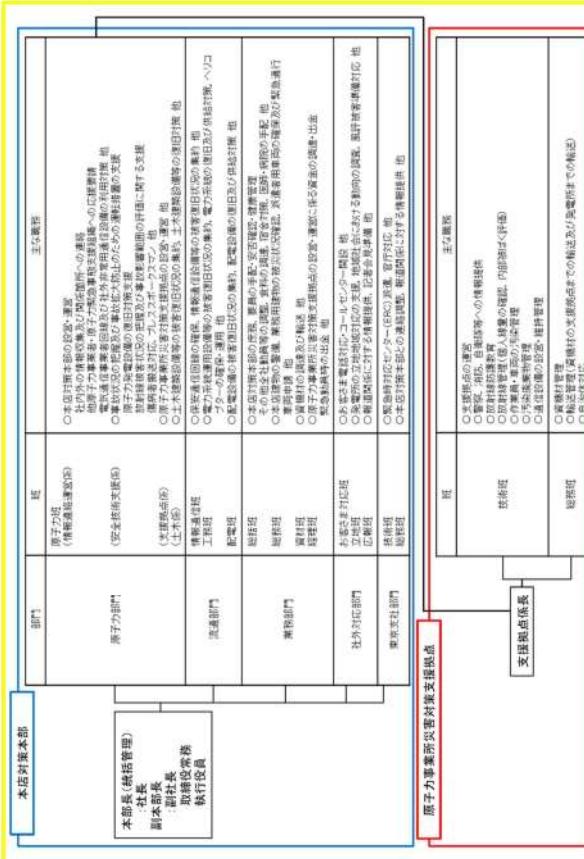
図表 8 重大事故発生時における重大事故対策要員参集フロー（休日、夜間の例）

女川原子力発電所 2号炉



第16図 本店対策本部及び原子力事業所災害対策支援拠点の構成

泊発電所 3号炉



本店付箋本部及び子力事業部新規事業拠点の構成

相違理由

1.0.10 重大事故等時の体制について

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

相違理由	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	大飯発電所 3 / 4 号炉
			<p>複数炉が同時炉災しの場合にも、専用組織の指揮官が当該炉専任にて指揮統制や警報設備の操作等を行うことにより、専用の指揮・警報設備が運転されることによって、専用の火災警報装置などを完結している。 (参考文献)は、複数炉が同時に火災警報が発生した場合の場合は、3、4号炉専任にて示すよう、もとより示す。本は、3、4号炉専任にて示す。</p> <p>図 9 3、4号同時炉災時における実施組織と支援組織</p> <p>※1 本部長の持株未だ付代行 ※2 特命専任指揮官</p> <p>主な職務</p> <p>3号炉応 4号炉応 3号炉 4号炉 専門組織 本部長 ユニット指揮官 (3号炉) ユニット指揮官 (4号炉) 本部長 (3号炉) 本部長 (4号炉) 原子炉主任技術者 (3号炉) 原子炉主任技術者 (4号炉) 専門組織 支援組織</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち,
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由

図 10 発電所体制と本部及び外部支援体制

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

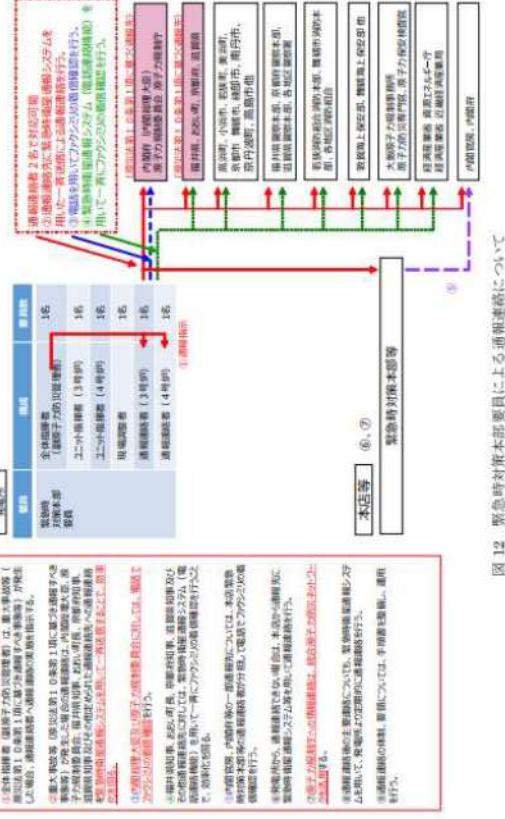
泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(例)全面緊急事態発生時の情報発信体制(フェーズ1:原子力緊急事態宣言後の初期の対応段階)</p> <p>【中央、現地、原子力事業者の情報発信体制、役割分担】</p> <p>①迅速かつ適切な広報活動を行うため、初期段階の事務情報等に関する中央での記者会見については原則として官邸へ一元化。</p> <p>官邸での記者会見に向けた情報収集及び記者会見の準備については、報制庁次長の検査の下、官邸チームが報道団その他の官邸チーム・主要機能班、関係省庁、原子力事業者等が連携。</p> <p>②オフサイトセンターでの情報収集に関する議題は、報制庁大臣又は環境大臣が監督する原子力地域安全監視官が必要とするものとする。その他の、事故の詳細等に関する説明のため、原子力事業者に対応を要請。</p> <p>③原子力事業所における情報発信に関しては、原子力事業者と連携して、特に必要とされる時は、緊急事態監視等が記者会見を行う。</p> <p>その記者会見の情報については、官邸チーム広報班及びERCチーム広報班に共有。</p> <p>また、フェーズ2の進展に応じて地方公共団体・住民等とコミュニケーションをとって事業を進めらる。</p> <p>図11 全面緊急事態発生時の情報通信体制</p>			

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			
<p>図 12 緊急時対応要員による通報連絡について</p>			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.10 重大事故等時の体制について

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表1 初動対応体制(平成28年1月時点)		
チーム名	体制	主な活動場所
開発センター対応チーム	10人、原子力発電部長	原子力事業本部(原子力施設担当センターハザードマネジメント室)、セントラルの設営、運営、会議の事務、関係省庁府連携要員の対応
現地支援チーム	15人、原子力企画部長	原子力事業本部又は原子力事業所災害対応センターハザードマネジメント室、被災地への搬送・輸送・輸送、管理、区域出入口の監視・汚染測定
住民対応チーム	10人、原子力企画部長	原子力事業本部、被災地への搬送、避難所・被災者・地域モニタリングの対応計画作成
損害賠償担当チーム	12人、法務部長△	相談窓口の設置、補償対応計画の作成

※1 「原子力災害対策特別措置法」第一条第一項に規定する「原子力事業者が災害時に備えて必要な組織等に備える命令」第2条第2項に該当するための確認。
 ※2 「原子力災害対策特別措置法」第一條第一項に規定する「原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災準備計画等に備える命令」第2条第2項に該当するよう、整備の検討を継続的に行っている。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.10 重大事故等時の体制について

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉					女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表2 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材							
分類	名 称	数 量	点 檢 度	保管場所			
出入管理	入構管理証発行機	1式	1回／年	美浜整備センター			
	作業者証発行機	1式	1回／年	美浜整備センター			
	放射線防護教育資料	100部	1回／年	美浜整備センター			
計測器類	表面汚染測定用サーベイメータ	6台	1回／年	美浜整備センター			
	Na Iシンチレーションサーベイメータ	1台	1回／年	美浜整備センター			
	電離浴計サーベイメータ	1台	1回／年	美浜整備センター			
	個人被ばく線量測定器	150台	1回／年	美浜整備センター			
	ホールボディカウンタ ^{※1}	1台	1回／年	非暴露施設			
放射線障害防護用器具	汚染防護服	1,000枚	1回／年	美浜整備センター			
	全面マスク	250個	1回／年	美浜整備センター			
	チャコールカラトリック	2,000個	1回／年	美浜整備センター			
非常用通信機器	衛星電話	2回線	1回／年	美浜整備センター			
	携帯電話	5回線	—	—			
その他資機材	ヨウ素剤	2,000瓶	1回／年	原子力事業本部 健康管理室			
	除染用機材(シャワーエquipment等)	2台	1回／年	美浜整備センター			
	除染キット	1式	1回／年	美浜整備センター			
	衛生資材	1式	1回／年	美浜整備センター			
	非常用食糧 ^{※2}	—	—	—			
	小型送油機(2.6LVA)	4台	1回／年	美浜整備センター			
	資機材輸送車両 ^{※3}	2台	—	—			
	燃料(ガソリン) ^{※4}	—	—	—			

※1：着火後に燃点へ搬入する。

※2：最寄の小売店から調達する。

※3：協力会社との輸送車両譲渡の覚書を締結する。

※4：保管場所からの輸送については陸路を基本とし、確実に輸送できる経路をもって行う。

1.0.10 重大事故等時の体制について

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.10 重大事故等時の体制について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字:記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字:記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>1. 力量項目（例）</p> <p>課長（室長）以下の力量管理項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>力量項目</th> <th>対象者</th> <th>内 容</th> <th>修得方法</th> <th>維持基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電所対策本部運営</td> <td>発電所対策本部要員</td> <td>「原子力防災業務要綱」及び「防災業務計画」の原子力防災教育または同等の教育</td> <td>1回／3年</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 力量評価方法</p> <p>各所属長は教育受講等を「基に原則として1年に1回以上、次の区分で評価する。」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>指導できる</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>経験(訓練含む)がある</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>必要な知識を有する(手帳書、現場等を理解している)</td> </tr> </tbody> </table> <p>何:各所属長は、年1回以上、発電所対策本部要員の「発電所対策本部運営」の力量を評価し、必要な力量有無を確認する。 力量評価にあたっては、原子力防災教育の受講履歴、または同等の教育（例えば原子力防災訓練の経験など）の受講履歴などを基に。 通常時の力量も踏まえた上で、原子力防災業務要綱等で付与された業務に関する知識について、上記区分A～Cで評価する。</p>	力量項目	対象者	内 容	修得方法	維持基準	発電所対策本部運営	発電所対策本部要員	「原子力防災業務要綱」及び「防災業務計画」の原子力防災教育または同等の教育	1回／3年		区分	レベル	A	指導できる	B	経験(訓練含む)がある	C	必要な知識を有する(手帳書、現場等を理解している)			
力量項目	対象者	内 容	修得方法	維持基準																	
発電所対策本部運営	発電所対策本部要員	「原子力防災業務要綱」及び「防災業務計画」の原子力防災教育または同等の教育	1回／3年																		
区分	レベル																				
A	指導できる																				
B	経験(訓練含む)がある																				
C	必要な知識を有する(手帳書、現場等を理解している)																				

表4 (2/3) 発電所対策本部要員の力量項目と評価方法

(変更案 1/2)

1. 力量項目

1. 先発項目 対策要員の力量管理項目 (例)

対象者	対象職能	力量	力量の内容		修得方法 1 (備考) 評価方法	修得方法 2 (備考) 評価方法
			修得方法 1 (備考) 評価方法	修得方法 2 (備考) 評価方法		
情報班	監査所対策本部要員 情報監理・収集・伝達・記録・状況把握 (班長・副班長)	防災体制と自らの役割の理解 ・防災体制と自らの役割の理解 ・AMG、事故時所間、SA所轄の概要の理解 ・通信連絡基準・方針の理解。	・原子力防災教育(失火) ・原子力防災教育(失火) ・シビアアシシテーショント対応演習II ・情報操作	・防災訓練 ・シビアアシシテーショント対応演習II	※1	※1
通信班	受信	通信連絡基準・方針の理解。 通信機器の使用方法の理解。	・原子力防災教育(失火) ・緊急時対策所の機能 (原子力防災教育)	・原子力防災教育(失火) ・シビアアシシテーショント対応演習	※1	※1
安全管理班 (安全係)	監査所対策本部要員 事故時影響範囲操作 の検討 事故状況の把握・評価	防災体制と自らの役割の理解 ・AMG、事故時所間、SA所轄の内容 の理解 ・各手段の稼働条件。対応手段の正負の 關係を理解している。	・原子力防災教育(失火) (AMG検討会合)(原子力防災 教育) ・技術的影響範囲の既定方法の理解 ・技術的影響範囲の既定方法の理解 ・技術的影響範囲既定機器の使用方法理 解 ・技術的影響範囲既定に關する 研究会 ・原子力防災教育	・防災訓練 ・シビアアシシテーショント対応演習I ・MAAP研修	※1	※1
	技術的影響範囲の既定	放射能影響範囲を推定でき る。(機器を使用できる) ※1 : 理解度確認が缺けまたは誤謬、演習等の評価、あるいは組み合わせによる評価など。				

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

1.0.10 重大事故等時の体制について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字:記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字:記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>大飯発電所3／4号炉</p> <p>評価方法</p> <p>各評価者は対象者の教育受講履歴（結果含む）、訓練実績、業務経験等を基に、力量項目ごとに次の区分で評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>レベル</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>該当する職務（教育・訓練含む）に習熟しており、その時点で各要員が目標とする力量レベルに達している。</td> <td>力量修得方法2を含め、定められた教育・訓練の受講実績、または同等の教育受講実績、開進する業務経験等を有し、その時点で各要員が目標とする力量レベルに達していると判断した者。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>必要な力量を有する。</td> <td>力量修得方法1を修得し、または同等の教育受講実績、開進する業務経験等を有し、必要な力量を有すると判断した者。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>必要な力量に達していない。</td> <td>上記に達しない場合。</td> </tr> </tbody> </table> <p>例：各力量評価者は、年1回以上、発電所対策本部要員の力量を評価し、必要な力量有無を確認する。 力量評価にあたっては、教育の受講履歴、訓練の実績などを基に、通常業務の力量も踏まえた上で、重大事故対応等に必要な力量有無を上記区分A～Cで評価する。</p>	区分	レベル	評価基準	A	該当する職務（教育・訓練含む）に習熟しており、その時点で各要員が目標とする力量レベルに達している。	力量修得方法2を含め、定められた教育・訓練の受講実績、または同等の教育受講実績、開進する業務経験等を有し、その時点で各要員が目標とする力量レベルに達していると判断した者。	B	必要な力量を有する。	力量修得方法1を修得し、または同等の教育受講実績、開進する業務経験等を有し、必要な力量を有すると判断した者。	C	必要な力量に達していない。	上記に達しない場合。			
区分	レベル	評価基準													
A	該当する職務（教育・訓練含む）に習熟しており、その時点で各要員が目標とする力量レベルに達している。	力量修得方法2を含め、定められた教育・訓練の受講実績、または同等の教育受講実績、開進する業務経験等を有し、その時点で各要員が目標とする力量レベルに達していると判断した者。													
B	必要な力量を有する。	力量修得方法1を修得し、または同等の教育受講実績、開進する業務経験等を有し、必要な力量を有すると判断した者。													
C	必要な力量に達していない。	上記に達しない場合。													

1.0.10 重大事故等時の体制について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

相違理由	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	大飯発電所3／4号炉																																		
			<p>1. 力量項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>力量項目</th> <th>力量項目</th> <th>対象者</th> <th>内容(訓練)</th> <th>修復方法</th> <th>維持基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(S.A所定に定めた各手順)</td> <td>S.A所定に定めた各手順</td> <td>S.A所定に定められた手順の内、付与された業務を行う要員</td> <td>S.A所定に定められた手順の内、付与された知識、技能</td> <td>手順の教育及び現場確認</td> <td>1回以上/年</td> </tr> <tr> <td>(具体例)</td> <td>蒸気発生器へのダーピン動補助給水ポンプによる起動 ・可搬式バッテリによる給水</td> <td>電気保修課長があらかじめ定めた者</td> <td>・可能式バッテリの取扱い方法 ・ケーブル接続方法</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>雨防ポンプによる給水</td> <td>所長室課長(体弱)、 ダーピン動補助課長。 計装室課長があらかじめ定めた者</td> <td>・消防ポンプ等の取扱い方法 ・消防ホース取り回し方法、給水方法 ・エンジン発電機の取扱い方法 ・配管堵水止め弁、SGブローダウン水位制御弁の開放方法</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 力量評価方法</p> <p>各所属課長は教育受講履歴等を基に原則として1年に1回以上、次の区分で評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>指導できる</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>経験豊富な者がいる</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>必要な知識を有する(手順書、現場等を理解している)</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>上記に達しない場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>例: 各所属課長は、年1回以上、あらかじめ定めた者について、S.A所定に定める手順ごとの力量を評価する。力量評価にあたっては、S.A所定に定められた手順の中、所属員が付与された業務に関する知識、技能の有無を教育・訓練の受講率等を基に、上記区分A～Cで評価する。</p>	力量項目	力量項目	対象者	内容(訓練)	修復方法	維持基準	(S.A所定に定めた各手順)	S.A所定に定めた各手順	S.A所定に定められた手順の内、付与された業務を行う要員	S.A所定に定められた手順の内、付与された知識、技能	手順の教育及び現場確認	1回以上/年	(具体例)	蒸気発生器へのダーピン動補助給水ポンプによる起動 ・可搬式バッテリによる給水	電気保修課長があらかじめ定めた者	・可能式バッテリの取扱い方法 ・ケーブル接続方法	同上	同上		雨防ポンプによる給水	所長室課長(体弱)、 ダーピン動補助課長。 計装室課長があらかじめ定めた者	・消防ポンプ等の取扱い方法 ・消防ホース取り回し方法、給水方法 ・エンジン発電機の取扱い方法 ・配管堵水止め弁、SGブローダウン水位制御弁の開放方法	同上	同上	区分	レベル	A	指導できる	B	経験豊富な者がいる	C	必要な知識を有する(手順書、現場等を理解している)	-	上記に達しない場合
力量項目	力量項目	対象者	内容(訓練)	修復方法	維持基準																																
(S.A所定に定めた各手順)	S.A所定に定めた各手順	S.A所定に定められた手順の内、付与された業務を行う要員	S.A所定に定められた手順の内、付与された知識、技能	手順の教育及び現場確認	1回以上/年																																
(具体例)	蒸気発生器へのダーピン動補助給水ポンプによる起動 ・可搬式バッテリによる給水	電気保修課長があらかじめ定めた者	・可能式バッテリの取扱い方法 ・ケーブル接続方法	同上	同上																																
	雨防ポンプによる給水	所長室課長(体弱)、 ダーピン動補助課長。 計装室課長があらかじめ定めた者	・消防ポンプ等の取扱い方法 ・消防ホース取り回し方法、給水方法 ・エンジン発電機の取扱い方法 ・配管堵水止め弁、SGブローダウン水位制御弁の開放方法	同上	同上																																
区分	レベル																																				
A	指導できる																																				
B	経験豊富な者がいる																																				
C	必要な知識を有する(手順書、現場等を理解している)																																				
-	上記に達しない場合																																				

1.0.10 重大事故等時の体制について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉 別紙1	泊発電所3号炉 別紙1	相違理由
	<p>女川原子力発電所における発電所対策本部体制と指揮命令及び情報の流れ</p> <p>女川原子力発電所における原子力防災組織の体制について、以下に説明する。</p> <p>1. 基本的な考え方 女川原子力発電所の原子力防災組織を第1図に示す。 発電所対策本部の体制の構築に伴う基本的な考え方は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能ごとの整理 まず、基本的な機能を以下の5つに整理し、機能ごとに責任者として「班長」を配置する。 さらに、「班長」の下に機能班を配置する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 情報収集・計画立案 (2) 現場対応 (3) 対外対応 (4) 情報管理 (5) 資機材等リソース管理 これらの班長の上に、組織全体を統括し、意思決定、指揮を行う「発電所対策本部長（所長）」を置く。 このように役割、機能を明確に整理するとともに、階層化によって管理スパンを適正な範囲に制限する。 ・権限委譲と自律的活動 あらかじめ定める手順書等に記載された手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されており、各班長は上位職の指示を待つことなく、自律的に活動する。 なお、各班長が権限を持つ作業が人身安全を背かす状態となる場合においては、発電所対策本部長へ作業の可否判断を求めることとする。 ・戦略的策定と対応方針の確認 技術班長は、発電所対策本部長のプレーンとして事故対応の戦略を立案し、発電所対策本部長に進言する。また、こうした視点から実施組織が行う事故対応の方向性の妥当性を常に確認し、必要に応じて是正を助言する。 	<p>泊発電所における発電所対策本部体制と指揮命令及び情報の流れ</p> <p>泊発電所における原子力防災組織の体制について、以下に説明する。</p> <p>1. 基本的な考え方 泊発電所の原子力防災組織を図1に示す。 発電所対策本部の体制の構築に伴う基本的な考え方は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能ごとの整理 まず、基本的な機能を以下の4つに整理し、機能ごとに責任者として「班長」を配置する。 さらに、「班長」の下に機能班を配置する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 情報収集・計画立案 (2) 現場対応 (3) 情報管理 (4) 資機材等リソース管理・社外対応 これらの班長の上に、組織全体を統括し、意思決定、指揮を行う「発電所対策本部長（所長）」を置く。 このように役割、機能を明確に整理するとともに、階層化によって管理スパンを適正な範囲に制限する。 ・権限委譲と自律的活動 あらかじめ定める手順書等に記載された手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されており、各班長は上位職の指示を待つことなく、自律的に活動する。 なお、各班長が権限を持つ作業が人身安全を背かす状態となる場合においては、発電所対策本部長へ作業の可否判断を求めることとする。 ・戦略的策定と対応方針の確認 技術班長は、発電所対策本部長のプレーンとして事故対応の戦略を立案し、発電所対策本部長に進言する。また、こうした視点から実施組織が行う事故対応の方向性の妥当性を常に確認し、必要に応じて是正を助言する。 	<p>発電所名称の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>発電所の原子力防災組織における構成の相違</p>

1.0.10 重大事故等時の体制について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<ul style="list-style-type: none"> 申請号炉と長期停止号炉の対応 <p>長期停止号炉である1号及び3号炉の対応については、各号炉の使用済燃料プールに保管されている燃料に対する必要な措置を実施することとなるが、使用済燃料プールの冷却機能を喪失した場合においても、使用済燃料プールの水温が65℃に到達するまでに1号炉は約13日間、3号炉は約15日間を要すると評価[※]しているため、各号炉の中央制御室に常駐している運転員、初期消火要員(消防車隊)及び12時間以降の発電所外からの参集要員にて対応可能であることから、申請号炉である2号炉の重大事故等の対応に影響を与えない。</p> <p>※平成29年4月1日時点の崩壊熱量をもとに試算(添付資料1.0.16「重大事故等時における停止号炉の影響について」に記載した試算結果)</p> 発電所全体にわたる活動 <p>初期消火要員(消防車隊)は、火災の発生箇所、状況に応じて、修復班長の指示の下、発電所対策本部長が指名した現場指揮者の指揮の下で活動する。</p> <p>2. 役割・機能(ミッション)</p> <p>発電所対策本部における各職位の役割・機能(ミッション)を、表1に示す。この中で、特に緊急時にプラントの復旧操作を担当する発電管理班と修復班の役割・機能について、以下のとおり補足する。</p> <p>○発電管理班: プラント設備に関する運転操作について、運転員による実際の対応を確認する。この運転操作には、常設設備を用いた対応まで含む。</p> <p>これらの運転操作の実施については、発電所対策本部長から発電課長にその実施権限が委譲されているため、発電管理班から特段の指示が無くとも、運転員が手順に従って自律的に実施し、発電管理班へは実施の報告が上がって来ることになる。万一、運転員の対応に疑義がある場合には、発電管理班長は運転員に助言する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 申請号炉と長期停止号炉の対応 <p>長期停止号炉である1号及び2号炉の対応については、各号炉の使用済燃料ピットに保管されている燃料に対する必要な措置を実施することとなるが、使用済燃料ピットの冷却機能を喪失した場合においても、使用済燃料ピットの水温が100℃に到達するまでに1号及び2号炉は約6日間を要すると評価[※]しているため、各号炉の中央制御室に常駐している運転員、消火要員及び12時間以降の発電所外からの参集要員にて対応可能であることから、申請号炉である3号炉の重大事故等の対応に影響を与えない。</p> <p>※2016年1月1日時点の崩壊熱量を基に試算(添付資料1.0.16「重大事故等時における停止号炉の影響について」に記載した試算結果)</p> 発電所全体にわたる活動 <p>消火要員は、火災の発生箇所、状況に応じて、総括班長の指示の下、発電所対策本部長が指名した現場指揮者の指揮の下で活動する。</p> <p>2. 役割・機能(ミッション)</p> <p>発電所対策本部における各職位の役割・機能(ミッション)を、表1に示す。この中で、特に緊急時にプラントの復旧操作を担当する運転班、復旧班の役割・機能について、以下のとおり補足する。</p> <p>○運転班: プラント設備に関する運転操作について、運転員による実際の対応を確認する。この運転操作には、常設設備を用いた対応まで含む。</p> <p>これらの運転操作の実施については、発電所対策本部長から発電課長(当直)にその実施権限が委譲されているため、運転班から特段の指示が無くとも、運転員が手順に従って自律的に実施し、運転班へは実施の報告が上がって来ることになる。万一、運転員の対応に疑義がある場合には運転班長は運転員に助言する。</p> <p>また、運転班に属する灾害対策要員は、発電課長(当直)の指示により、運転支援活動、可搬型設備を用いた電源復旧活動、給水活動、消火活動等を実施する。</p>	<p>使用済燃料ピットの冷却機能喪失時の水温評価結果の相違(島根と同様) 申請号炉の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能喪失時の水温評価結果の相違</p> <p>名称の相違(以降、相違理由を省略) 体制の相違(相違理由②)</p> <p>体制の相違 女川の修復班が行う可搬型設備を用いた対応、消火活動について、泊では運転班に属する灾害対策要員が行う。</p>

1.0.10 重大事故等時の体制について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>○保修班: 設備や機能の復旧や、可搬型設備を用いた対応を実施する。 これらの対応の実施については、保修班にその実施権限が委譲されているため、保修班が手順にしたがって自律的に準備し、保修班長へ状況の報告を行う。</p> <p style="color:red;">また、火災の場合には、消火活動を行う。</p> <p>3. 指揮命令及び情報の流れについて 発電所対策本部において、指揮命令は基本的に発電所対策本部長を頭に、階層構造の上位から下位に向かってなされる。一方、下位から上位へは、実施事項等が報告される。これとは別に、常に横方向の情報共有が行われ、連携が必要な班の間には常に綿密な情報の共有がなされる。 なお、あらかじめ定めた手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されているため、その範囲であれば特に発電所対策本部長からの指示は要しない。複数号炉にまたがる対応や、あらかじめ定めた手順を超えるような場合には、発電所対策本部長が判断を行い、各班に実施の指示を行う。</p> <p>4. その他 (1) 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の体制 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）については、上述した体制をベースに、特に初動対応に必要な要員を中心に宿直体制をとり、常に必要な要員数を確保することによって事故に対処できるようとする。その後に順次参集する要員によって徐々に体制を拡大していく。</p>	<p>○復旧班: 設備や機能の復旧や、可搬型設備を用いた屋外アクセスルートのがれき撤去等を実施する。 これらの対応の実施については、復旧班にその実施権限が委譲されているため、復旧班が手順に従って自律的に準備し、復旧班長へ状況の報告を行う。</p> <p>3. 指揮命令及び情報の流れについて 発電所対策本部において、指揮命令は基本的に発電所対策本部長を頭に、階層構造の上位から下位に向かってなされる。一方、下位から上位へは、実施事項等が報告される。これとは別に、常に横方向の情報共有が行われ、連携が必要な班の間には常に綿密な情報の共有がなされる。 なお、あらかじめ定めた手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されているため、その範囲であれば特に発電所対策本部長からの指示は要しない。複数号炉にまたがる対応や、あらかじめ定めた手順を超えるような場合には、発電所対策本部長が判断を行い、各班に実施の指示を行う。</p> <p>4. その他 (1) 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の体制 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）については、上述した体制をベースに、特に初動対応に必要な要員を中心に宿直体制をとり、常に必要な要員数を確保することによって事故に対処できるようとする。その後に順次参集する要員によって徐々に体制を拡大していく。</p> <p>また、発電所対策本部の体制が機能するまでは、発電課長（当直）の指揮の下、運転員及び災害対策要員を主体とした初動体制を確保し、迅速な対応を図る。具体的には、発電課長（当直）は関係箇所と通信連絡設備を用いて情報連携しながら、災害対策要員へ指示を行う。災害対策要員は、発電課長（当直）の指示の下、必要な重大事故等対策を行う。</p>	<p>体制の相違 女川の保修班が行う可搬型設備を用いた対応、消火活動について、泊では運転班に属する災害対策要員が行う。</p> <p>記載方針の相違 復旧班の役割として屋外アクセスルートのがれき撤去等を追記した。女川もアクセスルートの確保は保証的に行う。</p> <p>体制の相違(相違理由2) 記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違 伊方まとめ資料の構文を参考に記載した。 泊は、可搬型重大事故等対処設備を用いた活動を行う災害対策要員は発電課長(当直)の指揮の下、運転員と連携しながら初動対応を行う体制であることから初動体制について記載した。</p>

【伊方3号炉技術的能力1.0まとめ資料から抜粋】

発電所災害対策本部の体制が機能するまでは、当直長の指揮の下、運転員、緊急時対応要員を主体とした初動の体制を確保し、迅速な対応を図る。具体的には、当直長は関係箇所と通信連絡設備を用いて情報連携しながら緊急時対応要員へ指示を行う。緊急時対応要員は、当直長の指示の下、必要な重大事故等対策を行う。

1.0.10 重大事故等時の体制について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち,
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字:記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字:記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 要員が負傷した際等の代行の考え方</p> <p>特に夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において万一何らかの理由で要員が負傷する等により役割が実行できなくなつた場合には、平日の勤務時間帯のように十分なバックアップ要員がないことが考えられる。こうした場合には、別の機能を担務する要員が兼務する。</p> <p>具体的な代行者の選定については、上位職の者（例えば班長の代行者については発電所対策本部長）が決定する。</p>	<p>(2) 要員が負傷した際等の代行の考え方</p> <p>特に夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において万一何らかの理由で要員が負傷する等により役割が実行できなくなつた場合には、平日の勤務時間帯のように十分なバックアップ要員がないことが考えられる。こうした場合には、別の機能を担務する要員が兼務する。</p> <p>具体的な代行者の選定については、上位職の者（例えば班長の代行者については発電所対策本部長）が決定する。</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.10 重大事故等時の体制について

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
	<p style="text-align: center;">第1表 各職位のミッション</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>職位</th><th>ミッション</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・防災体制の整合、変更の決定 ・対策本部の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定 </td></tr> <tr> <td>原子炉主任技術者</td><td>・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言</td></tr> <tr> <td>本部付</td><td>・本部長及び各班長への助言・助勢</td></tr> <tr> <td>情報班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所対策本部の運営支援 ・社外関係機関への通報連絡 ・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集 </td></tr> <tr> <td>総務班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・要員の呼集、参集状況の把握 ・食料・被服の調達 ・宿泊関係の手配 ・医療活動 ・所内の警備指示 ・一般入所者の避難指示 ・物的防護施設の運用指示 ・資材の調達及び輸送に関する一元管理 ・ほかの班に属さない事項 </td></tr> <tr> <td>広報班</td><td>・社外対応情報の収集 ・報道機関対応者への支援</td></tr> <tr> <td>技術班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 ・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 ・アクシデントマネジメントに関する検討 </td></tr> <tr> <td>放射線管理班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 ・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する重大事故等対策要員への指示 ・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言 ・放射線の影響に関する検討 </td></tr> <tr> <td>保修班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・事故の影響範囲・被入射性に対する可搬型設備の準備と操作 ・可搬型設備の準備状況の把握 ・不具合設備の応急復旧の実施 ・火災発生時における消火活動 </td></tr> <tr> <td>発電管理班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況入手 ・運転員からの支援要請に対する対応 ・運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 ・運転員における中央制御室内監視・操作の実施。事故の影響緩和、拡大防止に係る運転操作 </td></tr> </tbody> </table>	職位	ミッション	本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・防災体制の整合、変更の決定 ・対策本部の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定 	原子炉主任技術者	・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言	本部付	・本部長及び各班長への助言・助勢	情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所対策本部の運営支援 ・社外関係機関への通報連絡 ・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集 	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・要員の呼集、参集状況の把握 ・食料・被服の調達 ・宿泊関係の手配 ・医療活動 ・所内の警備指示 ・一般入所者の避難指示 ・物的防護施設の運用指示 ・資材の調達及び輸送に関する一元管理 ・ほかの班に属さない事項 	広報班	・社外対応情報の収集 ・報道機関対応者への支援	技術班	<ul style="list-style-type: none"> ・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 ・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 ・アクシデントマネジメントに関する検討 	放射線管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 ・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する重大事故等対策要員への指示 ・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言 ・放射線の影響に関する検討 	保修班	<ul style="list-style-type: none"> ・事故の影響範囲・被入射性に対する可搬型設備の準備と操作 ・可搬型設備の準備状況の把握 ・不具合設備の応急復旧の実施 ・火災発生時における消火活動 	発電管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況入手 ・運転員からの支援要請に対する対応 ・運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 ・運転員における中央制御室内監視・操作の実施。事故の影響緩和、拡大防止に係る運転操作 	<p style="text-align: center;">表1 各職位のミッション</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>職位</th><th>ミッション</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・防災体制の発令、変更の決定 ・対策本部の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定 </td></tr> <tr> <td>発電用原子炉主任技術者</td><td>・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言</td></tr> <tr> <td>委員</td><td>・本部長及び各班長への助言・助勢</td></tr> <tr> <td>総括班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所対策本部の運営支援 ・社外関係機関への通報連絡 ・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集 ・要員の呼集、参集状況の把握 ・火災発生時における消火活動 ・燃料補給活動 ・ほかの班に属さない事項 </td></tr> <tr> <td>業務支援班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・社外対応情報の収集 ・報道機関対応者の支援 ・食料・被服の調達 ・宿泊関係の手配 ・医療活動 ・所内の警備指示 ・一般入所者の避難指示 ・物的防護施設の運用指示 ・資材の調達及び輸送に関する一元管理 </td></tr> <tr> <td>技術班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 ・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 ・アクシデントマネジメントに関する検討 </td></tr> <tr> <td>放管班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 ・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する重大事故等対策要員への指示 ・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する所見 ・放射線の影響に関する検討 ・海洋への放射性物質排放抑制対応 </td></tr> <tr> <td>復旧班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・不具合設備の応急復旧の実施 ・屋外アクセスルートのがれき撤去等 </td></tr> <tr> <td>運転班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況の入手 ・運転員からの支援要請に関する対応 ・運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 ・運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係るプラントの運転操作 ・事故の影響緩和、拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 ・可搬型設備の準備状況の把握 ・火災発生時における消火活動 </td></tr> </tbody> </table>	職位	ミッション	本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・防災体制の発令、変更の決定 ・対策本部の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定 	発電用原子炉主任技術者	・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言	委員	・本部長及び各班長への助言・助勢	総括班	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所対策本部の運営支援 ・社外関係機関への通報連絡 ・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集 ・要員の呼集、参集状況の把握 ・火災発生時における消火活動 ・燃料補給活動 ・ほかの班に属さない事項 	業務支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・社外対応情報の収集 ・報道機関対応者の支援 ・食料・被服の調達 ・宿泊関係の手配 ・医療活動 ・所内の警備指示 ・一般入所者の避難指示 ・物的防護施設の運用指示 ・資材の調達及び輸送に関する一元管理 	技術班	<ul style="list-style-type: none"> ・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 ・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 ・アクシデントマネジメントに関する検討 	放管班	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 ・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する重大事故等対策要員への指示 ・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する所見 ・放射線の影響に関する検討 ・海洋への放射性物質排放抑制対応 	復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ・不具合設備の応急復旧の実施 ・屋外アクセスルートのがれき撤去等 	運転班	<ul style="list-style-type: none"> ・運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況の入手 ・運転員からの支援要請に関する対応 ・運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 ・運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係るプラントの運転操作 ・事故の影響緩和、拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 ・可搬型設備の準備状況の把握 ・火災発生時における消火活動 	発電所原子力防災組織の構成の相違
職位	ミッション																																												
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・防災体制の整合、変更の決定 ・対策本部の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定 																																												
原子炉主任技術者	・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言																																												
本部付	・本部長及び各班長への助言・助勢																																												
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所対策本部の運営支援 ・社外関係機関への通報連絡 ・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集 																																												
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・要員の呼集、参集状況の把握 ・食料・被服の調達 ・宿泊関係の手配 ・医療活動 ・所内の警備指示 ・一般入所者の避難指示 ・物的防護施設の運用指示 ・資材の調達及び輸送に関する一元管理 ・ほかの班に属さない事項 																																												
広報班	・社外対応情報の収集 ・報道機関対応者への支援																																												
技術班	<ul style="list-style-type: none"> ・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 ・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 ・アクシデントマネジメントに関する検討 																																												
放射線管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 ・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する重大事故等対策要員への指示 ・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言 ・放射線の影響に関する検討 																																												
保修班	<ul style="list-style-type: none"> ・事故の影響範囲・被入射性に対する可搬型設備の準備と操作 ・可搬型設備の準備状況の把握 ・不具合設備の応急復旧の実施 ・火災発生時における消火活動 																																												
発電管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況入手 ・運転員からの支援要請に対する対応 ・運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 ・運転員における中央制御室内監視・操作の実施。事故の影響緩和、拡大防止に係る運転操作 																																												
職位	ミッション																																												
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・防災体制の発令、変更の決定 ・対策本部の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定 																																												
発電用原子炉主任技術者	・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言																																												
委員	・本部長及び各班長への助言・助勢																																												
総括班	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所対策本部の運営支援 ・社外関係機関への通報連絡 ・事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集 ・要員の呼集、参集状況の把握 ・火災発生時における消火活動 ・燃料補給活動 ・ほかの班に属さない事項 																																												
業務支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・社外対応情報の収集 ・報道機関対応者の支援 ・食料・被服の調達 ・宿泊関係の手配 ・医療活動 ・所内の警備指示 ・一般入所者の避難指示 ・物的防護施設の運用指示 ・資材の調達及び輸送に関する一元管理 																																												
技術班	<ul style="list-style-type: none"> ・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価 ・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 ・アクシデントマネジメントに関する検討 																																												
放管班	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 ・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する重大事故等対策要員への指示 ・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する所見 ・放射線の影響に関する検討 ・海洋への放射性物質排放抑制対応 																																												
復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ・不具合設備の応急復旧の実施 ・屋外アクセスルートのがれき撤去等 																																												
運転班	<ul style="list-style-type: none"> ・運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況の入手 ・運転員からの支援要請に関する対応 ・運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 ・運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係るプラントの運転操作 ・事故の影響緩和、拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 ・可搬型設備の準備状況の把握 ・火災発生時における消火活動 																																												

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち,
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

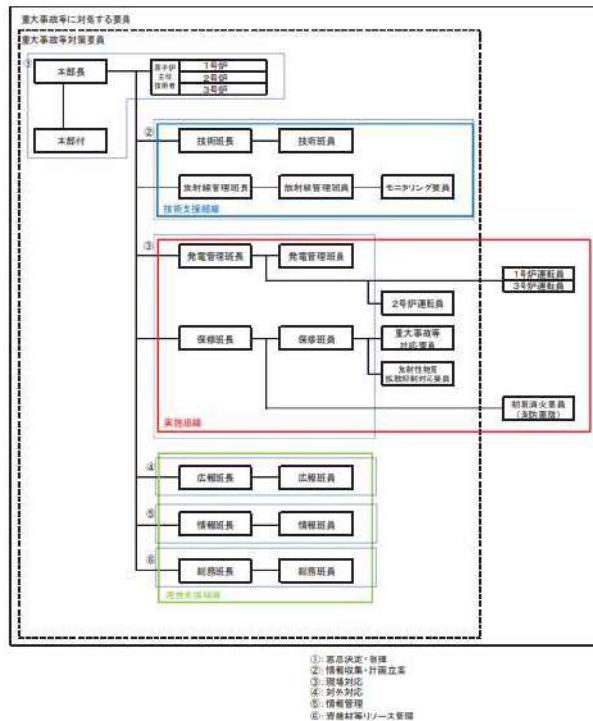
1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



第1図 女川原子力発電所 原子力防災組織 体制図

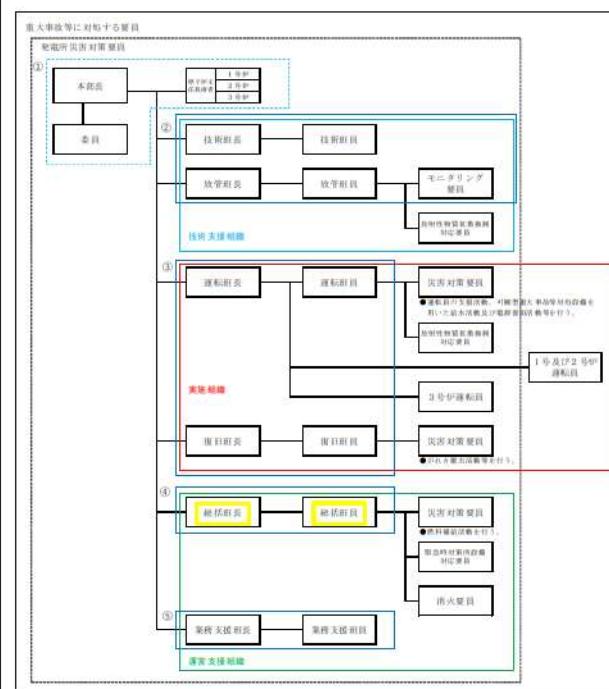


図1 泊発電所 原子力防災組織 体制図

体制の相違
要員数、要員の名称に相違はあるが、運転員、可搬型重大事故等対処設備を用いて電源復旧活動や給水活動等を行う要員、緊急時対策所にて対応を行う各機能班の要員、消火活動を行う要員等、重大事故等時の対応に必要な要員を確保する方針であることについては女川と同様。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

別紙2

重大事故等発生時における自衛消防隊の体制について

1. 自衛消防隊の体制

重大事故等発生時における自衛消防隊の体制を第1表に記す。
火災が発生した際、発電所内に常駐している自衛消防隊長（代行者含む。）の指示の下、初期消火要員による初期消火活動が行われる。

重大事故等発生時における初期消火要員の体制について

1. 初期消火要員の体制

重大事故等発生時における初期消火要員の体制を表1に記す。
火災が発生した際、発電所対策本部長（代行者含む。）（夜間及び休日における初動体制においては、発電所内に常駐している全体指揮者（副原子力防災管理者））の指示の下、初期消火要員による初期消火活動が行われる。

名称の相違(以降、
相違理由を省略)

名称の相違(以降、
相違理由を省略)
記載方針の相違
夜間及び休日の指揮者について記載した。

第1表 主な自衛消防隊編成

構成	所属等	役割
自衛消防隊長 (1)	【平日昼間】 ① 保修部課長（保修管理） ② 消火活動全般の指揮 ③ 保修部課長（保修技術） ④ 公設消防窓口（プラント状況・消火活動の情報提供） 【夜間及び休日】 自衛消防隊専属の宿直者	① 自衛消防隊の責任者 ② 消火活動全般の指揮 ③ 当直長への消火活動の情報提供・プラント情報の共有 ④ 公設消防窓口（プラント状況・消火活動の情報提供）
初期消火要員 (11)	当直長（1） 連絡員（2） 連絡責任者（1） 誘導員（1） 消防チーム（6）	① 公設消防への通報 ② 自衛消防隊長、消防チームへの連絡 ③ 連絡員への初期消火指示 ④ プラントの情報提供、消火活動の情報共有（当直員は、現場での消火活動のメンバーに異しない） ① 火災現場での消火活動 ② 火災現場での消火戦略検討 ③ 火災現場（屋内）への公設消防誘導・説明 ④ 放射線量測定 関係者への連絡 火災発生現場（構内全域）への公設消防誘導 屋内・屋外での消火活動
【平日昼間】 消火班：班長（1）、班員（7） 【夜間・休日昼間】 給水・送水確保要員（6） ^{※1}	【募集状況に応じ、班長が役割分担を指名】 ① 消火活動（消火器・屋外消火栓等の使用） ② 緊急時対策本部への情報連絡 ③ 火災発生現場での情報収集・記録	（ ）内は人数

※1 重大事故等対応中に発電所敷地内で復旧班の現場操作を妨げるような火災が発生した場合、
自衛消防隊長の指揮のもと、消火活動を行う。

構成	所属等	役割
自衛消防隊長 (1)	【平日昼間】 ① 保修部課長（保修管理） ② 消火活動全般の指揮 ③ 保修部課長（保修技術） ④ 公設消防窓口（プラント状況・消火活動の情報提供） 【夜間及び休日】 自衛消防隊専属の宿直者	① 自衛消防隊の責任者 ② 消火活動全般の指揮 ③ 当直長への消火活動の情報提供・プラント情報の共有 ④ 公設消防窓口（プラント状況・消火活動の情報提供）
初期消火要員 (11)	当直長（1） 連絡員（2） 連絡責任者（1） 誘導員（1） 消防チーム（6）	① 公設消防への通報 ② 自衛消防隊長、消防チームへの連絡 ③ 連絡員への初期消火指示 ④ プラントの情報提供、消火活動の情報共有（当直員は、現場での消火活動のメンバーに異しない） ① 火災現場での消火活動 ② 火災現場での消火戦略検討 ③ 火災現場（屋内）への公設消防誘導・説明 ④ 放射線量測定 関係者への連絡 火災発生現場（構内全域）への公設消防誘導 屋内・屋外での消火活動
【平日昼間】 消火班：班長（1）、班員（7） 【夜間・休日昼間】 給水・送水確保要員（6） ^{※1}	【募集状況に応じ、班長が役割分担を指名】 ① 消火活動（消火器・屋外消火栓等の使用） ② 緊急時対策本部への情報連絡 ③ 火災発生現場での情報収集・記録	（ ）内は人数

表1 初期消火要員の構成

体制	構成	役割
発電所対策本部長	発電所長（1）	a.自衛消防隊の全体指揮 b.現場責任者及び現場指揮者の選任
発電所対策本部長の代行者	指名者（1）※	a.自衛消防隊長不在時の代行
通報連絡責任者	通報連絡責任者：発電課長（1）※	a.消防機関及び関係箇所への通報連絡 b.初期消火要員への出動要請
現場責任者	現場責任者：特別管理職（1）※	a.消防機関への情報提供 b.消防機関の誘導 平日昼間・現地指揮本部までの誘導 平日夜間・休日：火災現場への誘導
現場指揮者	現場指揮者：特別管理職（1）※	a.火災現場確認 b.火災現場での消火指揮 c.消防器又は屋内消火栓による消火活動等
消防担当	平日昼間（周辺防護区域内） 運転員（1） 平日夜間（周辺防護区域外） 保全部員（1） 平日夜間・休日 運転員（1）※	a.大災現場確認 b.消防器又は屋内消火栓による消火活動
消防車隊	委託員（6）※	a.消防車隊の消火指揮 b.消防自動車のアセスメント及び配備場所の指示等 c.化学消防自動車の機関員 d.化学消防自動車の連結作業 e.消防自動車による消火活動（備先） f.泡消防装置の補充 g.消防ホースの延長等
現場指揮者	平日昼間（周辺防護区域に指名された者） 休日・休日当直員（1）※	a.火災現場確認 b.火災現場での消火指揮 c.消防器又は屋内消火栓による消火活動等
消防担当	消防要員（8）※	a.火災現場確認 b.消防器又は屋内消火栓による消火活動 c.化学消防自動車の機関員 d.化学消防自動車の連結作業 e.消防自動車による消火活動（備先） f.泡消防装置の補充 g.消防ホースの延長等 h.消防機関の誘導

※：発電所内に常駐している要員
() 内は人数

1.0.10 重大事故等時の体制について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2. 重大事故等発生時における複数同時火災時の対応</p> <p>(1) 概要</p> <p>緊急体制 発令中に女川原子力発電所構内において同時に複数個所で火災が発生した場合、発電課長からの報告を受けた発電所対策本部長又は総括責任者が火災によるアクセスルート及び重大事故等対応に及ぼす影響等を考慮して消火活動の優先度を判断し、現場指揮者及び初期消火要員(消防車隊)(以下「消防車隊」という。)を出動させ消火活動に当たる。また、発電課長は、初期消火要員(運転員)(以下「運転員」という。)を出動させ、現場確認及び延焼防止対応に当たる。</p> <p>女川原子力発電所構内において同時に複数個所で火災が発生した場合の対応の例として、建屋内部の2か所での同時火災のケース(以下「建屋内同時火災」という。)と、建屋外の2か所での同時火災のケース(以下「屋外同時火災」という。)について以下に示す。</p> <p>(2) 建屋内同時火災</p> <p>a. 前提条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急体制 発令中に、建屋内で原因を特定しない同時火災が発生することを想定する。 ・建屋内同時火災が発生した場合、運転員は消防車隊が到着するまで延焼防止対応に当たる。 <p>しかし、消防車隊が消火現場に到着した後、火災によるアクセスルートや重大事故等対応に及ぼす影響の程度によっては、発電課長の判断により、運転員は重大事故等の現場対応操作を優先する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建屋内の火災であるため、消火活動は建屋内の消火器、消火栓を使用する。 <p>b. 対応及び体制</p> <p>建屋内同時火災の対応フローを第1図に、初期消火体制を第2図に示す。</p> <p>発電課長は、火災の状況を含めプラント状況の把握や発電所対策本部への連絡を行うとともに、消防車隊が到着するまでの運転員が行う延焼防止対応の指示を行う。</p> <p>発電所対策本部長は、速やかに現場指揮者を指名し、消火活動を指示する。</p> <p>また、一方の火災現場に現場指揮者を配置し、適宜状況報告を受け両方の火災対応の指揮を執る。</p> <p>消火体制について、初期消火要員として発電課長から指名された運転員が延焼防止対応を行い、その後は消防車隊で2班を編成し消火活動に当たる。</p>	<p>2. 重大事故等発生時における複数同時火災時の対応</p> <p>(1) 概要</p> <p>防災体制 発令中に泊発電所構内において同時に複数箇所で火災が発生した場合、発電課長(当直)からの報告を受けた発電所対策本部長又は全体指揮者が火災によるアクセスルート及び重大事故等対応に及ぼす影響等を考慮して消火活動の優先度を判断し、現場指揮者及び消防要員を出動させ消火活動に当たる。また、発電課長(当直)は、運転員を出動させ、現場確認及び延焼防止対応に当たる。</p> <p>泊発電所構内において同時に複数箇所で火災が発生した場合の対応の例として、建屋内部の2箇所での同時火災のケース(以下「建屋内同時火災」という。)と、建屋外の2箇所での同時火災のケース(以下「屋外同時火災」という。)について以下に示す。</p> <p>(2) 建屋内同時火災</p> <p>a. 前提条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災体制 発令中に、建屋内で原因を特定しない同時火災が発生することを想定する。 ・建屋内同時火災が発生した場合、運転員は消防要員が到着するまで延焼防止対応に当たる。 <p>しかし、消防要員が消火現場に到着した後、火災によるアクセスルートや重大事故等対応に及ぼす影響の程度によっては、発電課長(当直)の判断により、運転員は重大事故等の現場対応操作を優先する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建屋内の火災であるため、消火活動は建屋内の消火器、消火栓を使用する。 <p>b. 対応及び体制</p> <p>建屋内同時火災の対応フローを図1に、初期消火体制を図2に示す。</p> <p>発電課長(当直)は、火災の状況を含めプラント状況の把握や発電所対策本部への連絡を行うとともに、消防要員が到着するまでの運転員が行う延焼防止対応の指示を行う。</p> <p>発電所対策本部長(代行者含む)の指揮の下、総括班長は、平日昼間において、速やかに現場指揮者を指名し、消火活動を指示する。夜間及び休日においては、消防責任者が現場指揮者に消火活動を指示する。</p> <p>また、一方の火災現場に現場指揮者を配置し、適宜状況報告を受け両方の火災対応の指揮を執る。</p> <p>消火体制について、発電課長(当直)から指名された運転員が延焼防止対応を行い、その後は消防要員で2班を編成し消火活動に当たる。</p>	<p>記載表現の相違 (以降、相違理由を省略)</p> <p>名称の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>運用の相違 泊は、平日昼間と休日夜間で体制が異なる。</p> <p>体制の相違 延焼防止を行う運転員は消火体制には含まれないが、運転員が延焼防止対応を行うことから</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.10 重大事故等時の体制について

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>消火活動は、現場指揮者及び消防車隊6名の計7名の体制で対応可能であり、発電所対策本部と火災現場の連絡を行う。</p> <pre> graph TD A1["【中央制御室(発電課長)】 ・建屋内で同時火災を検知 (火災現場①, ②)"] A2["【中央制御室(発電課長)】 ・運転員へ火災現場①, ②の現 地状況を指示 ・発電所対策本部への連絡"] A3["【火災現場①, ②(運転員)】 ・火災現場到着 ・発電機への状況報告 ・延焼防止対応"] A4["【中央制御室(発電課長)】 ・発電所対策本部へ火災現場 ①, ②の状況を報告"] A5["【緊急時対策室(発電課長)】 ・現場指揮者指示し、火災現 場への出動を指揮 ・火災現場への状況報告 ・消防車隊へ火災現場への 出動を指示"] A6["【消防車隊詰め所(消防車隊)】 ・火災現場①, ②へ出動 (3名/班×2分所)"] A7["【緊急時対策室(理容指導者)】 ・火災現場①又は②へ出動 (3名/班×2分所)"] A8["【火災現場①, ②】 ・火災現場に到着 ・初期消火活動"] B1["【中央制御室(発電課長)】 ・建屋内で同時火災を検知 (火災現場①)"] B2["【中央制御室(発電課長)】 ・運転員へ火災現場①の現 地状況を指示 ・発電所対策本部への連絡"] B3["【火災現場①(運転員)】 ・火災現場到着 ・発電機への状況報告 ・延焼防止対応"] B4["【中央制御室(発電課長)】 ・発電所対策本部へ火災現場 ①の状況を報告"] B5["【緊急時対策室(発電課長)】 ・運転員へ火災現場①の現 地状況を報告 ・発電所対策本部へ火災現 場①の状況を報告 ・消防車隊へ火災活動を指示"] B6["【待機場所(待機消防員)】 ・火災現場①へ出動"] B7["【緊急時対策室(現場指揮者)】 ・火災現場①又は②へ出動"] B8["【火災現場①, ②】 ・火災現場に到着 ・初期消火活動"] C1["【火災現場①, ②】 ・火災現場に到着 ・初期消火活動"] </pre> <p>※1 消火要員が到着するまで延焼防止処置を継続。</p>	<p>消火活動は、現場指揮者及び消防要員8名の計9名の体制で対応可能であり、発電所対策本部と火災現場の連絡を行う。</p> <pre> graph TD A1["【中央制御室(発電課長)】 ・建屋内で同時火災を検知 (火災現場①)"] A2["【中央制御室(発電課長)】 ・運転員へ火災現場①の現 地状況を指示 ・発電所対策本部への連絡"] A3["【火災現場①(運転員)】 ・火災現場到着 ・発電機への状況報告 ・延焼防止対応"] A4["【中央制御室(発電課長)】 ・発電所対策本部へ火災現場 ①の状況を報告"] A5["【緊急時対策室(発電課長)】 ・運転員へ火災現場①の現 地状況を報告 ・発電所対策本部へ火災現 場①の状況を報告 ・消防車隊へ火災活動を指示"] A6["【待機場所(待機消防員)】 ・火災現場①へ出動"] A7["【緊急時対策室(現場指揮者)】 ・火災現場①又は②へ出動"] A8["【火災現場①, ②】 ・火災現場に到着 ・初期消火活動"] B1["【火災現場①, ②】 ・火災現場に到着 ・初期消火活動"] </pre>	<p>実質的相違なし。</p> <p>消火要員の人数の相違</p>

第1図 建屋内同時火災の対応フロー

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【中央制御室】 発電課長 (連絡連絡責任者)</p> <p>火災発生連絡</p> <p>【緊急時対策班】 自衛消防隊長(代行 (総括責任者))</p> <p>【運営責任者】</p> <p>【火災現場①】 現場指揮者</p> <p>【火災現場②】 運転員: 1名</p> <p>【火災現場③】 消防隊隊員: 3名</p> <p>【火災現場④】 消防隊隊員: 3名</p> <p>現場確認 (指示)</p> <p>火災状況 (報告)</p> <p>消火活動 (指示)</p> <p>火災状況 (報告)</p> <p>※1 火災の状況及び設備、場所等の重要度に応じ火災現場①又は②の現場指揮を実施 ※2 状況に応じて重大事故等対応の現場操作を優先 ※3 消火要員3名一組での消火対応となるが、消火器及び屋内消火栓での消火活動であるため、十分対応可能</p>	<p>【中央制御室】 発電課長(当直) (連絡責任者)</p> <p>火災発生連絡</p> <p>【緊急時対策班】 全休指揮者(副原子力 防災管理者)</p> <p>【運営責任者】</p> <p>【火災現場平1】 現場指揮者</p> <p>【火災現場平2】 運営員: 1名</p> <p>【火災現場平3】 消防隊員: 4名</p> <p>【火災現場平4】 消防隊員: 4名</p> <p>現場確認 (指示)</p> <p>火災状況 (報告)</p> <p>指揮</p> <p>消火活動 (指示)</p> <p>火災状況 (報告)</p>	<p>夜間及び休日の体制の相違 泊は、副原子力防災管理者である全休指揮者が指揮する。</p> <p>※1 火災の状況及び設備、場所等の重要度に応じ火災現場①又は②の現場指揮を実施。 ※2 状況に応じて重大事故等対応の現場操作を優先。消火要員が到着するまで延焼防止処置を継続。 ※3 消火要員4名一組での消火対応となる場合もあるが、消火器及び屋内消火栓での消火活動であるため、十分対応可能。</p>

第2図 建屋内同時火災発生時の初期消火体制(夜間・休日)

(3) 屋外同時火災

a. 前提条件

- 緊急体制発令中に**女川原子力発電所**構内の建屋外で、重大事故等の対応中に構内で現場操作を妨げるような火災が同時に2か所で発生することを想定する。
- 消火活動は重大事故等対応のための活動である前提とし、化学消防自動車を用いる。

b. 外部火災での対応及び体制

屋外同時火災の対応フローを第3図に、初期消火体制を第4図に示す。

屋外同時火災における消火活動は、現場指揮者が指揮を執る。構内2か所での同時火災に対しての消火活動は、常時待機している**消防車隊(6名)**と**現場指揮者1名**の計7名で対応可能である。

(3) 屋外同時火災

a. 前提条件

- 防災体制発令中に**泊発電所**構内の建屋外で、重大事故等の対応中に構内で現場操作を妨げるような火災が同時に2箇所で発生することを想定する。
- 消火活動は重大事故等対応のための活動である前提とし、化学消防自動車等を用いる。

b. 外部火災での対応及び体制

屋外同時火災の対応フローを図3に、初期消火体制を図4に示す。

屋外同時火災における消火活動は、現場指揮者が指揮を執る。構内2箇所での同時火災に対しての消火活動は、**現場指揮者**及び**常時待機している消防要員(8名)**の計9名で対応可能である。

設備の相違

泊は、化学消防自動車の他に、水槽付消防ポンプ自動車、大規模火災用消防自動車により消火を行う。
記載表現の相違
前ページと記載を統一。
消防要員の人数の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち,
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<pre> graph TD A["【緊急時対策所（消防隊長）】 ・構内2か所で同時火災を認知 （火災現場①, ②） ・現場指揮者に火災現場への出動を指示（火災の状況及び設備、場所等の重要度に応じ火災現場①, ②を選択） ・消防車隊へ火災現場への出動を指示"] --> B["【緊急時対策所（現場指揮者）】 ・火災現場①又は②へ出動"] A --> C["【消防車隊詰め所（消防車隊）】 ・化学消防車で火災現場①, ②へ出動 (3名／班×2班)"] B --> D["【火災現場①, ②】 ・火災現場に到着 ・消火活動"] C --> D </pre>	<pre> graph TD A["【緊急時対策所(発電所対策本部長(代行者含む。))】 ・構内2箇所で同時火災を認知 (火災現場①, ②) ・現場指揮者を指名し、消火活動を指示（火災の状況及び設備、場所等の重要度に応じ火災現場①, ②を選択） ・消防要員へ消火活動を指示"] A --> B["【緊急時対策所（現場指揮者）】 ・火災現場①又は②へ出動"] A --> C["【待機場所（消防要員）】 ・化学消防自動車等で火災現場①, ②へ出動"] B --> D["【火災現場①, ②】 ・火災現場に到着 ・消火活動"] C --> D </pre>	

第3図 屋外同時火災の対応フロー

図3 屋外同時火災の対応フロー

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<pre> graph TD A["【中央制御室】\n発電課長\n(通報連絡責任者)"] -- "火災発生連絡" --> B["【緊急時対策所】\n自衛消防隊長[代行]\n(総括責任者)"] B -- "連絡責任者" --> C["連絡責任者"] C -- "消火活動\n(指示)" --> D["【火災現場】\n現場指揮者"] D -- "指揮・命令" --> E["【火災現場①】\n消防車隊"] E -- "火災状況\n(報告)" --> C </pre> <p>※1 ホース員1名、機関員1名、泡消火薬剤補充員1名：3名／班×2班</p> <p>第4図 屋外同時火災発生時の初期消火体制（夜間及び休日）</p>	<pre> graph TD A["【中央制御室】\n発電課長(当直)\n(連絡者)"] -- "火災発生連絡" --> B["【緊急時対策所】\n全体指揮者(副原子力\n防災管理者)"] B -- "連絡者" --> C["連絡者"] C -- "消火活動\n(指示)" --> D["【火災現場】\n現場指揮者"] D -- "指揮・命令" --> E["【火災現場②】\n消防署員：4名"] E -- "火災状況\n(報告)" --> C </pre> <p>※1 首先1名、消防車操作1名、泡消火薬剤運搬1名、補助1名：4名／班×2班</p> <p>図4 屋外同時火災発生時の初期消火体制（夜間・休日）</p>	<p>夜間及び休日の体制の相違 泊は、副原子力防災管理者である全體指揮者が指揮する。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

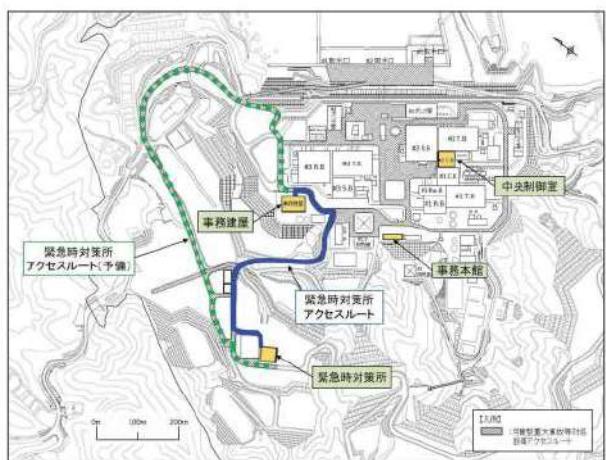
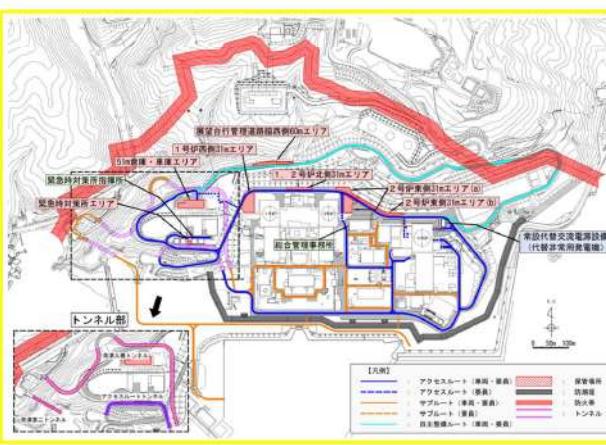
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【島根2号炉技術的能力1.0まとめ資料 添付資料1.0.10から抜粋】</p> <p>別紙3</p> <p>重大事故等時における重大事故等に対処する要員の動き</p> <p>重大事故等時における重大事故等に対処する要員の動きについては以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平日勤務時間帯において、重大事故等に対処する要員のほとんどが管理事務所で勤務しており、招集連絡を受けた場合は、速やかに緊急時対策所に集合する。 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、初動対応する重大事故等に対処する要員（本部要員、現場要員）は、免震重要棟又はその近傍、1、2号炉制御室建物又はその近傍及び3号炉制御室建物又はその近傍で勤務若しくは待機しており、招集連絡を受けた場合は、速やかに緊急時対策所に集合する。 <p>※事務建屋の対策室は、以下の全ての条件に該当する場合、初動対応に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所震度6弱未満 ・通信連絡設備使用可 ・SPDS表示装置使用可 <p>なお、発電所震度は、発電所の保安確認用震度計により速やかに情</p>	<p>別紙3</p> <p>重大事故等発生時における重大事故等対策要員の動き</p> <p>重大事故等発生時における重大事故等対策要員の動きについては以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平日勤務時間中においては、重大事故等対策要員の多数は事務建屋で勤務しており、事象発生時には速やかに事務建屋の対策室に集合し、事務建屋の対策室での初動対応実施を判断した場合[※]、継続して初動対応を行う。また、事務建屋の対策室使用中止を判断した場合又は原災法第10条特定事象発生時は緊急時対策所へ移動し、初動対応を行う。 夜間及び休日は、初動対応要員（本部要員、現場要員）が事務建屋等で勤務又は宿泊しており、招集連絡を受けた場合は、速やかに事務建屋の対策室に集合し、事務建屋の対策室での初動対応実施を判断した場合[※]、継続して初動対応を行う。また、事務建屋の対策室使用中止を判断した場合又は原災法第10条特定事象発生時は緊急時対策所へ移動し、初動対応を行う。 なお、事務建屋から緊急時対策所への移動においては、本部要員を二手に分け、先発隊が緊急時対策所を立ち上げ、後発隊の残る事務建屋の対策室と情報共有を行ってから後発隊が緊急時対策所へ移動することで、指揮系統の空白が生じることはない。 <p>タイムチャートを第1図に、アクセスルートを第2図に示す。</p>	<p>別紙3</p> <p>重大事故等発生時における発電所災害対策要員の動き</p> <p>重大事故等発生時における発電所災害対策要員の動きについては以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平日勤務時間中においては、発電所災害対策要員の多数は総合管理事務所で勤務しており、警戒事象、原災法第10条特定事象又は原災法第15条第1項に該当する事象が発生し、防災体制が発令され、招集連絡を受けた場合は、緊急時対策所へ移動し、初動対応を行う。 夜間及び休日は、初動対応要員（災害対策本部要員、災害対策要員、災害対策要員（支援））が総合管理事務所等で勤務又は宿泊しており、招集連絡を受けた場合は、災害対策要員（燃料補給活動を行う者）、災害対策要員（支援）及び災害対策本部要員は緊急時対策所に、災害対策要員（運転支援活動、電源復旧活動及び給水活動を行う者）は中央制御室に参集するとともに、災害対策要員（がれき撤去活動を行う者）は現場に移動し初動対応を行う。 <p>タイムチャートを図1に、アクセスルートを図2に示す。</p>	<p>運用の相違</p> <p>重大事故等発生時に招集連絡を受けた場合、緊急時対策所で行う要員は通常時に使用している事務所ではなく緊急時対策所に参集する。（島根と同様）</p> <p>記載方針の相違</p> <p>原災法15条第1項に該当する事象が発生した場合について記載した。（1.0.2(d) (e)項と記載内容を統一）</p> <p>運用の相違</p> <p>泊は、現場で対応を行う要員は、その要員の役割に応じて中央制御室又は現場へ直通向かい、SA対策に遅れが生じないようにしている。</p> <p>要員の役割に応じて集合する場所が異なる運用については伊方、玄海と同様。（比較表1.0-36 ページ参照）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>報を入手可能である。また、事務建屋は基準地震動 Ss に対して倒壊しないことを確認しているが、設計に用いている地震動は発電所震度 5 強相当であるため、発電所震度 6 弱以上を確認した場合は、事務建屋の対策室の使用中止を判断し、緊急時対策所への移動・立上げを行うこととする。</p>  <p>第1図 事務建屋から緊急時対策所への移動のタイムチャート</p>	 <p>図1 緊急時対策所立ち上げ時タイムチャート</p>	
 <p>第1図 緊急時対策所までのアクセスルート</p> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p>	 <p>第2図 緊急時対策所までのアクセスルート</p>	 <p>図2 緊急時対策所までのアクセスルート</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.10 重大事故等時の体制について

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																											
	<p style="text-align: center;">別紙4</p> <p style="text-align: center;">緊急時対策所における主要な資機材一覧</p> <p>緊急時対策所に配備している主要な資機材については以下のとおり。</p> <p>○通信連絡設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通信種別</th><th>主要設備</th><th>配備台数^{※3}</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">発電所内外</td><td>電力保安通信用電話設備^{※1}</td><td>固定電話機 12台</td></tr> <tr><td>P H S 端末</td><td>12台</td></tr> <tr><td>F A X</td><td>1台</td></tr> <tr> <td rowspan="2">衛星電話設備</td><td>衛星電話設備(固定型)^{※2}</td><td>4台</td></tr> <tr><td>衛星電話設備(携帯型)^{※2}</td><td>10台</td></tr> <tr> <td rowspan="3">発電所内</td><td>送受装置(ペーパービング)</td><td>ハンドセット 2台 スピーカ 2台</td></tr> <tr><td>無線連絡設備</td><td>移動無線設備(固定型) 1台</td></tr> <tr><td></td><td>無線連絡設備(固定型)^{※2} 4台</td></tr> <tr> <td rowspan="10">発電所外</td><td>電力保安通信用電話設備^{※1}</td><td>衛星電話(固定型) 1台</td></tr> <tr><td>社内テレビ会議システム</td><td>1式</td></tr> <tr><td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</td><td>テレビ会議システム(有線系・衛星系)^{※2} 1式 I P 電話(有線系)^{※2} 4台 I P 電話(衛星系)^{※2} 2台 I P-F A X(有線系)^{※2} 2台 I P-F A X(衛星系)^{※2} 1台</td></tr> <tr><td>局線加入電話設備</td><td>加入電話機 12台</td></tr> <tr><td>専用電話設備(地方公共団体向ホットライン)</td><td>加入F A X 1台</td></tr> <tr><td></td><td>専用電話設備 10台</td></tr> <tr><td>※1:局線加入電話設備は接続されており、発電所外への連絡も可能</td><td></td></tr> <tr><td>※2:重大事故等対応設備</td><td></td></tr> <tr><td>※3:予備を含む。(今後、訓練等で見直しを行う)</td><td></td></tr> <tr><td>○必要な情報を把握できる設備</td><td></td></tr> <tr> <td>通信種別</td><td>主要設備</td><td>数量</td><td></td></tr> <tr> <td>発電所内外</td><td>安全パラメータ表示システム(S P D S)[※]</td><td>1式</td><td></td></tr> <tr> <td>※:重大事故等対応設備</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>○乾電池内蔵型照明</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>品名</td><td>数量</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>ヘッドライト</td><td>100個</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>ランタンタイプLEDライト</td><td>60個</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	通信種別	主要設備	配備台数 ^{※3}	発電所内外	電力保安通信用電話設備 ^{※1}	固定電話機 12台	P H S 端末	12台	F A X	1台	衛星電話設備	衛星電話設備(固定型) ^{※2}	4台	衛星電話設備(携帯型) ^{※2}	10台	発電所内	送受装置(ペーパービング)	ハンドセット 2台 スピーカ 2台	無線連絡設備	移動無線設備(固定型) 1台		無線連絡設備(固定型) ^{※2} 4台	発電所外	電力保安通信用電話設備 ^{※1}	衛星電話(固定型) 1台	社内テレビ会議システム	1式	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム(有線系・衛星系) ^{※2} 1式 I P 電話(有線系) ^{※2} 4台 I P 電話(衛星系) ^{※2} 2台 I P-F A X(有線系) ^{※2} 2台 I P-F A X(衛星系) ^{※2} 1台	局線加入電話設備	加入電話機 12台	専用電話設備(地方公共団体向ホットライン)	加入F A X 1台		専用電話設備 10台	※1:局線加入電話設備は接続されており、発電所外への連絡も可能		※2:重大事故等対応設備		※3:予備を含む。(今後、訓練等で見直しを行う)		○必要な情報を把握できる設備		通信種別	主要設備	数量		発電所内外	安全パラメータ表示システム(S P D S) [※]	1式		※:重大事故等対応設備				○乾電池内蔵型照明				品名	数量			ヘッドライト	100個			ランタンタイプLEDライト	60個			<p style="text-align: center;">別紙4</p> <p style="text-align: center;">緊急時対策所における主要な資機材の一覧</p> <p>緊急時対策所に配備している主要な資機材については以下のとおり。</p> <p>○通信連絡設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th><th>通信種別</th><th>主 要 設 備</th><th>配備台数^{※4}</th><th>電池設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">泊</td><td rowspan="3">発電所内外</td><td>電力保安通信用電話設備</td><td>保安電話(固定)^{※5} 8台</td><td>通常用蓄電池、非常用所内電池</td></tr> <tr><td>保安電話(FAX)</td><td>1台</td><td>通常用蓄電池、非常用所内電池、無停電電源装置</td></tr> <tr><td>衛星電話設備(固定型)</td><td>3台</td><td>充電池、常用所内電池、非常用所内電池用免電池</td></tr> <tr><td>衛星電話設備(携帯型)</td><td>15台</td><td>充電池</td></tr> <tr><td>インターフォン</td><td>1台</td><td>常用所内電池、緊急時対策用免電池、無停電電源装置</td></tr> <tr><td>移動制御設備</td><td>1台</td><td>通常用蓄電池、常用所内電池、非常用所内電池</td></tr> <tr><td>無線連絡設備(固定型)</td><td>1台</td><td>通常用蓄電池、緊急時対策用免電池、無停電電源装置</td></tr> <tr><td>測定指令設備</td><td>1台</td><td>常用所内電池、常用所内電池、非常用所内電池</td></tr> <tr><td>テレビ会議システム(指揮所・待機所間)</td><td>1台</td><td>常用所内電池、緊急時対策用免電池、無停電電源装置</td></tr> <tr><td>衛星電話設備(携帯型)</td><td>1台</td><td>充電池、常用所内電池、非常用所内電池、無停電電源装置</td></tr> <tr> <td rowspan="7">施設</td><td rowspan="3">発電所内外</td><td>社内テレビ会議システム</td><td>1台</td><td>充電池、常用所内電池、非常用所内電池、緊急時対策用免電池</td></tr> <tr><td>テレビ会議システム</td><td>1台</td><td>充電池</td></tr> <tr><td>通信衛星防災ネットワーク設備</td><td>4台</td><td>充電池、常用所内電池、非常用所内電池</td></tr> <tr><td>I P電話(衛星系)</td><td>2台</td><td>充電池、緊急時対策用免電池、無停電電源装置</td></tr> <tr><td>I P-F A X(衛星系)</td><td>2台</td><td>充電池、常用所内電池、非常用所内電池</td></tr> <tr><td>I P-F A X(衛星系)</td><td>1台</td><td>充電池、常用所内電池、緊急時対策用免電池、無停電電源装置</td></tr> <tr><td>加入電話機</td><td>2台</td><td>通常事業者から取電</td></tr> <tr> <td rowspan="4">待機所</td><td rowspan="2">発電所内外</td><td>加入F A X</td><td>1台</td><td>常用所内電池、非常用所内電池、緊急時対策用免電池</td></tr> <tr><td>専用電話設備(固定型)</td><td>7台</td><td>充電池、常用所内電池、非常用所内電池</td></tr> <tr><td>専用電話設備(FAX)</td><td>7台</td><td>充電池</td></tr> <tr><td>電力保安通信用電話設備</td><td>保安電話(固定)^{※5}</td><td>1台</td><td>通常用蓄電池、非常用所内電池</td></tr> <tr> <td>※1:加入電話設備は接続されており、発電所外への連絡も可能</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>※2:重大事故等対応設備</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>※3:予備を含む。(今後、訓練等で見直しを行う)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>○必要な情報を把握できる設備</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <th>通信種別</th><th>主要設備</th><th>数量</th><td></td></tr> <tr> <td>発電所内外</td><td>データ伝送設備(発電所内)[*]</td><td>1式</td><td></td></tr> <tr> <td>※:重大事故等対応設備</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>○乾電池内蔵型照明</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <th>品名</th><th>数量</th><td></td></tr> <tr> <td>ヘッドライト</td><td>80個</td><td></td></tr> <tr> <td>ワークライト</td><td>80個</td><td></td></tr> </tbody> </table>	場所	通信種別	主 要 設 備	配備台数 ^{※4}	電池設備	泊	発電所内外	電力保安通信用電話設備	保安電話(固定) ^{※5} 8台	通常用蓄電池、非常用所内電池	保安電話(FAX)	1台	通常用蓄電池、非常用所内電池、無停電電源装置	衛星電話設備(固定型)	3台	充電池、常用所内電池、非常用所内電池用免電池	衛星電話設備(携帯型)	15台	充電池	インターフォン	1台	常用所内電池、緊急時対策用免電池、無停電電源装置	移動制御設備	1台	通常用蓄電池、常用所内電池、非常用所内電池	無線連絡設備(固定型)	1台	通常用蓄電池、緊急時対策用免電池、無停電電源装置	測定指令設備	1台	常用所内電池、常用所内電池、非常用所内電池	テレビ会議システム(指揮所・待機所間)	1台	常用所内電池、緊急時対策用免電池、無停電電源装置	衛星電話設備(携帯型)	1台	充電池、常用所内電池、非常用所内電池、無停電電源装置	施設	発電所内外	社内テレビ会議システム	1台	充電池、常用所内電池、非常用所内電池、緊急時対策用免電池	テレビ会議システム	1台	充電池	通信衛星防災ネットワーク設備	4台	充電池、常用所内電池、非常用所内電池	I P電話(衛星系)	2台	充電池、緊急時対策用免電池、無停電電源装置	I P-F A X(衛星系)	2台	充電池、常用所内電池、非常用所内電池	I P-F A X(衛星系)	1台	充電池、常用所内電池、緊急時対策用免電池、無停電電源装置	加入電話機	2台	通常事業者から取電	待機所	発電所内外	加入F A X	1台	常用所内電池、非常用所内電池、緊急時対策用免電池	専用電話設備(固定型)	7台	充電池、常用所内電池、非常用所内電池	専用電話設備(FAX)	7台	充電池	電力保安通信用電話設備	保安電話(固定) ^{※5}	1台	通常用蓄電池、非常用所内電池	※1:加入電話設備は接続されており、発電所外への連絡も可能				※2:重大事故等対応設備				※3:予備を含む。(今後、訓練等で見直しを行う)				○必要な情報を把握できる設備				通信種別	主要設備	数量		発電所内外	データ伝送設備(発電所内) [*]	1式		※:重大事故等対応設備				○乾電池内蔵型照明				品名	数量		ヘッドライト	80個		ワークライト	80個		<p>緊急時対策所における主要な資機材等について(詳細は1034まで資料にて整理)</p>
通信種別	主要設備	配備台数 ^{※3}																																																																																																																																																																																												
発電所内外	電力保安通信用電話設備 ^{※1}	固定電話機 12台																																																																																																																																																																																												
	P H S 端末	12台																																																																																																																																																																																												
	F A X	1台																																																																																																																																																																																												
衛星電話設備	衛星電話設備(固定型) ^{※2}	4台																																																																																																																																																																																												
	衛星電話設備(携帯型) ^{※2}	10台																																																																																																																																																																																												
発電所内	送受装置(ペーパービング)	ハンドセット 2台 スピーカ 2台																																																																																																																																																																																												
	無線連絡設備	移動無線設備(固定型) 1台																																																																																																																																																																																												
		無線連絡設備(固定型) ^{※2} 4台																																																																																																																																																																																												
発電所外	電力保安通信用電話設備 ^{※1}	衛星電話(固定型) 1台																																																																																																																																																																																												
	社内テレビ会議システム	1式																																																																																																																																																																																												
	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム(有線系・衛星系) ^{※2} 1式 I P 電話(有線系) ^{※2} 4台 I P 電話(衛星系) ^{※2} 2台 I P-F A X(有線系) ^{※2} 2台 I P-F A X(衛星系) ^{※2} 1台																																																																																																																																																																																												
	局線加入電話設備	加入電話機 12台																																																																																																																																																																																												
	専用電話設備(地方公共団体向ホットライン)	加入F A X 1台																																																																																																																																																																																												
		専用電話設備 10台																																																																																																																																																																																												
	※1:局線加入電話設備は接続されており、発電所外への連絡も可能																																																																																																																																																																																													
	※2:重大事故等対応設備																																																																																																																																																																																													
	※3:予備を含む。(今後、訓練等で見直しを行う)																																																																																																																																																																																													
	○必要な情報を把握できる設備																																																																																																																																																																																													
通信種別	主要設備	数量																																																																																																																																																																																												
発電所内外	安全パラメータ表示システム(S P D S) [※]	1式																																																																																																																																																																																												
※:重大事故等対応設備																																																																																																																																																																																														
○乾電池内蔵型照明																																																																																																																																																																																														
品名	数量																																																																																																																																																																																													
ヘッドライト	100個																																																																																																																																																																																													
ランタンタイプLEDライト	60個																																																																																																																																																																																													
場所	通信種別	主 要 設 備	配備台数 ^{※4}	電池設備																																																																																																																																																																																										
泊	発電所内外	電力保安通信用電話設備	保安電話(固定) ^{※5} 8台	通常用蓄電池、非常用所内電池																																																																																																																																																																																										
		保安電話(FAX)	1台	通常用蓄電池、非常用所内電池、無停電電源装置																																																																																																																																																																																										
		衛星電話設備(固定型)	3台	充電池、常用所内電池、非常用所内電池用免電池																																																																																																																																																																																										
	衛星電話設備(携帯型)	15台	充電池																																																																																																																																																																																											
	インターフォン	1台	常用所内電池、緊急時対策用免電池、無停電電源装置																																																																																																																																																																																											
	移動制御設備	1台	通常用蓄電池、常用所内電池、非常用所内電池																																																																																																																																																																																											
	無線連絡設備(固定型)	1台	通常用蓄電池、緊急時対策用免電池、無停電電源装置																																																																																																																																																																																											
	測定指令設備	1台	常用所内電池、常用所内電池、非常用所内電池																																																																																																																																																																																											
	テレビ会議システム(指揮所・待機所間)	1台	常用所内電池、緊急時対策用免電池、無停電電源装置																																																																																																																																																																																											
	衛星電話設備(携帯型)	1台	充電池、常用所内電池、非常用所内電池、無停電電源装置																																																																																																																																																																																											
施設	発電所内外	社内テレビ会議システム	1台	充電池、常用所内電池、非常用所内電池、緊急時対策用免電池																																																																																																																																																																																										
		テレビ会議システム	1台	充電池																																																																																																																																																																																										
		通信衛星防災ネットワーク設備	4台	充電池、常用所内電池、非常用所内電池																																																																																																																																																																																										
	I P電話(衛星系)	2台	充電池、緊急時対策用免電池、無停電電源装置																																																																																																																																																																																											
	I P-F A X(衛星系)	2台	充電池、常用所内電池、非常用所内電池																																																																																																																																																																																											
	I P-F A X(衛星系)	1台	充電池、常用所内電池、緊急時対策用免電池、無停電電源装置																																																																																																																																																																																											
	加入電話機	2台	通常事業者から取電																																																																																																																																																																																											
待機所	発電所内外	加入F A X	1台	常用所内電池、非常用所内電池、緊急時対策用免電池																																																																																																																																																																																										
		専用電話設備(固定型)	7台	充電池、常用所内電池、非常用所内電池																																																																																																																																																																																										
	専用電話設備(FAX)	7台	充電池																																																																																																																																																																																											
	電力保安通信用電話設備	保安電話(固定) ^{※5}	1台	通常用蓄電池、非常用所内電池																																																																																																																																																																																										
※1:加入電話設備は接続されており、発電所外への連絡も可能																																																																																																																																																																																														
※2:重大事故等対応設備																																																																																																																																																																																														
※3:予備を含む。(今後、訓練等で見直しを行う)																																																																																																																																																																																														
○必要な情報を把握できる設備																																																																																																																																																																																														
通信種別	主要設備	数量																																																																																																																																																																																												
発電所内外	データ伝送設備(発電所内) [*]	1式																																																																																																																																																																																												
※:重大事故等対応設備																																																																																																																																																																																														
○乾電池内蔵型照明																																																																																																																																																																																														
品名	数量																																																																																																																																																																																													
ヘッドライト	80個																																																																																																																																																																																													
ワークライト	80個																																																																																																																																																																																													

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色: 大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【島根2号炉技術的能力1.0まとめ資料 添付資料1.0.10から抜粋】</p> <p>別紙5</p> <p>緊急時対策要員による通報連絡について</p> <p>重大事故等が発生した場合、発電所の連絡責任者が、内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事並びにその他定められた通報連絡先への通報連絡をFAXを用いて一斉送信するとともに、通報連絡後の統合原子力防災ネットワークの情報連絡の管理を一括して実施する。</p> <p>① 発電所の連絡責任者は、特定事象等発見者から事象発生の連絡を受けた場合は、所長（原子力防災管理者）へ報告するとともに、他の通報対応者と協力し通報連絡を実施する。</p> <p>② 重大事故等（原子力災害対策特別措置法第十条第一項に基づく通報すべき事象等）が発生した場合の通報連絡は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事並びにその他定められた通報連絡先に、FAXを用いて一斉送信することで、効率化を図る。</p> <p>③ 内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事等に対しては、電話でFAXの着信の確認を行うとともに、その他通報連絡先へもFAXを送信した旨を連絡する。</p> <p>④ これらの連絡は、緊急時対策本部の連絡責任者（1名）と連絡担当者（3名）が分担して行うことにより時間短縮を図る。</p> <p>⑤ その後、重大事故等に対処する要員の招集で、参集した情報管理班及び通報班の要員確保により、更なる時間短縮を図る。</p> <p>⑥ 原子力規制庁への情報連絡は、必要により統合原子力防災ネットワークを活用する。</p> <p>⑦ 通報連絡の体制、要領については、手順書を整備し運用を行う。</p>	<p>別紙5</p> <p>重大事故等対策要員による通報連絡について</p> <p>重大事故等が発生した場合、発電所の連絡責任者が、内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長、石巻市長その他定められた通報連絡先への通報連絡をFAXを用いて一斉送信するとともに、通報連絡後の情報連絡の管理を一括して実施する。</p> <p><平日・夜間の場合></p> <p>① 発電所の連絡責任者は、特定事象発見者から事象発生の連絡を受けた場合は、原子力防災管理者へ報告するとともに、ほかの通報対応者と協力し通報連絡を実施する。</p> <p>② 重大事故等（原災法第10条第1項に基づく通報すべき事象等）が発生した場合の通報連絡は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長、石巻市長その他定められた通報連絡先に、FAXを用いて一斉送信することで、効率化を図る。</p> <p>③ 内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長及び石巻市長に対しては、電話でFAXの着信の確認を行うとともに、その他通報連絡先へもFAXを送信した旨を連絡する。</p> <p>④ これらの連絡は、発電所対策本部要員（6名）が分担して行うことにより時間短縮を図る。</p> <p>⑤ その後、重大事故等対策要員の招集で、参集した情報班の要員確保により、更なる時間短縮を図る。</p> <p>⑥ 発電所から通報連絡ができない場合は、本店から通報先にFAXを用いて通報連絡を行う。</p> <p>⑦ 原子力規制庁への情報連絡は、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を活用する。</p> <p>⑧ 通報連絡後的主要連絡は、本店が内閣府（内閣総理大臣）、原子力規制委員会原子力規制庁及び宮城県の対応を行い、発電所が女川町及び石巻市の対応等を行う。</p> <p>⑨ 通報連絡の体制、要領については、手順書を整備し運用を行う。</p>	<p>別紙5</p> <p>発電所災害対策要員による通報連絡について</p> <p>重大事故等が発生した場合、発電所の連絡責任者が、内閣総理大臣、原子力規制委員会、北海道知事、泊村長その他定められた通報連絡先への通報連絡をFAXを用いて一斉送信するとともに、通報連絡後の情報連絡の管理を一括して実施する。</p> <p><平日・夜間の場合></p> <p>① 発電所の連絡責任者は、特定事象発見者から事象発生の連絡を受けた場合は、原子力防災管理者へ報告するとともに、ほかの通報対応者と協力し通報連絡を実施する。</p> <p>② 重大事故等（原災法第10条第1項に基づく通報すべき事象等）が発生した場合の通報連絡は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、北海道知事、泊村長その他定められた通報連絡先に、FAXを用いて一斉送信することで、効率化を図る。</p> <p>③ 内閣総理大臣、原子力規制委員会、北海道知事、泊村長その他定められた通報連絡先に対しては、電話でFAXの着信の確認を行う。</p> <p>④ これらの連絡は、災害対策本部要員（4名）が分担して行うことにより時間短縮を図る。</p> <p>⑤ その後、発電所災害対策要員の招集で、参集した総括班の要員確保により、更なる時間短縮を図る。</p> <p>⑥ 発電所から通報連絡ができない場合は、本店から通報先にFAXを用いて通報連絡を行う。</p> <p>⑦ 原子力規制庁への情報連絡は、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を活用する。</p> <p>⑧ 通報連絡の体制、要領については、手順書を整備し運用を行う。</p>	<p>原災法第10条第1項に基づく通報先の相違</p> <p>原災法第10条第1項に基づく通報先の相違</p> <p>原災法第10条第1項に基づく通報先の相違</p> <p>原災法第10条第1項に基づく通報先の相違</p> <p>名称の相違 初動体制の相違 相違理由は比較表1.0.10-22ページと同様</p> <p>記載方針の相違 女川は通報連絡後の主要連絡について記載している。泊は記載していないが品番と同様。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち,
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第1図 原子力災害対策特別措置法第十条第一項等に基づく通報連絡経路</p>	<p>第1図 原子力災害対策特別措置法第十条第一項等に基づく通報連絡経路</p>	<p>第1図 原子力災害対策特別措置法第十条第一項等に基づく通報連絡経路</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.10 重大事故等時の体制について

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

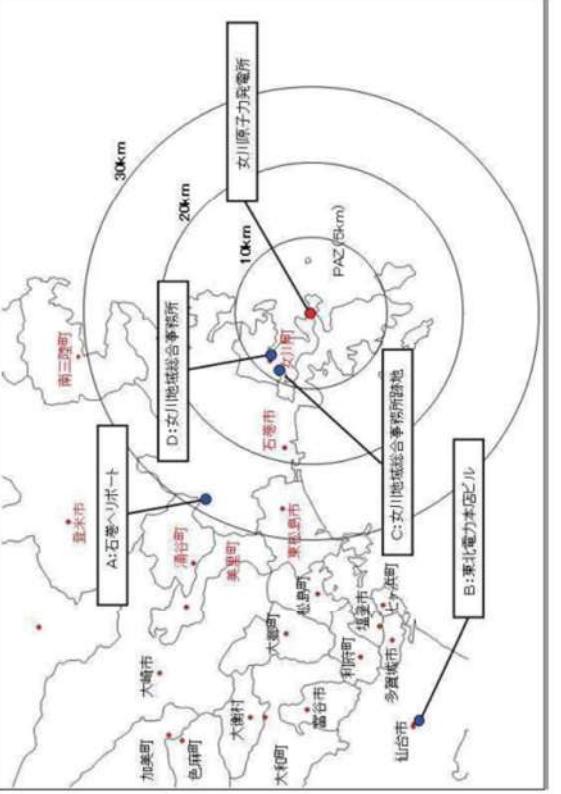
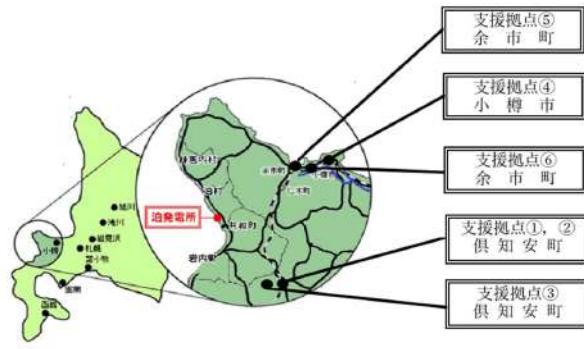
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																												
	<p style="text-align: right;">別紙6</p> <p style="text-align: center;">原子力事業所災害対策支援拠点について</p> <p>A地点:石巻ヘリポート</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>仕様</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所在地</td><td>宮城県石巻市桃生町神取字土手前46-1</td></tr> <tr> <td>発電所からの方位・距離</td><td>西北西 約27km</td></tr> <tr> <td>敷地面積</td><td>約5,000 m²</td></tr> <tr> <td>非常用電源</td><td>可搬式発電機 (2.8kVA×3台) ※</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は小売店より調達。社内融通等</td></tr> </tbody> </table> <p>B地点:東北電力本店ビル</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>仕様</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所在地</td><td>宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号</td></tr> <tr> <td>発電所からの方位・距離</td><td>西南西 約56km</td></tr> <tr> <td>敷地面積</td><td>約18,000 m²</td></tr> <tr> <td>非常用電源</td><td>非常用ガスタービン発電設備 (1,500kVA×1台)</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>備蓄燃料 約8,000リットル 備蓄食料・飲料水 3日分以上 不足時は小売店より調達</td></tr> </tbody> </table> <p>C地点:女川地域総合事務所跡地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>仕様</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所在地</td><td>宮城県牡鹿郡女川町針浜字針浜361-1</td></tr> <tr> <td>発電所からの方位・距離</td><td>西北西 約7km</td></tr> <tr> <td>敷地面積</td><td>約1,920 m²</td></tr> <tr> <td>非常用電源</td><td>可搬式発電機 (2.8kVA×3台) ※</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は小売店より調達。社内融通等</td></tr> </tbody> </table> <p>D地点:女川地域総合事務所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>仕様</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所在地</td><td>宮城県牡鹿郡女川町女川浜字女川142番地 S G - 13街区1画地</td></tr> <tr> <td>発電所からの方位・距離</td><td>北西 約7km</td></tr> <tr> <td>敷地面積</td><td>約1,130 m²</td></tr> <tr> <td>非常用電源</td><td>可搬式発電機 (2.8kVA×3台) ※</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は小売店より調達。社内融通等</td></tr> </tbody> </table> <p>※:東北電力本店ビルに保管している可搬式発電機資機材を搬入</p>	項目	仕様	所在地	宮城県石巻市桃生町神取字土手前46-1	発電所からの方位・距離	西北西 約27km	敷地面積	約5,000 m ²	非常用電源	可搬式発電機 (2.8kVA×3台) ※	その他	消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は小売店より調達。社内融通等	項目	仕様	所在地	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号	発電所からの方位・距離	西南西 約56km	敷地面積	約18,000 m ²	非常用電源	非常用ガスタービン発電設備 (1,500kVA×1台)	その他	備蓄燃料 約8,000リットル 備蓄食料・飲料水 3日分以上 不足時は小売店より調達	項目	仕様	所在地	宮城県牡鹿郡女川町針浜字針浜361-1	発電所からの方位・距離	西北西 約7km	敷地面積	約1,920 m ²	非常用電源	可搬式発電機 (2.8kVA×3台) ※	その他	消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は小売店より調達。社内融通等	項目	仕様	所在地	宮城県牡鹿郡女川町女川浜字女川142番地 S G - 13街区1画地	発電所からの方位・距離	北西 約7km	敷地面積	約1,130 m ²	非常用電源	可搬式発電機 (2.8kVA×3台) ※	その他	消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は小売店より調達。社内融通等	<p style="text-align: right;">別紙6</p> <p style="text-align: center;">原子力事業所災害対策支援拠点について</p> <p>1. 倶知安町方面</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>仕様</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名 称</td><td>①北海道電力ネットワーク株式会社俱知安ネットワークセンター ②北海道電力ネットワーク株式会社俱知安無線局</td></tr> <tr> <td>所 在 地</td><td>北海道虻田郡 俱知安町南1条西2 北海道虻田郡 俱知安町南4条西3</td></tr> <tr> <td>発電所からの方位・距離</td><td>南東 約 25km</td></tr> <tr> <td>敷 地 面 積</td><td>約 2,100 m²</td></tr> <tr> <td>非常用電源</td><td>発災後に北海道電力ネットワーク株式会社所有移動発電機車を配備</td></tr> <tr> <td>そ の 他</td><td>消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は最寄りの小売店より調達。社内融通等</td></tr> </tbody> </table> <p>2. 小樽市・余市町方面</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>仕様</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名 称</td><td>④北海電気工事株式会社 小樽支店</td></tr> <tr> <td>所 在 地</td><td>北海道小樽市 塩谷2丁目3番8号 北海道余市郡 余市町大川町13丁目1番地</td></tr> <tr> <td>発電所からの方位・距離</td><td>東北東 約 40km</td></tr> <tr> <td>敷 地 面 積</td><td>約 2,100 m²</td></tr> <tr> <td>非常用電源</td><td>発災後に北海道電力ネットワーク株式会社所有移動発電機車を配備</td></tr> <tr> <td>そ の 他</td><td>消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は最寄りの小売店より調達。社内融通等</td></tr> </tbody> </table>	項目	仕様	名 称	①北海道電力ネットワーク株式会社俱知安ネットワークセンター ②北海道電力ネットワーク株式会社俱知安無線局	所 在 地	北海道虻田郡 俱知安町南1条西2 北海道虻田郡 俱知安町南4条西3	発電所からの方位・距離	南東 約 25km	敷 地 面 積	約 2,100 m ²	非常用電源	発災後に北海道電力ネットワーク株式会社所有移動発電機車を配備	そ の 他	消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は最寄りの小売店より調達。社内融通等	項目	仕様	名 称	④北海電気工事株式会社 小樽支店	所 在 地	北海道小樽市 塩谷2丁目3番8号 北海道余市郡 余市町大川町13丁目1番地	発電所からの方位・距離	東北東 約 40km	敷 地 面 積	約 2,100 m ²	非常用電源	発災後に北海道電力ネットワーク株式会社所有移動発電機車を配備	そ の 他	消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は最寄りの小売店より調達。社内融通等	
項目	仕様																																																																														
所在地	宮城県石巻市桃生町神取字土手前46-1																																																																														
発電所からの方位・距離	西北西 約27km																																																																														
敷地面積	約5,000 m ²																																																																														
非常用電源	可搬式発電機 (2.8kVA×3台) ※																																																																														
その他	消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は小売店より調達。社内融通等																																																																														
項目	仕様																																																																														
所在地	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号																																																																														
発電所からの方位・距離	西南西 約56km																																																																														
敷地面積	約18,000 m ²																																																																														
非常用電源	非常用ガスタービン発電設備 (1,500kVA×1台)																																																																														
その他	備蓄燃料 約8,000リットル 備蓄食料・飲料水 3日分以上 不足時は小売店より調達																																																																														
項目	仕様																																																																														
所在地	宮城県牡鹿郡女川町針浜字針浜361-1																																																																														
発電所からの方位・距離	西北西 約7km																																																																														
敷地面積	約1,920 m ²																																																																														
非常用電源	可搬式発電機 (2.8kVA×3台) ※																																																																														
その他	消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は小売店より調達。社内融通等																																																																														
項目	仕様																																																																														
所在地	宮城県牡鹿郡女川町女川浜字女川142番地 S G - 13街区1画地																																																																														
発電所からの方位・距離	北西 約7km																																																																														
敷地面積	約1,130 m ²																																																																														
非常用電源	可搬式発電機 (2.8kVA×3台) ※																																																																														
その他	消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は小売店より調達。社内融通等																																																																														
項目	仕様																																																																														
名 称	①北海道電力ネットワーク株式会社俱知安ネットワークセンター ②北海道電力ネットワーク株式会社俱知安無線局																																																																														
所 在 地	北海道虻田郡 俱知安町南1条西2 北海道虻田郡 俱知安町南4条西3																																																																														
発電所からの方位・距離	南東 約 25km																																																																														
敷 地 面 積	約 2,100 m ²																																																																														
非常用電源	発災後に北海道電力ネットワーク株式会社所有移動発電機車を配備																																																																														
そ の 他	消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は最寄りの小売店より調達。社内融通等																																																																														
項目	仕様																																																																														
名 称	④北海電気工事株式会社 小樽支店																																																																														
所 在 地	北海道小樽市 塩谷2丁目3番8号 北海道余市郡 余市町大川町13丁目1番地																																																																														
発電所からの方位・距離	東北東 約 40km																																																																														
敷 地 面 積	約 2,100 m ²																																																																														
非常用電源	発災後に北海道電力ネットワーク株式会社所有移動発電機車を配備																																																																														
そ の 他	消耗品類(燃料、食料、飲料水等)は最寄りの小売店より調達。社内融通等																																																																														

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち,
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>Figure 1 shows the location of the女川原子力発電所2号炉 (Natori Nuclear Power Plant) in Miyagi Prefecture, Japan. The map includes several concentric circles indicating distances from the plant: 10km, 20km, 30km, and PR2 (5km). Various towns and cities are labeled, including Natori City, Ishinomaki City, Kesennuma City, and Oshika Peninsula towns like Oshikogawa, Oshikawa, and Oshimachi. Specific emergency shelter locations are marked with blue dots and labeled A through D: A: Ishibehirigata, B: Tohoku Electric Power Company Office, C: Natori Emergency Assembly Point, and D: Natori Emergency Assembly Point. A red dot marks the 泊発電所 (Beru Nuclear Power Plant).</p> <p>第1図 原子力事業所災害対策支援拠点の位置</p>	 <p>Figure 1 shows the location of the 泊発電所 (Beru Nuclear Power Plant) in Iwate Prefecture, Japan. The map highlights several towns and villages in the northern part of the prefecture. Six potential emergency shelter locations are marked with blue dots and labeled ① through ⑥: ①, ②: Kurihama Town, ③: Kurihama Town, ④: Shizukuishi City, ⑤: Oshika City, and ⑥: Oshika City. A red dot marks the 泊発電所.</p>	

1.0.10 重大事故等時の体制について

女川原子力発電所 2号炉

島根原子力発電所 2号炉

泊発電所3号炉

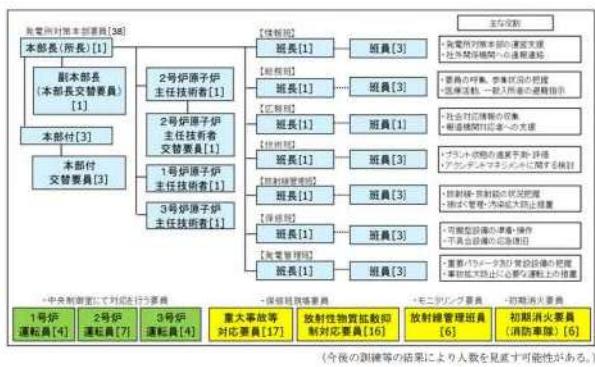
相違理由

発電所構外からの要員参集については、防潮堤の設計変更により構内入構ルートを変更していること及び屋外アクセスルートの一部を通行し緊急時対策所へ参集することから、添付資料1.0.2「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」と同様に、女川の資料構成をベースとし、島根の審査見取り入れる方針としていることから、女川及び島根との相違箇所を色識別した。

別紙 7

発電所構外からの要員参集について

重大事故等発生時には発電所対策本部を設置する。原子力防災組織の要員は第1図に示すとおりであり、要員の招集が可能であることを確認した。



第1図原子力防災組織の要員（第2緊急体制）

夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）においても、重大事故等が発生した場合に備えて、必要な初動対応を行うために44名が発電所に常駐している。事故対応に必要な有効性評価上の全ての初動対応は発電所に常駐する44名で対応可能である。

長期的な事故対応を行うために、事象発生後12時間を目途に発電所外の参集要員54名を招集・確保し、体制の拡大を図ることとしている。また、構外からの参集ルートは複数の陸路を確保しており、いずれのルートにおいても発電所に到着することができる。要員の呼出には、自動呼出システム、通信連絡設備によって実施する。

発電所構外からの要員の参集について

別紙7

発電所構外からの要員参集について

重大事故等発生時には発電所対策本部を設置する。原子力防災組織の要員は図1に示すとおりであり、要員の招集が可能であることを確認した。

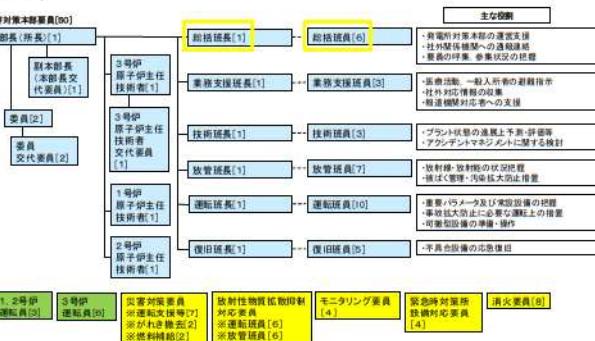


図1 原子力防災組織の要員（参考要員募集後）

夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）においても、重大事故等が発生した場合に備えて、必要な初動対応を行うために47名が発電所に常駐している。事故対応に必要な有効性評価上の初動対応は発電所に常駐する47名で対応可能である。

長期的な事故対応を行うために、事象発生後12時間を目途に発電所外の発電所灾害対策要員51名を招集・確保し、体制の拡大を図ることとしている。また、構外からの参集ルートは複数の陸路を確保しており、いずれのルートにおいても発電所に到着することができる。要員の呼出しは、緊急時の呼び出しシステム、通信連絡設備によって実施する。

【島根】記載方針の相違
・泊は、重大事故等時の体制に係る概要を記載した。(女川と同様。)

【女川】体制の相違

- ・要員数、要員の名称に相違はあるが、運転員、可搬型SA設備を用いて電源復旧活動等や給水活動等を緊急時に行う要員時対策所にて緊密な連携を行なう各機能班の要員、消防活動を行なう要員等。重大事故時の対応に必要な要員を確保する方針である。この点についても女川と同様。
〔詳細は技術的能力1.0で整理〕

【女川】名称の相違

【女川】參集要員

- の人数の把握。
泊は、12時間以内に参集要員51名を確保し発電所対策本部を強化する。参集要員の人数に相違はあるものの、女川と同様に対策本部として必要な機能は確保できる。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

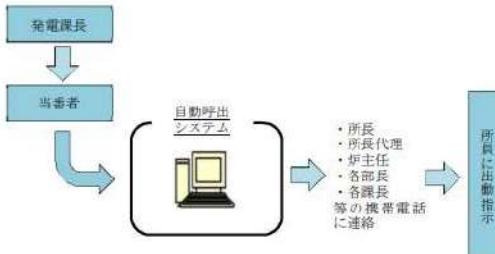
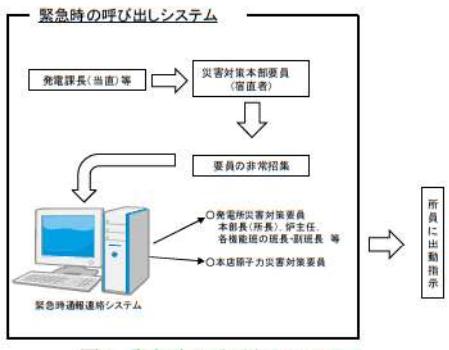
1.0.10 重大事故等時の体制について

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 発電所構内に待機している要員の招集について</p> <p>発電所構内には夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において初動対応に必要な要員を待機させており、重大事故等への対応が可能である。夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、待機している原子力防災組織の要員を第2図に示す。</p> <pre> graph TD A[発電所対策本部要員(6)] --- B[総括責任者[1]] B --- C[連絡責任者[1]] C --- D[自治体・報道責任者[1]] D --- E[副自治体・報道責任者[1]] E --- F[消火責任者[1]] F --- G[副消火責任者[1]] G --- H[中央制御室にて対応を行う要員] H --- I[1号炉運転員[4]] H --- J[2号炉運転員[7]] H --- K[3号炉運転員[4]] L[重大事故等対応要員] L --- M[重大事故等対応要員[17]] N[初期消火要員] N --- O[初期消火要員(消防車隊)[6]] </pre> <p>※今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。)</p> <p>第2図 原子力防災組織の要員 (夜間及び休日 (平日の勤務時間帯以外))</p>		<p>1. 発電所構内に待機している要員の招集について</p> <p>発電所構内には夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において初動対応に必要な要員を待機させており、重大事故等への対応が可能である。夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、待機している原子力防災組織の要員を図2に示す。</p> <pre> graph TD A[災害対策本部要員(4)] --- B[全体会員者(副原子力防災管理者)[1]] B --- C[通報連絡責任者[1]] B --- D[通報連絡者[1]] B --- E[消火責任者[1]] F[1, 2号炉運転員[3]] G[3号炉運転員※1[6]] H[災害対策要員※1[※運転支援等[7]]] H --- I[※がれき撤去[2]] H --- J[※燃料補給[2]] K[災害対策要員(支援)[5]] L[消火要員[8]] </pre> <p>※1:発電所対策本部の体制が機能するまでは、発電課長(当直)の指揮の下、運転員及び災害対策要員を主体とした初動体制を確保し、迅速な対応を図る。</p> <p>【女川】体制の相違 ・要員数、要員の名稱に相違はあるが、連絡員、可搬型SA設備を用いて電源復旧活動や給水活動等を行う要員、緊急時対策所にて対応を行う本部要員、消火活動を行う要員等、重大事故等時の初動対応に必要な要員を確保する方針であること が女川と同様。 泊は、常駐の本部要員数が4名。 (玄海、伊方と同様)(玄海は全体指揮者(副原子力防災管理者)1名、号炉ごと指揮者2名、通報連絡者1名)(伊方は、連絡責任者1名、連絡担当者2名、放管当番者1名)(詳細は技術的能力1.0で整理)</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.10 重大事故等時の体制について

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 発電所構外に滞在している要員の招集について (1) 要員の招集の流れ 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合に、発電所外にいる重大事故等対策要員を速やかに非常招集するため、「自動呼出システム」（第3図参照）、「通信連絡設備」等を活用し、要員の非常招集及び情報提供を行う。</p> <p>なお、故障等の要因で自動呼出システムが使用できない場合には、事務建屋の対策室又は緊急時対策所の通信連絡設備を用いて、あらかじめ定める連絡体制に従い、要員の非常招集を行う。</p>  <p>第3図 自動呼出システム</p>	<p>1. 要員の招集の流れ 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合に、発電所外にいる重大事故等に対処する要員を速やかに非常招集するため、「要員招集システム」、「通信連絡手段」等を活用し、要員の非常招集及び情報提供を行う。（第1図）</p> <p>■ 要員招集システムによる対応要員の招集 連絡責任者が要員招集システムを操作し、招集メールを発信する。  <p>※1 発電所沿岸で津波警報、大津波警報が発令された場合は気象庁の情報により要員招集システムからも招集メールが自動配信される。 ※2 松江市内で震度6弱以上の地震が発生した場合、自動的に参集を開始するが、地震情報は当該システムからも自動配信される。</p> <p>第1図 要員招集システム</p> </p>	<p>2. 発電所構外に滞在している要員の招集について 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合に、発電所外にいる発電所災害対策要員を速やかに非常招集するため、「緊急時の呼び出しシステム」（図3参照）、「通信連絡手段」等を活用し、要員の非常招集及び情報提供を行う。</p> <p>なお、故障等の要因で緊急時の呼び出しシステムが使用できない場合には、緊急時対策所の通信連絡設備を用いて、あらかじめ定める連絡体制に従い、要員の非常招集を行う。</p>  <p>図3 緊急時の呼び出しシステム</p>	<p>【女川及び島根】 名称の相違（以降、相違理由を省略） 【女川】記載表現の相違（島根と同様）</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は、呼び出しシステムの故障時の対応について記載しており、女川と同様である。</p> <p>【女川】記載表現の相違 •通信連絡設備を使用する場所は異なるが、故障等の要因により、緊急時の呼び出しシステムが使用できない場合に、通信連絡設備を用いて要員の非常招集を行うことについては、女川と同様である。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.10 重大事故等時の体制について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>発電所周辺地域（女川町、石巻市又は東松島市）で震度6弱以上の地震が発生した場合には、非常招集連絡がなくても自発的に参集する。</p> <p>地震等により、家族、自宅等が被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保した上で参集する。</p> <p>集合場所は、基本的には各寮・アパートに滞在中の場合は、当該宿舎の駐車場又は集会所、外出先や石巻市内から参集する場合には高台に設置された浦宿寮（第4図）とする。発電所の状況が入手できる場合は、直接発電所へ参集可能とするが、道路状況や発電所における事故の進展状況等が確認できない場合又は歩歩による参集が必要になる場合には、浦宿寮を経由して発電所に向かうものとする。</p>	<p>松江市内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、社内規程に基づき、非常招集連絡がなくても自主的に参集する。</p> <p>地震等により家族、自宅等が被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保したうえで参集する。</p> <p>集合場所は、基本的には構外参集拠点（緑ヶ丘施設、宮内（社宅・寮）及び佐太前寮）（第2図）とするが、発電所の状況が入手できる場合は、直接発電所へ参集可能とする。</p>	<p>発電所周辺地域（泊村、共和町、岩内町又は神恵内村）で震度5弱以上の地震が発生した場合や発電所前面海域における大津波警報が発表された場合には、社内規程類に基づき、非常招集連絡がなくても自主的に参集する。</p> <p>地震等により家族、自宅等が被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保した上で参集する。</p> <p>集合場所は、基本的には共和町宮丘地区のエナメゾン共和寮とし、参集ルートや移動手段の選定、放射線防護具の着用等の発電所までの参集に係る準備を行う。参集準備完了後、参集が必要な要員は、発電所構内に向け参集を開始する。なお、残る要員は、集合場所で待機し発電所対策本部の指示に従う。発電所の状況が入手できる場合は、直接発電所へ参集可能とするが、道路状況や発電所における事故の進展状況等が確認できない場合には、共和町宮丘地区のエナメゾン共和寮を経由して発電所に向かうものとする。（図4）</p>	<p>【女川及び島根】運用の相違 •泊は、震度5弱以上、大津波警報発表で自動参集する。(伊方、玄海と同様)</p> <p>【女川】記載方針の相違 •泊は、社内規程類に基づき自主的に参集することを記載した。(島根と同様)</p> <p>【島根】記載表現の相違（島根と同様）</p> <p>【島根】記載表現の相違（以降、相違理由を省略）</p> <p>【女川及び島根】地理的要因の相違 •泊は、発電所から半径2.5km圏内の共和町宮丘地区（社宅・寮）に約7割の発電所員が居住していることから、共和町宮丘地区にあるエナメゾン共和寮を集合場所としている。</p> <p>【女川及び島根】記載方針の相違 •泊は、集合場所に集合した要員は発電所までの参集に係る準備を行うこと等について記載した。</p> <p>【島根】記載方針の相違 •泊は、道路状況や発電所における事故の進展状況等が確認できない場合に集合場所を経由して発電所に向かうことを記載（女川と同様）</p> <p>【女川】運用の相違 •泊は、歩歩による参集が必要な場合でも、道路状況や発電所における事故の進展状況が確認できる場合は、直接発電所へ向かうこととしている。(島根と同様)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.10 重大事故等時の体制について

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>集合場所に集合した要員は、発電所対策本部と非常招集に係る以下の確認、調整を行い、通信連絡設備、懐中電灯等（第1表）を持参し、発電所と連絡を取りながら集団で発電所に移動する。集合場所には通信連絡設備として衛星電話設備（携帯型）を配備する。</p> <p>①発電所の状況、招集人数、必要な装備（放射線防護服、マスク、線量計等） ②招集した要員の確認（人数、体調等） ③携行資機材（通信連絡設備、懐中電灯等） ④天候、災害情報（道路状況含む。）等 ⑤参集場所（対策室（事務建屋）、緊急時対策所）</p>	<p>構外参集拠点（緑ヶ丘施設、宮内（社宅・寮）及び佐太前寮）に集合した要員は、緊急時対策本部と非常招集に係る以下の確認、調整を行い、通信連絡設備、懐中電灯等を持参し、発電所と連絡を取りながら集団で移動する。構外参集拠点（緑ヶ丘施設、宮内（社宅・寮）及び佐太前寮）には通信連絡設備として衛星電話設備（携帯型）を各5台配備する。</p> <p>①発電所の状況（発電所への移動が可能なプラント状況かどうか（格納容器ベントの実施見通し）、発電所に行くための必要な装備（放射線防護服、マスク、線量計を含む。）） ②その他発電所で得られた情報（発電所への移動に関する道路状況等、移動するうえで有益な情報） ③発電所へ移動する人の情報（人数、体調、移動手段（徒步、車両）、連絡先）</p>	<p>集合場所に集合した要員は、発電所対策本部と非常招集に係る以下の確認、調整を行い、通信連絡設備、懐中電灯等（表1）を持参し、発電所と連絡を取りながら集団で移動する。集合場所には通信連絡設備として衛星電話設備（携帯型）を2台配備する。</p> <p>①発電所の状況、発電所構内の本部要員等の要員数 ②入構時に携行すべきもの（通信連絡設備、懐中電灯、放射線防護具等） ③あらかじめ定められている参集ルートの中から、天候・災害情報及び発電所の状況を踏まえ、開放する門扉及び参集する場所も含めた、適切なルートの選定 ④集合した要員の状況（集合状況、各班の人数、体調等） ⑤入構手段（社有車、自家用車、徒步等） ⑥入構手段、天候、災害情報等からの大まかな到着時間</p>	<p>【島根】記載表現の相違 【女川及び島根】名称の相違（以降、相違理由を省略） 【女川】記載方針の相違 •泊は、集合場所に配備する衛星電話設備（携帯型）の台数を記載した。 【島根】運用の相違 •泊は、発電所対策本部との連絡を取り合うために必要な台数として2台確保している。 【女川及び島根】記載表現の相違 •集合場所で入手する情報、TSCとの調整事項等については同様。 【女川】運用の相違 •女川は、状況に応じて参集場所を変更する運用。原災法10条以降又は震度6弱以上の場合は緊急時対策所へ参集することとしている。 •泊は、原子力防災準備体制又は原子力防災体制発令後は緊急時対策所へ参集することとしている。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.10 重大事故等時の体制について

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>先に出発した参集要員は、参集ルートの道路状況を衛星電話設備（携帯型）にて発電所対策本部に報告する。発電所対策本部は、参集要員からの情報を基により良い参集ルートを選定し、衛星電話設備（携帯型）にて、後続の参集要員に連絡する。</p>  <p>第4図 女川原子力発電所とその周辺</p>	<p>発電用原子炉主任技術者は通信連絡手段により、必要な都度、発電所の連絡責任者と連絡をとり、発電用原子炉施設の運転に関し、保安上の指示を行う。</p>  <p>第2図 島根原子力発電所とその周辺</p>	<p>先に出発した参集要員は、参集ルートの道路状況を衛星電話設備（携帯型）にて発電所対策本部に報告する。発電所対策本部は、参集要員からの情報を基により良い参集ルートを選定し、衛星電話設備（固定型）又は衛星電話設備（携帯型）にて、後続の参集要員に連絡する。</p>  <p>第4図 泊発電所とその周辺</p>	<p>【島根】記載方針の相違 ・泊は、参集要員と発電所対策本部は、衛星電話設備（固定型）又は衛星電話設備（携帯型）を用いて参集ルートにおける道路状況等の情報収集を行うことを記載した。 【女川】運用の相違 ・泊は、緊急時対策所に配備する固定型の衛星電話設備（固定型）も使用する。 【島根】名称の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

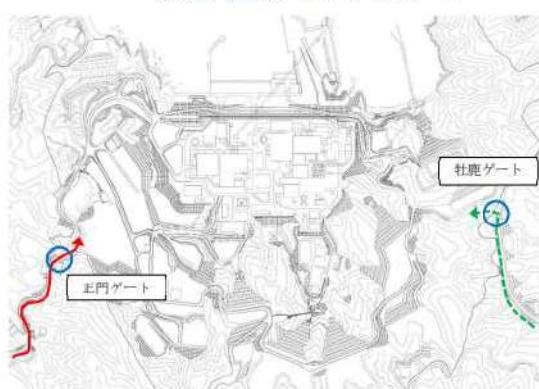
1.0.10 重大事故等時の体制について

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
第1表 集合場所に配備する装備品及び携行資機材等（相当品）一覧		表1 集合場所に配備する装備品及び携行資機材等（相当品）一覧																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>装備品</th><th>携行資機材等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線防護服、マスク</td><td>線量計</td></tr> <tr> <td>登山靴</td><td>通信連絡設備</td></tr> <tr> <td>合羽</td><td>懐中電灯、ヘッドライト</td></tr> <tr> <td>手袋</td><td>ステッキ</td></tr> <tr> <td></td><td>ノーベンク自転車</td></tr> </tbody> </table>	装備品	携行資機材等	放射線防護服、マスク	線量計	登山靴	通信連絡設備	合羽	懐中電灯、ヘッドライト	手袋	ステッキ		ノーベンク自転車		<table border="1"> <thead> <tr> <th>装備品</th><th>放射線防護服、マスク、作業靴、雨合羽、防寒着、手袋</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>携行資機材等</td><td>線量計、通信連絡設備、懐中電灯、ヘッドライト、スノーシュー、熊糞、救急キット</td></tr> </tbody> </table>	装備品	放射線防護服、マスク、作業靴、雨合羽、防寒着、手袋	携行資機材等	線量計、通信連絡設備、懐中電灯、ヘッドライト、スノーシュー、熊糞、救急キット	<p>【島根】記載方針の相違 ・泊は、集合場所に配備する装備品及び携行資機材等を記載。（女川と同様） 【女川】運用の相違 ・泊は、積雪を考慮し、防寒着やスノーシューを配備している。女川とは配備する装備品が相違するが、放射線防護具、線量計、通信連絡設備、救急キット等、同等の装備品等を配備している。</p>										
装備品	携行資機材等																												
放射線防護服、マスク	線量計																												
登山靴	通信連絡設備																												
合羽	懐中電灯、ヘッドライト																												
手袋	ステッキ																												
	ノーベンク自転車																												
装備品	放射線防護服、マスク、作業靴、雨合羽、防寒着、手袋																												
携行資機材等	線量計、通信連絡設備、懐中電灯、ヘッドライト、スノーシュー、熊糞、救急キット																												
(2) 重大事故等対策要員の所在について 女川原子力発電所の所員の大多数は女川町内の社有宿舎等や周辺市町に居住している（第2表）。	2. 重大事故等に対処する要員の所在について 発電所員の社宅・寮がある島根原子力発電所から半径5km圏内に、発電所員（約540名）の約4割が居住している。更に、島根原子力発電所から半径5～10km圏内には、発電所員の約3割が居住しており、おおむね島根原子力発電所から半径10km圏内に発電所員の約7割が居住している。（第2図）（第1表）	3. 発電所災害対策要員の所在について 泊発電所の発電所災害対策要員の大多数は共和町、泊村及び岩内町の発電所から半径12.5km圏内に居住している（表2）。	【女川及び島根】記載表現の相違																										
第2表 居住地別の発電所員数（平成30年1月時点）	第1表 居住地別の発電所員数（令和3年3月時点）	表2 居住地別の発電所災害対策要員数（2021年12月時点）																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>居住地</th><th>女川町</th><th>石巻市</th><th>その他地域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住者数</td><td>345人 (約77%)</td><td>92人 (約20%)</td><td>13人 (約3%)</td></tr> </tbody> </table>	居住地	女川町	石巻市	その他地域	居住者数	345人 (約77%)	92人 (約20%)	13人 (約3%)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>居住地</th><th>5km圏内</th><th>5～10km圏内</th><th>10～20km圏内</th><th>その他地域 (半径20km圏外)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住者数</td><td>231名 (43%)</td><td>155名 (29%)</td><td>90名 (17%)</td><td>60名 (11%)</td></tr> </tbody> </table>	居住地	5km圏内	5～10km圏内	10～20km圏内	その他地域 (半径20km圏外)	居住者数	231名 (43%)	155名 (29%)	90名 (17%)	60名 (11%)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>居住地</th><th>共和町宮丘地区※1 (泊発電所から半径2.5km圏内)</th><th>共和町（宮丘地区を除く）、岩内町、泊村瀧ノ瀬地区※2 (泊発電所から半径12.5km圏内)</th><th>その他地域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住者数</td><td>355人 (約71%)</td><td>141人 (約28%)</td><td>3人 (約1%)</td></tr> </tbody> </table>	居住地	共和町宮丘地区※1 (泊発電所から半径2.5km圏内)	共和町（宮丘地区を除く）、岩内町、泊村瀧ノ瀬地区※2 (泊発電所から半径12.5km圏内)	その他地域	居住者数	355人 (約71%)	141人 (約28%)	3人 (約1%)	<p>【女川及び島根】要員数の相違 ・居住地別の要員数は異なるが、女川及び島根と同等の要員数を確保している。</p>
居住地	女川町	石巻市	その他地域																										
居住者数	345人 (約77%)	92人 (約20%)	13人 (約3%)																										
居住地	5km圏内	5～10km圏内	10～20km圏内	その他地域 (半径20km圏外)																									
居住者数	231名 (43%)	155名 (29%)	90名 (17%)	60名 (11%)																									
居住地	共和町宮丘地区※1 (泊発電所から半径2.5km圏内)	共和町（宮丘地区を除く）、岩内町、泊村瀧ノ瀬地区※2 (泊発電所から半径12.5km圏内)	その他地域																										
居住者数	355人 (約71%)	141人 (約28%)	3人 (約1%)																										
		<p>※1：共和町宮丘地区とは、共和町宮丘地区のエナメゾン共和寮（集合場所）柏木寮、桜木寮、みやおか寮及び社宅、並びに泊村はまなす寮</p> <p>※2：泊村瀧ノ瀬地区とは、瀧ノ瀬寮とその周辺地域</p>																											

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.10 重大事故等時の体制について

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 発電所構外からの要員の参集ルート</p> <p>a. 概要</p> <p>女川町内からの要員参集ルートについては、第5図に示すとおりであり、ルート①「五部浦ルート（県道41号線）」、ルート②「コバルトライインルート（県道220号線）」及びルート③「表浜ルート（県道2号線）」の3ルートを基本とし、これらのルートに迂回路を組み合わせた複数の経路を確保している。</p> <p>さらに、発電所への入構についても、第6図のとおり通常時に使用している正門ゲートのほかに、発電所南側の牡鹿ゲートの使用も可能であることから、迂回路と組み合わせることで、ルートを重複させることなく、参集が可能である。</p> <p>集合場所（浦宿寮）から発電所までの徒歩による参集所要時間を第3表に示す。</p>  <p>第5図 発電所へのアクセスルート</p>  <p>第6図 発電所構内への入域ルート</p> <p>3. 発電所構外からの要員の参集ルート</p> <p>(1) 概要</p> <p>発電所構外からの参集ルートについては、第3図に示すとおりであり、参集ルートの障害要因としては、比較的に平坦な土地であることから、土砂災害の影響は少なく、地震による橋の崩壊、津波による参集ルートの浸水が考えられる。</p> <p>地震による橋梁の崩落については、参集ルート上の橋梁が崩落等により通行ができなくなった場合でも、迂回ルートが複数存在することから、参集は可能である。また、木造建物の密集地域ではなくアクセスに支障はない。</p> <p>なお、地震による参集ルート上の主要な橋梁への影響については、平成12年鳥取県西部地震においても、実際に徒歩による通行に支障はなかった。</p> <p>大規模な地震が発生し、発電所で重大事故等が発生した場合には、住民避難の交通渋滞が発生すると考えられるため、交通集中によるアクセス性への影響回避のため、参集ルートとしては可能な限り住民避難の渋滞を避けることとし、複数ある参集ルートから適切なルートを選定する。</p> <p>4. 発電所構外からの要員の参集ルート</p> <p>(1) 概要</p> <p>発電所構外からの参集ルートについては、図5に示すとおりであり、参集ルートの障害要因としては、比較的に平坦な土地であることから、土砂災害の影響は少なく、地震による橋の崩壊、津波による参集ルートの浸水が考えられる。</p> <p>地震による橋梁の崩落については、参集ルート上の橋梁が崩落等により通行ができなくなった場合でも、参集ルートが複数存在することから、参集は可能である。また、木造建物の密集地域ではなくアクセスに支障はない。</p> <p>なお、地震による参集ルート上の主要な橋梁への影響については、平成5年北海道南西沖地震においても、徒歩による通行に支障はなかった。</p> <p>大規模な地震が発生し、発電所で重大事故等が発生した場合には、住民避難の交通渋滞が発生すると考えられるため、交通集中によるアクセス性への影響回避のため、参集ルートとしては可能な限り住民避難の渋滞を避けることとし、複数ある参集ルートから適切なルートを選定する。</p> <p>【島根】地理的要因の相違 ・泊は、参集ルート上の橋梁の崩落等により通行不可となった場合を想定して、複数の参集ルートを確保している。</p> <p>【島根】運用の相違 ・泊は、参集ルート上の橋梁の崩落等により通行不可となった場合を想定して、複数の参集ルートを確保している。</p> <p>【島根】地理的要因の相違</p>			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.10 重大事故等時の体制について

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>第3表 徒歩による参集所要時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>ルート①</th> <th>ルート②</th> <th>ルート③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移動距離</td> <td>約18km</td> <td>約17km</td> <td>約29km</td> </tr> <tr> <td>所要時間(昼間・晴天)*</td> <td>約3時間50分</td> <td>約3時間40分</td> <td>約6時間10分</td> </tr> <tr> <td>歩行距離</td> <td>—</td> <td>3時間13分(約5.2km/h)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>参集時間の目安</td> <td>所要時間に、道路状況、住民避難、夜間・荒天等を考慮し、12時間を目安と設定</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>震災時の実績</td> <td>震災時に、地震・津波の影響によりがれきが散乱している道路状況において当社社員が参集した実績：約5.8kmを1時間(約9km/min)で歩行</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*：「不動産の表示に関する公正競争規約施行規則」における歩行所要時間(80m/minで歩行)</p>		ルート①	ルート②	ルート③	移動距離	約18km	約17km	約29km	所要時間(昼間・晴天)*	約3時間50分	約3時間40分	約6時間10分	歩行距離	—	3時間13分(約5.2km/h)	—	参集時間の目安	所要時間に、道路状況、住民避難、夜間・荒天等を考慮し、12時間を目安と設定			震災時の実績	震災時に、地震・津波の影響によりがれきが散乱している道路状況において当社社員が参集した実績：約5.8kmを1時間(約9km/min)で歩行					<p>【島根】記載方針の相違 •泊は、徒歩による要員参集の検証結果を参考2に示す。</p>
	ルート①	ルート②	ルート③																								
移動距離	約18km	約17km	約29km																								
所要時間(昼間・晴天)*	約3時間50分	約3時間40分	約6時間10分																								
歩行距離	—	3時間13分(約5.2km/h)	—																								
参集時間の目安	所要時間に、道路状況、住民避難、夜間・荒天等を考慮し、12時間を目安と設定																										
震災時の実績	震災時に、地震・津波の影響によりがれきが散乱している道路状況において当社社員が参集した実績：約5.8kmを1時間(約9km/min)で歩行																										
<p>第3図 発電所構外からの参集ルート</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>本資料のうち、枠固みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p> </div> <p>津波浸水については、アクセス性への影響を未然に回避するため、大津波警報発生時には基準津波が来襲した際に浸水が予想されるルート（第3図に示す、比較的海に近いルート）は使用しないこととし、これ以外の参集ルートを使用して参集することとする。</p>		<p>図5 発電所構外からの参集ルート</p> <p>津波浸水については、アクセス性への影響を未然に回避するため、大津波警報発生時には浸水が予想されるルート（図6に示す、比較的海に近いルート）は使用しないこととし、これ以外の参集ルートを使用して参集することとする。</p>	<p>【島根】運用の相違 •泊は、発電所周辺地域のハザードマップにおける津波浸水範囲を考慮して、迂回が可能となるよう複数の参集ルートを確保している。（女川と同じ） •女川は、女川町及び石巻市のハザードマップを用いて自然災害が参集ルートへ与える影響について検討している。（1.0.10-96頁参照）</p>																								

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.10 重大事故等時の体制について

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 津波による影響が考えられる場合の参集ルート</p> <p>重大事故等対策要員が女川町内から参集する場合、基本的に車両を使用するが、道路状況等により通行が困難な場合には歩徒による参集を行うこととしている。参集ルートの中には、一部低地が含まれており、この場合には津波の収束状況等を勘案して通行することとしている。さらに、低地の通行が不可能な場合にも、送電線の巡視ルート等を活用し、高台のみの通行により発電所（緊急時対策所）まで参集することが可能であることを確認している（第7図、第8図）。</p> <p>第7図 高台のみを通行する場合の要員参集ルート（所外）</p>	<p>(2) 津波による影響が考えられる場合の参集ルート</p> <p>松江市津波ハザードマップによると、松江市中心部から発電所までの参集ルートへの影響はほとんど見られない（川岸で数10cm程度）が、大津波警報発生時は、津波による影響を想定し、海側や佐陀川の河口付近を避けたルートにより参集する。（第4図）</p> <p>第4図 構外参考拠点からの参集ルート</p> <p>本資料のうち、枠組みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p>	<p>(2) 津波による影響が考えられる場合の参集ルート</p> <p>泊村、共和町及び岩内町ハザードマップによると、海側及び河口付近を経由した発電所までの参集ルートが津波浸水予測範囲となっている。大津波警報発生時は、津波による影響を想定し、海側や堀株川の河口付近を避けたルートにより参集する。（図6）</p> <p>図6 発電所構外からの参集ルート (津波による影響が考えられる場合)</p>	<p>【島根】地理的要因の相違 ・泊は、海側及び河口付近が津波浸水予測範囲となっていることから、大津波警報発生時は迂回することとしている。</p> <p>【島根】河川名称の相違 【女川】記載方針の相違 ・泊は、集合場所までの移動ルートについては複数の迂回ルート（青線）を示す。集合場所から発電所までのルートのうち、津波の影響を受けない大和門扉ルートに係る説明は5項目にて整理している。</p>
<p>第8図 高台のみを通行する場合の要員参集ルート（所内）</p>			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.10 重大事故等時の体制について

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 住民避難がなされている場合の参集について 全面緊急事態に該当する事象が発生し、住民避難が開始している場合、住民の避難方向と逆方向に要員が移動することが想定される。</p> <p>発電所へ参集する要員は、原則、住民避難に影響のないよう行動し、自動車による参集ができないような場合は、自動車を避難に支障のない場所に停止した上で、徒歩等により参集する。</p> <p>d. 発電所構内への参集ルート 発電所敷地外から発電所構内への参集ルートは、通常の正門を通過するルートに加え、迂回ルートを確保している（第9図）。</p>	<p>(3) 住民避難が行われている場合の参集について 全面緊急事態に該当する事象が発生し、住民避難が開始している場合、住民の避難方向と逆方向に要員が移動することが想定される。</p> <p>発電所へ参集する要員は、原則、住民避難に影響のないよう行動し、自動車による参集ができないような場合は、自動車を避難に支障のない場所に停止したうえで、徒歩や自転車により参集する。</p> <p>4. 発電所構内への参集ルート 発電所敷地外から発電所構内への参集ルートは、通常の一矢入口及び本谷入口を通過するルートに加え迂回ルートを確保している。（第5図）</p> <p>発電所近傍にある 500kV、220kV 及び 66kV の送電鉄塔の倒壊による障害を想定し、鉄塔が倒壊しても影響を受けない参集ルートを設定する。</p> <p>発電所近傍にある 500kV、220kV 及び 66kV の送電鉄塔の倒壊による障害を想定し、鉄塔が倒壊した場合における通行の考え方を別紙補足1に示す。</p>	<p>(3) 住民避難が行われている場合の参集について 全面緊急事態に該当する事象が発生し、住民避難が開始している場合、住民の避難方向と逆方向に要員が移動することが想定される。</p> <p>発電所へ参集する要員は、原則、住民避難に影響のないよう行動し、自動車による参集ができないような場合は、自動車を避難に支障のない場所に停止した上で、徒歩や自転車により参集する。</p> <p>5. 発電所構内への参集ルート 発電所敷地外から発電所構内への参集ルートは、通常時に使用する茶津門扉を通過するルート（以下「茶津門扉ルート」という。）に加え、津波発生時に茶津門扉ルートが使用できない場合を考慮し、津波による影響を受けない大和門扉を通過するルート（以下「大和門扉ルート」という。）を確保している（図7及び図8）。大和門扉ルートを使用した要員参集の状況について参考2に示す。</p> <p>発電所近傍にある 275kV 及び 66kV の送電鉄塔の倒壊による障害を想定し、275kV 送電鉄塔が倒壊した場合には、徒歩により第二大和門扉を通過する迂回ルートを確保しており、鉄塔が倒壊しても影響を受けない参集ルートを設定する。</p> <p>発電所近傍にある 275kV 及び 66kV の送電鉄塔の倒壊による障害を想定し、鉄塔が倒壊した場合における通行の考え方を参考3に示す。</p>	<p>【女川】記載表現の相違（島根と同様）</p> <p>【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊は、通常入構ルートの代替ルートである大和門扉ルートについて記載し、その補足説明を参考資料にて整理している。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は、発電所近傍にある送電鉄塔の倒壊による障害を想定し参集ルートの設定を行っている。（島根と同様）</p> <p>【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊は、275kV 送電鉄塔が倒壊した場合の徒歩により第二大和門扉を通過する迂回ルートについて記載した。送電鉄塔が倒壊した場合における通行の考え方については、参考3に整理している。 【島根】倒壊を想定する送電鉄塔の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.10 重大事故等時の体制について

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>平日の勤務時間帯においては、重大事故等に対処する要員の多くは管理事務所で執務しており、招集連絡を受けた場合は、速やかに緊急時対策所に参集する。</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）においては、初動対応する重大事故等に対処する要員が免震重要棟又はその近傍及び1、2号及び3号炉制御室建物又はその近傍で執務若しくは待機しており、招集連絡を受けた場合は、速やかに緊急時対策所に参集する。</p> <p>管理事務所及び免震重要棟から緊急時対策所までの主なアクセスルートを第5図に示す。</p>	<p>平日の勤務時間帯においては、発電所災害対策要員の多くは総合管理事務所で執務しており、招集連絡を受けた場合は、速やかに緊急時対策所に参集する。</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）においては、初動対応する発電所災害対策要員が総合管理事務所又はその近傍の建屋内で執務若しくは待機しており、招集連絡を受けた場合は、速やかに緊急時対策所に参集する。</p> <p>総合管理事務所等の発電所構内の建屋内から緊急時対策所までのアクセスルートを図8に示す。</p> <p>なお、図7及び図8に示す参集ルートについては、外部からの支援を受けるためのルートとしても使用する。通常時の構内入構ルートである茶津門扉ルートについては、津波発生時の使用不可も考慮し、津波の影響を受けない大和門扉ルートを確保することとし、今後、必要に応じて*外部からのアクセス性を確保するための道路拡幅や整地等を行い、車両・物資輸送が適切に行えるよう対応していく。</p> <p>*：大和門扉ルートについては、現状において資機材等の輸送に必要な外部支援用車両は問題なく通行できることを確認しているが、今後支援を期待する車両の追加や変更が発生し車両が大型化した場合においても、道路の拡幅や整地を行い車両による物資輸送が適切に実施できるよう対応していく。</p>	<p>【島根】名称の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違 【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊は、外部からの支援を受けるためのルートについても整理した。</p>



図7 集合場所から発電所構内への参集ルート
(茶津門扉ルート及び大和門扉ルート)

【女川及び島根】記載方針の相違
・泊は、集合場所であるエナメゾン共和寮から緊急時対策所までの参集ルートを図7と図8で示している。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.10 重大事故等時の体制について

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 第9図 発電所構内への参集ルート	 第5図 発電所構内への参集ルート及び緊急時対策所へのアクセスルート <p style="text-align: center;">本資料のうち、枠組みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p>	 図8 発電所構内への参集ルート及び緊急時対策所へのアクセスルート	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.10 重大事故等時の体制について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
e. 夜間及び休日における要員参集について	<p>5. 夜間及び休日における要員参集について (1) 要員の想定参集時間 第1表及び第2図に示すとおり、要員の大多数は発電所から半径10km圏内に居住していることから、仮に発電所から10km地点に所在する要員が、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、発災30分後に自宅を出発するものとし、徒步移動で参集する場合であっても、参集時間は約6時間30分と考えられる。</p> <p>さらに、要員集合場所（緑ヶ丘施設、宮内（社宅・寮）及び佐太前寮）に立寄り、情報収集を行ったうえで参集することから、情報収集する場合の時間を30分必要であると仮定した場合であっても、発電所から10kmに所在する要員は、約7時間で発電所に参集可能であると考えられる。</p>	<p>6. 夜間及び休日における要員参集について (1) 要員の想定参集時間 表2及び図4に示すとおり、要員の大多数は発電所から半径12.5km圏内の共和町宮丘地区、共和町（宮丘地区を除く）、岩内町及び泊村瀧ノ瀬地区（以下「参集可能地域」という。）に居住していることから、仮に参集可能地域に所在する要員が、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、発災30分後に自宅を出発するものとし、さらに要員の集合場所（エナメゾン共和寮）に立寄り、情報収集を行った上で参集することから、情報収集する場合の時間を30分必要であると仮定した場合であっても、徒步移動で参集する場合で、参集時間は約10時間と考えられることから、要員参集の目安として設定した12時間以内に発電所構外から発電所へ参集する要員は十分確保可能である。</p>	<p>【女川及び島根】地理的原因の相違 ・泊は、発電所から半径2.5km圏内の共和町宮丘地区に約71%、共和町宮丘地区を除く発電所から半径12.5km圏内の共和町、泊村及び岩内町に約28%の発電所員が居住している。</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は、徒歩にて12時間以内に発電所へ参集可能な地域を「参集可能地域」と定義した。</p> <p>【島根】参集時間の相違 ・泊は、要員参集の目安として設定した12時間以内に参集要員を確保することとしており、保守的に参集時間を10時間と設定している。</p> <p>【島根】記載表現の相違 【島根】記載方針の相違 ・泊は、要員参集の目安として設定した12時間以内に参集可能であることを記載。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.10 重大事故等時の体制について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(a) 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、重大事故等が発生した場合の重大事故等対策要員の参集動向（所在場所（準備時間も含む。）～集合場所（情報収集時間を含む。）～発電所までの参集に要する時間）を評価した。その結果、集合場所からの要員の参集手段が徒歩移動を想定した場合かつ、年末年始、ゴールデンウィーク等の大型連休（以下「大型連休」という。）であっても、6時間以内に参集可能な要員は半数以上（250名以上）と考えられることから、要員参集の目安として想定した12時間以内に外部から発電所へ参集する要員は十分な数を確保可能であることを確認した。</p> <p>なお、自動車等の移動手段が使用可能な場合は、より多くの要員が早期に参集することが期待できる。</p> <p>(b) 大型連休（土日、祝日を含む。）においては、あらかじめ参集要員を指名することにより、要員を確実に確保する。</p> <p>(c) さらに、初動対応を確実に行うため1時間を目途に参集可能な発電所近傍に4名、12時間を目途に参集可能な範囲に50名を拘束する。</p>	<p>(2) 要員参集調査 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、重大事故等が発生した場合の重大事故等に対処する要員の参集動向（所在場所（準備時間も含む。）～集合場所（情報収集時間を含む。）～発電所までの参集に要する時間）を評価した結果、要員の参集手段が徒歩移動のみを想定した場合かつ、年末年始やゴールデンウィーク等の大型連休であっても、7時間以内に参集可能な要員は150名以上（発電所員約540名の約3割）と考えられる。</p> <p>なお、自動車等の移動手段が使用可能な場合は、より多くの要員が早期に参集することが期待できる。</p>	<p>(2) 要員参集調査 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、重大事故等が発生した場合の発電所災害対策要員の参集動向（所在場所（準備時間も含む。）～集合場所（情報収集時間を含む。）～発電所までの参集に要する時間）を評価した結果、要員の参集手段が徒歩移動のみを想定した場合かつ、年末年始やゴールデンウィーク等の大型連休であっても、10時間以内に参集可能な要員は100名以上（発電所員約490名の約2割）と考えられる。</p> <p>なお、自動車等の移動手段が使用可能な場合は、より多くの要員が早期に参集することが期待できる。</p>	<p>【女川】要員参集調査結果の相違 ・泊は、大型連休であっても10時間以内に100名以上が参集可能であることを要員参集調査から確認した。要員参集調査結果に相違はあるものの、要員参集の目安としている時間以内に必要な参集要員を確保する方針について女川及び島根と同様。 【女川】記載方針の相違 ・泊は、要員参集の目安として設定した12時間以内に発電所構外から発電所へ参集する要員は十分確保可能であることを6.項(1)b.に記載。</p> <p>【女川】運用の相違 ・泊は、大型連休においてあらかじめ参集要員を指名する運用とはしないが、要員参集調査の結果から必要な参集要員の人数は確保できることを確認している。（島根と同様）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.10 重大事故等時の体制について

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>○1時間を目途に歩で参集可能な範囲は、出発準備の30分を考慮して発電所（緊急時対策所）を中心に、約2km歩行移動圏内とする（第10図）。</p> <p>約2km歩行移動圏内には発電所事務建屋、小屋取扱等がある。例えば、小屋取扱から発電所（緊急時対策所）への移動を考えた場合、以下のとおり1時間を目途に発電所に参集できることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①出発準備として30分を考慮。 ②小屋取扱から発電所（緊急時対策所）までの移動ルートは、小屋取扱からの要員参集ルート（迂回ルート：歩行移動距離約1km）を通行する（第9図）。 ③迂回ルートを使用した歩行による参集訓練実績では、移動時間は約25分。  <p>第10図 参集要員の滞在範囲の目安(1時間を目途に参集)</p>	<p>また、集合場所（緑ヶ丘施設）からの参集訓練結果について別紙補足2に示す。</p>	<p>また、要員参集調査による評価を参考1に、要員参集の検証結果について参考2に示す。</p>	<p>【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊は、要員参集調査による評価を参考1に整理した。 ・泊は、要員参集の検証結果について、参考2に示す。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.10 重大事故等時の体制について

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>○12時間を目途に徒步で参集可能な範囲^{※1}は、集合場所（浦宿寮：女川町内）を中心に、約17km徒步移動圏内とする（第11図）。</p> <p>※1：今後の発電所の道路整備状況等に応じて見直す可能性がある。</p> <p>・考え方 次の前提条件のもとに、12時間のうち集合場所までの移動に使用可能な時間を算出 ①出発準備として30分を考慮。 ②集合場所（浦宿寮：女川町内）までの徒步での移動速度は、4.0km/h^{※2}と想定。 ③女川町内の集合場所での情報収集・装備品及び携行資機材準備等（休息含む。）に30分考慮。 ④女川町内の集合場所から発電所（緊急時対策所）までの移動距離は17km（コバルトライン12km、送電線巡視ルート5km）とする。 ⑤徒步の移動速度は、コバルトライン（舗装道路）は4.0km/h^{※2}、送電線巡視ルート（未舗装）は1.8km/h^{※3}と想定。 ⑥長時間の移動を考慮して、55分移動して5分の休憩を想定。 ※2：歩行実績約5.2km/hに対して、悪天候時の影響を考慮し保守的に4.0km/hとする。 ※3：歩行実績約2.4km/hに対して、悪天候時の影響を考慮し保守的に1.8km/hとする。</p> <p>【集合場所までの移動に使用可能な時間】 $=【参集目途時間】 - 【出発準備時間】 + 【集合場所での情報収集時間】 + 【集合場所から発電所までの移動に要する時間】$ $=12(h) - [[0.5(h)] + [0.5(h)] + [12(km) / 4(km/h) \times 60(m) / 55(m) + 5(km) / 1.8(km/h) \times 60(m) / 55(m)]]$ $=4.69(h)$</p> <p>よって、</p> <p>【集合場所までの徒步での移動距離】 $=4.69(h) \times 4(km/h) \times 55(m) / 60(m) = 17.2(km) \approx 17(km)$</p>			<p>【女川】記載方針の相違 ・要員参集の検証結果を考慮した徒步による集合場所までの移動可能距離については、参考2に示す。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.10 重大事故等時の体制について

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
 <p>集合場所を中心に約17km徒歩移動圏内 石巻市● 集合場所(蒲宿寮:女川町内) 女川原子力発電所 仙台市●</p> <p>第11図 参集要員の滞在範囲の目安(12時間を目途に参集)</p> <p>(d) 休日における所員の所在地確認を行い、発電所周辺に所在する所員を把握することにより、あらかじめ指名した要員以外の要員を速やかに参集・確保することができる。なお、単身赴任者以外の所員は全所員の約7割であり、女川町又は石巻市に居住している（第12図）。</p>  <table border="1"> <tr> <td>駅前アパート(計98名) ・単身赴任者数:20名 ・徒歩移動距離:約1.0km</td> <td>女川町内(計12名) ・単身赴任者数:14名</td> </tr> <tr> <td>石巻市内(計92名) ・単身赴任者数:60名</td> <td>宮城アパート/寮(計46名) ・単身赴任者数:35名 ・徒歩移動距離:約0.6km</td> </tr> <tr> <td>蒲宿寮(計112名) ・単身赴任者数:91名 ・徒歩移動距離:約1.7km</td> <td>小屋御幸(計83名) ・単身赴任者数:52名 ・徒歩移動距離:約1.0km</td> </tr> <tr> <td align="center">女川原子力発電所</td> <td align="center">女川原子力発電所</td> <td align="center">女川原子力発電所</td> <td align="center">【女川】記載方針の相違 泊の要員参集調査の結果については参考1に示す。</td> </tr> </table> <p>第12図 女川原子力発電所 所員の居住地（平成30年1月時点）</p>	駅前アパート(計98名) ・単身赴任者数:20名 ・徒歩移動距離:約1.0km	女川町内(計12名) ・単身赴任者数:14名	石巻市内(計92名) ・単身赴任者数:60名	宮城アパート/寮(計46名) ・単身赴任者数:35名 ・徒歩移動距離:約0.6km	蒲宿寮(計112名) ・単身赴任者数:91名 ・徒歩移動距離:約1.7km	小屋御幸(計83名) ・単身赴任者数:52名 ・徒歩移動距離:約1.0km	女川原子力発電所	女川原子力発電所	女川原子力発電所	【女川】記載方針の相違 泊の要員参集調査の結果については参考1に示す。			
駅前アパート(計98名) ・単身赴任者数:20名 ・徒歩移動距離:約1.0km	女川町内(計12名) ・単身赴任者数:14名												
石巻市内(計92名) ・単身赴任者数:60名	宮城アパート/寮(計46名) ・単身赴任者数:35名 ・徒歩移動距離:約0.6km												
蒲宿寮(計112名) ・単身赴任者数:91名 ・徒歩移動距離:約1.7km	小屋御幸(計83名) ・単身赴任者数:52名 ・徒歩移動距離:約1.0km												
女川原子力発電所	女川原子力発電所	女川原子力発電所	【女川】記載方針の相違 泊の要員参集調査の結果については参考1に示す。										

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.10 重大事故等時の体制について

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>f. 自然災害が参集ルートに与える影響について 土石流や地滑り、浸水などの自然災害が参集ルートに与える影響について、女川町及び石巻市のハザードマップを用いて検討した。 女川町及び石巻市のハザードマップを第13図に示す。</p>  <p>第13図 女川町及び石巻市ハザードマップ</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・発電所周辺の地方公共団体のハザードマップを用いた要員参集ルートの検討については4.項、5.項にて示す。</p>			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.10 重大事故等時の体制について

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(a) 浦宿～野々浜地区（五部浦ルート）の自然災害による影響評価 浦宿～野々浜地区（五部浦ルート）のハザードマップを第14図に示す。本ルートの特徴は以下のとおり。</p> <p>【地震】斜面が道路に迫っている区間が多いものの、安定化対策が施されている箇所、海側に開けている箇所が多く、地震時においても通行可能である。また、女川町中心部付近等の土砂災害警戒区域又は土砂災害危険箇所についても、斜面から離れていて海側に開けており通行可能である。</p> <p>【津波】ハザードマップにおいて浸水範囲が女川町中心部、大石原浜～野々浜地区に示されており、津波の収束状況を勘案して通行する。</p> <p>【豪雨】ハザードマップにおいて、土砂災害警戒区域又は土砂災害危険箇所が示されているが、それ以外の区間は土石流が発生する可能性は少ない。また、斜面が道路に迫っている区間が多いものの、安定化対策が施されている箇所、海側に開けている箇所が多く、通行不能になることは考えにくい。</p>  <p>第14図 浦宿～野々浜地区（五部浦ルート）のハザードマップ</p>			<p>【女川】記載方針の相違 ・発電所周辺の地方公共団体のハザードマップを用いた要員参集ルートの検討については4、項、5、項にて示す。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.10 重大事故等時の体制について

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b) 浦宿～野々浜地区（コバルトライルート）の自然災害による影響評価 浦宿～野々浜地区（コバルトライルート）のハザードマップを第15図に示す。本ルートの特徴は以下のとおり。</p> <p>【地震】ハザードマップでは区間のほとんどに土砂災害危険箇所が示されているものの、安定化対策が施されている箇所、海側に開けている箇所が多く、地震時においても通行可能である。</p> <p>【津波】ハザードマップにおいて、浸水範囲が野々浜地区のみに示されており、津波の収束状況を勘案して通行する。また、送電線の巡回点検ルートを利用し、高台のみの通行により発電所まで参集することが可能である。なお、2011年東北地方太平洋沖地震及びその後に発生した津波による被害状況下において、浦宿～小積ICまでは車両通行可能であった。</p> <p>【豪雨】ハザードマップにおいて、ほぼ全域が土砂災害危険箇所となっている。また、斜面が道路に迫っている区間が多いものの、安定化対策が施されている箇所、海側に開けている箇所が多く、通行不能になることは考えにくい。 なお、コバルトライルートは、時間雨量20mm、連続雨量80mmを超えた場合に通行が規制されるため、豪雨の際は通行不可となる可能性がある。</p>  <p>第15図 浦宿～野々浜地区（コバルトライルート）のハザードマップ</p>			<p>【女川】記載方針の相違 ・発電所周辺の地方公共団体のハザードマップを用いた要員参集ルートの検討については4、項、5、項にて示す。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.10 重大事故等時の体制について

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(e) 浦宿～野々浜地区（表浜ルート）の自然災害による影響評価 浦宿～野々浜地区（表浜ルート）のハザードマップを第16図に示す。本ルートの特徴は以下のとおり。</p> <p>【地震】斜面が道路に迫っている区間が多く、土砂災害警戒区域又は土砂災害危険箇所も存在するものの、安定化対策が施されている箇所、道路の片側が開けている箇所が多く、地震時においても通行可能である。</p> <p>【津波】ハザードマップにおいて多くの区間が浸水範囲となることから、津波の収束状況を勘案して通行する。</p> <p>【豪雨】ハザードマップにおいて、土砂災害警戒区域又は土砂災害危険箇所が示されているが、それ以外の区間は土石流が発生する可能性は少ない。また、斜面が道路に迫っている区間が多いものの、安定化対策が施されている箇所、海側に開けている箇所が多く、通行不能になることは考えにくい。</p>  <p>第16図 浦宿～野々浜地区（表浜ルート）のハザードマップ</p>			<p>【女川】記載方針の相違 ・発電所周辺の地方公共団体のハザードマップを用いた要員参集ルートの検討については4、項、5、項にて示す。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

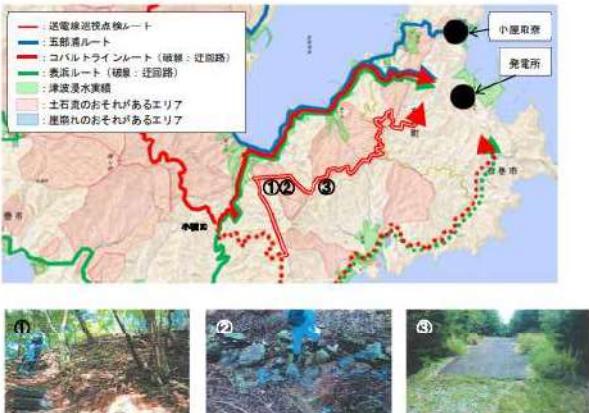
1.0.10 重大事故等時の体制について

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(d) 野々浜地区～発電所の自然災害による影響評価 野々浜地区～発電所のハザードマップを第17図に示す。本ルートの特徴は以下のとおり。</p> <p>【地震】ハザードマップにおいて、土砂災害危険箇所が示されているが、道路の片側が開けており迂回することが可能であることから、地震時においても通行可能である。</p> <p>【津波】ハザードマップにおいて多くの区間が浸水範囲となることから、津波の収束状況を勘案して通行する。</p> <p>【豪雨】ハザードマップにおいて、土砂災害危険箇所が示されているが、それ以外の区間は土石流が発生する可能性は少ない。また、安定化対策が施されている箇所、海側に開けている箇所が多く、通行不能になることは考えにくい。</p>  <p>第17図 野々浜地区～発電所のハザードマップ</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・発電所周辺の地方公共団体のハザードマップを用いた要員参集ルートの検討については4.項、5.項にて示す。</p>			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.10 重大事故等時の体制について

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(e) 小積IC～発電所（送電線巡視点検ルート）の自然災害による影響評価 小積IC～発電所（送電線巡視点検ルート）のハザードマップを第18図に示す。本ルートの特徴は以下のとおり。</p> <p>【地震】ハザードマップにおいて土砂災害危険箇所が示されているが、林道であり迂回することが可能であることから、地震時においても通行可能である。</p> <p>【津波】ハザードマップにおいて浸水箇所は示されていない。</p> <p>【豪雨】ハザードマップにおいて、土砂災害危険箇所が示されているが、それ以外の区間は土石流が発生する可能性は少ない。</p>  <p>第18図 小積IC～発電所（送電線巡視点検ルート）のハザードマップ</p>			<p>【女川】記載方針の相違 ・発電所周辺の地方公共団体のハザードマップを用いた要員参集ルートの検討については4.項、5.項にて示す。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.10 重大事故等時の体制について

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(f) 小積 IC～発電所（迂回ルート）の自然災害による影響評価 小積 IC～発電所（迂回ルート）のハザードマップを第19図に示す。本ルートの特徴は以下のとおり。</p> <p>【地震】ハザードマップにおいて土砂災害危険箇所が示されているが、道路の片側が開けており迂回することも可能であることから、地震時においても通行可能である。</p> <p>【津波】ハザードマップにおいて多くの区間が浸水範囲となることから、津波の収束状況を勘案して通行する。</p> <p>【豪雨】ハザードマップにおいて、土砂災害危険箇所が示されているが、それ以外の区間は土石流が発生する可能性は少ない。また、斜面が道路に迫っている区間が多いものの、安定化対策が施されている箇所、海側に開けている箇所が多く、通行不能になることは考えにくい。</p>  <p>第19図 小積IC～発電所（迂回ルート）のハザードマップ</p>			<p>【女川】記載方針の相違 ・発電所周辺の地方公共団体のハザードマップを用いた要員参集ルートの検討については4、5、項にて示す。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.10 重大事故等時の体制について

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(g) 自然災害発生時の陸路の選択について</p> <p>発電所構外からの参集要員のアクセスルートについて、浦宿寮から発電所までの間の各ルートについてハザード評価を実施した。</p> <p>要員参集のアクセスルートについて、地震時、津波時、豪雨時の観点からそれぞれのルートの特徴を評価し、その結果、1つの要因で複数あるルートの全てのルートが通行不可となることを確認した。</p> <p>また、参集要員がルート選択に迷わないために、津波時にはコバルトライインルート、豪雨時には五部浦ルート又は表浜ルートを優先的に選択するルートとする。</p> <p>それぞれのルートの特徴、優先的に選択するルート、ハザードマップを手順書に記載し、参集要員に事前に周知することにより、参集要員は出発前に適切なルートを選択することが可能となり、安全に発電所へ移動できる。</p>			<p>【女川】記載方針の相違 ・泊は、自然災害発生時の発電所構外からの要員の参集ルート選択について、地震時には複数の参集ルートを確保していること、及び津波発生時には津波による影響を受けないルートを選択することを4、項、5、項に記載している。(島根と同様)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.10 重大事故等時の体制について

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>○夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、重大事故等が発生した場合、重大事故等対策要員の参集動向をより具体的に把握するため、「平日夜間」、「休日日中」、「休日夜間」、「大型連休日中」、「大型連休夜間」の5ケースにおいて緊急呼出しがかかった場合を想定し、その時々における要員の所在場所（自宅、発電所、それ以外の場所の場合は集合場所までの参集時間を回答）を調査することで、参集状況を評価した。</p> <p>○出発場所での準備時間30分及び集合場所（浦宿寮）での情報収集・装備等準備時間30分を考慮した。</p> <p>○小屋取寮所在者は、直接発電所に参集するとした。</p> <p>○宮ヶ崎寮／アパート、堀切アパート所在者は、状況が確認できている場合は直接発電所に参集することとしているが、今回の評価上は、必要に応じて装備等の準備を行うため、浦宿寮を経由するとして評価した。</p> <p>○参考：要員参集調査による評価></p>	<p>○夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、重大事故等が発生した場合の重大事故等に対処する要員の参集動向をより具体的に把握するため、「平日夜間」「休日日中」「休日夜間」「大型連休日中」「大型連休夜間」の5ケースにおいて緊急呼び出しがかかった場合を想定し、その時々における要員の所在場所（発電所からの直線距離に応じた区分を回答）を調査することで、参集状況を評価する。（第7図及び第8図）</p> <p>○参集の流れは、所在場所（準備時間を含む。）～集合場所（情報収集時間を含む。）～発電所までの移動とする。</p> <p>○集合場所（緑ヶ丘施設、宮内（社宅・寮）及び佐太前寮）での情報収集時間30分を考慮する。（第6図）</p> <p>○参考：要員参集調査による評価></p>	<p>○夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、重大事故等が発生した場合の発電所災害対策要員の参集動向をより具体的に把握するため、「平日夜間」「休日日中」「休日夜間」「大型連休日中」「大型連休夜間」の5ケースにおいて緊急呼び出しがかかった場合を想定し、その時々における要員の所在場所を調査することで、参集状況を評価する。（図2及び図3）</p> <p>○参集の流れは、所在場所（準備時間を含む。）～集合場所（情報収集時間を含む。）～発電所までの移動とする。</p> <p>○所在場所での出発準備時間30分を考慮する。</p> <p>○集合場所（エナメゾン共和寮）での情報収集時間30分を考慮する。（図1）</p> <p>○参考1> 要員参集調査による評価</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違 【女川及び島根】要員参集調査方法の相違 ・泊は、要員の所在場所（共和町宮丘地区、岩内町等）を調査し、歩移動のみであっても所在場所から10時間以内に参集可能であることを確認している。</p> <p>【女川】記載表現の相違 【島根】記載方針の相違 ・島根は、出発までの準備時間を考慮することを「参考 第7図、第8図」に記載している。 【女川】地理的原因による相違 【島根】集合場所の名称の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.10 重大事故等時の体制について

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>○過去5回の要員参集調査を実施し、重大事故等が発生した場合の重大事故等に対処する要員の参集動向を評価した結果、年末年始やゴールデンウィーク等の大型連休であっても、7時間以内に参集可能な重大事故等に対処する要員は150名以上（発電所員約540名の約3割）と考えられる。このことから、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の初動体制の拡大を図り、長期的な事故対応を行うために外部から発電所へ参集する緊急時対策要員（54名）は、要員参集の目安としている8時間以内に確保可能であることを確認している※。</p> <p>※： (a) 平成28年5月：162名 (うち、実施組織109名（復旧班49名、プラント監視班60名）) (b) 平成29年5月：167名 (うち、実施組織118名（復旧班67名、プラント監視班51名）) (c) 平成30年1月：151名 (うち、実施組織102名（復旧班50名、プラント監視班52名）) (d) 令和元年1月：157名 (うち、実施組織105名（復旧班49名、プラント監視班56名）) (e) 令和2年1月：221名 (うち、実施組織145名（復旧班74名、プラント監視班71名）)</p>	<p>○過去4回の要員参集調査を実施し、重大事故等が発生した場合の発電所災害対策要員の参集動向を評価した結果、年末年始やゴールデンウィーク等の大型連休であっても、10時間以内に参集可能な発電所災害対策要員は100名以上（発電所員約490名の約2割）と考えられる。このことから、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の初動体制の拡大を図り、長期的な事故対応を行うために外部から発電所へ参集する発電所災害対策要員（51名）は、要員参集の目安としている12時間以内に確保可能であることを確認している※。</p> <p>※：要員参集調査の期間、参集可能な要員数等は以下のとおり。 (a) 2020年12月26日（土）～2021年1月5日（火）：130名 (うち、実施組織91名（運転班66名、復旧班25名）) (b) 2021年4月29日（木）～2021年5月9日（日）：118名 (うち、実施組織80名（運転班61名、復旧班19名）) (c) 2021年12月24日（金）～2022年1月4日（火）：106名 (うち、実施組織76名（運転班58名、復旧班18名）) (d) 2022年4月29日（金）～2022年5月8日（日）：128名 (うち、実施組織87名（運転班65名、復旧班22名）)</p>	<p>【島根】要員参集調査における実施回数の相違 【島根】要員参集調査結果の相違 ・泊は、大型連休であっても10時間以内に100名以上が参集可能であることを要員参集調査から確認した。要員参集調査結果に相違はあるものの、要員参集の目安としている時間以内に必要となる参集要員を確保する方針について女川及び島根と同様。 【島根】参集要員の人数の相違 ・泊は、12時間以内に参集要員51名を確保し発電所対策本部を強化する。参集要員の人数に相違はあるものの、女川及び島根と同様に対策本部として必要な機能は確保できる。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は、要員参集調査の期間における参集可能な要員数と、実施組織の人数を記載した。（島根と同様）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.10 重大事故等時の体制について

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 第20図 要員参集の流れについて（イメージ） <p>1. 車が使える場合（第21図）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 4時間以内に約9割の要員が参集可能な場所にいることを確認した。（大型連休は除く。） <p>○大型連休においても、4時間以内に約7割の要員が参集可能な場所にいることを確認した。</p>	 第6図 要員参集の流れについて（イメージ） <p>a. 車が使える場合（第7図）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 3時間30分以内に約8割の要員が参集可能な場所にいることを確認した。（大型連休は除く。） <p>○大型連休でも、3時間30分以内に約5割の要員が参集可能な場所にいる。</p>	 図1 要員参集の流れについて（イメージ） <p>a. 車が使える場合（図2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 5時間30分以内に参集可能な場所（発電所から半径12.5km圏内）に約3割の要員が、12時間以内に参集可能な場所（発電所から半径30km圏内及び札幌市を含む）に約7割の要員が所在していることを確認した。（大型連休は除く。） <p>○大型連休でも、12時間以内に約6割の要員が参集可能な場所（発電所から半径30km圏内及び札幌市を含む）にいることを確認した。</p>	<p>【女川及び島根】要員参集調査結果の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、大型連休であっても、車が使える場合には徒歩移動のみの場合に比べ、12時間以内に参集可能の要員が増加することを調査から確認し記載している。調査結果に相違はあるものの、要員参集の目安としている時間以内に必要となる要員を確保することについて女川及び島根と同様。 <p>【女川及び島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、徒歩による参集可能地域から車を使える場合の参集時間に加えて、要員参集時間の目安である12時間以内に参集可能な要員数についても記載した。 <p>【女川】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

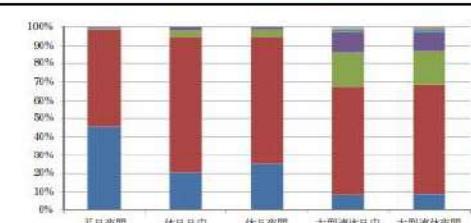
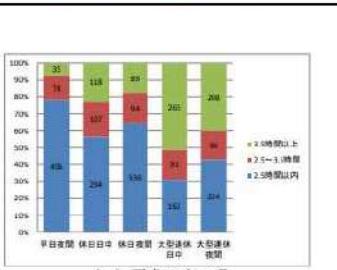
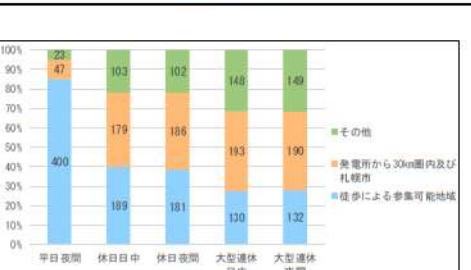
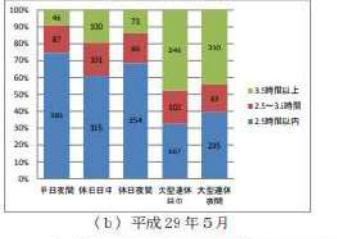
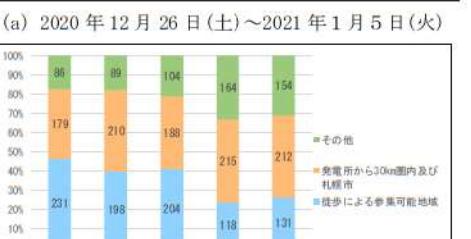
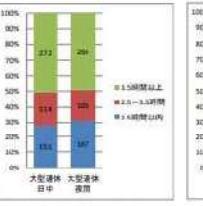
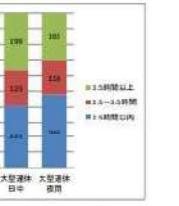
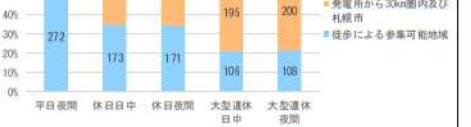
1.0.10 重大事故等時の体制について

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
【比較のため本比較表の抜粋を掲載（比較表 p1.0.10-110）】			
<p>2. 集合場所（浦宿寮）から徒歩で参集する場合（第22図）</p> <p>○車を使用した場合に比べ要員参集のタイミングが遅くなるが、 9割程度の要員は、6時間以内に参集可能な場所にいることを確認した。（大型連休は除く。）</p> <p>○通常の休日と大型連休を比較すると、大型連休の6時間以内の参集要員は通常と比較して約3割少ないが、6時間以内に約6割の要員が参集可能な場所にいることを確認した。</p>	<p>b. 徒歩移動のみの場合（第8図）</p> <p>○車を使用した場合に比べ要員参集のタイミングが遅くなるが、 6割程度の要員は、7時間以内に参集可能な場所にいることを確認した。（大型連休は除く。）</p> <p>○通常の休日と大型連休を比較すると、大型連休には約3割多い要員が半径10km圏内から不在（徒歩7時間以上）となるが、7時間以内で参集可能な要員は約3割。</p>	<p>b. 徒歩移動のみの場合（図3）</p> <p>○車を使用した場合に比べ要員参集のタイミングが遅くなるが、 約3割の要員は、10時間以内に参集可能な場所にいることを確認した。（大型連休は除く。）</p> <p>○通常の休日と大型連休を比較すると、大型連休には要員が共和町宮丘地区、岩内町等の参集可能地域から不在（徒歩10時間以上）となるが、10時間以内で参集可能な要員は約2割。</p>	<p>【女川及び島根】要員参集調査結果の相違 泊は、大型連休であっても10時間以内に100名以上が参集可能であることを要員参集調査から確認した。要員参集調査結果に相違はあるものの、要員参集の目安としている時間以内に必要となる参集要員を確保する方針について女川及び島根と同様。 【女川】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

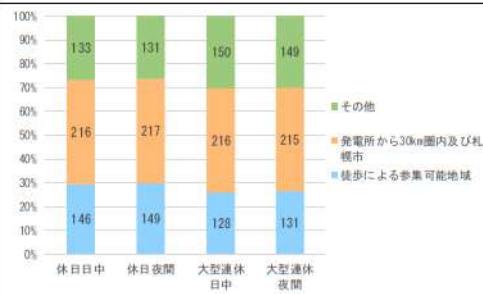
1.0.10 重大事故等時の体制について

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
	 (a) 平成28年5月	 (a) 2020年12月26日(土)～2021年1月5日(火)		
	 (b) 平成29年5月	 (b) 2021年4月29日(木)～2021年5月9日(日)		
	 (c) 平成30年1月	 (d) 令和元年1月	 (e) 令和2年1月	 (c) 2021年12月24日(金)～2022年1月4日(火)
			図2 要員参集シミュレーション結果（車でアクセス可能） (1/2)	
			1.0.10-108	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.10 重大事故等時の体制について

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
		 <table border="1"> <thead> <tr> <th>Category</th> <th>徒歩による参集可能地域 (Blue)</th> <th>発電所から30km圏内及び札幌市 (Orange)</th> <th>その他 (Green)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休日日中</td> <td>146</td> <td>216</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>休日夜間</td> <td>149</td> <td>217</td> <td>131</td> </tr> <tr> <td>大型連休日中</td> <td>128</td> <td>216</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>大型連休夜間</td> <td>131</td> <td>215</td> <td>149</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ : 2022年5月2日, 2022年5月6日は平日だが, 発電所が休日体制であるため, 休日とした。 (d) 2022年4月29日(金)～2022年5月8日(日)</p> <p>※ : 調査の対象期間中の所在場所を回答してもらった。車を使用した場合の要員参集シミュレーションについては以下の事項を考慮した。 ・所在場所から共和町宮丘地区(集合場所)までの区間は車での移動とする。 ・共和町宮丘地区(集合場所)から緊急時対策所までの区間は、大和門扉ルートを経由した徒歩による参集とし、参集時間は、要員参集の検証結果を考慮し、保守的に3時間とした。 ・所在場所での出発準備時間 : 30分 ・集合場所での情報収集時間 : 30分 ※ : 棒グラフ内の数値は、発電所災害対策要員の人数を示す。</p> <p>図2 要員参集シミュレーション結果(車でアクセス可能) (2/2)</p>	Category	徒歩による参集可能地域 (Blue)	発電所から30km圏内及び札幌市 (Orange)	その他 (Green)	休日日中	146	216	133	休日夜間	149	217	131	大型連休日中	128	216	150	大型連休夜間	131	215	149	<p>【女川及び島根】 要員参集調査方法の相違 ・泊は、要員の所在場所（共和町宮丘地区、岩内町、札幌市等）を調査し、車が使える場合、所在場所から12時間以内に参集可能であることを確認している。</p>
Category	徒歩による参集可能地域 (Blue)	発電所から30km圏内及び札幌市 (Orange)	その他 (Green)																				
休日日中	146	216	133																				
休日夜間	149	217	131																				
大型連休日中	128	216	150																				
大型連休夜間	131	215	149																				

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

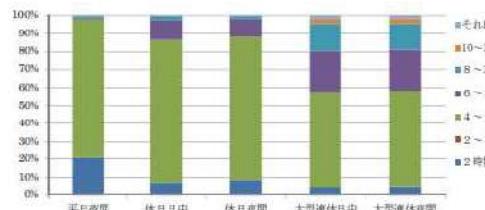
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.10 重大事故等時の体制について

女川原子力発電所2号炉

【本比較表の p1. 10-107 にて比較する】

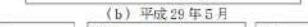
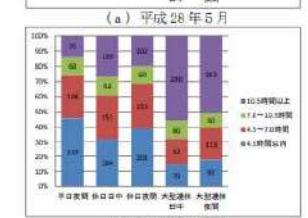
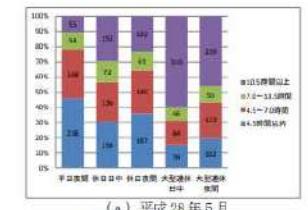
2. 集合場所（浦宿寮）から徒歩で参集する場合（第22図）
 ○車を使用した場合に比べ要員参集のタイミングが遅くなるが、9割程度の要員は、6時間以内に参集可能な場所にいることを確認した（大型連休は除く。）
 ○通常の休日と大型連休を比較すると、大型連休の6時間以内の参集要員は通常と比較して約3割少ないが、6時間以内に約6割の要員が参集可能な場所にいることを確認した。



※ それぞれの離在場所又は集合場所までの移動に要する時間を回答してもらい、その時間に以下の数値を加えた上で算出。
 ・小堀取扱、浦宿寮に所在の場合
 一出発準備時間 30分、発電所までの所要時間を加算して評価
 ・小堀取扱、浦宿寮以外の場所に所在の場合
 一出発時間 (30分)、集合場所（浦宿寮）までの所要時間、集合場所（浦宿寮）での情報収集・会議等準備時間 (30分)、発電所までの所要時間を加算して評価

第22図 要員参集シミュレーション結果（集合場所から徒歩で参集する場合）

島根原子力発電所2号炉



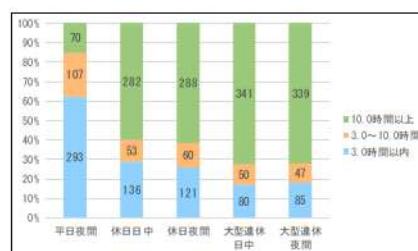
第8図 要員参集シミュレーション結果（徒歩移動のみ）

泊発電所3号炉

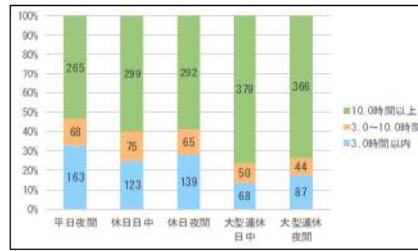
相違理由

【女川】記載方針の相違

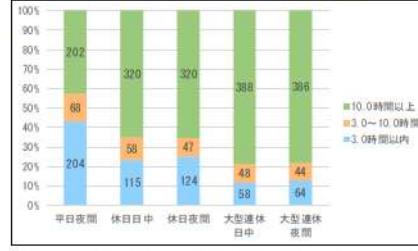
泊は、徒歩移動のみであっても所在場所から10時間以内に参集可能な要員の割合について、参考1-b. 項に記載している。



(a) 2020年12月26日(土)～2021年1月5日(火)



(b) 2021年4月29日(木)～2021年5月9日(日)



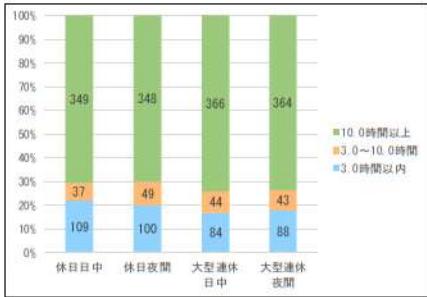
(c) 2021年12月24日(金)～2022年1月4日(火)

図3 要員参集シミュレーション結果（徒歩移動のみ）(1/2)

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.10 重大事故等時の体制について

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
		 <table border="1"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>泊</th> <th>島根</th> <th>女川</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10.0時間以上</td> <td>366</td> <td>348</td> <td>349</td> </tr> <tr> <td>3.0～10.0時間</td> <td>44</td> <td>49</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>3.0時間以内</td> <td>84</td> <td>100</td> <td>109</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ : 2022年5月2日, 2022年5月6日は平日だが, 発電所が休日体制であるため, 休日とした。 (d) 2022年4月29日(金)～2022年5月8日(日)</p> <p>※ : 調査の対象期間中の所在場所を回答してもらった。所在場所から徒歩移動による要員参集シミュレーションについては以下の事項を考慮した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在場所から共和町宮丘地区（集合場所）までの区間における徒歩移動速度は、要員参集の検証結果を考慮し、保守的に4 km/hとした。 ・共和町宮丘地区（集合場所）から緊急時対策所までの区間は、徒歩による大和門扉ルートを経由したルートとし、参集時間は、要員参集の検証結果を考慮し、保守的に3時間とした。 ・所在場所での出発準備時間 : 30分 ・集合場所での情報収集時間 : 30分 <p>※ : 棒グラフ内の数値は、発電所灾害対策要員の人数を示す。</p> <p>図3 要員参集シミュレーション結果（徒歩移動のみ）(2/2)</p> <p>【女川及び島根】 要員参集調査方法の相違 • 泊は、要員の所在場所（共和町宮丘地区、岩内町等）を調査し、徒歩移動のみの場合、所在場所から10時間以内に参集可能であることを確認している。</p>	体制	泊	島根	女川	10.0時間以上	366	348	349	3.0～10.0時間	44	49	37	3.0時間以内	84	100	109	
体制	泊	島根	女川																
10.0時間以上	366	348	349																
3.0～10.0時間	44	49	37																
3.0時間以内	84	100	109																

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.10 重大事故等時の体制について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) 参集要員の確保</p> <p>(1) 要員の想定参集時間、及び(2)要員参集調査から、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）かつ、参集手段が徒歩移動のみを想定した場合であっても、発電所構外の重大事故等に対処する要員は事象発生から約7時間で発電所に参集可能と考えられること、また、年末年始やゴールデンウィーク等の大型連休に重大事故等が発生した場合であっても、7時間以内に参集可能な重大事故等に対処する要員は150名以上（発電所員540名の約3割以上）と考えられる。このことから、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の初動体制の拡大を図り、長期的な事故対応を行うために外部から発電所へ参集する緊急時対策要員（54名[※]）は、要員参集の目安としている8時間以内に確保可能であることを確認した。</p> <p>※ 要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。</p>	<p>(3) 参集要員の確保</p> <p>(1) 要員の想定参集時間、及び(2)要員参集調査から、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）かつ、参集手段が徒歩移動のみを想定した場合であっても、発電所構外の発電所災害対策要員は事象発生から約10時間で発電所に参集可能と考えられること、また、年末年始やゴールデンウィーク等の大型連休に重大事故等が発生した場合であっても、10時間以内に参集可能な発電所災害対策要員は100名以上（発電所員約490名の約2割）と考えられる。このことから、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の初動体制の拡大を図り、長期的な事故対応を行うために外部から発電所へ参集する発電所災害対策要員（51名[※]）は、要員参集の目安としている12時間以内に確保可能であることを確認した。</p> <p>※：要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。</p>	<p>【島根】地理的原因の相違 ・参集時間の相違 【女川及び島根】要員参集調査結果の相違 ・泊は、大型連休であっても10時間以内に100名以上が参集可能であることを要員参集調査から確認した。要員参集調査結果に相違はあるものの、要員参集の目安としている時間以内に必要な参集要員を確保する方針について女川及び島根と同様。 【女川及び島根】参集要員の人数の相違 ・泊は、12時間以内に参集要員51名を確保し発電所対策本部を強化する。参集要員の人数は相違するが、女川及び島根と同様に対策本部として必要な機能は確保できる。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.10 重大事故等時の体制について

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="color: #0070C0; font-weight: bold;"><参考2></p> <p style="color: #0070C0; font-weight: bold;">大和門扉ルートを使用した要員参集について</p> <p>発電所敷地外から発電所構内への参集ルートは、通常時に使用している茶津門扉ルートに加え、津波発生時に茶津門扉ルートが使用できない場合を考慮し、津波による影響を受けない大和門扉ルートを確保している。大和門扉ルートを図1（紫実線）に示す。</p> <p>また、大和門扉ルート上の送電鉄塔の倒壊を想定し、第二大和門扉を通じて迂回する徒歩にて迂回するルートを確保している。（図1（緑実線））</p>  <p>※ : ①～⑥は大和門扉ルートの撮影箇所</p>  <p>図1 大和門扉ルート</p> <p>1. 大和門扉ルートの運用等 大和門扉ルートを使用した要員参集の運用については、以下のとおりであり、これらの運用については社内規程類に定めている。</p>	<p>【女川及び島根】 記載方針の相違 ・泊は、参考2に大和門扉ルートに係る補足、要員参集の検証結果等について整理した。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.10 重大事故等時の体制について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<ul style="list-style-type: none"> ● 大津波警報が発表された場合は、中央制御室の運転員から守衛所の警備員に連絡する。 ● 連絡を受けた警備員は、大和門扉及び展望台上門扉を開放し、大和門扉を経由して緊急時対策所まで参集するルートを通行可能とする。 ● 警戒事態となれば、発電所長は社員に非常招集をかける。また、社員は、発電所周辺地域（泊村、共和町、岩内町、神恵内村）において震度5弱以上の地震、大津波警報が発表されれば、自主的に参集する運用としている。 ● 大和門扉ルートの始点となる共和町宮丘地区から終点となる大和門扉までの間の道路地権者は共和町、泊村及び当社であり、共和町及び泊村からは道路の使用許可を文書で取り交わしている。また、ルート上の橋梁の崩落、送電鉄塔の倒壊等により迂回するルートについては当社社有地に確保している。 ● 大和門扉ルートの道路上には共和町及び泊村がチェーンを取付けているが、共和町及び泊村より鍵を貸与されており、当社社員が通行する場合には、開錠してチェーンを外し通行する運用としている。 ● 鍵は参集する社員の集合場所となっている当社の社員寮（エナメゾン共和寮、柏木寮）に保管している。 ● 今後、道路の拡幅や整地等を行う場合には、地権者、並びに道路管理者である共和町及び泊村との協議の上実施することとなる。 ● 共和町宮丘地区からの要員参集用としてクローラー車（1台）を配備し、要員参集の効率化を図っている。（最大登坂斜度：30度、最高速度：60km/h）  <p>図2 クローラー車</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大和門扉ルートは、緊急時に使用するルートであることから、積雪対策として、積雪量が10cmを超えることが予想される場合又は積もった場合に除雪する運用としている。なお、発電所構内のアクセスルートの除雪を行う場合には、大和門扉ルートより優先して行う。 	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.10 重大事故等時の体制について

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>2. 大和門扉ルート上における橋梁の崩落等時に通行する参集ルートについて 大和門扉ルート上の橋梁の崩落等が発生し、通行ができない場合には、徒步で迂回するルートを設定する。（図3）</p> <p>①水路橋</p> <p>②ボックスカルバート</p> <p>③迂回ルート（徒步）進行方向</p> <p>④冬季における徒步による迂回の様子</p> <p>⑤冬季・夜間における徒步による迂回の様子</p>	

図3 水路橋及びボックスカルバートの通行不可時の徒步による迂回（イメージ図）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.10 重大事故等時の体制について

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉 別紙補足2 参集訓練の実施結果	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>1. 概要</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外から参集する重大事故等に対処する要員の参集性を評価するため参集訓練を実施した。</p> <p>集合場所である緑ヶ丘施設から緊急時対策所に参集する時間を実際に計測して、移動速度を算出した。</p> <p>この結果から、発電所外から参集する重大事故等に対処する要員の参集するための移動速度を算出した。</p> <p>2. 参集訓練の実施</p> <p>参集訓練の実施に当たっての条件と実施結果を以下に示す。</p> <p>(1) 参集訓練の実施概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動経路は、通常参集ルートである一矢入口及び本谷入口、迂回ルートである宇中入口及び内カネ入口を通過して発電所にアクセスする4ルートを設定して実施。(第1図) ・移動速度の計測は、移動手段を徒步として実施。 ・各コースとも2名／組で実施。  <p>第1図 集合場所（緑ヶ丘施設）からの参集訓練ルート</p> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p>	<p>3. 要員参集の検証結果</p> <p>(1) 概要</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外から参集する発電所灾害対策要員の参集性を評価するため要員参集の検証を実施した。</p> <p>検証については、集合場所である共和町宮丘地区から大和門扉を経由し緊急時対策所までの区間、及び岩内町高台地区（岩内町地域交流センター）から集合場所である共和町宮丘地区のエナメゾン共和寮までの区間について、参集する時間を実際に計測した。</p> <p>この結果から、事象発生から12時間以内に発電所灾害対策要員が発電所外から参集可能であることを確認した。</p> <p>なお、共和町宮丘地区から大和門扉を経由し緊急時対策所までの区間にについては、緊急時に使用するルートであることから、計画的に参集訓練を実施する。</p> <p>(2) 共和町宮丘地区から大和門扉を経由し緊急時対策所までの区間の検証</p> <p>a. 実施概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動経路は、共和町宮丘地区から大和門扉を経由して緊急時対策所にアクセスするルート（紫実線）にて実施。(図1) ・検証結果等を表1に示す。 	<p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は、集合場所から緊急時対策所までの徒步による参集訓練の実施結果を記載している。 ・泊は、『集合場所である共和町宮丘地区から大和門扉を経由し、緊急時対策所までの区間』及び『岩内町高台地区（岩内町地域交流センター）から集合場所である共和町宮丘地区的エナメゾン共和寮までの区間』について、徒步による要員参集の検証結果を記載している。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.10 重大事故等時の体制について

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
	<p>(2) 参集訓練の実施結果</p> <p>第1表 参集訓練の実績結果（令和元年11月22日実施）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ルート</th><th>移動手段</th><th>実際の移動距離</th><th>参集時間</th><th>実際の移動速度</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①一矢ルート</td><td>徒歩</td><td>5.7km</td><td>80分</td><td>4.3 km/h (72 m/min)</td><td>通常ルート</td></tr> <tr> <td>②本谷ルート</td><td>徒歩</td><td>9.0km</td><td>110分</td><td>4.9 km/h (82 m/min)</td><td>通常ルート</td></tr> <tr> <td>③宇中ルート</td><td>徒歩</td><td>11.4km</td><td>169分</td><td>4.0 km/h (67 m/min)</td><td>迂回ルート</td></tr> <tr> <td>④内カネルート</td><td>徒歩</td><td>7.0km</td><td>99分</td><td>4.2 km/h (70 m/min)</td><td>迂回ルート</td></tr> <tr> <td colspan="2">平均移動速度</td><td colspan="4">4.4 km/h (73 m/min)</td></tr> </tbody> </table>	ルート	移動手段	実際の移動距離	参集時間	実際の移動速度	備考	①一矢ルート	徒歩	5.7km	80分	4.3 km/h (72 m/min)	通常ルート	②本谷ルート	徒歩	9.0km	110分	4.9 km/h (82 m/min)	通常ルート	③宇中ルート	徒歩	11.4km	169分	4.0 km/h (67 m/min)	迂回ルート	④内カネルート	徒歩	7.0km	99分	4.2 km/h (70 m/min)	迂回ルート	平均移動速度		4.4 km/h (73 m/min)				<p>表1 検証結果等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日時、気象条件等</th><th>検証実施者</th><th>所要時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夜間 天候：雪 2018年1月31日 18:05～ 積雪（道路）： 10～20cm程度 風速：2.4m/s 気温：-6.0°C</td><td>20代～50代 (13名)</td><td>1時間14分</td></tr> <tr> <td>夜間 天候：くもり 2019年2月27日 18:00～ 積雪（道路）： 0～20cm程度 風速：8.9m/s 気温：1.0°C</td><td>40代、50代 (10名)</td><td>1時間</td></tr> <tr> <td>夜間 天候：くもり 2020年2月17日 18:00～ 積雪（道路）： 0～20cm程度 風速：2.1m/s 気温：1.9°C</td><td>20代～50代 (10名)</td><td>1時間</td></tr> </tbody> </table>	日時、気象条件等	検証実施者	所要時間	夜間 天候：雪 2018年1月31日 18:05～ 積雪（道路）： 10～20cm程度 風速：2.4m/s 気温：-6.0°C	20代～50代 (13名)	1時間14分	夜間 天候：くもり 2019年2月27日 18:00～ 積雪（道路）： 0～20cm程度 風速：8.9m/s 気温：1.0°C	40代、50代 (10名)	1時間	夜間 天候：くもり 2020年2月17日 18:00～ 積雪（道路）： 0～20cm程度 風速：2.1m/s 気温：1.9°C	20代～50代 (10名)	1時間	<p>【島根】記載方針の相違 ・島根は、集合場所から緊急時対策所までの徒步による参集訓練の実施結果を記載している。 ・泊は、『集合場所である共和町宮丘地区から大和門扉を経由し、緊急時対策所までの区間』について、徒步による要員参集の検証結果を記載している。 ・また、岩内町高台地区（岩内町地域交流センター）から集合場所である共和町宮丘地区のエナメゾン共和寮までの区間にについても、徒步による要員参集の検証を実施しております。検証結果については、参考2・3、(3)表2に記載している。</p>
ルート	移動手段	実際の移動距離	参集時間	実際の移動速度	備考																																														
①一矢ルート	徒歩	5.7km	80分	4.3 km/h (72 m/min)	通常ルート																																														
②本谷ルート	徒歩	9.0km	110分	4.9 km/h (82 m/min)	通常ルート																																														
③宇中ルート	徒歩	11.4km	169分	4.0 km/h (67 m/min)	迂回ルート																																														
④内カネルート	徒歩	7.0km	99分	4.2 km/h (70 m/min)	迂回ルート																																														
平均移動速度		4.4 km/h (73 m/min)																																																	
日時、気象条件等	検証実施者	所要時間																																																	
夜間 天候：雪 2018年1月31日 18:05～ 積雪（道路）： 10～20cm程度 風速：2.4m/s 気温：-6.0°C	20代～50代 (13名)	1時間14分																																																	
夜間 天候：くもり 2019年2月27日 18:00～ 積雪（道路）： 0～20cm程度 風速：8.9m/s 気温：1.0°C	40代、50代 (10名)	1時間																																																	
夜間 天候：くもり 2020年2月17日 18:00～ 積雪（道路）： 0～20cm程度 風速：2.1m/s 気温：1.9°C	20代～50代 (10名)	1時間																																																	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.10 重大事故等時の体制について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3. 参集訓練の評価</p> <p>第1表の参集訓練の結果より、徒歩での移動速度は 73m/min (4.4km/h) と算出され、本訓練の評価用平均速度を 67m/min (4.0km/h) で設定した。</p> <p>また、上記の参集性の評価に当たっては、測定結果に交通事情や道路条件及び道路上に発生した障害によって発生する迂回に要する時間を考慮し、保守的に参集に係る移動速度を 67m/min (4.0km/h) とした。</p>	<p>b. 評価</p> <p>表1の検証結果等より、条件の厳しい冬季、夜間においても徒歩での共和町宮丘地区から大和門扉を経由して緊急時対策所までの所要時間は最大で1時間14分であった。</p> <p>また、要員参集の想定時間は、検証結果に道路条件及び道路上に発生した橋梁の崩落や送電鉄塔の倒壊等の障害によって発生する迂回に要する時間を考慮し、保守的に参集に係る所要時間を3時間と設定した。</p>	<p>【島根】要員参集の検証における評価方法の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は、集合場所から緊急時対策所までの参集ルートにおいて参集訓練を行い、その結果から保守的に参集に係る移動速度を4.0km/hと設定している。 ・島根は、発電所から10km地点に所在する要員の参集時間については、移動速度を4.0km/h、発災後30分後に自宅を出発することを考慮し、6.5時間と設定している。 ・泊は、集合場所である共和町宮丘地区から大和門扉を経由し緊急時対策所までルートにおいて、要員参集の検証を行い、その結果から3時間以内に要員が参集可能であることを確認した。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.10 重大事故等時の体制について

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>4. 参集訓練の様子</p> <p>参集訓練の様子を第2図に示す。</p> <p>一矢ルート 本谷ルート 宇中ルート 内カネルート</p> <p>第2図 参集訓練の様子</p>	<p>c. 検証の様子</p> <p>冬季、夜間に実施した要員参集の検証の様子を図4に示す。</p> <p>※：道路脇にスノーポールを設置（赤矢印）</p> <p>図4 要員参集の検証の様子</p>	<p>【島根】記載方針の相違 ・泊は、冬季、夜間に実施した要員参集の検証の様子を示した。</p> <p>(3) 岩内町高台地区（岩内町地域交流センター）から共和町宮丘地区までの区間の検証</p> <p>a. 実施概要</p> <p>移動経路は、岩内町高台地区（岩内町地域交流センター）*から最も距離が長くなるルートにて実施。（図5）</p> <p>※：発電所災害対策要員の主な居住地である岩内町において、津波による被害を想定し、岩内町の避難場所の1つである岩内町高台地区の岩内町地域交流センターを出発地点として設定。</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は、岩内町高台地区（岩内町地域交流センター）から集合場所である共和町宮丘地区のエナメゾン共和寮までの区間にについて、歩徒による要員参集の検証結果を記載している。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.10 重大事故等時の体制について

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>※ : ①～⑥は検証の様子の撮影箇所（図6）</p> <p>図5 岩内町高台地区から共和町宮丘地区（集合場所）までの要員参集の検証ルート</p>	<p>【島根】記載方針の相違 ・泊は、岩内町高台地区（岩内町地域交流センター）から集合場所である共和町宮丘地区のエナメゾン共和寮までの区間について、徒歩による要員参集の検証結果を記載している。</p>

表2 検証結果等

日時、気象条件等	検証実施者	所要時間・距離	歩行速度
天候： 午前中はおおむね晴れ、午後は曇り一時雪	2021年12月21日 気温： 2.7°C(最高気温), 0.7°C(最低気温) 積雪：約14cm	6名 (20代1名, 30代1名, 40代1名, 50代2名, 60代1名) 3時間34分 約19km	約5.3km/h

b. 評価

表2の検証結果等より、条件の厳しい冬季においても徒歩での岩内町高台地区から集合場所である共和町宮丘地区までの所要時間は最大で約3時間34分であった。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.10 重大事故等時の体制について

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>c. 検証の様子 冬季に実施した要員参集の検証の様子を図6に示す。</p>  <p>図6 要員参集の検証の様子</p>	<p>【島根】記載方針の相違 ・泊は、岩内町高台地区（岩内町地域交流センター）から集合場所である共和町宮丘地区のエナメゾン共和寮までの区間にについて、徒步による要員参集の検証結果を記載している。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.10 重大事故等時の体制について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(4) まとめ 要員参集の検証結果、以下の条件等を踏まえ、事象発生後12時間を目途に参集することが可能な地域について整理した。</p> <p>a. 条件等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事象発生後12時間を目途に参集要員を確保する必要があるため、保守的に参集目途時間を10時間とする。 ② 所在場所から集合場所（共和町宮丘地区）までの徒歩移動速度は、4.0km/h[*]と想定。 ③ 所在場所での出発準備時間として30分を考慮。 ④ 集合場所での情報収集、装備品及び携行資機材の準備等（休息含む。）に30分を考慮。 ⑤ 集合場所（共和町宮丘地区）から発電所構内の緊急時対策所までの区間は、大和門扉ルートを使用した要員参集の検証実績を考慮し保守的に3時間とする。 ⑥ 長時間の移動を考慮して、55分移動して5分の休憩を想定。 <p>※：歩行実績約5.3km/hに対して、悪天候時の影響を考慮し保守的に4.0km/hとする。</p> <p>b. 集合場所までの移動に使用可能な時間 $= [\text{参集目途時間}] - [\text{出発準備時間}] + [\text{集合場所での情報収集時間}] + [\text{集合場所から発電所までの移動に要する時間}]$ $= 10(\text{h}) - [0.5(\text{h}) + 0.5(\text{h}) + 3(\text{h})]$ $= 6(\text{h})$</p> <p>c. 集合場所までの徒歩での移動可能距離 $= 6(\text{h}) \times 4(\text{km/h}) \times 55(\text{min}) / 60(\text{min}) = 22\text{km}$</p> <p>d. 岩内町から集合場所までの距離が最も長くなるよう設定した要員参集の検証ルートが約19kmであること及び大きく迂回することになっていることを踏まえ、発電所から半径12.5km圏内にある共和町宮丘地区、共和町（宮丘地区を除く）、岩内町及び泊村滝ノ瀬地区を参集可能地域と設定した。</p>	<p>【島根】要員参集の検証における評価方法の相違 ・泊は、事象発生後12時間を目途に参集要員を確保することとしており、保守的に参集時間を10時間と設定している。 ・出発準備時間、休憩等を考慮し、集合場所までの徒歩での移動可能距離は22kmとなることから、事象発生後12時間を目途に参集することが可能な地域は、要員参集の検証ルートの距離等から発電所から半径12.5km圏内と設定している。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.10 重大事故等時の体制について

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>別紙補足1 鉄塔倒壊時のアクセスについて</p> <p>1. 鉄塔の倒壊と参集ルートについて 発電所周囲には 500kV, 220kV 及び 66kV の送電鉄塔が設置されており、送電線及び送電鉄塔は参集ルート上を横断又は参集ルートに近接している。(第1図) 送電線の脱落及び断線、あるいは送電鉄塔が倒壊した場合においても、垂れ下がった送電線又は倒壊した送電鉄塔に対して十分な離隔距離を保って通行すること、又は複数の参集ルートからその他の適切な参集ルートを選択することで、発電所に参集することは可能である。</p> <p>2. 送電鉄塔の倒壊時に通行する参集ルート 送電鉄塔の倒壊等が発生した際に通行する参集ルートについては、倒壊した送電鉄塔の場所及び損壊状況に応じて、その他の複数の参集ルートから、以下の事項を考慮して、確実に安全を確保できる適切な参集ルートを選定して通行する。 • 大津波警報発生の有無 • 倒壊した送電鉄塔及び送電線の損壊状況及び送電線の停電状況 • 上記以外の倒壊物による参集ルートへの影響状況</p>  <p>第1図 発電所周辺の参集ルートと送電鉄塔の位置</p> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p>	<p>別紙補足1 鉄塔倒壊時のアクセスについて</p> <p>1. 鉄塔の倒壊と参集ルートについて 発電所周囲には 275kV 及び 66kV の送電鉄塔が設置されており、送電線及び送電鉄塔は参集ルート上を横断又は参集ルートに近接している。(参考3) 送電線の脱落及び断線、あるいは送電鉄塔が倒壊した場合においても、垂れ下がった送電線又は倒壊した送電鉄塔に対して十分な離隔距離を保って通行すること、又は複数の参集ルートからその他の適切な参集ルートを選択することで、発電所に参集することは可能である。</p> <p>2. 送電鉄塔の倒壊時に通行する参集ルート 送電鉄塔の倒壊等が発生した際に通行する参集ルートについては、倒壊した送電鉄塔の場所及び損壊状況に応じて、その他の複数の参集ルートから、以下の事項を考慮して、確実に安全を確保できる適切な参集ルートを選定して通行する。 • 大津波警報発生の有無 • 倒壊した送電鉄塔及び送電線の損壊状況及び送電線の停電状況 • 上記以外の倒壊物による参集ルートへの影響状況</p>  <p>図1 発電所周辺の参集ルートと送電鉄塔の位置</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・泊は、発電所近傍にある送電鉄塔の倒壊による障害を想定した参集ルートの設定を行い、送電鉄塔が倒壊した場合における通行の考え方を参考3に整理している。(島根と同様)</p> <p>【島根】倒壊を想定する送電鉄塔の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.10 重大事故等時の体制について

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(1) 66kV No. 54-甲及びNo. 54-乙送電鉄塔が倒壊した場合 発電所侵入道路を阻害することになる 66kV No. 54-甲及びNo. 54-乙送電鉄塔の倒壊が起きた場合、これらの送電鉄塔を迂回することでアクセスすることは可能である。(第2図)</p>  <p>第2図 一矢入口周辺の参集ルートと送電鉄塔の位置</p> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p>	<p>(1) 275kV送電鉄塔が倒壊した場合 発電所進入道路を阻害することになる 275kV送電鉄塔の倒壊が起きた場合、第二大和門扉を通じてルートによりこれらの送電鉄塔、送電線等を迂回することでアクセスすることは可能である。(図1)</p> <p>(2) 66kV泊支線No. 5鉄塔が倒壊した場合 51m倉庫・車庫エリア付近に設置されている 66kV 泊支線 No. 5 鉄塔の倒壊が起きた場合、これらの送電鉄塔、送電線等を迂回することでアクセスすることは可能である。(図2)</p> <p>※：66kV泊支線No. 5鉄塔、66kV泊支線No. 4-1鉄塔及び66kV泊支線No. 4-2鉄塔の位置については、第三十二条「保守電源設備」における後備変圧器設置に係る検討結果により変更となる可能性がある。</p>  <p>図2 51m倉庫・車庫エリア付近の参集ルートと送電鉄塔の位置</p> <p>【島根】記載表現の相違 泊は、発電所周囲に設置している 275kV 及び 66kV の送電鉄塔が倒壊した場合を想定し、迂回ルートを設定している。島根は、66kV 送電鉄塔のみであるが、送電鉄塔が倒壊した場合、送電鉄塔を迂回することで参集可能となることについては同様である。</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.10 重大事故等時の体制について

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 倒壊した送電鉄塔の影響について 自然灾害により送電鉄塔が倒壊した事例を以下に示す。</p> <p>強風による送電鉄塔の倒壊事例①^{*1}</p>  <p>強風による送電鉄塔の倒壊事例②^{*1}</p>  <p>地震による斜面の崩落に伴う送電鉄塔の倒壊事例^{*2}</p>  <p>津波による隣接鉄塔の倒壊に伴う送電鉄塔の倒壊事例^{*3}</p>  <p>重大事故等に対処する要員は、送電線の停電など安全を確認したうえで、倒壊した送電鉄塔の影響を受けていない箇所を、離隔距離を保って迂回するルートで鉄塔の近傍を通過することが可能である。</p>	<p>3. 倒壊した送電鉄塔の影響について 自然灾害により送電鉄塔が倒壊した事例を図3に示す。</p> <p>強風による送電鉄塔の倒壊事例①^{*1}</p>  <p>強風による送電鉄塔の倒壊事例②^{*1}</p>  <p>強風による送電鉄塔の倒壊事例①^{*1} 強風による送電鉄塔の倒壊事例②^{*1}</p>  <p>地震による斜面の崩落に伴う送電鉄塔の倒壊事例^{*2}</p>  <p>【出典】 ※1：電力安全小委員会送電鉄塔倒壊事故調査ワーキンググループ報告書（平成14年11月28日） ※2：原子力安全・保安部会・電力安全小委員会電気設備地震対策ワーキンググループ報告書（平成24年3月）</p> <p>津波による隣接鉄塔の倒壊に伴う送電鉄塔の倒壊事例^{*3}</p> <p>大雪による鉄塔倒壊事例^{*3}</p>  <p>【島根】記載表現の相違 ・泊は、自然災害により送電鉄塔が倒壊した事例について図番号及びタイトルを記載した。</p>	<p>3. 倒壊した送電鉄塔の影響について 自然灾害により送電鉄塔が倒壊した事例を図3に示す。</p> <p>強風による送電鉄塔の倒壊事例①^{*1} 強風による送電鉄塔の倒壊事例②^{*1}</p>  <p>地震による斜面の崩落に伴う送電鉄塔の倒壊事例^{*2}</p>  <p>津波による隣接鉄塔の倒壊に伴う送電鉄塔の倒壊事例^{*3}</p> <p>大雪による鉄塔倒壊事例^{*3}</p>  <p>【島根】記載方針の相違 ・大雪による鉄塔倒壊事例を追加した。</p>	

図3 自然災害による送電鉄塔の倒壊事例

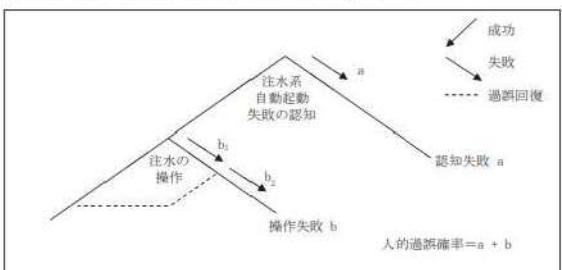
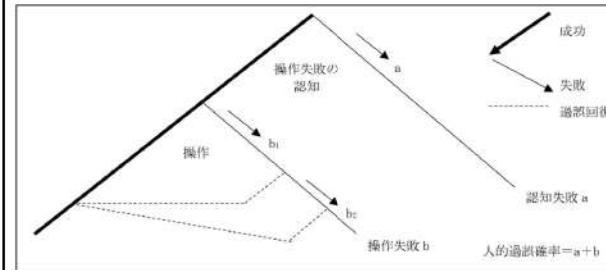
発電所灾害対策要員は、送電線の停電等安全を確認した上で、倒壊した送電鉄塔の影響を受けていない箇所を離隔距離を保って迂回するルートで鉄塔の近傍を通過することが可能である。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>補足1</p> <p>発電課長による運転員への操作指示／確認手順について</p> <p>運転員の事故時における対応は、「発電課長」による「運転員」への操作指示がなされ、「運転員」による操作がなされる（2人による対応）。</p> <p>一方、確率論的リスク評価では、以下のとおり人間信頼性評価(HRAツリー)にて評価を行っている。</p> <p>人間信頼性評価(HRAツリー)を用いた定量評価 (高圧注水系の自動起動に対するバックアップ操作の例)</p>  <p>人的過誤確率 = $a + b$</p> <p>図1 人間信頼性解析(HRA) イベントツリーを用いた定量評価</p> <p>人的過誤確率では、運転員の認知失敗や操作失敗があったとしても、1名の指示者の確認により是正がなされる評価手法を採用している。</p> <p>以上により、実際の運転員による操作と、確率論的リスク評価で用いた評価手法は、整合が取れている。</p>	<p>補足1</p> <p>発電課長(当直)による運転員への操作指示／確認手順について</p> <p>運転員の事故時における対応は、「発電課長(当直)」及び「副長」による「運転員」への操作指示がなされ、「運転員」による操作がなされる。(3人による対応)</p> <p>一方、確率論的リスク評価では、図1のとおり人間信頼性評価(HRAツリー)にて評価を行っている。</p>  <p>操作失敗 b 操作失敗の認知 b1 操作失敗 b2 操作失敗の認知 b1 操作失敗 b2 成功 失敗 過誤回復 認知失敗 a 人的過誤確率 = $a + b$</p> <p>図1 人間信頼性解析(HRA) イベントツリーを用いた定量評価</p> <p>人的過誤確率では、運転員の認知失敗や操作失敗があったとしても、2名の指示者の確認により是正がなされる評価手法を採用している。</p> <p>以上により、実際の運転員による操作と、確率論的リスク評価で用いた評価手法は、整合が取れている。</p>	<p>PRAにおいて想定する運転員の人数の相違 (先行PWRプラントと同様)</p> <p>記載方針の相違 女川が代表例を示しているが、泊すべてでの中央制御室での操作について左図となる。</p> <p>PRAにおいて想定する運転員の人数の相違 (先行PWRプラントと同様)</p>

1.0.10 重大事故等時の体制について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉 補足2 発電所が締結している医療協定について 女川原子力発電所 では、自然災害等が複合的に発生した場合等を想定し、医療機関で汚染傷病者を診療いただけるように体制を整備しておくことが必要であると考えている。 現時点で、 石巻赤十字病院 と放射性物質による汚染を伴う傷病者の診療に関する覚書を締結しており、汚染傷病者の受け入れ体制を確保している。	泊発電所3号炉 補足2 発電所が締結している医療協定について 泊発電所 では、自然災害等が複合的に発生した場合等を想定し、医療機関で汚染傷病者を診療いただけるように体制を整備しておくことが必要であると考えている。 現時点で、 岩内協会病院をはじめとする複数の医療機関 と放射性物質による汚染を伴う傷病者の診療に関する覚書を締結しており、汚染傷病者の受け入れ体制を確保している。	相違理由 医療機関の名称の相違 記載内容の相違 複数の医療機関と覚書を締結していることについて記載。

1.0.10 重大事故等時の体制について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【島根原子力発電所（2号炉）「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するため必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について（令和3年9月6日提出）より引用】</p> <p style="text-align: right;">補足3</p> <p>送配電部門の法的分離に伴う本社原子力防災組織について</p> <p>令和2年4月1日の送配電部門の法的分離を踏まえ、中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）は、送配電事業を担う100%子会社である中国電力ネットワーク株式会社（以下「中国電力ネットワーク」という。）を設立し、送配電事業を分社化した。</p> <p>この分社化を受けて、令和2年4月1日、中国電力と中国電力ネットワークは、原子力災害が発生または発生するおそれがある場合において、両社が一体となった体制により、協力して円滑かつ迅速な原子力災害対策活動を実施するため、「災害時の復旧対応等に関する事業者間協力協定」を締結した。</p> <p>本社原子力防災組織における原子力災害対策活動においては、中国電力の社長（緊急時対策総本部長）と中国電力ネットワークの社長（2名の緊急時対策副総本部長のうち1名）が連携して対応を行い、各社長は、緊急時対策総本部の各班に所属するそれぞれの要員に対して指揮命令を行う。</p> <p>緊急時対策総本部の各班のうち、資材班及び地域対応班は中国電力と中国電力ネットワークの両社の要員で構成し、外部電源復旧班及び通信班は中国電力ネットワークの要員のみで構成している。</p> <p>本社原子力防災組織を第1図に、緊急時における防災組織の情報・指令伝達経路を第2図に示す。</p> <p>なお、送配電部門の法的分離に伴う本社原子力防災組織の構成、情報・指令伝達経路等の見直しについては、原子力災害対策特別措置法第七条に基づき作成している「島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」に、令和2年4月1日に反映している。</p>	<p>【女川】記載方針の相違 送配電事業の分社化に伴い補足資料を作成した。(島根と同様) 以降、島根との比較と比較する。 【島根】名称の相違</p> <p>補足3</p> <p>送配電部門の法的分離に伴う本店原子力防災組織について</p> <p>令和2年4月1日の送配電部門の法的分離を踏まえ、北海道電力株式会社（以下「北海道電力」という。）は、送配電事業を担う100%子会社である北海道電力ネットワーク株式会社（以下「北海道電力ネットワーク」という。）を設立し、送配電事業を分社化した。</p> <p>この分社化を受けて、令和2年4月1日、北海道電力と北海道電力ネットワークは、非常災害時における防災体制等の発令時において、相互協力により一体となって災害対策活動を迅速かつ円滑に実施することを目的とし、「災害時における相互協力に関する協定」を締結した。</p> <p>本店原子力防災組織における原子力災害対策活動においては、北海道電力の社長（本店対策本部長）と北海道電力ネットワークの社長（本店対策本部流通部門長）が連携して対応を行い、各社長は、本店対策本部の各班に所属するそれぞれの要員に対して指揮命令を行う。</p> <p>本店対策本部の各班のうち、情報通信班は北海道電力と北海道電力ネットワークの両社の要員で構成し、工務班及び配電班は北海道電力ネットワークの要員のみで構成している。</p> <p>本店対策本部の構成を図1に、原子力防災体制発令後の社内の体制及び連絡経路を図2に示す。</p> <p>なお、北海道電力と北海道電力ネットワークが一体となって原子力災害対応を行うことについては、原子力災害対策特別措置法第七条に基づき作成している「泊発電所 原子力事業者防災業務計画」に、令和2年3月27日に反映している。</p>	<p>【島根】名称の相違 (以降、相違理由を省略)</p> <p>【島根】記載方針の相違 送配電事業会社との協定の記載内容の相違</p> <p>【島根】本店における原子力防災組織の構成の相違</p> <p>【島根】本店における原子力防災組織の構成の相違</p> <p>【島根】記載方針の相違 図の名称、防災業務計画の記載内容の相違</p> <p>【島根】記載方針の相違 防災業務計画の記載内容の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違 防災業務計画に反映した日付の相違</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.10 重大事故等時の体制について

第1図 本社原子力防災組織
 (島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画(令和2年8月)
 「別図2 本社原子力防災組織」抜粋)

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色:大飯3/4号炉の記載のうち、
泊3号炉と比較対象とならない
記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.0.10 重大事故等時の体制について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第2図 緊急時における防災組織の情報・指令伝達経路 (島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画(令和2年8月))</p> <p>「別図3 緊急時における防災組織体制及び防災組織の情報・指令伝達経路」抜粋</p>	<p>本店対策本部</p> <p>原子力規制庁 緊急時対応センター 派遣要員 (※1)</p> <p>原子力事業所 灾害対策支援拠点 派遣要員 (※2)</p> <p>防災センター派遣要員</p> <p>発電所対策本部</p> <p>総括班</p> <p>※1：原子力防災要員を派遣している場合。 ※2：原子力事業所灾害対策支援拠点が設置されている場合。</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.11 重大事故等時の発電用原子炉主任技術者の役割について

大飯発電所3／4号炉 添付資料 1.0.11	女川原子力発電所2号炉 添付資料 1.0.11	泊発電所3号炉 添付資料 1.0.11	相違理由
<p>重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の原子炉主任技術者の役割について</p> <p>重大事故等時の発電用原子炉主任技術者の役割について</p> <p>< 目次 ></p> <p>1. 発電用原子炉主任技術者の選任.....1.0.11-1 2. 発電用原子炉主任技術者の職務等.....1.0.11-1</p> <p>3. 重大事故等対策における 発電用原子炉主任技術者の役割.....1.0.11-2</p>	<p>重大事故等時の発電用原子炉主任技術者の役割について</p> <p>< 目次 ></p> <p>1. 発電用原子炉主任技術者の選任.....1.0.11-1 2. 発電用原子炉主任技術者の職務等.....1.0.11-1</p> <p>3. 重大事故等対策における 発電用原子炉主任技術者の役割.....1.0.11-2</p>	<p>重大事故等時の発電用原子炉主任技術者の役割について</p> <p>< 目次 ></p> <p>1. 発電用原子炉主任技術者の選任.....1.0.11-1 2. 発電用原子炉主任技術者の職務等.....1.0.11-1</p> <p>3. 重大事故等対策における 発電用原子炉主任技術者の役割.....1.0.11-2</p>	<p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・重大事故等発生時と重大事故等時 ・原子炉主任技術者と発電用原子炉主任技術者（以降、相違理由を省略）</p> <p>【大飯】資料構成の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.11 重大事故等時の発電用原子炉主任技術者の役割について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
1. 原子炉主任技術者の選任及び職務等 (1) 原子炉主任技術者の選任及び職務等	1. 発電用原子炉主任技術者の選任 (1) 発電用原子炉主任技術者及び代行者を、 発電用原子炉主任技術者免状 を有する者であって、次の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。 なお、 発電用原子炉主任技術者は社長が選任し、代行者は原子力部長が選任する。	1. 発電用原子炉主任技術者の選任 (1) 社長は 、発電用原子炉主任技術者及び代行者を、 原子炉主任技術者免状 を有する者であって、次の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。	【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映） 【女川】記載表現の相違 ・免状名称 【大飯】運用の相違 ・泊は、発電用原子炉主任技術者を社長が選任することで、発電所における独立性をより一層高めることとしている。 【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・『次に掲げる』と『次の』 【女川】運用の相違 ・泊は代行者についても社長が選任する。(川内、玄海と同様。)
(a) 原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務	a. 原子炉 施設の工事又は保守管理に関する業務	a. 発電用原子炉施設の 施設管理 に関する業務	【大飯・女川】 実用炉規則改正に伴う記載内容の相違（以降、相違理由の記載を省略する）
【比較のため、比較表P1.0.11-3より再掲】			
(d) 原子炉 の運転に関する業務	b. 原子炉 の運転に関する業務	b. 発電用 原子炉 の運転に関する業務	【大飯】記載箇所の相違
(b) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務	c. 原子炉 施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務	c. 発電用原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.11 重大事故等時の発電用原子炉主任技術者の役割について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(c) 原子炉の燃料体の設計又は管理に関する業務	d. 原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務	d. 発電用原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務	【大飯】記載表現の相違 ・泊は実用炉規則95条の記載内容である「に使用する燃料体」としている。
(d) 原子炉の運転に関する業務			【大飯】記載箇所の相違 ・上段の泊記載箇所にて比較する。
b. 原子炉主任技術者は、原子炉ごとに選任する。	(2) 発電用原子炉主任技術者は原子炉ごとに選任する。	(2) 発電用原子炉主任技術者は発電用原子炉ごとに選任する。	
c. 原子炉主任技術者は、本店の保安に関する役職者とする。なお、原子炉主任技術者は、品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、技術課長及び保全計画課長のいずれかの職位を兼任することができる。	(3) 発電用原子炉主任技術者は特別管理職から選任する。	(3) 発電用原子炉主任技術者の職位は、原子炉保安統括（本店職位）とする。	【大飯・女川】組織体系の相違（が主任の職位） ・泊は、発電用原子炉主任技術者を社長が選任することに加えて、本店職位の原子炉保安統括とすることで、発電所における独立性をより一層高めることとしている。 【大飯】運用の相違（兼任と専任）
d. 代行者の職位は、課（室）長以上又は本店の保安に関する役職者とする。	(4) 代行者は特別管理職から選任する。	(4) 代行者の職位は、副原子炉保安統括とする。	【大飯・女川】組織体系の相違（代行者の職位）
e. 原子炉主任技術者がいずれかの職位を兼任する場合、担当する原子炉について兼任する職位の職務は遂行せず、兼任する職位の職務はその上位職が行うこととする。また、代行者が原子炉主任技術者と交代した場合においても同様とする。	(5) 発電用原子炉主任技術者は、発電用原子炉主任技術者の職務を専任する。	(5) 発電用原子炉主任技術者は、発電用原子炉主任技術者の職務を専任する。	【大飯】運用の相違 ・兼任と専任

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.11 重大事故等時の発電用原子炉主任技術者の役割について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>f. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合（非常召集可能圏外に離れる場合を含む）は代行者と交替する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、a項からe項に基づき、あらためて原子炉主任技術者を選任する。</p> <p>g. 代行者として選任する本店の保安に関する役職者は、所定の要件^{*1}を満たす者とする。また、選任された代行者は原子炉主任技術者としての職務遂行を的確に実施できるよう、必要な情報の入手、訓練への参加及び教育の受講を行う。</p> <p>※1：過去に原子炉主任技術者または代行者の職務を経験した者うち、重大事故等発生時の対応等に関する教育を受講した者</p> <p>(2) 原子炉主任技術者の職務等</p> <p>a. 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安監督を誠実かつ、最優先に行うことを任務とし、次に定める職務を手順書にしたがい、十全に遂行する。</p> <p>(a) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。）へ指示する。</p> <p>(b) 保安規定に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(c) 保安規定に定める事項について、各課（室）長からの報告内容等を確認する。</p>	<p>(6) 発電用原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、(1)項から(3)項に基づき、改めて発電用原子炉主任技術者を選任する。</p> <p>(7) 各号炉の発電用原子炉主任技術者は、他号炉の代行者を兼務することができる。ただし、2号炉の発電用原子炉主任技術者は、他号炉の代行者を兼務することはできない。</p> <p>(8) これらの体制を整備していても、万一、発電用原子炉主任技術者及び代行者が不在となった場合は、原子炉主任技術者の資格を有している者を常に把握していることから、速やかに発電用原子炉主任技術者を選任し、選任後30日以内に原子力規制委員会へ届け出る。</p> <p>2. 発電用原子炉主任技術者の職務等</p> <p>(1) 発電用原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>a. 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。）へ指示する。</p> <p>b. 保安規定に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>c. 保安規定に定める各職位からの報告内容等を確認する。</p>	<p>(6) 発電用原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、(1)項から(3)項に基づき、改めて発電用原子炉主任技術者を選任する。</p> <p>(7) これらの体制を整備していても、万一、発電用原子炉主任技術者及び代行者が不在となった場合は、発電用原子炉主任技術者の資格を有している者を常に把握していることから、速やかに発電用原子炉主任技術者を選任し、選任後30日以内に原子力規制委員会へ届け出る。</p> <p>2. 発電用原子炉主任技術者の職務等</p> <p>(1) 発電用原子炉主任技術者は、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>a. 発電用原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。）へ指示する。</p> <p>b. 保安規定に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>c. 保安規定に定める各課（室、センター）長からの報告内容等を確認する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】運用の相違 ・泊では発電所勤務者から代行者を選任するため当該運用は行わない。</p> <p>【女川】運用の相違 ・泊では正の炉主任を他号炉の代行者に選任しないため当該運用は行わない。</p> <p>【大飯】記載内容の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・保安監督と保安の監督（以降、相違理由を省略）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯・女川】記載表現の相違 ・組織体系</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.11 重大事故等時の発電用原子炉主任技術者の役割について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(d) 保安規定に示す記録の内容を確認する。	d. 保安規定に定める記録の内容を確認する。	d. 保安規定に定める記録の内容を確認する。	【大飯】記載表現の相違(女川審査実績の反映)
(e) 保安規定に示す報告(第139条第1項)を受けた場合、原子力事業本部長へ報告する。	e. 保安規定に定める報告(第122条第1項)を受けた場合、原子力部長へ報告する。	e. 保安規定に定める報告(第132条第1項)を受けた場合、原子力事業統括部長へ報告する。	【大飯】記載表現の相違(女川審査実績の反映) 【大飯・女川】記載表現の相違 ・保安規定条文番号 【大飯・女川】組織体系の相違
(f) 同項(a)の職務を遂行すべき状況が生じた場合、原子力事業本部長へ報告する。		f. 同項a. の職務を遂行すべき状況が生じた場合、原子力事業統括部長へ報告する。	【女川】運用の相違 ・泊では指示を行った場合に報告することとしている。(大飯と同様) 【大飯】組織体系の相違
(g) その他原子炉施設の運転に關し保安の監督に必要な職務を行う。 b. 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。 c. 原子炉主任技術者は、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者と相互の職務について、適宜情報共有を図る。 (a) 原子炉主任技術者と他の主任技術者は、発電所の保安に関する情報を会議体等(原子力発電安全運営委員会、日々開催される発電所ミーティング等)への出席を通じて自ら情報の共有を図る。 (3) 重大事故等対策における原子炉主任技術者の役割 a. 原子炉主任技術者は、平常時のみではなく、重大事故等が発生した場合においても、原子炉施設の運転に關し保安監督を誠実かつ最優先に行うことの任務とする。 a. 重大事故等が発生した場合の原子力防災組織において、原子炉主任技術者の職務に支障をきたすことがないよう、独立性を確保した上で配置する。	f. その他、原子炉施設の運転に関する保安の監督に必要な職務を行う。 (2) 原子炉施設の運転に従事する者(所長を含む。)は、発電用原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。 (3) 発電用原子炉主任技術者は、自らの原子炉施設の保安活動を効果的に実施するため、所内会議(原子炉施設保安運営委員会、発電所上層部によるミーティング等)への参加、現場パトロールを通じて、発電所の情報収集を行う。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者と所内会議で情報を共有し意思疎通を図る。 3. 重大事故等対策における発電用原子炉主任技術者の役割 (1) 発電用原子炉主任技術者は、平常時のみでなく、重大事故等が発生した場合においても、原子炉施設の運転に關し保安の監督を誠実かつ最優先に行うことの任務とする。 a. 重大事故等が発生した場合の発電所対策本部において、発電用原子炉主任技術者の職務に支障をきたすことがないよう、独立性を確保して配置する。	g. その他、発電用原子炉施設の運転に関する保安の監督に必要な職務を行う。 (2) 発電用原子炉施設の運転に従事する者(所長を含む。)は、発電用原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。 (3) 発電用原子炉主任技術者は、自らの発電用原子炉施設の保安活動を効果的に実施するため、所内会議(泊発電所安全運営委員会、発電所上層部によるミーティング等)への参加、現場パトロールを通じて、発電所の情報収集を行う。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者と所内会議で情報を共有し意思疎通を図る。 3. 重大事故等対策における発電用原子炉主任技術者の役割 (1) 発電用原子炉主任技術者は、平常時のみでなく、重大事故等が発生した場合においても、発電用原子炉施設の運転に關し保安の監督を誠実かつ最優先に行うことの任務とする。 a. 重大事故等が発生した場合の発電所対策本部において、発電用原子炉主任技術者の職務に支障をきたすことがないよう、独立性を確保して配置する。	【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載方針の相違(女川審査実績の反映) 【大飯・女川】記載表現の相違 ・組織名称 【大飯】記載表現の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.11 重大事故等時の発電用原子炉主任技術者の役割について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b) 3号炉及び4号炉の原子炉主任技術者は、3号炉及び4号炉同時被災時は、各号炉ごとの保安監督をそれぞれの原子炉主任技術者が誠実かつ最優先に行う。</p> <p>(c) 原子炉主任技術者は、重大事故時等において、原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。）へ指示を行い、発電所対策本部の本部長（所長）は、その指示等を踏まえ方針を決定する。</p> <p>イ. 原子炉主任技術者は、発電所対策本部等から得られた情報に基づき重大事故等の拡大防止又は事象緩和に関し、保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。）へ指示を行う。</p> <p>ロ. 原子炉主任技術者は、保安上必要な場合の指示を行って、他号炉の原子炉主任技術者、発電所対策本部要員及び本店対策本部要員等から意見を求めることができる。</p>	<p>b. 複数号炉同時被災時は、号炉ごとの保安の監督を誠実かつ最優先に行う。</p> <p>c. 発電用原子炉主任技術者は、重大事故等発生時において、原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。）へ指示を行い、発電所対策本部長（所長）は、その指示等を踏まえ方針を決定する。</p> <p>(a) 発電用原子炉主任技術者は、発電所対策本部等から得られた情報に基づき重大事故等の拡大防止又は事象緩和に関し、保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。）へ指示を行う。</p> <p>(b) 発電用原子炉主任技術者は、保安上必要な場合の指示を行って、他号炉の発電用原子炉主任技術者、発電所対策本部要員、本店の緊急時対策要員等から意見を求めることができる。</p> <p>(2) 発電用原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備（制定・改正）に当たり、保安上必要な事項等について確認を行う。</p> <p>a. 発電用原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備（制定・改訂）における保安上必要な事項等について確認を行っている。このため、運転員、発電所対策本部要員等が手順書どおりに重大事故等対策の対応を行う場合には、発電用原子炉主任技術者からの指示等を受けることなく対応可能である。</p> <p>(3) 発電用原子炉主任技術者は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合、発生連絡を受けた後、発電所対策本部に非常招集し、原子炉施設の運転に関する保安の監督を誠実に行う。</p>	<p>b. 複数号炉同時被災時は、号炉ごとの保安の監督を誠実かつ最優先に行う。</p> <p>c. 発電用原子炉主任技術者は、重大事故等発生時において、発電用原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。）へ指示を行い、発電所対策本部長（所長）は、その指示等を踏まえ方針を決定する。</p> <p>(a) 発電用原子炉主任技術者は、発電所対策本部等から得られた情報に基づき重大事故等の拡大防止又は事象緩和に関し、保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。）へ指示を行う。</p> <p>(b) 発電用原子炉主任技術者は、保安上必要な場合の指示を行って、他号炉の発電用原子炉主任技術者、災害対策本部要員、本店原子力災害対策要員等から意見を求めることができる。</p> <p>(2) 発電用原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備（制定・改正）に当たり、保安上必要な事項等について確認を行う。</p> <p>a. 発電用原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備（制定・改訂）における保安上必要な事項等について確認を行っている。このため、運転員、災害対策本部要員等が手順書どおりに重大事故等対策の対応を行う場合には、発電用原子炉主任技術者からの指示等を受けることなく対応可能である。</p> <p>(3) 発電用原子炉主任技術者は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合、発生連絡を受けた後、発電所対策本部に非常招集し、発電用原子炉施設の運転に関する保安の監督を誠実に行う。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違(女川審査実績の反映) 停止中号炉を考慮して「複数号炉」と記載。</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】組織名称の相違</p> <p>【大飯】記載箇所の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載表現の相違・改訂と改正(以降、相違理由を省略)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.11 重大事故等時の発電用原子炉主任技術者の役割について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(a) 原子炉主任技術者が、時間外・休日（夜間）において、重大事故等の発生連絡を受けた後、発電所に非常召集できる体制、運用を整備する。</p> <p>イ、重大事故等の発生連絡を受けた後、発電所に駆けつけられるよう、非常召集可能圏内（おおい町等）に3号炉及び4号炉の原子炉主任技術者を2名配置する。</p> <p>ロ、非常召集可能圏内（おおい町等）に原子炉主任技術者を号炉ごとに1名配置するに当たり、3号炉及び4号炉の原子炉主任技術者の職務ができる、原子炉主任技術者及び代行者計4名以上の体制とする。</p> <p>(b) 原子炉主任技術者が、非常召集中も、必要な都度、プラントの状況、対策の状況等を通信連絡手段（衛星携帯電話等）により、発電所からの情報連絡が受けられるとともに自ら確認できるようにする。</p> <p>(c) 原子炉主任技術者が、何らかの都合（発電所周辺地域の自然災害、交通機関の運休等）で、発電所への非常召集に時間を要する場合等においても、必要な都度、必要な情報（プラントの状況、必要な手順書の内容等）を通信連絡手段（モバイルパソコン等）により、得られるようにする。</p> <p>通信連絡手段（衛星携帯電話、モバイルパソコン等）の整備は、技術の進歩に応じて、都度改善を行う。</p> <p>c. 原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備（制定・改正）に当って保安上必要な事項等について確認を行う。</p> <p>(a) 原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備（制定・改正）に当って、保安上必要な事項等について確認を行っていることから、運転員（当直員）及び重大事故等対策要員等は手順書どおり、重大事故等対策の対応を行っている場合は、対応途中で都度、原子炉主任技術者へ情報連絡等を行ったり、原子炉主任技術者からの指示等を受ける必要はなく、その対応を効率的かつ円滑に行うことができる。</p>	<p>a. 発電用原子炉主任技術者が、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、重大事故等の発生連絡を受けた後、発電所に非常召集できる体制、運用を整備する。</p> <p>(a) 重大事故等の発生連絡を受けた後、速やかに発電所対策本部に駆けつけられるよう、早期に非常召集が可能なエリア（女川町又は石巻市）に2号炉の発電用原子炉主任技術者及び代行者を少なくとも1名配置する。</p> <p>b. 発電用原子炉主任技術者は、非常召集中であっても通信連絡設備（衛星電話設備（携帯型）等）を携行することにより、発電所対策本部からプラントの状況、対策の状況等の情報連絡が受けられるとともに自ら確認することができる。なお、通信連絡設備（衛星電話設備（携帯型）等）の整備は、技術の進歩に応じて、都度改善を行う。</p>	<p>a. 発電用原子炉主任技術者が、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、重大事故等の発生連絡を受けた後、発電所に非常召集できる体制、運用を整備する。</p> <p>(a) 重大事故等の発生連絡を受けた後、速やかに発電所対策本部に駆けつけられるよう、早期に非常召集が可能なエリア（共和町、泊村又は岩内町）に3号炉の発電用原子炉主任技術者及び代行者を少なくとも1名配置する。</p> <p>b. 発電用原子炉主任技術者は、非常召集中であっても通信連絡設備（衛星電話設備（携帯型）等）を携行することにより、発電所対策本部からプラントの状況、対策の状況等の情報連絡が受けられるとともに自ら確認することができる。</p> <p>c. 発電用原子炉主任技術者が、何らかの都合（発電所周辺地域の自然災害、交通機関の運休等）で、発電所への非常召集に時間を要する場合等においても、必要な都度、必要な情報（プラントの状況、必要な手順書の内容等）を通信連絡設備（モバイルパソコン等）により、得られるようにする。なお、通信連絡設備（衛星電話設備（携帯型）、モバイルパソコン等）の整備は、技術の進歩に応じて、都度改善を行う。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯・女川】地理的要因の相違</p> <p>【大飯】2プラントと1プラントの運用の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】記載方針の相違（大飯と同様）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）及び設備名称の相違</p> <p>【大飯】記載箇所の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>・比較表P1.0.11-6にて比較</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.11 重大事故等時の発電用原子炉主任技術者の役割について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(b) 万が一、重大事故等の主要な対策が手順書と異なった対応が必要となった場合でも、原子炉主任技術者は、個別の手順書の整備(制定・改正)についても、保安上必要な事項等について確認を行っていること、及び必要の都度、プラントの状況等を把握することにより、原子炉施設の運転に際し保安上必要な場合は指示を行うことができる。	c. 発電用原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備（制定・改訂）における保安上必要な事項等についてあらかじめ確認していることから、定められた手順書と異なった対応が必要となった場合であっても、必要の都度、プラントの状況等を把握し、原子炉施設の運転に際し保安上必要な指示等を行うことができる。	d. 発電用原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備（制定・改訂）における保安上必要な事項等についてあらかじめ確認していることから、定められた手順書と異なった対応が必要となった場合であっても、必要の都度、プラントの状況等を把握し、発電用原子炉施設の運転に際し保安上必要な指示等を行うことができる。	【大飯】記載方針の相違(女川審査実績の反映)

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.12 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
添付資料 1.0.12 東京電力福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について	添付資料 1.0.12 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の 事故教訓を踏まえた対応について < 目次 > 1. はじめに.....1.0.12-1 2. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所における 事故対応の運用面の問題点及び対策.....1.0.12-1 3. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故 以前からの取組.....1.0.12-19 4. その他の取組.....1.0.12-20	添付資料 1.0.12 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の 事故教訓を踏まえた対応について < 目次 > はじめに.....1.0.12-1 1. 必要な情報の種類、その入手の方法及び判断基準に関する 手順書の整備方針.....1.0.12-1 2. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所における 事故対応の運用面の問題点及び対策.....1.0.12-3 3. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の 教訓の手順、教育訓練への反映.....1.0.12-5 4. その他の取組み.....1.0.12-6 別紙1 検討対象とした調査報告書.....1.0.12-別紙1-1 別紙2 課題、提言の抽出作業の概要.....1.0.12-別紙2-1 別紙3 教育・訓練の実施状況.....1.0.12-別紙3-1	目次では相違箇所の着色及び相違理由の記載をせず、 1.0.12-2ページ以降の具体的な内容にて記載する。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.12 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、玄海発電所3／4号炉まとめ資料から抜粋】</p> <p>はじめに 技術的能力に係る審査基準では、手順書の整備に関して以下のとおり要求している。 「全ての交流動力電源及び常設直流電源系統の喪失、安全系の機器若しくは計測器類の多重故障又は複数号炉の同時被災等を想定し、限られた時間の中において、原子炉施設の状態の把握及び実施すべき重大事故等対策について適切な判断を行うため、必要となる情報の種類、その入手の方法及び判断基準を整理し、まとめる方針であること。」 これに対して、安全機能に係る計器の機能が喪失した場合の系統状態の監視要領、電源が喪失した場合の系統のバルブの状態などの確認要領等について、手順書に整備していくこととしている。 ここでは、現実に直流電源喪失を経験した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故対応での教訓の中から、限られた時間の中で原子炉施設の状態の把握及び実施すべき重大事故等対策について適切な判断を行いうため、必要な情報の種類、その入手の方法及び判断基準について、手順書の整備に反映した事項を説明する。 また、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故対応では、運用面やそれをサポートする資機材などの面においても課題が抽出されている。本資料では、当該事故対応における運用面の課題を整理するとともに、それを踏まえた玄海原子力発電所3／4号炉での対策や取り組み状況についてもあわせて説明する。</p> <p>1. 必要な情報の種類、その入手の方法及び判断基準に関する手順書の整備方針 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故対応から、安全機能に係る計器の機能が喪失した際ににおいて、原子炉施設の状態の把握や実施すべき重大事故等対策の判断に必要な情報の種類としては以下が考えられる。</p> <p>(1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故対応からの教訓 圧力伝送器、差圧伝送器は、計器自体は熱及び機械力による長期的な経年劣化や事故時雰囲気を考慮した長期健全性試験が実施されており、異常は認められなかったことから、計器自体の故障による誤計測、誤表示の可能性は低い。しかし、圧力伝送器、差圧伝送器自体に異常がなかったとしても、原子炉圧力容器や原子炉格納容器から計装用配管を通じて各伝送器内の隔液ダイヤフラム（受圧部）にかかる圧力自体が、原子炉圧力容器や原子炉格納容器の状態を正しく反映するものでない場合には、誤計測、誤表示が生じ得る。東京電力株式会社福島第一原子力発電所で採用されている原子炉水位計では、計装用配管の途中に設けられている基準面器内の水が周囲の環境により蒸発し、その結果、実際の水位よりも見かけの水位の方が数m程度高くなる等、正常な計</p>	<p>1. はじめに 東日本大震災における東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、全交流電源の喪失、常設直流電源の喪失とともに、安全系の機器又は計測制御機器の多重故障等のこれまでに経験したことがない事象が発生した。過酷環境において原子炉を冷却するために種々の対応が行われ、この対応において得られた様々な知見や国内外の各機関が指摘した問題点及び教訓が、東京電力株式会社をはじめ、国内外の各機関によって抽出・指摘され、対策が提言されている。</p>	<p>はじめに 技術的能力に係る審査基準では、手順書の整備に関して以下のとおり要求している。 「全ての交流動力電源及び常設直流電源系統の喪失、安全系の機器若しくは計測器類の多重故障又は複数号機の同時被災等を想定し、限られた時間の中において、発電用原子炉施設の状態の把握及び実施すべき重大事故等対策について適切な判断を行いうため、必要となる情報の種類、その入手の方法及び判断基準を整理し、まとめる方針であること。」 これに対して、安全機能に係る計器の機能が喪失した場合の系統状態の監視要領、電源が喪失した場合の系統の弁の状態等の確認要領等について、手順書に整備していくこととしている。 ここでは、現実に直流電源喪失を経験した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故対応での教訓の中から、限られた時間の中で発電用原子炉施設の状態の把握及び実施すべき重大事故等対策について適切な判断を行いうため、必要な情報の種類、その入手の方法及び判断基準について、手順書の整備に反映した事項を説明する。 また、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故対応では、運用面やそれをサポートする資機材等の面においても課題が抽出されている。本資料では、当該事故対応における運用面の課題を整理するとともに、それを踏まえた泊発電所3号炉での対策や取り組み状況についてもあわせて説明する。</p> <p>1. 必要な情報の種類、その入手の方法及び判断基準に関する手順書の整備方針 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故対応から、安全機能に係る計器の機能が喪失した際ににおいて、発電用原子炉施設の状態の把握や実施すべき重大事故等対策の判断に必要な情報の種類としては以下が考えられる。</p> <p>(1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故対応からの教訓 圧力伝送器、差圧伝送器は、計器自体は熱及び機械力による長期的な経年劣化や事故時雰囲気を考慮した長期健全性試験が実施されており、異常は認められなかったことから、計器自体の故障による誤計測、誤表示の可能性は低い。しかし、圧力伝送器、差圧伝送器自体に異常がなかったとしても、原子炉圧力容器や原子炉格納容器から計装用配管を通じて各伝送器内の隔液ダイヤフラム（受圧部）にかかる圧力自体が、原子炉圧力容器や原子炉格納容器の状態を正しく反映するものでない場合には、誤計測、誤表示が生じ得る。東京電力株式会社福島第一原子力発電所で採用されている原子炉水位計では、計装用配管の途中に設けられている基準面器内の水が周囲の環境により蒸発し、その結果、実際の水位よりも見かけの水位の方が数m程度高くなる等、正常な計</p>	<p>【大飯・女川】記載方針の相違 記載内容は玄海と同様であるため、大飯欄に玄海記載を抜粋し添付する。添付箇所については玄海と比較する。 【玄海】記載表現の相違 審査基準の引用による相違 【玄海】記載表現の相違（弁と弁、原子炉と発電用原子炉） 1.0 本文の用語に統一した。（以後、相違理由の記載を省略） 【玄海】記載表現の相違 【玄海】プラントの相違（以後、相違理由の記載を省略） 【大飯・女川】記載方針の相違 福島第一原子力発電所事故の教訓から、計器から正常な計測結果が得られない場合、計器の計測範囲を超える場合、計器故障時の対応手順の整備方針について記載した。 記載内容は玄海と同様であるため、大飯欄に玄海記載を抜粋し添付する。添付箇所については玄海と比較する。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.12 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>測結果が得られない状態であった可能性が指摘されている。（「政府事故調 最終報告書」（平成24年7月23日）II. 1 (2) d）</p> <p>この教訓から、限られた時間の中で原子炉施設の状態の把握及び実施すべき重大事故等対策について適切な判断を行うため、必要な情報としては、安全機能に係る計器の検出原理及び計器自体、計装用配管が設置されている周囲環境の影響が考えられる。重大事故等対処にあたっては、原子炉施設の状態の把握及び実施すべき重大事故等対策について適切な判断を行うために使用する安全機能に係る計器について、その検出原理及び計器等が設置されている周囲環境も考慮したうえで、指示値を確認することが重要である。</p> <p>(2) 計器故障時の対応手順の整備</p> <p>(1)を踏まえ、重大事故等の対処時に、複数のパラメータの比較により主要パラメータを計測する計器が故障した場合又は計器の故障が疑われる場合、原子炉施設の状態を把握するため、多重化された計器の他チャンネル又は他ループの計器により計測する手順、代替パラメータにより当該パラメータを推定する手順を整備する。</p> <p>(3) 計器の計測範囲（把握能力）を超過した場合の対応手順の整備</p> <p>(1)を踏まえ、重大事故等の対処時に、主要パラメータである原子炉容器内の温度、圧力及び水位、並びに原子炉容器及び原子炉格納容器への注水量を監視する計器の計測範囲（把握能力）を超えた場合、原子炉施設の状態を把握するため、代替パラメータにより推定する手順、可搬型計測器により計測する手順及び重大事故等に対処するための判断基準を整備する。</p> <p>(4) 計器電源喪失時の対応手順</p> <p>(1)を踏まえ、計器電源が喪失するおそれがある場合に、代替電源（交流）及び代替電源（直流）から給電し、当該パラメータの計器により計測又は監視する手順を整備する。</p> <p>また、計器用電源が喪失した場合に、電源（乾電池）を内蔵した可搬型計測器を用いて計測又は監視する手順を整備する。</p> <p>なお、具体的なパラメータ、計器、手順等については「1.15事故時の計装に関する手順等」で整理する。</p>		<p>測結果が得られない状態であった可能性が指摘されている（「政府事故調 最終報告書」（平成24年7月23日）II. 1 (2) d）。</p> <p>この教訓から、限られた時間の中で発電用原子炉施設の状態の把握及び実施すべき重大事故等対策について適切な判断を行うため、必要な情報としては、安全機能に係る計器の検出原理及び計器自体、計装用配管が設置されている周囲環境の影響が考えられる。重大事故等対処にあたっては、発電用原子炉施設の状態の把握及び実施すべき重大事故等対策について適切な判断を行うために使用する安全機能に係る計器について、その検出原理及び計器等が設置されている周囲環境も考慮したうえで、指示値を確認することが重要である。</p> <p>(2) 計器故障時の対応手順の整備</p> <p>(1)を踏まえ、重大事故等の対処時に、複数のパラメータの比較により主要パラメータを計測する計器が故障した場合又は計器の故障が疑われる場合、発電用原子炉施設の状態を把握するため、多重化された計器の他チャンネル又は他ループの計器により計測する手順、代替パラメータにより当該パラメータを推定する手順を整備する。</p> <p>(3) 計器の計測範囲（把握能力）を超過した場合の対応手順の整備</p> <p>(1)を踏まえ、重大事故等の対処時に、主要パラメータである原子炉容器内の温度、圧力及び水位、並びに原子炉容器及び原子炉格納容器への注水量を監視する計器の計測範囲（把握能力）を超えた場合、発電用原子炉施設の状態を把握するため、代替パラメータにより推定する手順、可搬型計測器により計測する手順及び重大事故等に対処するための判断基準を整備する。</p> <p>(4) 計器電源喪失時の対応手順</p> <p>(1)を踏まえ、計器用電源が喪失するおそれがある場合に、代替電源（交流）及び代替電源（直流）から給電し、当該パラメータの計器により計測又は監視する手順を整備する。</p> <p>また、計器用電源が喪失した場合に、電源（乾電池）を内蔵した可搬型計測器を用いて計測又は監視する手順を整備する。</p> <p>なお、具体的なパラメータ、計器、手順等については「1.15 事故時の計装に関する手順等」で整理する。</p>	<p>【玄海】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.12 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
1. 東京電力福島第一原子力発電所における事故対応の運用面の問題点 【比較のため、玄海発電所3／4号炉まとめ資料から抜粋】 1. より東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故対応から得られる教訓を、当社 玄海原子力発電所 の安全性向上のために活用することは非常に有効であると考えられることから、当社は、別紙1に示す4事故調査報告書（国会、政府、民間、東電）及び原子力発電運転協会（INPO）特別報告書・追補版の指摘・提言のうち対応すべき項目について、別紙2に示す作業概要のとおり精査して改善・対応が必要な課題を抽出し、新たに実施すべき対策を取りまとめ、その対策を計画的に進めている。	2. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故対応の運用面の問題点及び対策	2. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故対応の運用面の問題点及び対策	【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）（以降、相違理由を省略） 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） 【大飯・女川】記載方針の相違 ・課題・提言の抽出作業において精査した事故調査報告書等については、 玄海、島根 と同様。
東京電力福島第一原子力発電所事故の運用面の問題点を抽出した結果、シビアアクシデント対策設備の整備強化等のハード面の対策だけではなく、シビアアクシデント対策設備の活用のための手順書の整備、教育・訓練及び組織、運用の強化等のソフト面での対策が重要であると考える。	東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の運用面の問題点を抽出した結果、シビアアクシデント対策設備の整備強化等のハード面の対策だけではなく、シビアアクシデント対策設備の活用のための手順書の整備、教育・訓練、緊急時組織の運用及び現場の運用面、組織の強化等のソフト面での対策が重要であることが考えられる。	1. より東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故対応から得られる教訓を、当社 泊発電所 の安全性向上のために活用することは非常に有効であると考えられることから、当社は、別紙1に示す4事故調査報告書（国会、政府、民間、東電）及び原子力発電運転協会（INPO）特別報告書・追補版の指摘・提言のうち対応すべき項目について、別紙2に示す作業概要のとおり精査して改善・対応が必要な課題を抽出し、新たに実施すべき対策を取りまとめ、その対策を計画的に進めている。 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の運用面の問題点を抽出した結果、シビアアクシデント対策設備の整備強化等のハード面の対策だけではなく、シビアアクシデント対策設備の活用のための手順書の整備、教育・訓練、緊急時組織の運用及び現場の運用面、組織の強化等のソフト面での対策が重要であることが考えられる。	【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） （1）課題、提言の抽出作業の概要 4事故調査報告書（国会、政府、民間、東電）及び原子力発電運転協会（INPO）特別報告書・追補版の指摘・提言について、以下の要領で抽出作業を行った。 上記報告書から抽出した課題、提言を集約し、これらを「設備・運用面」、「組織風土面」、「リスク・危機管理面」の項目に分類し課題集約作業を行った。 抽出された課題について、 社内各部門にて設置された会議体 にて、検討を実施し、課題に対する改善策の検討を実施した。 （2）当社の課題のうち運用面に係る事項とその対応内容 当社の課題として整理された事項のうち、重大事故等対処における運用面に係る事項とその対応内容の例について、以下に示す。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.12 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3／4号炉

●運用面の問題点抽出結果

	問題点	対応内容
1	全交流電源喪失状態となった場合の非常用復水器(IC)の操作、その後の確認作業についてのマニュアルがなく、系統確認や運転操作に対し迅速に対応できていなかった。また、事故時の運転手順書は電源があることを前提としていたものであり、事故時の兆候ベースの手順書からシビアアクシデント手順書への移行も電源があることを前提とした計器パラメータ管理であったため、電源喪失等の事態では機能できない実効性に欠いたものであった。	全交流電源喪失時手順を整備し、シビアアクシデントにも対応できる手順を整備する。また、電源機能が喪失した場合でも、重要なパラメータについては確認できるよう可搬型の計測器を使用したパラメータの確認手順等を整備する。
2	運転訓練センターにおけるシビアアクシデント事故対応の教育・訓練は、直流電源が確保され中央制御室の制御盤が使える前提のものであり、直流電源が喪失した条件でのシビアアクシデント事故は対象としていなかった。また、運転訓練センターでの教育訓練はシビアアクシデント事故対応の内容を「説明できる」ことが目標の机上教育にとどまっており、実効性のある訓練となっていた。	全交流電源喪失等のシビアアクシデントの状態を想定し、重大事故等対処設備を使用した訓練を実施することにより実効性のある訓練を行なう。
3	電源喪失によって、中央制御室での計装や監視、制御といった中央制御機能、発電所内の照明、通信手段を失ったことにより、有効なツールや手順書もない中での現場運転員たちによる臨機の判断、対応に依拠せざるを得ず、手探りの状態での事故対応となった。	携行型通話装置、無線通話装置及び衛星電話（携帯）による通信連絡手段の確保並びにヘッドライト及び機中電灯の点燈を確保することにより、実効的に活動できるように準備を行う。

女川原子力発電所2号炉

(1) 手順書の整備

第1表 手順書の整備に関する課題と対応

	課題	対応
1	○全交流電源喪失状態となった場合の非常用復水器(IC)の操作、その後の確認作業についてのマニュアルがなく、系統確認や運転操作に対し迅速に対応できていなかったものであり、事故時の兆候ベースの手順書からシビアアクシデント手順書への移行も電源があることを前提とした計器パラメータ管理であったため、電源喪失等の事態では機能できない実効性に欠いたものであった。	○全電源喪失時の手順を整備し、シビアアクシデントにも対応できる手順を整備していく。
2	○事故時の運転手順書は電源があることを前提としていたものであり、事故時の兆候ベースの手順書からシビアアクシデント手順書への移行も電源があることを前提とした計器パラメータ管理であったため、電源喪失等の事態では機能できない実効性に欠いたものであった。	○電源機能が喪失した場合でも、重要なパラメータについては確認できるよう可搬型の計測器を使用したパラメータの確認手順を整備していく。

泊発電所3号炉

表1 運用面に係る問題点とその対応内容

	問題点	対応内容
1	全交流電源喪失状態となった場合の非常用復水器(IC)の操作、その後の確認作業についてのマニュアルがなく、系統確認や運転操作に対し迅速に対応できていなかったものであり、事故時の兆候ベースの手順書からシビアアクシデント手順書への移行も電源があることを前提とした計器パラメータ管理であったため、電源喪失等の事態では機能できない実効性に欠いたものであった。	全交流電源喪失時手順を整備し、シビアアクシデントにも対応できる手順書を整備する。また、電源喪失時でも、重要なパラメータについては確認できるよう可搬型の計測器を使用したパラメータの確認手順を整備する。
2	運転訓練センターにおけるシビアアクシデント事故対応の教育・訓練は、直流電源が確保され中央制御室の制御盤が使える前提のものであり、直流電源が喪失した条件でのシビアアクシデント事故は対象としていなかった。また、運転訓練センターでの教育訓練はシビアアクシデント事故対応の内容を「説明できる」ことが目標の机上教育にとどまっており、実効性のある訓練となっていた。	運転訓練センターにおけるシビアアクシデント事故対応の教育・訓練は、直流電源が確保され中央制御室の制御盤が使用できる前提のものであり、直流電源が喪失した条件でのシビアアクシデント事故は対象としていなかった。また、運転訓練センターでの教育訓練はシビアアクシデント事故対応の内容を「説明できる」ことが目標の机上教育に留まっている。実効性のある訓練となっていた。
3	電源喪失によって、中央制御室での計装や監視、制御といった中央制御機能、発電所内の照明、通信手段を失ったことにより、有効なツールや手順書もない中での現場運転員たちによる臨機の判断、対応に依拠せざるを得ず、手探りの状態での事故対応となった。	携行型通話装置及び衛星電話（携帯）による通信連絡手段の確保並びにヘッドライト、可搬型照明（機中電灯）等の照明を確保することにより、実効的に活動できるように整備を行う。

【女川】記載方針の相違
運用面での問題点及び対応内容については大飯と同様。

(2) 教育・訓練の改善

a. 訓練内容

第2表 訓練内容に関する課題と対応

	課題	対応
1	○㈱BWR運転訓練センターにおけるシビアアクシデント事故対応の教育・訓練は、直流電源が確保され中央制御室の制御盤が使える前提であり、直流電源が喪失した条件でのシビアアクシデント事故は対象としていなかった。また、㈱BWR運転訓練センターでの教育訓練はシビアアクシデント事故対応の内容を「説明できる」ことが目標の机上教育に留まっている。実効性のある訓練となっていた。	○直流電源が喪失した状態等を模擬したシビアアクシデントの状態を想定し、重大事故等対処設備を使用した訓練を実施することにより実効性のある訓練を実施していく。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.12 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由				
	<p>b. 緊急時対応力の強化</p> <p>第3表 緊急時対応力の強化に関する課題と対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課題</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ○東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故前は、過酷事故は起こらないとの思い込みから、訓練計画が不十分であり、防災訓練（総合訓練）が1年に1回の形式的なものとなっていた。</td><td>○中長期的な訓練計画を作成し、計画的に原子力防災訓練等、事故対応の訓練を実施。訓練結果については、改善を図り、訓練計画に反映することで訓練の強化を実施していく。</td></tr> </tbody> </table> <p><主な訓練実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所における訓練実績 <p>総合訓練 10回（平成23年5月～平成30年3月末の累計）</p> <p>要素訓練 873回（平成23年5月～平成30年3月末の累計）（次頁以降に記載した訓練を含む）</p>  <p>総合訓練風景（発電所対策本部）</p>	課題	対応	1 ○東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故前は、過酷事故は起こらないとの思い込みから、訓練計画が不十分であり、防災訓練（総合訓練）が1年に1回の形式的なものとなっていた。	○中長期的な訓練計画を作成し、計画的に原子力防災訓練等、事故対応の訓練を実施。訓練結果については、改善を図り、訓練計画に反映することで訓練の強化を実施していく。		【女川】記載方針の相違 訓練状況については、比較表1.0.12-37ページ（別紙3）に整理した。
課題	対応						
1 ○東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故前は、過酷事故は起こらないとの思い込みから、訓練計画が不十分であり、防災訓練（総合訓練）が1年に1回の形式的なものとなっていた。	○中長期的な訓練計画を作成し、計画的に原子力防災訓練等、事故対応の訓練を実施。訓練結果については、改善を図り、訓練計画に反映することで訓練の強化を実施していく。						
	<p>c. 現場力の強化</p> <p>第4表 現場力の強化に関する課題と対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課題</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ○緊急時対応に必要な作業を当社社員が自ら持つべき技術として設定していなかったことから、作業を自ら迅速に実行できなかった。</td><td>○事故時の挙動解説や事故対応の理解向上のための教育を定期的に開催していく。 ○外部からの支援に頼らずに当社社員が自ら対応できるように代替注水車やホイールローダ等をあらかじめ配備し、運転操作を習得していく。 ○事故時に要求される特殊技量（重機の操作等）を有した要員を確保するために、大型自動車、重機等の免許等について社員の資格取得を継続して計画中である。また、資格所有者の管理を実施していく。 ○マスク着用等、様々な環境を想定した現場の対応訓練を実施している。</td></tr> </tbody> </table>	課題	対応	1 ○緊急時対応に必要な作業を当社社員が自ら持つべき技術として設定していなかったことから、作業を自ら迅速に実行できなかった。	○事故時の挙動解説や事故対応の理解向上のための教育を定期的に開催していく。 ○外部からの支援に頼らずに当社社員が自ら対応できるように代替注水車やホイールローダ等をあらかじめ配備し、運転操作を習得していく。 ○事故時に要求される特殊技量（重機の操作等）を有した要員を確保するために、大型自動車、重機等の免許等について社員の資格取得を継続して計画中である。また、資格所有者の管理を実施していく。 ○マスク着用等、様々な環境を想定した現場の対応訓練を実施している。		
課題	対応						
1 ○緊急時対応に必要な作業を当社社員が自ら持つべき技術として設定していなかったことから、作業を自ら迅速に実行できなかった。	○事故時の挙動解説や事故対応の理解向上のための教育を定期的に開催していく。 ○外部からの支援に頼らずに当社社員が自ら対応できるように代替注水車やホイールローダ等をあらかじめ配備し、運転操作を習得していく。 ○事故時に要求される特殊技量（重機の操作等）を有した要員を確保するために、大型自動車、重機等の免許等について社員の資格取得を継続して計画中である。また、資格所有者の管理を実施していく。 ○マスク着用等、様々な環境を想定した現場の対応訓練を実施している。						

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.12 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p><主な実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替交流電源による電源確保 非常用電源設備が使えない場合に速やかに電源を確保するため、高台保管場所に可搬型代替交流電源設備（電源車）を配備し、起動操作、電源ケーブル接続訓練等を定期的に実施している（訓練実績128回（平成30年3月末までの累計））。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>可搬型代替交流電源設備（電源車）の接続訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電用原子炉及び使用済燃料プールへの注水 全交流動力電源が喪失した場合においても発電用原子炉や使用済燃料プールに注水（放水）ができるよう、代替注水車を高台に配備し、注水（放水）及びホース接続訓練を定期的に実施している（訓練実績102回（平成30年3月末までの累計））。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>注水ホース接続訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重機によるがれき撤去 地震や津波により散乱したがれきや積雪が復旧活動の障害となることを想定し、重機によるがれき撤去訓練を定期的に実施している（訓練実績40回（平成30年3月末までの累計））。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>がれき撤去訓練</p>		<p>【女川】記載方針の相違 訓練状況については、比較表1.0.12-37ページ（別紙3）に整理した。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.12 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<ul style="list-style-type: none"> ・発電用原子炉及び使用済燃料プールの冷却 発電用原子炉や使用済燃料プールの安定冷却に既設冷却設備が使えない場合に備えて、代替の除熱設備を配備し、プラント近接への車両設置、配管接続訓練を定期的に実施している（訓練実績48回（平成30年3月までの累計））。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   <p style="margin: 0;">代替の除熱設備等の接続訓練</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用ディーゼル発電設備等からの軽油抽出 非常用ディーゼル発電設備の使用が困難な状況等の非常時において、軽油タンク等から軽油を抽出する訓練を定期的に実施している（訓練実績36回（平成30年3月までの累計））。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   <p style="margin: 0;">軽油の抽出訓練</p> </div>		<p>【女川】記載方針の相違 訓練状況については、比較表1.0.12-37ページ（別紙3）に整理した。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.12 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由											
	<p>(3) 緊急時組織の対策</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故対応では発電所対策本部の指揮命令が混乱し、迅速・的確な意思決定ができなかったが、緊急時活動や体制面における課題及び改善策について、以下のように行っている。</p> <p>a. 体制の混乱と情報の幅轄の改善</p> <p>第5-1表 緊急時組織の組織構造上の課題と対応 (1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>課題</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>○自然災害とともに起こりえる複数の発電用原子炉施設の同時被災を想定した備えが十分でなかった。</td><td>○原子力災害及び広域停電等の一般災害の同時発災（複合災害）時においても、発電所事故収束に専念するため、本店対策本部を分任化する分任体制を構築している。</td></tr> <tr> <td>2</td><td>○発電所対策本部においては、過酷事故及び複数号炉の同時被災を処理するには組織上無理（監督限界数の超過等）があった。</td><td>○複数号炉同時発災時における情報共有・指揮命令の混乱を防ぐため、班ごとに複数号炉同時発災を想定した役割分担を行っている。</td></tr> <tr> <td>3</td><td>○発電所長が全ての班を管理するフラットな体制で緊急時対応を行っていたために、あらゆる情報が発電所対策本部に引き出され、情報が幅轄し混乱した。</td><td>○指示命令が混乱しないよう、原子力防災組織に必要な機能を以下の6つに定義している。 ①意思決定・指揮 ②情報収集・計画立案 ③現場対応 ④对外対応 ⑤情報管理 ⑥資機材等リソースの管理 ①の責任者として発電所対策本部長（発電所長）があたり、②～⑥の機能ごとに班を設置し、それぞれの責任者として「班長」を配置している（第1図、第2図参照）。 ○原子力防災組織の活動に当たり、各機能の責任者は情報収集を進め、あらかじめ定められた範囲内にて、自律的に活動することとしている。</td></tr> </tbody> </table>		課題	対応	1	○自然災害とともに起こりえる複数の発電用原子炉施設の同時被災を想定した備えが十分でなかった。	○原子力災害及び広域停電等の一般災害の同時発災（複合災害）時においても、発電所事故収束に専念するため、本店対策本部を分任化する分任体制を構築している。	2	○発電所対策本部においては、過酷事故及び複数号炉の同時被災を処理するには組織上無理（監督限界数の超過等）があった。	○複数号炉同時発災時における情報共有・指揮命令の混乱を防ぐため、班ごとに複数号炉同時発災を想定した役割分担を行っている。	3	○発電所長が全ての班を管理するフラットな体制で緊急時対応を行っていたために、あらゆる情報が発電所対策本部に引き出され、情報が幅轄し混乱した。	○指示命令が混乱しないよう、原子力防災組織に必要な機能を以下の6つに定義している。 ①意思決定・指揮 ②情報収集・計画立案 ③現場対応 ④对外対応 ⑤情報管理 ⑥資機材等リソースの管理 ①の責任者として発電所対策本部長（発電所長）があたり、②～⑥の機能ごとに班を設置し、それぞれの責任者として「班長」を配置している（第1図、第2図参照）。 ○原子力防災組織の活動に当たり、各機能の責任者は情報収集を進め、あらかじめ定められた範囲内にて、自律的に活動することとしている。	<p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊発電所における重大事故等時の体制の強化については、4.(2)a.項（比較表1.0.12-24ページ）に記載した。 ・重大事故等時の体制に係る詳細な説明については、添付資料1.0.10にて整理する。
	課題	対応												
1	○自然災害とともに起こりえる複数の発電用原子炉施設の同時被災を想定した備えが十分でなかった。	○原子力災害及び広域停電等の一般災害の同時発災（複合災害）時においても、発電所事故収束に専念するため、本店対策本部を分任化する分任体制を構築している。												
2	○発電所対策本部においては、過酷事故及び複数号炉の同時被災を処理するには組織上無理（監督限界数の超過等）があった。	○複数号炉同時発災時における情報共有・指揮命令の混乱を防ぐため、班ごとに複数号炉同時発災を想定した役割分担を行っている。												
3	○発電所長が全ての班を管理するフラットな体制で緊急時対応を行っていたために、あらゆる情報が発電所対策本部に引き出され、情報が幅轄し混乱した。	○指示命令が混乱しないよう、原子力防災組織に必要な機能を以下の6つに定義している。 ①意思決定・指揮 ②情報収集・計画立案 ③現場対応 ④对外対応 ⑤情報管理 ⑥資機材等リソースの管理 ①の責任者として発電所対策本部長（発電所長）があたり、②～⑥の機能ごとに班を設置し、それぞれの責任者として「班長」を配置している（第1図、第2図参照）。 ○原子力防災組織の活動に当たり、各機能の責任者は情報収集を進め、あらかじめ定められた範囲内にて、自律的に活動することとしている。												

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.12 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
	<p style="text-align: center;">第5-1表 緊急時組織の組織構造上の課題と対応 (2/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 5%;">課題</th><th style="text-align: center; width: 5%;">対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">4 ○予断を許さない状況の中で通常の事故対応と同様に全員で対処し、要員ローテーションについては、要員の増強等に応じて、各班等の自主的な判断で行われていた。</td><td> <p>○緊急時対策所や現場での対応に支障が出ることがないよう、要員は交替で対応可能な人員を確保している。</p> <p>○本部長、班長について、複数名の人員を配置することで、長期間に及んでも交替で対応することができ、常により最適な判断が下せるようにしている。</p> </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 ○情報を伝送する機器や通信連絡設備にも期待できない中で、プラント状態や安全上重要な設備の系統状態を正確に伝達することは非常に困難だった。</td><td> <p>○情報共有・指揮命令の混乱を防ぐため、各班ごとに号炉担当を配置している。</p> <p>○指揮命令が混乱しないよう、原子力防災組織に必要な機能を以下の6つに定義している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①意思決定・指揮 ②情報収集・計画立案 ③現場対応 ④対外対応 ⑤情報管理 ⑥資機材等リソースの管理 <p>①の責任者として発電所対策本部長（発電所長）があたり、②～⑥の機能ごとに班を設置し、それぞれの責任者として「班長」を配置している（第1図、第2図参照）。</p> </td></tr> </tbody> </table>	課題	対応	4 ○予断を許さない状況の中で通常の事故対応と同様に全員で対処し、要員ローテーションについては、要員の増強等に応じて、各班等の自主的な判断で行われていた。	<p>○緊急時対策所や現場での対応に支障が出ることがないよう、要員は交替で対応可能な人員を確保している。</p> <p>○本部長、班長について、複数名の人員を配置することで、長期間に及んでも交替で対応することができ、常により最適な判断が下せるようにしている。</p>	5 ○情報を伝送する機器や通信連絡設備にも期待できない中で、プラント状態や安全上重要な設備の系統状態を正確に伝達することは非常に困難だった。	<p>○情報共有・指揮命令の混乱を防ぐため、各班ごとに号炉担当を配置している。</p> <p>○指揮命令が混乱しないよう、原子力防災組織に必要な機能を以下の6つに定義している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①意思決定・指揮 ②情報収集・計画立案 ③現場対応 ④対外対応 ⑤情報管理 ⑥資機材等リソースの管理 <p>①の責任者として発電所対策本部長（発電所長）があたり、②～⑥の機能ごとに班を設置し、それぞれの責任者として「班長」を配置している（第1図、第2図参照）。</p>		<p style="color: blue;">【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊発電所における重大事故等時の体制の強化については、4.(2)a.項（比較表1.0.12-24ページ）に記載した。 ・重大事故等時の体制に係る詳細な説明については、添付資料1.0.10にて整理する。
課題	対応								
4 ○予断を許さない状況の中で通常の事故対応と同様に全員で対処し、要員ローテーションについては、要員の増強等に応じて、各班等の自主的な判断で行われていた。	<p>○緊急時対策所や現場での対応に支障が出ることがないよう、要員は交替で対応可能な人員を確保している。</p> <p>○本部長、班長について、複数名の人員を配置することで、長期間に及んでも交替で対応することができ、常により最適な判断が下せるようにしている。</p>								
5 ○情報を伝送する機器や通信連絡設備にも期待できない中で、プラント状態や安全上重要な設備の系統状態を正確に伝達することは非常に困難だった。	<p>○情報共有・指揮命令の混乱を防ぐため、各班ごとに号炉担当を配置している。</p> <p>○指揮命令が混乱しないよう、原子力防災組織に必要な機能を以下の6つに定義している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①意思決定・指揮 ②情報収集・計画立案 ③現場対応 ④対外対応 ⑤情報管理 ⑥資機材等リソースの管理 <p>①の責任者として発電所対策本部長（発電所長）があたり、②～⑥の機能ごとに班を設置し、それぞれの責任者として「班長」を配置している（第1図、第2図参照）。</p>								

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.12 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
	<p style="text-align: center;">第5-2表 緊急時組織の組織運営上の課題と対応</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 10%;">課題</th><th style="text-align: center; width: 90%;">対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 ○発電所緊急時対策本部（以下発電所対策本部）の幹部メンバーは、各号炉の必要な復旧活動の計画とその対応状況の把握に追われ、落ち着いて考える余裕がなかった。</td><td> <p>○情報班を中心に、本部長、各班長の指示・命令、報告、発話内容をホワイトボード等に記載するとともに、適宜資料の配布等により、発電所対策本部内の全要員、本店対策本部との情報共有を図り、より円滑に情報を共有できるような環境を整備している。</p> <p>○情報の受信・整理・発信を行う機能を本店原子力班が担い、発電所状況等を所定の様式（情報共有ツール）に取りまとめてことで、発電所、本店原子力班、本店対策本部の連携について効率化を図っている（第3図参照）。</p> </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 ○発電所長からの権限委譲が適切でなく、ほとんどの判断を発電所長が行う体制となっていた。</td><td> <p>○必要な役割や対応について、各機能の責任者は、あらかじめ定められた範囲内にて、自律的に活動することとしている。</p> </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 ○官邸から発電所長へ直接連絡があり、発電所対策本部を混乱させた。</td><td> <p>○外部からの問合せ対応は本店対策本部が行い、外部からの発電所への直接介入を防止することで、発電所対策本部が事故収束対応に専念できる環境を整備している。</p> </td></tr> </tbody> </table>	課題	対応	1 ○発電所緊急時対策本部（以下発電所対策本部）の幹部メンバーは、各号炉の必要な復旧活動の計画とその対応状況の把握に追われ、落ち着いて考える余裕がなかった。	<p>○情報班を中心に、本部長、各班長の指示・命令、報告、発話内容をホワイトボード等に記載するとともに、適宜資料の配布等により、発電所対策本部内の全要員、本店対策本部との情報共有を図り、より円滑に情報を共有できるような環境を整備している。</p> <p>○情報の受信・整理・発信を行う機能を本店原子力班が担い、発電所状況等を所定の様式（情報共有ツール）に取りまとめてことで、発電所、本店原子力班、本店対策本部の連携について効率化を図っている（第3図参照）。</p>	2 ○発電所長からの権限委譲が適切でなく、ほとんどの判断を発電所長が行う体制となっていた。	<p>○必要な役割や対応について、各機能の責任者は、あらかじめ定められた範囲内にて、自律的に活動することとしている。</p>	3 ○官邸から発電所長へ直接連絡があり、発電所対策本部を混乱させた。	<p>○外部からの問合せ対応は本店対策本部が行い、外部からの発電所への直接介入を防止することで、発電所対策本部が事故収束対応に専念できる環境を整備している。</p>		<p style="color: blue;">【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所対策本部内、本店対策本部等との情報共有のためのツールを導入したことについては4.(2)f項（比較表1.0.12-26, 27ページ）に記載した。 ・重大事故等時の体制に係る詳細な説明については、添付資料1.0.10にて整理する。
課題	対応										
1 ○発電所緊急時対策本部（以下発電所対策本部）の幹部メンバーは、各号炉の必要な復旧活動の計画とその対応状況の把握に追われ、落ち着いて考える余裕がなかった。	<p>○情報班を中心に、本部長、各班長の指示・命令、報告、発話内容をホワイトボード等に記載するとともに、適宜資料の配布等により、発電所対策本部内の全要員、本店対策本部との情報共有を図り、より円滑に情報を共有できるような環境を整備している。</p> <p>○情報の受信・整理・発信を行う機能を本店原子力班が担い、発電所状況等を所定の様式（情報共有ツール）に取りまとめてことで、発電所、本店原子力班、本店対策本部の連携について効率化を図っている（第3図参照）。</p>										
2 ○発電所長からの権限委譲が適切でなく、ほとんどの判断を発電所長が行う体制となっていた。	<p>○必要な役割や対応について、各機能の責任者は、あらかじめ定められた範囲内にて、自律的に活動することとしている。</p>										
3 ○官邸から発電所長へ直接連絡があり、発電所対策本部を混乱させた。	<p>○外部からの問合せ対応は本店対策本部が行い、外部からの発電所への直接介入を防止することで、発電所対策本部が事故収束対応に専念できる環境を整備している。</p>										

1.0.12 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.12 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>※緊急時組織の運用については、訓練を通じて改善を図っていることから、今後変更となる可能性がある。</p>		<p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所対策本部内、本店対策本部等との情報共有のためツールを導入したところについては4.(2)f項(比較表1.0.12-26, 27ページ)に記載した。 ・重大事故等時の体制に係る詳細な説明については、添付資料1.0.10にて整理する。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.12 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
	<p>b. 放射線管理上の強化</p> <p>第6表 放射線管理に関する課題と対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課題</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ○事故時モニタリング設備の故障により放射線管理に支障をきたした。</td><td>○モニタリング設備の増強及び可搬型モニタリングポストの設置に必要な要員を確保していく。</td></tr> <tr> <td>2 ○通常の管理区域以上の状態が屋外にまで拡大したため、放射線管理員が不足した。</td><td>○社員に対して放射線計測器の取扱教育を行い、モニタリングの実施可能な要員を育成している。</td></tr> <tr> <td>3 ○津波による影響で、保有していた個人線量計（電子式線量計）が使用できなくなり、線量集計等に労力を要した。</td><td>○緊急時対策所に個人線量計（電子式線量計及びガラスパッジ）を配備していく。</td></tr> <tr> <td>4 ○放射性物質の放出に伴い、通常の入退城管理が困難になったため、出入管理拠点の整備に労力を要した。</td><td>○緊急時対策建屋内にチェンジングエリアを常設し、外部から放射性物質を持ち込まない環境を整備していく。</td></tr> </tbody> </table>	課題	対応	1 ○事故時モニタリング設備の故障により放射線管理に支障をきたした。	○モニタリング設備の増強及び可搬型モニタリングポストの設置に必要な要員を確保していく。	2 ○通常の管理区域以上の状態が屋外にまで拡大したため、放射線管理員が不足した。	○社員に対して放射線計測器の取扱教育を行い、モニタリングの実施可能な要員を育成している。	3 ○津波による影響で、保有していた個人線量計（電子式線量計）が使用できなくなり、線量集計等に労力を要した。	○緊急時対策所に個人線量計（電子式線量計及びガラスパッジ）を配備していく。	4 ○放射性物質の放出に伴い、通常の入退城管理が困難になったため、出入管理拠点の整備に労力を要した。	○緊急時対策建屋内にチェンジングエリアを常設し、外部から放射性物質を持ち込まない環境を整備していく。		<p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊発電所では、放射線管理上の強化として、中央制御室チェンジングエリア設置、可搬型モニタリングポストの設置を実施できる災害対策要員（支援）を初動要員として確保しております。 4.(2)a 項（比較表1.0-24 ページ）に記載した。 ・モニタリング設備の強化に係る課題抽出と対応策の検討については、（別紙2）2.項（比較表1.0-12-36 ページ）に記載した。 ・モニタリング設備に係る重大事故等対策については技術的能力1.17まとめ資料にて整理する。
課題	対応												
1 ○事故時モニタリング設備の故障により放射線管理に支障をきたした。	○モニタリング設備の増強及び可搬型モニタリングポストの設置に必要な要員を確保していく。												
2 ○通常の管理区域以上の状態が屋外にまで拡大したため、放射線管理員が不足した。	○社員に対して放射線計測器の取扱教育を行い、モニタリングの実施可能な要員を育成している。												
3 ○津波による影響で、保有していた個人線量計（電子式線量計）が使用できなくなり、線量集計等に労力を要した。	○緊急時対策所に個人線量計（電子式線量計及びガラスパッジ）を配備していく。												
4 ○放射性物質の放出に伴い、通常の入退城管理が困難になったため、出入管理拠点の整備に労力を要した。	○緊急時対策建屋内にチェンジングエリアを常設し、外部から放射性物質を持ち込まない環境を整備していく。												

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.12 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
	<p>c. 資機材調達の強化</p> <p>第7表 資機材調達に関する課題と対応 (1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課題</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ○過酷事故や複数号炉の同時被災を想定した資機材の準備が不十分であった。</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○発電所内における資機材の備蓄を進めることとしている。 ○発電所への燃料輸送がスムーズに行えるよう、燃料供給会社から燃料調達が可能な体制を整備していく。 </td></tr> <tr> <td>2 ○衣食住の環境に支障を來し、また、トイレが不足した。</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○簡易トイレを確保していく。 ○飲食料及び生活用品は、発電所で適切な備蓄量を確保するとともに、本店にて水・食料等、発電所への支援物資を調達するための運用を整備していく。 </td></tr> <tr> <td>3 ○過酷事故は起こらないとの思い込みから必要な資機材の備えが不足した。</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○物資や人員の輸送がスムーズに行えるよう、大型自動車・けん引等の運転可能な協力会社との連携を強化していく。 ○本店にて水・食料等、発電所への支援物資を調達するための運用を整備していく。 ○ヘリコプターによる迅速な輸送を可能とするため、ヘリコプター離発着訓練を実施している。 ○後方支援拠点となる原子力事業所災害対策支援拠点（石巻ヘリポート、本店、女川地域総合事務所跡地、女川地域総合事務所）を速やかに立ち上げる訓練を適宜実施している。 ○外部組織である原子力緊急事態支援組織との連携を図る訓練を行い、同組織から資機材（ロボット）の迅速な輸送に関する訓練を適宜実施している。 </td></tr> </tbody> </table>	課題	対応	1 ○過酷事故や複数号炉の同時被災を想定した資機材の準備が不十分であった。	<ul style="list-style-type: none"> ○発電所内における資機材の備蓄を進めることとしている。 ○発電所への燃料輸送がスムーズに行えるよう、燃料供給会社から燃料調達が可能な体制を整備していく。 	2 ○衣食住の環境に支障を來し、また、トイレが不足した。	<ul style="list-style-type: none"> ○簡易トイレを確保していく。 ○飲食料及び生活用品は、発電所で適切な備蓄量を確保するとともに、本店にて水・食料等、発電所への支援物資を調達するための運用を整備していく。 	3 ○過酷事故は起こらないとの思い込みから必要な資機材の備えが不足した。	<ul style="list-style-type: none"> ○物資や人員の輸送がスムーズに行えるよう、大型自動車・けん引等の運転可能な協力会社との連携を強化していく。 ○本店にて水・食料等、発電所への支援物資を調達するための運用を整備していく。 ○ヘリコプターによる迅速な輸送を可能とするため、ヘリコプター離発着訓練を実施している。 ○後方支援拠点となる原子力事業所災害対策支援拠点（石巻ヘリポート、本店、女川地域総合事務所跡地、女川地域総合事務所）を速やかに立ち上げる訓練を適宜実施している。 ○外部組織である原子力緊急事態支援組織との連携を図る訓練を行い、同組織から資機材（ロボット）の迅速な輸送に関する訓練を適宜実施している。 		<p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部からの支援による資機材調達等については、添付資料1.0.4にて整理する。 ・泊も女川と同様に燃料供給会社から燃料調達可能な体制を整備しており、また、支援物資の輸送をするため、運送会社及びヘリコプター運航会社と協力協定について締結している。
課題	対応										
1 ○過酷事故や複数号炉の同時被災を想定した資機材の準備が不十分であった。	<ul style="list-style-type: none"> ○発電所内における資機材の備蓄を進めることとしている。 ○発電所への燃料輸送がスムーズに行えるよう、燃料供給会社から燃料調達が可能な体制を整備していく。 										
2 ○衣食住の環境に支障を來し、また、トイレが不足した。	<ul style="list-style-type: none"> ○簡易トイレを確保していく。 ○飲食料及び生活用品は、発電所で適切な備蓄量を確保するとともに、本店にて水・食料等、発電所への支援物資を調達するための運用を整備していく。 										
3 ○過酷事故は起こらないとの思い込みから必要な資機材の備えが不足した。	<ul style="list-style-type: none"> ○物資や人員の輸送がスムーズに行えるよう、大型自動車・けん引等の運転可能な協力会社との連携を強化していく。 ○本店にて水・食料等、発電所への支援物資を調達するための運用を整備していく。 ○ヘリコプターによる迅速な輸送を可能とするため、ヘリコプター離発着訓練を実施している。 ○後方支援拠点となる原子力事業所災害対策支援拠点（石巻ヘリポート、本店、女川地域総合事務所跡地、女川地域総合事務所）を速やかに立ち上げる訓練を適宜実施している。 ○外部組織である原子力緊急事態支援組織との連携を図る訓練を行い、同組織から資機材（ロボット）の迅速な輸送に関する訓練を適宜実施している。 										

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.12 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
	<p>第7表 資機材調達に関する課題と対応 (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>課題</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>○放射性物質による屋外汚染とそれに伴う被ばくの問題等が資機材輸送の阻害要因となった。</td> <td>○物資や人員の輸送がスムーズに行えるよう、大型自動車・けん引等の運転可能な協力会社との連携を強化していく。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>○本社は、資材の迅速な準備、輸送、受け渡しで十分な支援ができないかった。</td> <td>○本店は、発電所の被災状況に応じて、必要となる資機材等の支援物資を円滑に調達、輸送できる運用を整備していく。 ○後方支援拠点となる原子力事業所災害対策支援拠点（石巻ヘリポート、本店、女川地域総合事務所跡地、女川地域総合事務所）を速やかに立ち上げられるよう、拠点を整備し、あらかじめ派遣する人員を選定していく。 ○実際に原子力事業所災害対策支援拠点（石巻ヘリポート、本店）を立ち上げる訓練を適宜実施している。</td> </tr> </tbody> </table> <p> <設営訓練></p> <p> <通信訓練></p> <p>原子力事業所災害対策支援拠点（石巻ヘリポート）での訓練状況</p>		課題	対応	4	○放射性物質による屋外汚染とそれに伴う被ばくの問題等が資機材輸送の阻害要因となった。	○物資や人員の輸送がスムーズに行えるよう、大型自動車・けん引等の運転可能な協力会社との連携を強化していく。	5	○本社は、資材の迅速な準備、輸送、受け渡しで十分な支援ができないかった。	○本店は、発電所の被災状況に応じて、必要となる資機材等の支援物資を円滑に調達、輸送できる運用を整備していく。 ○後方支援拠点となる原子力事業所災害対策支援拠点（石巻ヘリポート、本店、女川地域総合事務所跡地、女川地域総合事務所）を速やかに立ち上げられるよう、拠点を整備し、あらかじめ派遣する人員を選定していく。 ○実際に原子力事業所災害対策支援拠点（石巻ヘリポート、本店）を立ち上げる訓練を適宜実施している。	<p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部からの支援による資機材調達等については、添付資料1.0.4にて整理する。 ・泊も女川と同様に支援物資の輸送をするため、運送会社及びヘリコプター運航会社と協力協定について締結している。 ・原子力事業所災害支援拠点での訓練状況については、別紙3）（比較表 1.0.12-37 ページ）にて整理する。
	課題	対応									
4	○放射性物質による屋外汚染とそれに伴う被ばくの問題等が資機材輸送の阻害要因となった。	○物資や人員の輸送がスムーズに行えるよう、大型自動車・けん引等の運転可能な協力会社との連携を強化していく。									
5	○本社は、資材の迅速な準備、輸送、受け渡しで十分な支援ができないかった。	○本店は、発電所の被災状況に応じて、必要となる資機材等の支援物資を円滑に調達、輸送できる運用を整備していく。 ○後方支援拠点となる原子力事業所災害対策支援拠点（石巻ヘリポート、本店、女川地域総合事務所跡地、女川地域総合事務所）を速やかに立ち上げられるよう、拠点を整備し、あらかじめ派遣する人員を選定していく。 ○実際に原子力事業所災害対策支援拠点（石巻ヘリポート、本店）を立ち上げる訓練を適宜実施している。									

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.12 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由											
	<p>d. 本店緊急時対策本部役割の明確化</p> <p>第8表 本店緊急時対策本部に関する課題と対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>課題</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>○本社緊急時対策本部（本社対策本部）は、外部からの問合せや指示を調整できず、発電所対策本部の指揮命令系統を混乱させた。</td><td>○重大事故等における本店対策本部の役割は、事故の収束に向けた発電所対策本部の活動の支援に徹することとしている。</td></tr> <tr> <td>2</td><td>○本店対策本部が、発電所対策本部に事故対応に対する細かい指示や命令、コメントを出し、発電所長の判断を超えて外部の意見を優先したことで、発電所対策本部の指揮命令系統を混乱させた。</td><td>○重大事故等における本店対策本部の役割は、事故の収束に向けた発電所対策本部の活動の支援に徹することとしている。 ○事故対応に対する細かい指示や命令、コメントの発信を行わないこととしている。 ○現地の発電所長からの支援要請に基づいて支援活動を行うことを基本とするが、発電所の被災状況に応じて、発電所からの支援要請を待たずに、必要な資機材や人員の輸送をスムーズに行うための手順の整備や訓練を実施していく。</td></tr> <tr> <td>3</td><td>○官邸から発電所長へ直接連絡があり、発電所対策本部を混乱させた。</td><td>○東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故対応時のような、外部から直接、発電所長に問合せがあり、発電所長が対応を強いられたり、外部からの問い合わせを発電所対策本部が回答準備したりする事態とならないよう、本店対策本部は情報を捌く役割を果たしていく。</td></tr> </tbody> </table>  <p>本店対策本部の訓練</p>		課題	対応	1	○本社緊急時対策本部（本社対策本部）は、外部からの問合せや指示を調整できず、発電所対策本部の指揮命令系統を混乱させた。	○重大事故等における本店対策本部の役割は、事故の収束に向けた発電所対策本部の活動の支援に徹することとしている。	2	○本店対策本部が、発電所対策本部に事故対応に対する細かい指示や命令、コメントを出し、発電所長の判断を超えて外部の意見を優先したことで、発電所対策本部の指揮命令系統を混乱させた。	○重大事故等における本店対策本部の役割は、事故の収束に向けた発電所対策本部の活動の支援に徹することとしている。 ○事故対応に対する細かい指示や命令、コメントの発信を行わないこととしている。 ○現地の発電所長からの支援要請に基づいて支援活動を行うことを基本とするが、発電所の被災状況に応じて、発電所からの支援要請を待たずに、必要な資機材や人員の輸送をスムーズに行うための手順の整備や訓練を実施していく。	3	○官邸から発電所長へ直接連絡があり、発電所対策本部を混乱させた。	○東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故対応時のような、外部から直接、発電所長に問合せがあり、発電所長が対応を強いられたり、外部からの問い合わせを発電所対策本部が回答準備したりする事態とならないよう、本店対策本部は情報を捌く役割を果たしていく。	<p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本店対策本部は、発電所対策本部が事故対応に専念できるよう、技術面・運用面で支援する体制としていることについて、添付資料1.0.10に整理している。 ・本店対策本部の訓練風景については、4.(2)j項（比較表1.0.12-29ページ）に記載している。
	課題	対応												
1	○本社緊急時対策本部（本社対策本部）は、外部からの問合せや指示を調整できず、発電所対策本部の指揮命令系統を混乱させた。	○重大事故等における本店対策本部の役割は、事故の収束に向けた発電所対策本部の活動の支援に徹することとしている。												
2	○本店対策本部が、発電所対策本部に事故対応に対する細かい指示や命令、コメントを出し、発電所長の判断を超えて外部の意見を優先したことで、発電所対策本部の指揮命令系統を混乱させた。	○重大事故等における本店対策本部の役割は、事故の収束に向けた発電所対策本部の活動の支援に徹することとしている。 ○事故対応に対する細かい指示や命令、コメントの発信を行わないこととしている。 ○現地の発電所長からの支援要請に基づいて支援活動を行うことを基本とするが、発電所の被災状況に応じて、発電所からの支援要請を待たずに、必要な資機材や人員の輸送をスムーズに行うための手順の整備や訓練を実施していく。												
3	○官邸から発電所長へ直接連絡があり、発電所対策本部を混乱させた。	○東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故対応時のような、外部から直接、発電所長に問合せがあり、発電所長が対応を強いられたり、外部からの問い合わせを発電所対策本部が回答準備したりする事態とならないよう、本店対策本部は情報を捌く役割を果たしていく。												

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.12 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由							
	<p>e. 対外情報発信の改善</p> <p>第9表 対外情報発信に関する課題と対応 (1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課題</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ○本来復旧活動を最優先で実施しなくてはならない役割の要員が、対外的な広報や通報の最終的な確認者となり、復旧活動と対外情報発信活動の両立を求められた。</td><td> <p>○情報の受信・整理・発信を行う機能を本店原子力班が担い、発電所状況等を所定の様式（情報共有ツール）に取りまとめることで、発電所、本店原子力班、本店対策本部の連携について効率化を図っていく。</p> <p>○通報連絡については、当初は発電所長の責任で発信するが、その権限を情報発信の役割を担う機能の責任者に委譲し、あらかじめ定めた通報連絡のルールにしたがって実施する運用に変更する。発電所対策本部で発電所長及び各班長の了解を得る作業は実施しないこととしている。</p> </td></tr> </tbody> </table> <p>第9表 対外情報発信に関する課題と対応 (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課題</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 ○公表の遅延、情報の齟齬、関係者間での情報共有の不足等が生じ、事故時の対外公表・情報伝達が不十分だった。</td><td> <p>○本店においてあらかじめ定めたスポーツマンによる模擬記者会見や対外対応のシナリオを盛り込んだ訓練を実施している。</p> <p>○プレスリリース等により迅速な情報公開に努めることとしている。</p> <p>○オフサイトセンターや関係自治体の対策本部へ発電所や本店の要員を派遣し、パソコン等のツールを活用した情報提供を行うなど、社外への情報発信を改善していく。</p> </td></tr> </tbody> </table> <p>本店でのスポーツマンによる模擬記者会見訓練</p>	課題	対応	1 ○本来復旧活動を最優先で実施しなくてはならない役割の要員が、対外的な広報や通報の最終的な確認者となり、復旧活動と対外情報発信活動の両立を求められた。	<p>○情報の受信・整理・発信を行う機能を本店原子力班が担い、発電所状況等を所定の様式（情報共有ツール）に取りまとめることで、発電所、本店原子力班、本店対策本部の連携について効率化を図っていく。</p> <p>○通報連絡については、当初は発電所長の責任で発信するが、その権限を情報発信の役割を担う機能の責任者に委譲し、あらかじめ定めた通報連絡のルールにしたがって実施する運用に変更する。発電所対策本部で発電所長及び各班長の了解を得る作業は実施しないこととしている。</p>	課題	対応	2 ○公表の遅延、情報の齟齬、関係者間での情報共有の不足等が生じ、事故時の対外公表・情報伝達が不十分だった。	<p>○本店においてあらかじめ定めたスポーツマンによる模擬記者会見や対外対応のシナリオを盛り込んだ訓練を実施している。</p> <p>○プレスリリース等により迅速な情報公開に努めることとしている。</p> <p>○オフサイトセンターや関係自治体の対策本部へ発電所や本店の要員を派遣し、パソコン等のツールを活用した情報提供を行うなど、社外への情報発信を改善していく。</p>	<p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所対策本部内、本店対策本部等との情報共有のためのツールを導入したところについては4.(2)f項(比較表1.0.12-26,27ページ)に記載した。 ・発電所対策本部内、本店対策本部等との情報共有については、添付資料1.0.10にて整理する。 ・発電所対策本部で実施する対応の判断は、あらかじめ定める手順書に基づく役割分担に従い、発電所対策本部長又は各班長が行うこととしている、また通報連絡については、總括班長の役務であることを添付資料1.0.10にて記載している。 <p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本店における広報活動訓練の状況については、(別紙3) (比較表1.0.12-37ページ)にて記載した。
課題	対応									
1 ○本来復旧活動を最優先で実施しなくてはならない役割の要員が、対外的な広報や通報の最終的な確認者となり、復旧活動と対外情報発信活動の両立を求められた。	<p>○情報の受信・整理・発信を行う機能を本店原子力班が担い、発電所状況等を所定の様式（情報共有ツール）に取りまとめることで、発電所、本店原子力班、本店対策本部の連携について効率化を図っていく。</p> <p>○通報連絡については、当初は発電所長の責任で発信するが、その権限を情報発信の役割を担う機能の責任者に委譲し、あらかじめ定めた通報連絡のルールにしたがって実施する運用に変更する。発電所対策本部で発電所長及び各班長の了解を得る作業は実施しないこととしている。</p>									
課題	対応									
2 ○公表の遅延、情報の齟齬、関係者間での情報共有の不足等が生じ、事故時の対外公表・情報伝達が不十分だった。	<p>○本店においてあらかじめ定めたスポーツマンによる模擬記者会見や対外対応のシナリオを盛り込んだ訓練を実施している。</p> <p>○プレスリリース等により迅速な情報公開に努めることとしている。</p> <p>○オフサイトセンターや関係自治体の対策本部へ発電所や本店の要員を派遣し、パソコン等のツールを活用した情報提供を行うなど、社外への情報発信を改善していく。</p>									

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.12 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
	<p>(4) 現場の運用面</p> <p>第10表 現場の運用に関する課題と対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>課題</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>○電源喪失によって、中央制御室での計装の監視、制御といった中央制御機能、発電所内の照明、ホットライン以外の通信連絡手段を失ったことにより、有効なツールや手順書もない中での現場の運転員たちによる臨機の判断、対応に依拠せざるを得ず、手探りの状態での事故対応となった。</td> <td> ○中央制御室の機能を確保するために、ヘッドライト、ランタン等の照明を確保することにより、実効的に活動できるように整備していく。 ○発電所内における中央制御室や現場間での通信連絡手段として、送受話器（ペービング）、電力保安通信用電話設備、携行型電話装置（中継用ケーブルを含む。）、無線連絡設備、衛星電話設備による通信手段を確保していく。 </td> </tr> </tbody> </table> <p></p> <p>中央制御室における照明の確保【イメージ】</p>		課題	対応	1	○電源喪失によって、中央制御室での計装の監視、制御といった中央制御機能、発電所内の照明、ホットライン以外の通信連絡手段を失ったことにより、有効なツールや手順書もない中での現場の運転員たちによる臨機の判断、対応に依拠せざるを得ず、手探りの状態での事故対応となった。	○中央制御室の機能を確保するために、ヘッドライト、ランタン等の照明を確保することにより、実効的に活動できるように整備していく。 ○発電所内における中央制御室や現場間での通信連絡手段として、送受話器（ペービング）、電力保安通信用電話設備、携行型電話装置（中継用ケーブルを含む。）、無線連絡設備、衛星電話設備による通信手段を確保していく。		<p>【女川】記載方針の相違 ・現場の運用に関する対応については、4.(3)項（比較表1.0.12-29, 30ページ）に記載した。</p>
	課題	対応							
1	○電源喪失によって、中央制御室での計装の監視、制御といった中央制御機能、発電所内の照明、ホットライン以外の通信連絡手段を失ったことにより、有効なツールや手順書もない中での現場の運転員たちによる臨機の判断、対応に依拠せざるを得ず、手探りの状態での事故対応となった。	○中央制御室の機能を確保するために、ヘッドライト、ランタン等の照明を確保することにより、実効的に活動できるように整備していく。 ○発電所内における中央制御室や現場間での通信連絡手段として、送受話器（ペービング）、電力保安通信用電話設備、携行型電話装置（中継用ケーブルを含む。）、無線連絡設備、衛星電話設備による通信手段を確保していく。							

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

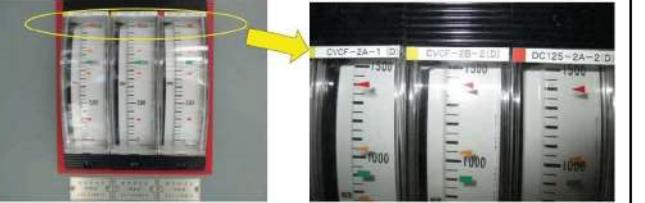
1.0.12 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓の手順、教育訓練への反映</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所事故後、ハード面の対策として電源車とケーブルの配備、送水車と可搬型ホースの配備、重要設備の浸水対策等を実施した。</p> <p>ソフト面の対策として手順書についても、電源確保や蒸気発生器2次側への注水確保等の手順は、「電源機能喪失時における原子炉施設の保全のための活動に係る対応所達」（当時）や運転員用の手順書として「事故時操作所則」に反映し、整備した手順を用いた教育訓練を繰り返すとともに、運転員についてもシミュレータ訓練に地震・津波による全交流電源喪失訓練を取り入れた訓練を実施し、緊急時対応体制を確立した。</p> <p>その後もさらなる安全性向上対策として導入した設備の手順書整備、訓練実施のほか、福島第一原子力発電所事故に係る各種事故調査報告書のレビュー結果の反映など、自主的、継続的に手順書の整備、教育訓練の充実・強化を図り、重大事故等の対応能力の向上を図ってきている。</p> <p>これら福島第一原子力発電所事故の知見を踏まえた、重大事故等対策要員に対する、主な教育・訓練の内容、対象者、頻度、協力会社の取扱いの基本的な考え方については、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育訓練の内容は、重大事故等発生時の対応要員の役割（職務）に応じて実施する。 ・ 教育訓練の頻度については、各要員の役割に応じて定めた重大事故等対応に係る力量に達した者について、力量を維持向上させることができる頻度を設定する。 ・ 協力会社の緊急安全対策要員については、当社の注水活動等を実施する要員に必要な教育訓練と同等の教育訓練を実施する。 <p>なお、教育訓練については今後も充実強化を図るとともに、実施結果は評価し、手順書の見直しを含め、継続的に改善していく。</p> <p>福島第一原子力発電所事故の前後の主な教育訓練の比較を表1に、各種事故調査報告書のレビュー結果を表2に示す。</p>		<p>3. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓の手順、教育訓練への反映</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故後、ハード面の対策として可搬型代替電源車とケーブルの配備、可搬型大型送水ポンプ車と可搬型ホースの配備、重要設備の浸水対策等を実施した。</p> <p>ソフト面の対策として手順書についても、電源確保や蒸気発生器2次側への注水確保等の手順は、「津波による電源機能喪失時対応要領」（当時）や運転員用の手順書として「運転要領 緊急処置編」に反映し、整備した手順を用いた教育訓練を繰り返すとともに、運転員についてもシミュレータ訓練に地震・津波による全交流電源喪失訓練を取り入れた訓練を実施し、原子力災害対策活動に係る体制の強化を図ってきた。</p> <p>その後も更なる安全性向上対策として導入した設備の手順書整備、訓練実施のほか、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係る各種事故調査報告書のレビュー結果の反映等、自主的、継続的に手順書を整備、教育訓練の充実・強化を図り、重大事故等の対応能力の向上を図ってきている。</p> <p>これら東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の知見を踏まえた、発電所災害対策要員に対する、主な教育・訓練の内容、対象者、頻度、協力会社の取扱いの基本的な考え方については、以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 教育訓練の内容は、重大事故等発生時の対応要員の役割（職務）に応じて実施する。 (2) 教育訓練の頻度については、各要員の役割に応じて定めた重大事故等対応に係る力量に達した者について、力量を維持向上させることができる頻度を設定する。 (3) 協力会社の発電所災害対策要員については、当社の注水活動等を実施する要員に必要な教育訓練と同等の教育訓練を実施する。 <p>なお、教育訓練については今後も充実強化を図るとともに、実施結果は評価し、手順書の見直しを含め、継続的に改善していく。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の前後の主な教育訓練の比較を表3に各種事故調査報告書のレビュー結果を表4に示す。</p>	<p>【女川】記載方針の相違(大飯と同様)</p> <p>【大飯】名称の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】名称の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>【大飯】名称の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>【大飯】名称の相違(以降、相違理由を省略)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.12 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以前からの取組</p> <p>(1) 運転員の監視・操作機能が損なわれることのないよう、中央制御室の制御盤に地震時対応用手摺りの設置及び中央制御室内の什器の固定など、地震を念頭に置いた対策を実施している（第4図、第5図参照）。</p>   <p>第4図 手摺りの設置</p> <p>第5図 什器の固定</p> <p>(2) 事故時のプラント挙動把握のための準備として、以下の対策を実施している。 ○中央制御室も含め、全交流電源喪失時監視対象機器、計器を抽出し、識別表示を実施している（第6図参照）。</p>  <p>第6図 識別表示の実施</p>		<p>【女川】記載方針の相違 ・福島第一原子力発電所事故以前からの取組みについては記載していない。（大飯と同様） ・中央制御室の操作盤に手摺りを設置することについては、DB10条まとめ資料にて整理する。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.12 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. その他の取組み</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、大飯発電所においては時間外、休日（夜間）において重大事故等が発生した場合にも非常招集可能な体制の整備、事故時のプラント挙動把握のために必要な計器の識別の強化等、発電所の保安にかかる運転管理面の充実を図っている。</p> <p>なお、手順書の整備においては、重大事故等対処設備の運転操作に関わるもの充実化のみでなく、重大事故等における運転員、緊急安全対策要員及び緊急時対策本部要員の単独作業によるヒューマンエラーの防止対策の整備、運用等を含め実施している。</p> <p>(1) 手順書の整備によるヒューマンエラー防止対策の取組み ヒューマンエラー防止対策としては、二人で作業を行うことが有効であるが、やむを得ず単独作業を行う場合でも十分な手順書の整備等によりヒューマンエラーを防止することができる。 手順書の整備に関する対応は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計基準事故を超える事故に的確かつ柔軟に対処できるよう、必要な手順書を整備している。 ・ 適切な判断を行うために必要となる情報の種類及びその入手の方法や判断基準を整備している。 ・ 炉心損傷及び格納容器破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準（海水の使用を含む）をあらかじめ明確化している。 	<p>4. その他の取組み</p> <p>2. 項で述べた東京電力福島第一原子力発電所事故における事故対応の運用面の問題点及び対策のほかに、東日本大震災における女川原子力発電所での対応から得られた知見及びこれまでの運転経験を踏まえて、重大事故等の発生時に適切な対処を講じるために、以下について取り組む。</p> <p>(1) 東日本大震災における女川原子力発電所での対応から得られた知見と今後の取組 女川原子力発電所は、東日本大震災の発生時（平成23年3月11日14時46分）には、1号炉が定格熱出力一定運転中（第20運転サイクル）、2号炉が原子炉起動中（第11回定期検査中）、3号炉が定格熱出力一定運転中（第7運転サイクル）であったが、地震による原子炉保護系に係る警報（同日14時46分 地震加速度大）の発報によって原子炉自動スクラム（全制御棒全挿入）となつた。 女川原子力発電所には、外部電源として5回線（275kV送電線（牡鹿幹線1、2号線）、275kV送電線（松島幹線1、2号線）、66kV送電線（塚浜支線（鮎川線1号を一部含む。）））が接続されている。3.11地震直後は、当社管内の送電線事故に伴う系統保護回路の動作により、275kV送電線（松島幹線2号線）1回線のみとなつたが、3月12日20時12分に275kV送電線（牡鹿幹線1号線）、同日20時15分に275kV送電線（牡鹿幹線2号線）、3月17日10時47分に275kV送電線（松島幹線1号線）、3月26日15時41分に66kV送電線（塚浜支線（鮎川線1号を一部含む。））がそれぞれ復旧している。</p> <p>女川原子力発電所1号炉の原子炉冷却は、地震時に発生した6.9kVメタクラ6-1A内での短絡・地絡により、起動変圧器が停止し、常用系の所内電源が一時的に喪失したため、給復水系のポンプが全台停止となつたが、速やかに原子炉隔離時冷却系を起動し、原子炉への給水を行つた。 また、起動変圧器の停止により常用系の所内電源が一時的に喪失したことから、原子炉の圧力制御は、復水器ではなく、主蒸気隔離弁を全閉とし、主蒸気逃がし安全弁により行った。 主蒸気逃がし安全弁による原子炉減圧後は、原子炉隔離時冷却系を停止し、制御棒駆動水圧系による原子炉への給水を行つた。 原子炉の冷却は、残留熱除去系により問題なく行われ、平成23年3月12日0時58分に原子炉は冷温停止状態となつた。</p> <p>女川原子力発電所2号炉の原子炉冷却は、第11回定期検査に伴い、原子炉を起動したところであり、地震発生直前の状態は原子炉未臨界かつ炉水温度100度未満であったことから、平成23年3月11日14時49分に原子炉モードスイッチ「停止」操作により冷温停止状態となつた。</p>	<p>4. その他の取組み</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、泊発電所においては夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において重大事故等が発生した場合にも非常招集可能な体制の整備、操作対象機器、計器の識別の強化等、発電所の保安にかかる運転管理面の充実を図っている。</p> <p>(1) 手順書の整備によるヒューマンエラー防止対策の取組み ヒューマンエラー防止対策としては、二人で作業を行うことが有効であるが、やむを得ず単独作業を行う場合でも十分な手順書の整備等によりヒューマンエラーを防止することができる。 手順書の整備に関する対応は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 設計基準事故を超える事故に的確かつ柔軟に対処できるよう、必要な手順書を整備している。 b. 適切な判断を行うために必要となる情報の種類及びその入手の方法や判断基準を整備している。 c. 炉心損傷及び原子炉格納容器破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準（海水の使用を含む）をあらかじめ明確化している。 	<p>【女川】記載方針の相違 女川は東日本大震災時の対応から得られた知見等について記載している。</p> <p>4. 項については大飯と比較する。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に統一している。 ・招集を統一している。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 泊は、計器以外にも全交流動力電源喪失時に操作する弁等についても識別の強化を図っていることから「操作対象機器、計器」と記載した。(以降、相違理由を省略)</p> <p>【大飯】可搬型重大事故等対処設備を扱う要員の名称の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.12 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由				
<ul style="list-style-type: none"> 事象の進展状況に応じて手順書類がいくつかの種類に分けられる場合には、次の手順に移行できるように手順書間の関係を明記している。 運転操作の際には、手順書にしたがい運転操作員と運転操作助勢者のダブルチェックにてヒューマンエラーを防止している。また、計器の識別評価及び通信設備の整備等、ヒューマンエラー防止対策を実施している。 <p>【比較のため、東海第二発電所まとめ資料から抜粋】</p> <table border="1"> <caption>第1.0.12-6表 ヒューマンエラー防止のための対策</caption> <tbody> <tr> <td>1 設計基準事故を超える事故に対し、的確かつ柔軟に対処できるよう必要な手順書類を整備する。</td></tr> <tr> <td>2 適切な判断を行うために必要となる情報の種類、入手方法及び判断基準を整備する。</td></tr> <tr> <td>3 事象の進展状況に応じて手順書類がいくつかの種類に分けられる場合には、別の手順書に移行する判断基準を明確にし、手順書間の関係を明確にする。</td></tr> <tr> <td>4 運転員が操作する際には、操作指示者が確認した上で了解し実施する。また、必要なステップ毎に適切な職位がダブルチェックする。</td></tr> </tbody> </table>	1 設計基準事故を超える事故に対し、的確かつ柔軟に対処できるよう必要な手順書類を整備する。	2 適切な判断を行うために必要となる情報の種類、入手方法及び判断基準を整備する。	3 事象の進展状況に応じて手順書類がいくつかの種類に分けられる場合には、別の手順書に移行する判断基準を明確にし、手順書間の関係を明確にする。	4 運転員が操作する際には、操作指示者が確認した上で了解し実施する。また、必要なステップ毎に適切な職位がダブルチェックする。	<p>女川原子力発電所3号炉の原子炉冷却は、津波の影響により、海水ポンプ室水位極低信号が発信され、循環水ポンプが停止するとともに、3号炉海水熱交換器建屋の海水ポンプエリアに流入した海水の浸水でタービン補機冷却海水系ポンプが停止した。このため、冷却水の供給が停止した原子炉給水ポンプを全台手動停止し、原子炉隔離時冷却系を起動して原子炉への給水を行うとともに、復水器による主蒸気の凝縮ができなくなったことから、主蒸気隔離弁を全閉とし、主蒸気逃がし安全弁により原子炉の圧力制御を行った。</p> <p>原子炉減圧に伴う原子炉隔離時冷却系停止以降は、制御棒駆動水圧系により原子炉へ給水を行っていたが、残留熱除去系による原子炉の冷却準備に伴い、一時的に復水補給水系による給水も行った。これは、給水手段として、サブレッショングループ水を水源とした非常用炉心冷却系及び復水貯蔵槽を水源とした復水補給水系等があったが、プラント停止に伴う崩壊熱の減少及び原子炉の水質維持を考慮して、復水貯蔵槽を水源とした復水補給水系により原子炉への給水を行ったものである。</p> <p>原子炉の冷却は、残留熱除去系により問題なく行われ、平成23年3月12日1時17分に原子炉は冷温停止状態となった。</p> <p>この期間の対応について得られた知見と、今後、取り組むべき事項を以下に整理した。</p>	<p>d. 事象の進展状況に応じて手順書類がいくつかの種類に分けられる場合には、次の手順に移行できるように手順書間の関係を明記している。</p> <p>e. 運転操作の際には、手順書に従い運転操作員と発電課長（当直）、副長又は運転操作助勢員のダブルチェックにてヒューマンエラーを防止している。また、操作対象機器、計器の識別及び通信設備の整備等、ヒューマンエラー防止対策を実施している。</p>	<p>【大飯】体制の相違 泊は中央制御室の運転員が1名で操作する場合もあることから、操作指示者である発電課長（当直）又は副長のダブルチェックを行い、ヒューマンエラーを防止している。 運転員が操作する際には、操作指示者のダブルチェックを実施することについて東海第二と同様。</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>
1 設計基準事故を超える事故に対し、的確かつ柔軟に対処できるよう必要な手順書類を整備する。							
2 適切な判断を行うために必要となる情報の種類、入手方法及び判断基準を整備する。							
3 事象の進展状況に応じて手順書類がいくつかの種類に分けられる場合には、別の手順書に移行する判断基準を明確にし、手順書間の関係を明確にする。							
4 運転員が操作する際には、操作指示者が確認した上で了解し実施する。また、必要なステップ毎に適切な職位がダブルチェックする。							

第11表 女川の対応から得られた知見と今後の取組	
得られた知見	取組（対策）
1 ○複合災害に対する体制の整備	○非常災害対策本部を総合対策本部とし、原子力災害と一般災害（大規模停電）を分任体制で実施することとした。
2 ○情報発信・伝達手段の充実	○安全パラメータ表示システム（S P D S）パラメータなどを活用し、訓練ツールの充実を図った。
3 ○訓練内容の高度化	○ブラインド訓練導入及び一般災害（大規模停電）事象を取り入れた複合災害訓練シナリオの導入。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.12 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 組織、マネジメント・コミュニケーション等運用面での取組み</p> <p>a. 美浜3号機事故の再発防止対策として発電所支援を行いやすくするため、原子力事業本部を福井県に移転しており、事故あるいは緊急時の対応においても、現場第一線の支援ができる意識、体制となっている。</p> <p>また、福島第一発電所事故を踏まえ、電源確保や給水確保を含む初動対応が確実に実施できるよう体制面を強化している。</p> <p>また、プラントメーカ、協力会社についても、緊急時の支援体制（現場作業、放射線管理支援、エンジニアリング支援）を強化している。</p> <p>b. 原子力災害発生時において、迅速に会社として重要な意思決定ができるようあらかじめ代行者を定めるほか、確実に連絡がとれるように衛星電話（携帯）を配備した。</p> <p>また、速やかに情報共有、組織対応ができるように各拠点にTV会議システムを導入するなど体制・環境を整備している。</p>		<p>(2) 組織、マネジメント・コミュニケーション等運用面での取組み</p> <p>a. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、電源確保や給水確保を含む初動対応が確実に実施できるよう表2に示すとおり、体制面を強化している。</p> <p>また、プラントメーカ、協力会社についても、緊急時の支援体制（現場作業、放射線管理支援、エンジニアリング支援）を強化している。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 大飯は、美浜3号事故の再発防止策を記載している。 【大飯】記載表現の相違</p>

表2 初動対応体制の強化について

発電所常駐要員	1F事故発生前	1F事故発生後	強化内容
本部要員	3名	4名	SA時の指揮命令能力等の強化
3号炉運転員	6名	6名	SA時の対応能力の強化
災害対策要員 ^{※1} 【SA専任化】	-	7名	SA対応の核となる要員として配置
災害対策要員	-	4名	地震・津波発生時等のがれき撤去、代替非常用発電機、可搬型重大事故等対処設備への燃料補給等の対応要員として配置
災害対策要員 (支援)	-	15名	緊急時対策所用発電機等、中央制御室チャンジングエリア設置等の対応要員として配置
消防要員 ^{※2}	8名	8名	SA時の対応能力を強化
1号及び2号炉運転員	9名	3名 ^{※2}	SA時の対応能力を強化
小計	28名	47名	対応要員の増強
参集要員	300名規模	500名規模	協力会社にも範囲を拡大

※1：重大事故等に対処する要員に対する力量の確保と維持向上を一層確実にするため、シビアアクシデント対応を専門化を行うSAチームを創設。

必要な教育訓練に加え、日頃から可搬型重大事故等対処設備に精通させるため、可搬型重大事故等対処設備の巡回点検、定期試験や日常保守も担うSA専任要員とし、24時間交代勤務体制とする。

※2：火災発生時の対応能力強化のため、8名中5名を専属消防隊として24時間交代勤務とした。

※3：3号炉発災時、1号及び2号炉運転員6名を災害対策要員（支援）として勤員する。

b. 原子力災害発生時において、迅速に会社として重要な意思決定ができるようあらかじめ代行者を定めるほか、確実に連絡が取れるように衛星電話設備（携帯型）を配備した。

また、速やかに情報共有、組織対応ができるように各拠点にテレビ会議システムを導入する等体制・環境を整備している。

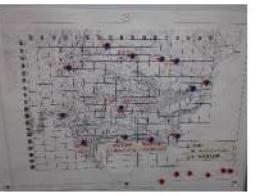
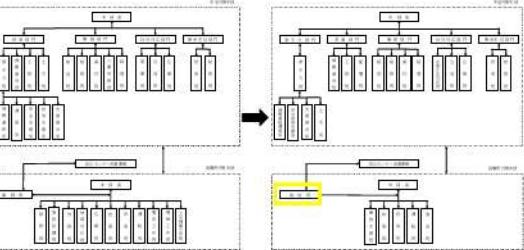
【大飯】記載表現の相違

【大飯】名称の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

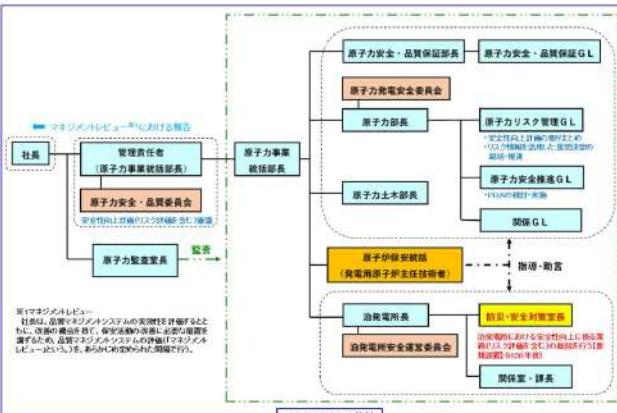
1.0.12 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
c. 事故時の迅速かつ的確な事故対応ができるよう、原子力防災訓練等、事故対応の教育・訓練を実施し、実効性のある対策案等について継続的に改善し、訓練・教育の強化を図っている。訓練シナリオには、地震津波による冷却機能、電源の喪失等を取り入れ訓練を実施している。		<p>c. 事故時の迅速かつ的確な事故対応ができるよう、原子力防災訓練等、事故対応の教育・訓練を実施し、実効性のある対策案等について継続的に改善（ブラインド訓練の実施、各号炉のプラント状況を記載するステータスボード及び共通事項を記載する電子ホワイトボードの設置）、構内道路状況及び可搬型重大事故等対処設備の配備状況を記載するグリッドマップ、モニタリング設備の状況を記載するグリッドマップ等の設置。図1～4参照し、訓練・教育の強化を図っている。訓練シナリオには、地震津波による冷却機能、電源の喪失等を取り入れ訓練を行っている。</p>    <p>図1 訓練風景 図2 ステータスボードの設置 図3 電子ホワイトボードの設置</p>   <p>図4 グリッドマップ(構内道路、可搬型設備、モニタリング設備の状況)</p> <p>d. 発電所対策本部長の管理班数を整理し、本部長の指揮命令能力向上を図るために、泊発電所の原子力防災組織を図5のとおり変更した。</p> <p>【泊発電所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務班、施設防護班、労務班、地域対応班及び広報班を統合し業務支援班に変更。 ・機械工作班、電気工作班及び土木建築工作班を統合し復旧班に変更。  <p>図5 泊発電所の原子力防災組織の変更</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 原子力防災訓練等で実施している改善策の具体例を示した。</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 泊発電所の原子力防災組織の変更について記載した。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.12 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について

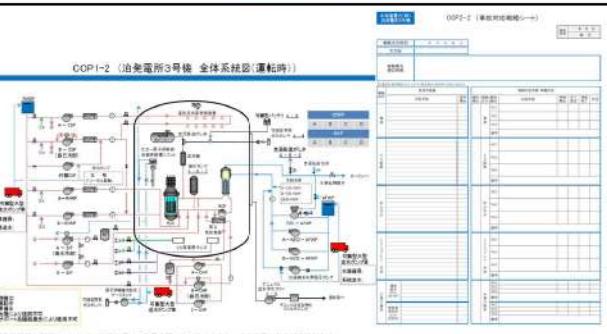
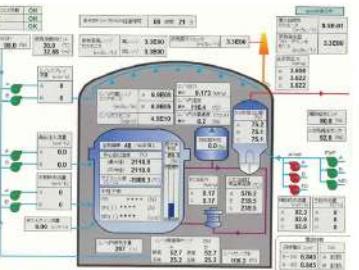
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>e. 泊発電所内のリスクマネジメントを総括する部署として「防災・安全対策室」を設置し、安全性向上計画の検討・策定や重大事故等発生時の対策検討・実施に関する業務を同一部署に統合、併せて発電所対策本部の参謀の役割を果たす技術支援組織の中核組織とした（図6参照）。また、当該部署が訓練事務局となり、訓練の計画及びシナリオ作成を主導している。</p>  <p>図6 リスクマネジメント体制</p> <p>f. 発電所対策本部内、本店対策本部等との情報共有（指示、発言内容、操作実績、安否確認等）のため、社内LANを使用したチャットシステム及び情報共有ツールを導入した（図7、8参照）。</p>  <p>図7 チャットシステム画面</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 技術支援組織の中核組織となる防災・安全対策室の設置について記載した。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.12 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>d. マニュアルの基となるプラントの設計思想やシビアアクシデント時の機器動作等の深い知識について、メーカ等の社外専門家の協力を得た教育を実施している。 (事故時に必要となるプラント構成機器やプラント挙動を理解するための原子炉理論や熱力学等の設備・理論教育)</p> <p>e. 運転訓練シミュレータとは別に、シビアアクシデント時の知識、理解力向上のためプラント挙動等を可視化する研修ツール（卓上PCシステム）を構築し、教育訓練を実施している。（図1、2参照）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>		 <p>図8 情報共有ツール</p> <p>g. シビアアクシデント発生時の諸現象、対応操作及びその考え方等に対する知識向上に加え、シビアアクシデント発生時のプラント挙動を予測し、アクシデントマネジメントガイドライン等を使用した事故時の対応能力向上を目的とした訓練を、メーカ等の社外専門家の協力を得た教育を実施している。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 記載内容は相違するが、メーカ等の社外専門家の協力を得て、シビアアクシデント発生時のプラント挙動等の知識について教育訓練を実施していることについては同様。</p> <p>h. 自社シミュレータによる対応訓練にて、シビアアクシデント時の事象進展や物理現象を理解し、これらの状況判断能力を養うとともに、MAAP可視化画面を用いて視覚的に学習することでシビアアクシデント時のプラント挙動に関する知識向上を図るとともに、シミュレータを用いて対応訓練を行い、新規制基準に基づく手順書の内容の理解向上を図っている（図9参照）。</p>  <p>図9 MAAP可視化画面</p> <p>【大飯】記載方針の相違 シビアアクシデント時のプラント挙動等を可視化するツールを活用して教育訓練を実施していることについては大飯と同様。</p>	

1.0.12 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、この研修ツールを用いる教育訓練は、指揮者対象、運転員対象、その他の技術要員対象と3種類の教育訓練を実施している。</p> <p>プラント挙動を可視化するツールの特徴を活かし、事故時の挙動を対象レベルに合わせたカリキュラムを作成し、解説するほか、指揮者対象の教育訓練には、事故時のパラメータ等から事象を判定し、事故の影響緩和策等の対応策を検討、判断する演習を行っている。また、研修ツールを対応策の効果の確認に用いるなどの活用策も検討している。</p> <p>f. 地震の揺れに対する防護のため、中央制御室の運転員席に地震時対応用手摺りの取り付け及び中央制御室内の什器の固定など、地震を念頭に置いた対策を実施している。（図3、4参照）</p>  <p>図3 手摺りの設置</p>  <p>図4 什器の固定</p>	<p>【比較のため、島根発電所まとめ資料から抜粋】</p> <p>地震の揺れに対する防護のため、中央制御室の制御盤に地震時対応用手摺りの取付け及び中央制御室内の什器の固定など、地震を念頭に置いた対策を実施する。</p>	<p>なお、この教育訓練は、指揮者対象、運転員対象、その他の技術要員対象と3種類の教育訓練を実施している。</p> <p>プラント挙動を可視化するツールの特徴を活かし、事故時の挙動を対象レベルに合わせたカリキュラムを作成し、解説するほか、指揮者対象の教育訓練には、事故時のパラメータ等から事象を判定し、事故の影響緩和策等の対応策を検討、判断する演習を行っている。また、自社シミュレータを対応策の効果の確認に用いる等の活用策も検討している。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】名称の相違</p>
		<p>i. 地震の揺れに対する防護のため、中央制御室の運転員机、中央制御盤に地震時対応用手摺りの取付け及び中央制御室内の什器の固定等、地震を念頭に置いた対策を実施する（図10～12参照）。</p>  <p>図10 運転員机の固定</p>  <p>図11 キャビネットの固定</p>  <p>主盤</p>  <p>運転指令卓 運転員机</p>	<p>【大飯】名称の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違（島根と同様）</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震の揺れに対する防護について記載した。（島根と同様） ・中央制御室の操作盤に手摺りを設置することについては、DB10条まとめ資料にて整理する。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.12 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について

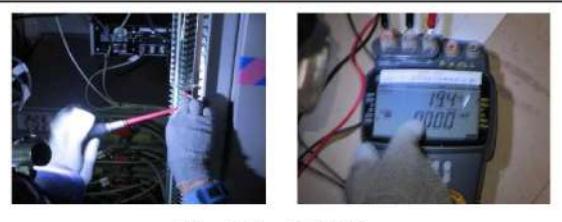
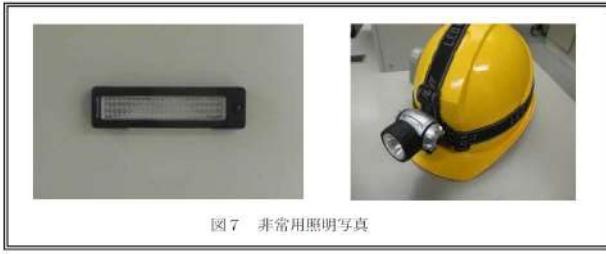
赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 設備、資機材等による事故対応の改善</p> <p>a. 全交流動力電源喪失時対象機器、計器を抽出し識別表示を実施している。また、電源喪失時に照明が消灯した場合に単独作業を実施した場合でも操作対象機器を間違えないように、蓄光テープを貼って視認性を高めている。（図5参照）</p>  <p>図5 蓄光テープ</p>		<p>j. 泊発電所で重大事故等に至る可能性が発生した場合でもより迅速に対応するため、原子炉施設事態即応センターを本店内に常設化した（図13参照）。</p>  <p>図13 原子炉施設事態即応センターでの訓練風景</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 原子炉施設事態即応センターを本店内に常設化したことについて記載した。</p>
		<p>(3) 設備、資機材等による事故対応の改善</p> <p>a. 全交流動力電源喪失時の操作対象機器、計器を抽出し識別表示を実施している。また、電源喪失時に照明が消灯した場合に単独作業を実施した場合でも操作対象機器、計器を間違えないように、反射テープを貼って視認性を高めている（図14参照）。</p>  <p>図14 操作対象機器への反射テープ貼り付け例</p> <p>b. 中央制御室及びアクセスルート上に無停電運転保安灯を設置するとともに、扉に反射テープの貼り付けを実施し、全交流動力電源喪失により照明が消灯した場合でもアクセスルートを移動できるように対応している（図15、16参照）。</p>   <p>図15 無停電運転保安灯</p> <p>図16 扉への反射テープ貼り付け例</p>	<p>【大飯】名称の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 アクセスルートに対する改善策の具体例を記載した。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.12 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 可搬型計測器の整備により、電源喪失時の必要なパラメータ測定を可能としている。（図6参照）</p>  <p>図6 パラメータ計測訓練</p>		<p>c. 可搬型計測器の整備により、電源喪失時の必要なパラメータ測定を可能としている（図17参照）。</p>  <p>図17 パラメータ計測訓練</p>	
<p>c. 電源機能喪失時対応用資機材として、仮設照明及びヘッドライト等を準備し、現場パトロール及び中央制御室監視ができるよう準備している。（図7参照）</p>  <p>図7 非常用照明写真</p>		<p>d. 電源喪失時対応用資機材として、可搬型照明（SA）、可搬型照明（ヘッドライト）等を準備し、現場パトロール及び中央制御室監視ができるよう準備している（図18参照）。</p>  <p>図18 可搬型照明（SA）、可搬型照明（ヘッドライト）等</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 電源喪失で統一した 【大飯】設備名称の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.12 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>e. 泊発電所特有の冬季の過酷な気象条件でも参集できるよう、雪上でも走行可能なクローラー車の配備、迂回ルートを考慮した資機材としてスノーシューや防寒着を配備している（図19、20参照）。また、冬期・夜間の災害を想定した参集訓練も実施している（図21参照）。</p>   <p>図19 クローラー車</p>   <p>図20 スノーシュー</p> <p>図21 冬期・夜間の参集訓練</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・泊は、冬季における資機材等の配備、参集訓練の状況等について記載した。</p>

自發電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.12 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について

自発電所 3号炉 技術的能力 比較表

1.0.12 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

表2 各事故調査報告書における主な指導事項への対応(教育訓練の例)

表 2 各事故調査報告書における主な指摘事項への対応（教育訓練の例）			
分類	報告書の指摘事項	報告書レビューまでの対策	報告書レビューを踏まえた対策
①過酷事故（シビアアクシデント）時の対応手順、訓練	原子力安全に関する一次的な責任を負う事業者として、原子力に携わる者一人一人に対し、事故対応に当たって求められる資質・能力の向上を目指した実践的な教育・訓練を実施する。 （政府最終 P.402）	事故調査報告書のレビューまでに実施された対策（含む） シビアアクシデントの概要の教育や、シビアアクシデント時に操作訓練等を行うとともに、福島第一原子力発電所事故を踏まえた事故対応手順等の教育、緊急安全対策等で設置された設備について適宜シミュレータ訓練段階への反映を実施。	運転訓練シミュレーターについて、安全性向上を踏まえた改造（代替非常用送電装置等の操作の模擬等）を行い、実機と同様の操作を行った。また、運転訓練シミュレーターとは別に、シニアシミュレント時のプラント挙動等を可視化する研修ツール（卓上PCシステム）を構築し、運転員のみならず対策本部委員会の知識、理解力の向上のための教育訓練に活用している。
②過酷事故（シビアアクシデント）時の対応手順、訓練に対する体制	緊急時の対応の事前検討として、誰が、どのような能力を有し、どこにいるかをあらかじめリストし、緊急時にも迅速に対応できる備えも効果的である。	協力会社に対して、緊急時の機械、電気、計装設備の点検・補修及び仮設ケーブルの敷設や照明設置作業等に迅速に対応するための必要な人員を確保するよう要請。 （国会 P.194）	緊急時ににおいて必要な技能を有する人員を確実に確保し、迅速な対応を図るために、協力会社の社員が保有する技能をリスト化した。また、協力会社は緊急安全対策要員に対して、収生事象、初動対応の知識付与のための教育訓練を計画的に実施する。
③過酷事故（シビアアクシデント）時の対応手順、訓練	福島第一号機の非常用復水器について当直から現場状況の報告があつたにも関わらず、発電所対策本部は電源喪失により隔壁弁が閉まつて非常用復水器が動作していないのではないかと指摘する者もおらず、3時間以上当直から報告を受けていなかった。 （政府中間P.115,P.118）	福島第一号機の非常用復水器の点検・修理等の教育と訓練の実施。	自らがプラント状態を理解して対応するための教育訓練に対してマニアルの基となるプランとの設計思想やシビアアクシデント時の機器動作等の深い知識について、メーカー等の協力をきて教育を実施している。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.12 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、玄海発電所3／4号炉まとめ資料から抜粋】</p> <p style="text-align: center;">(別紙1)</p> <p>検討対象とした調査報告書等</p> <p>【国内の報告書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国会・・・「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会」報告書 (2012年7月5日公表) ○政府・・・「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」最終報告 (2012年7月23日公表) ○民間・・・「福島原発事故独立検証委員会 調査・検証報告書」 (2012年2月28日公表) ○東京電力株式会社・・・「福島原子力事故調査報告書」 (2012年6月20日公表) <p>【海外の報告書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原子力発電運転協会(INPO)・・・「福島第一原子力発電所における原子力事故から得られた教訓」 (2012年8月) 		<p>(別紙1)</p> <p>検討対象とした調査報告書</p> <p>【国内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国会・・・「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会」報告書 (2012年7月5日公表) ○政府・・・「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」最終報告 (2012年7月23日公表) ○民間・・・「福島原発事故独立検証委員会 調査・検証報告書」 (2012年2月28日公表) ○東京電力株式会社・・・「福島原子力事故調査報告書」 (2012年6月20日公表) <p>【海外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原子力発電運転協会(INPO)・・・「福島第一原子力発電所における原子力事故から得られた教訓」 (2012年8月) 	<p>【大飯・女川】記載方針の相違 検討対象とした調査報告書を別紙1に整理した。(玄海と同様)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

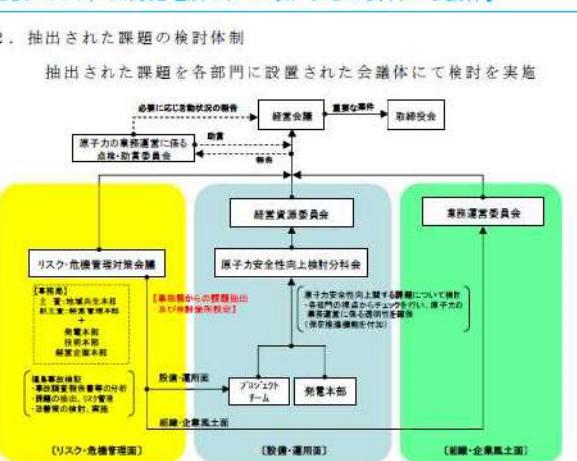
1.0.12 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉 (別紙2)	相違理由								
<p>【比較のため、玄海発電所3／4号炉まとめ資料から抜粋】</p> <p style="text-align: center;">(別紙2)</p> <p>課題、提言の抽出作業の概要</p> <p>1. 抽出作業の流れ</p> <p>作業は、当社の各部門の社員が各担当業務を踏まえて分担し、実施した。</p> <pre> graph TD subgraph "玄海 3/4号炉" DR[国内報告書] --> NG[国会 政府 民間 東電] DR --> IEA[海外報告書 原子力発電運転協会 (INPO)] NG --> TE[課題抽出] IEA --> TE TE --> TS[課題集約及び分類] TS --> E[設備・運用面] TS --> O[組織・風土面] TS --> R[リスク・危機管理面] end </pre>		<p>課題、提言の抽出作業の概要</p> <p>1. 課題、提言の抽出作業の流れ</p> <p>抽出作業は、当社の原子力部門の社員が各担当業務を踏まえて分担し、実施した（図1参照）。</p> <table border="1"> <tr><td>抽出した課題の分類</td></tr> <tr><td>①過酷事故に対する想定、設計</td></tr> <tr><td>②水素爆発対策</td></tr> <tr><td>③設備の多重性・多様性、更なる安全性の確保</td></tr> <tr><td>④過酷事故時の対応手順、訓練</td></tr> <tr><td>⑤過酷事故時のマネジメント、対応体制</td></tr> <tr><td>⑥過酷事故時の通信手段、資機材の確保</td></tr> <tr><td>⑦過酷事故時の被ばく線量管理、放射線管理</td></tr> </table>	抽出した課題の分類	①過酷事故に対する想定、設計	②水素爆発対策	③設備の多重性・多様性、更なる安全性の確保	④過酷事故時の対応手順、訓練	⑤過酷事故時のマネジメント、対応体制	⑥過酷事故時の通信手段、資機材の確保	⑦過酷事故時の被ばく線量管理、放射線管理	<p>【大飯・女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題、提言の抽出作業の流れについて別紙2に整理した。 ・資料構成は玄海と同様。 <p>【玄海】記載方針の相違</p> <p>抽出作業の実施箇所の相違</p> <p>【玄海】記載方針の相違</p> <p>課題集約結果の分類の相違</p>
抽出した課題の分類											
①過酷事故に対する想定、設計											
②水素爆発対策											
③設備の多重性・多様性、更なる安全性の確保											
④過酷事故時の対応手順、訓練											
⑤過酷事故時のマネジメント、対応体制											
⑥過酷事故時の通信手段、資機材の確保											
⑦過酷事故時の被ばく線量管理、放射線管理											

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.12 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>【比較のため、玄海発電所3／4号炉まとめ資料から抜粋】</p> <p>2. 抽出された課題の検討体制</p> <p>抽出された課題を各部門に設置された会議体にて検討を実施</p> 																											
<p>2. 抽出した課題及び対応策の例</p> <p>抽出した課題に対しては、社内の各担当部署において、対応策の検討を実施した（表1参照）。</p> <p>表1 抽出した課題及び対応策の例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>抽出した課題（例）</th> <th>対応策（例）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①過酷事故に対する想定、設計</td> <td>・発生頻度は低いが一度起きると甚大な被害を及ぼす可能性のある事象の洗い出し</td> <td>・事故の影響等を踏まえ、発生頻度が低い事故シナリオについて検討</td> </tr> <tr> <td>②水素爆発対策</td> <td>・建屋への水素漏出リスクを考慮し、電源喪失時の建屋の換気手段の整備</td> <td>・原子炉格納容器内の水素のアニュラス部への漏えいを想定し、全交流動力電源喪失時における代替非常用発電機からの給電によるアニュラス空気浄化設備の起動手順の整備</td> </tr> <tr> <td>③設備の多重性・多様性、異なる安全性の確保</td> <td>・津波襲来に対する備え</td> <td>・水密扉の設置、代替非常用発電機の配備、原子炉補機冷却海水ポンプ予備電動機の配備</td> </tr> <tr> <td>④過酷事故時の対応手順、訓練</td> <td>・プラント状態に応じて設備を柔軟に選択できる汎用性のある手順の策定</td> <td>・プラント状態に応じて臨機に対応するための非常用ディーゼル発電機の冷却系復旧による電源確保や多様な水素確保等の多様性を確保した手順の整備</td> </tr> <tr> <td>⑤過酷事故時のマネジメント、対応体制</td> <td>・初動対応体制を強化する</td> <td>・発電所の常駐体制を強化するともに、プラントメーカー、協力会社による緊急時の支援体制の強化</td> </tr> <tr> <td>⑥過酷事故時の通信手段、資機材の確保</td> <td>・多様な通信手段の確保</td> <td>・通常の通信設備が使用できない場合に備えた衛星電話設備（携帯型）、携行型通話装置等の配備</td> </tr> <tr> <td>⑦過酷事故時の被ばく線量管理、放射線管理</td> <td>・モニタリングポストに関するバックアップ電源の強化（モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機の配備）</td> <td>・モニタリングポストに関するバックアップ電源の強化（モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機の配備）</td> </tr> </tbody> </table>				分類	抽出した課題（例）	対応策（例）	①過酷事故に対する想定、設計	・発生頻度は低いが一度起きると甚大な被害を及ぼす可能性のある事象の洗い出し	・事故の影響等を踏まえ、発生頻度が低い事故シナリオについて検討	②水素爆発対策	・建屋への水素漏出リスクを考慮し、電源喪失時の建屋の換気手段の整備	・原子炉格納容器内の水素のアニュラス部への漏えいを想定し、全交流動力電源喪失時における代替非常用発電機からの給電によるアニュラス空気浄化設備の起動手順の整備	③設備の多重性・多様性、異なる安全性の確保	・津波襲来に対する備え	・水密扉の設置、代替非常用発電機の配備、原子炉補機冷却海水ポンプ予備電動機の配備	④過酷事故時の対応手順、訓練	・プラント状態に応じて設備を柔軟に選択できる汎用性のある手順の策定	・プラント状態に応じて臨機に対応するための非常用ディーゼル発電機の冷却系復旧による電源確保や多様な水素確保等の多様性を確保した手順の整備	⑤過酷事故時のマネジメント、対応体制	・初動対応体制を強化する	・発電所の常駐体制を強化するともに、プラントメーカー、協力会社による緊急時の支援体制の強化	⑥過酷事故時の通信手段、資機材の確保	・多様な通信手段の確保	・通常の通信設備が使用できない場合に備えた衛星電話設備（携帯型）、携行型通話装置等の配備	⑦過酷事故時の被ばく線量管理、放射線管理	・モニタリングポストに関するバックアップ電源の強化（モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機の配備）	・モニタリングポストに関するバックアップ電源の強化（モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機の配備）
分類	抽出した課題（例）	対応策（例）																									
①過酷事故に対する想定、設計	・発生頻度は低いが一度起きると甚大な被害を及ぼす可能性のある事象の洗い出し	・事故の影響等を踏まえ、発生頻度が低い事故シナリオについて検討																									
②水素爆発対策	・建屋への水素漏出リスクを考慮し、電源喪失時の建屋の換気手段の整備	・原子炉格納容器内の水素のアニュラス部への漏えいを想定し、全交流動力電源喪失時における代替非常用発電機からの給電によるアニュラス空気浄化設備の起動手順の整備																									
③設備の多重性・多様性、異なる安全性の確保	・津波襲来に対する備え	・水密扉の設置、代替非常用発電機の配備、原子炉補機冷却海水ポンプ予備電動機の配備																									
④過酷事故時の対応手順、訓練	・プラント状態に応じて設備を柔軟に選択できる汎用性のある手順の策定	・プラント状態に応じて臨機に対応するための非常用ディーゼル発電機の冷却系復旧による電源確保や多様な水素確保等の多様性を確保した手順の整備																									
⑤過酷事故時のマネジメント、対応体制	・初動対応体制を強化する	・発電所の常駐体制を強化するともに、プラントメーカー、協力会社による緊急時の支援体制の強化																									
⑥過酷事故時の通信手段、資機材の確保	・多様な通信手段の確保	・通常の通信設備が使用できない場合に備えた衛星電話設備（携帯型）、携行型通話装置等の配備																									
⑦過酷事故時の被ばく線量管理、放射線管理	・モニタリングポストに関するバックアップ電源の強化（モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機の配備）	・モニタリングポストに関するバックアップ電源の強化（モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機の配備）																									
<p>【組織・運用面】</p> <p>【組織・風土面】</p> <p>【リスク・危機管理面】</p>																											

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

1.0.12 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【比較のため、比較表 P1.0.12-6 より再掲】</p> <p><主な訓練実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所における訓練実績 総合訓練 10回（平成23年5月～平成30年3月末の累計） 要素訓練 873回（平成23年5月～平成30年3月末の累計）（次頁以降に記載した訓練を含む）  <p>総合訓練風景（発電所対策本部）</p>	<p>（別紙3）</p> <p>教育・訓練の実施状況</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の運用面の問題点を抽出した結果、教育・訓練の強化を行っている。 以下に、教育・訓練の実施状況を整理する。</p> <p>1. 緊急時対応力の強化</p> <p><主な訓練実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所における訓練実績（図1参照） 総合訓練 5回（2017年4月～2022年3月末の累計） 要素訓練 3,748回（2019年4月～2022年3月末の累計）（次頁以降に記載した訓練を含む）  <p>図1 総合訓練の風景（発電所対策本部）</p> <p>2. 現場力の強化</p> <p><主な実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替交流電源による電源確保 非常用電源設備が使えない場合に速やかに電源を確保するため、高台保管場所に可搬型代替交流電源設備（電源車）を配備し、起動操作、電源ケーブル接続訓練等を定期的に実施している（訓練実績 128回（平成30年3月末までの累計））。  <p>可搬型代替交流電源設備（電源車）の接続訓練</p>	<p>【大飯・女川】記載方針の相違 福島第一原子力発電所事故の教訓から強化した教育訓練の実施状況について、別紙3に整理した。</p> <p>【女川】記載箇所の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 【女川】訓練回数と集計期間の相違（以後、相違理由の記載を省略）</p>
	<p>【比較のため、比較表 P1.0.12-7 より再掲】</p> <p><主な実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替交流電源による電源確保 常設代替交流電源設備が使えない場合に速やかに電源を確保するため、高台保管場所に可搬型代替交流電源設備（可搬型代替電源車）を配備し、起動操作、電源ケーブル接続訓練等を定期的に実施している（訓練実績 201回（2019年4月～2022年3月末の累計））。  <p>可搬型代替電源車設置訓練</p>	<p>【女川】記載方針の相違 【女川】名称の相違</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.12 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【比較のため、比較表 P1.0.12-7 より再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電用原子炉及び使用済燃料プールへの注水 <p>全交流動力電源が喪失した場合においても発電用原子炉や使用済燃料プールに注水（放水）ができるよう、代替注水車を高台に配備し、注水（放水）及びホース接続訓練を定期的に実施している（訓練実績 102 回（平成 30 年 3 月末までの累計））。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>注水ホース接続訓練</p>	<p>・発電用原子炉及び使用済燃料ピットへの注水並びに原子炉格納容器の冷却（図 3 参照）</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合においても発電用原子炉及び使用済燃料ピットに注水、原子炉格納容器の冷却等ができるよう、可搬型大型送水ポンプ車を高台保管場所に配備し、注水及び可搬型ホース接続訓練を定期的に実施している（訓練実績 1,021 回（2019 年 4 月～2022 年 3 月末の累計））。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	<p>【女川】記載表現の相違 泊の可搬型大型送水ポンプ車、原子炉格納容器の冷却等にも使用することから記載している。 【女川】記載方針の相違</p>
	<p>【比較のため、比較表 P1.0.12-7 より再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重機によるがれき撤去 <p>地震や津波により散乱したがれきや積雪が復旧活動の障害となることを想定し、重機によるがれき撤去訓練を定期的に実施している（訓練実績 40 回（平成 30 年 3 月末までの累計））。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>がれき撤去訓練</p>	<p>・重機によるがれき撤去（図 4 参照）</p> <p>地震や津波により散乱したがれきや積雪が復旧活動の障害となることを想定し、重機によるがれき撤去訓練を定期的に実施している（訓練実績 91 回（2019 年 4 月～2022 年 3 月末の累計））。</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p>【女川】記載方針の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.12 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故教訓を踏まえた対応について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【比較のため、比較表 P1.0.12-8 より再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電設備等からの軽油抽出 <p>非常用ディーゼル発電設備の使用が困難な状況等の非常時において、軽油タンク等から軽油を抽出する訓練を定期的に実施している（訓練実績36回（平成30年3月までの累計））。</p>  <p>軽油の抽出訓練</p>	<p>・ディーゼル発電機燃料油貯油槽からの可搬型タンクローリーへの燃料補給（図5参照）</p> <p>常設代替交流電源設備である代替非常用発電機を運転する場合等の非常時において、ディーゼル発電機燃料油貯油槽から軽油を可搬型タンクローリーに補給する訓練を定期的に実施している（訓練実績14回（2019年4月～2022年3月末の累計））。</p>  <p>図5 可搬型タンクローリーへの軽油補給訓練</p>	<p>【女川】記載表現の相違 【女川】記載方針の相違</p>
	<p>【比較のため、比較表 P1.0.12-16 より再掲】</p>  <p><設営訓練></p>  <p><通信訓練></p> <p>原子力事業所災害対策支援拠点（石巻ヘリポート）での訓練状況</p>	<p>3. 資機材調達の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力事業所災害対策支援拠点での訓練（図6参照） <p>訓練4回（2019年4月～2022年3月末の累計）</p>   <p>図6 原子力事業所災害対策支援拠点設営訓練</p>	<p>【女川】記載方針の相違</p>
	<p>【比較のため、比較表 P1.0.12-18 より再掲】</p>  <p>本店でのスポークスマンによる模擬記者会見訓練</p>	<p>4. 対外情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報活動訓練（図7参照） <p>訓練9回（2019年4月～2022年3月末の累計）</p>  <p>図7 広報活動訓練</p>	<p>【女川】記載方針の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.13 重大事故等に対処する要員の作業時における装備について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉 添付資料 1.0.13	女川原子力発電所2号炉 添付資料 1.0.13	泊発電所3号炉 添付資料 1.0.13	相違理由
重大事故等対策要員の作業時における装備について	重大事故等に対処する要員の作業時における装備について ＜目次＞ 1. 初動対応時における放射線防護具類の選定.....1.0.13-1 2. 初動対応時における装備.....1.0.13-2 3. 放射線防護具類の着用等による個別操作時間への影響について.....1.0.13-5 (1)操作場所までの移動経路について.....1.0.13-5 (2)操作場所の状況設定について.....1.0.13-5 (3)作業環境による個別操作時間への影響評価.....1.0.13-5 別紙1 屋内外における通信連絡設備の 通話状況確認について.....1.0.13-別紙1-1	重大事故等に対処する要員の作業時における装備について ＜目次＞ 1. 初動対応時における放射線防護具類の選定.....1.0.13-1 2. 初動対応時における装備.....1.0.13-2 3. 放射線防護具類の着用等による個別操作時間への影響について.....1.0.13-4 (1)操作場所までの移動経路について.....1.0.13-4 (2)操作場所の状況設定について.....1.0.13-4 (3)作業環境による個別操作時間への影響評価.....1.0.13-4	目次では相違箇所の着色及び相違理由の記載をせず、 1.0.13-2ページ以降の具体的な内容にて記載する。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.13 重大事故等に対処する要員の作業時における装備について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>初動対応時における重大事故等対策要員の放射線防護具類については、以下のとおり整備しており、初動対応においての適切な防護具の選定については当直課長及び全体指揮者が判断し、指示する。</p> <p>1. 初動対応時における放射線防護具の選定</p> <p>重大事故発生時は事故対応に緊急性を要すること、通常時とは汚染が懸念される区域も異なること等から、通常の防護具(衣)類の着用基準ではなく、作業環境及び緊急性等に応じて合理的かつ効果的な放射線防護具(衣)類を使用することで、被ばく線量を低減する。</p> <p>※1 応心損傷が生じた可能性がある場合、炉心吐出温度 350°C 以上かつ、原子炉安全室内高レジンエリアモニタ×10⁴ mSv/h以上 ※2 緊急調査・緊急安全対策要員が対応する作業 全効率電離率計における恒温恒湿恒压水ポンプ、補助給水ポンプ起動等の作業 ※3 緊急を要する作業については、作業時間も含め、全体指揮者の指示のもと着用者及び着用を行う。</p> <p>※1 : 以下のいずれかの微候等発生 ①格納容器内空閑気放射線モニタ D/W又は S/C のガムマ線量計が設計基準値相当の 10 倍を超えた場合又は格納容器内空閑気放射線モニタが使用できない場合に恒温恒湿恒压水ポンプ起動で 3000 GsVh。 ②モニタリングボスト 2.5 μSv/h ③敷地境界 5 Sv/h相当の背景線量検出 ④放射線管理班長等からの指示</p> <p>※2 : 備品として個人線量計（ガラスバッジ）を常時持つこと。 ※3 : 備品として個人線量計（ガラスバッジ）を常時持つこと。 ※4 : 緊急を要する作業の場合は、放管班長等の指示の下、作業者については依頼どおり、更衣及び着用を行う。</p> <p>第1図 放射線防護具類の選定方法</p>	<p>重大事故等発生時における現場作業では、作業環境が悪化していることが予想され、重大事故等に対処する要員は、作業環境に応じ第1表のとおり、必要な装備を着用する。また、緊急時対策所等との連絡手段の確保のため、通信連絡設備を携行し使用する。</p> <p>特に初動対応においては、作業環境の調査を待たずに作業を実施するため、適切な装備の選定が必要となる。</p> <p>初動対応時における重大事故等に対処する要員の放射線防護具類については、以下のとおり整備している。また、初動対応時における適切な放射線防護具類の選定については、放射線管理班長、夜間及び休日の場合は総括責任者又は発電課長（以下「放射線管理班長等」という。）が判断し、着用を指示する。</p> <p>1. 初動対応時における放射線防護具類の選定</p> <p>重大事故等時は事故対応に緊急性を要すること、通常時とは汚染が懸念される区域も異なること等から、通常の放射線防護具類の着用基準ではなく、作業環境、緊急性等に応じて合理的かつ効果的な放射線防護具類を使用することで、被ばく線量を低減する（第1図参照）。</p> <p>※1 : 以下のいずれかの微候等発生 ①格納容器内空閑気放射線モニタ D/W又は S/C のガムマ線量計が設計基準値相当の 10 倍を超えた場合又は格納容器内空閑気放射線モニタが使用できない場合に恒温恒湿恒压水ポンプ起動で 3000 GsVh。 ②モニタリングボスト 2.5 μSv/h ③敷地境界 5 Sv/h相当の背景線量検出 ④放射線管理班長等からの指示</p> <p>※2 : 備品として個人線量計（ガラスバッジ）を常時持つこと。 ※3 : 備品として個人線量計（ガラスバッジ）を常時持つこと。 ※4 : 緊急を要する作業の場合は、放管班長等の指示の下、作業者については依頼どおり、更衣及び着用を行う。</p> <p>第1図 放射線防護具類の選定方法</p>	<p>重大事故等発生時における現場作業では、作業環境が悪化していることが予想され、重大事故等に対処する要員は、作業環境に応じ表1のとおり、必要な装備を着用する。また、緊急時対策所等との連絡手段の確保のため、通信連絡設備を携行し使用する。</p> <p>特に初動対応においては、作業環境の調査を待たずに作業を実施するため、適切な装備の選定が必要となる。</p> <p>初動対応時における重大事故等に対処する要員の放射線防護具類については、以下のとおり整備している。また、初動対応時における適切な放射線防護具類の選定については、放管班長、夜間及び休日の場合は全体指揮者又は発電課長（当直）（以下「放管班長等」という。）が判断し、着用を指示する。</p> <p>1. 初動対応時における放射線防護具類の選定</p> <p>重大事故等時は事故対応に緊急性を要すること、通常時とは汚染が懸念される区域も異なること等から、通常の放射線防護具類の着用基準ではなく、作業環境、緊急性等に応じて合理的かつ効果的な放射線防護具類を使用することで、被ばく線量を低減する（図1参照）。</p> <p>※1 : 重大事故等が発生し、応心損傷が予想される事態となった場合又は、緊急時対策所等からの連絡 ※2 : 備品として個人線量計（ガラスバッジ）の着用について ※3 : 緊急を要する作業の場合は、放管班長等の指示の下、作業者については依頼どおり、更衣及び着用を行う。</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯・女川】名称の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯・女川】運用の相違</p> <p>・泊の「炉心損傷の兆候等がある」の判断基準は、技術的能力1.16「重大事故時の全面マスクの着用」の手順着手の判断基準と同じ。（大飯及び女川との相違理由は技術的能力1.16まとめ資料にて整理）</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>緊急を要する作業例の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <p>フロー図の構成は大飯と同様、内容に実質的な相違なし。</p> <p>第1図 放射線防護具類の選定方法</p>	<p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯・女川】名称の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯・女川】運用の相違</p> <p>・泊の「炉心損傷の兆候等がある」の判断基準は、技術的能力1.16「重大事故時の全面マスクの着用」の手順着手の判断基準と同じ。（大飯及び女川との相違理由は技術的能力1.16まとめ資料にて整理）</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>緊急を要する作業例の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <p>フロー図の構成は大飯と同様、内容に実質的な相違なし。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.13 重大事故等に対処する要員の作業時における装備について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 初動対応時における装備</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な防護具(衣)類は、中央制御室、緊急時対策所に保管しており、当直課長及び全体指揮者の指示により、初動対応時から各自防護具(衣)類を装着するか、又は作業現場に携帯する。 <p>・炉心損傷の兆候がある場合には、放射性物質の放出が予想されることから、当直課長及び全体指揮者からの指示により、汚染防護服、全面マスク等を各自着用するとともに、個人線量計を携帯することにより、要員の外部被ばく線量を適切に管理する。</p> <p>・緊急を要する作業の場合は、全面マスク、個人線量計のみを着用し、作業者については後ほど更衣及び除染を行う。</p> <p>・高線量対応防護服(タンクステンベスト)着用時は作業効率が下がり、作業時間の増加に伴い被ばく線量が増加するため、移動を伴う作業において原則着用しない。</p> <p>・管理区域内で内部溢水が起こっている場所へのアクセスはアノラック、長靴を追加で着用する。</p>	<p>2. 初動対応時における装備</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な放射線防護具類は、放射線管理班長等が着用について判断した場合に速やかに着用できるよう、常時、中央制御室及び緊急時対策建屋に必要数を保管する。 <p>・重大事故等に対処する要員は、招集後、個人線量計（ガラスバッジ）を着用する。</p> <p>・重大事故等に対処する要員のうち現場作業を行う要員については、初動対応時から個人線量計（電子式線量計）を着用することにより、重大事故等に対処する要員の外部被ばく線量を適切に管理することが可能である。なお、作業現場に向かう際には、放射線防護具類を携帯する。</p> <p>・炉心損傷の兆候等がある場合には、放射性物質の放出が予想されることから、放射線管理班長等が放射線防護具類を判断し、重大事故等に対処する要員に着用を指示する。指示を受けた重大事故等に対処する要員は指示された放射線防護具類を着用する。</p> <p>・炉心損傷の兆候等がある場合、かつ、汚染防護服（タイプック）を着用する時間もない緊急を要する作業を実施する場合には、放射線管理班長等の指示の下、重大事故等に対処する要員は全面マスク等、綿手袋、ゴム手袋を着用して作業を実施する。なお、身体汚染が発生した場合には、作業後に更衣及び除染を実施する。</p> <p>・高線量対応防護服（タンクステンベスト）は、重量があることから、移動を伴う作業においては作業時間の増加に伴い被ばく線量が増加するため、原則着用しない。</p> <p>・管理区域内で内部溢水が起こっている場所や雨天時に作業を行う場合には、EVAスーツ、長靴、胴長靴等を追加で着用する。</p>	<p>2. 初動対応時における装備</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な放射線防護具類は、放管班長等が着用について判断した場合に速やかに着用できるよう、常時、中央制御室及び緊急時対策所に必要数を保管する。 <p>・重大事故等に対処する要員は、招集後、個人線量計（ガラスバッジ）を着用する。</p> <p>・重大事故等に対処する要員のうち現場作業を行う要員については、初動対応時から個人線量計（ポケット線量計）を着用することにより、重大事故等に対処する要員の外部被ばく線量を適切に管理することが可能である。なお、作業現場に向かう際には、放射線防護具類を携帯する。</p> <p>・炉心損傷の兆候等がある場合には、放射性物質の放出が予想されることから、放管班長等が放射線防護具類を判断し、重大事故等に対処する要員に着用を指示する。指示を受けた重大事故等に対処する要員は指示された放射線防護具類を着用する。</p> <p>・炉心損傷の兆候等がある場合、かつ、汚染防護服（タイプック）を着用する時間もない緊急を要する作業を実施する場合には、放管班長等の指示の下、重大事故等に対処する要員は全面マスク等、綿手袋、ゴム手袋を着用して作業を実施する。なお、身体汚染が発生した場合には、作業後に更衣及び除染を実施する。</p> <p>・高線量対応防護服（タンクステンベスト）は、重量があることから、移動を伴う作業においては作業時間の増加に伴い被ばく線量が増加するため、原則着用しない。</p> <p>・管理区域内で内部溢水が起こっている場所や雨天時に作業を行う場合には、アノラック、汚染作業用長靴、胴長靴等を追加で着用する。</p>	<p>【大飯・女川】名称の相違 【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】名称の相違(以降、相違理由は省略)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) 【女川】記載表現の相違 ・泊は兆候で統一している。(以降、相違理由を省略)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・高線量対応防護服(タンクステンベスト)着用時は作業効率が下がり、作業時間の増加に伴い被ばく線量が増加するため、移動を伴う作業において原則着用しない。</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>【女川】名称の相違(以降、相違理由を省略)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.13 重大事故等に対処する要員の作業時における装備について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																					
重大事故等対策要員の初動対応時における装備																																																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>着用基準</th><th>屋内</th><th>屋外</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人線量計</td><td>被ばくのおそれがある場合</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>綿手袋</td><td>身体汚染のおそれがある場合</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>汚染防護服（タイベック）・ゴム手袋等</td><td>身体汚染のおそれがある場合</td><td>△</td><td>○</td></tr> <tr> <td>アノラック・長靴（※胴長靴）</td><td>身体汚染のおそれがある場合（潤滑作業）</td><td>□</td><td>—</td></tr> <tr> <td>高線量対応防護服（タンガステンジャケット）</td><td>高線量下で移動を伴わない作業の場合</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>半面マスク</td><td>身体汚染のおそれがある場合</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>全面マスク</td><td>(内部被ばく防止)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>セルフエアセット</td><td></td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>○：必ず着用 △：緊急を要する作業以外は着用 —：着用不要 □：管理区域内で内部被水が起こっている場所へのアクセスのみ着用 ※：浸水水位が高い場合</p>  <p>放射線防護具類</p>	名称	着用基準	屋内	屋外	個人線量計	被ばくのおそれがある場合	○	○	綿手袋	身体汚染のおそれがある場合	○	○	汚染防護服（タイベック）・ゴム手袋等	身体汚染のおそれがある場合	△	○	アノラック・長靴（※胴長靴）	身体汚染のおそれがある場合（潤滑作業）	□	—	高線量対応防護服（タンガステンジャケット）	高線量下で移動を伴わない作業の場合	—	—	半面マスク	身体汚染のおそれがある場合	—	—	全面マスク	(内部被ばく防止)	○	○	セルフエアセット		—	—	<p>第1表 重大事故等に対処する要員の初動対応時における装備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th><th colspan="2">着用基準</th></tr> <tr> <th>軽微損傷の微候等あり</th><th>軽微損傷の微候等なし</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人線量計（ガラスバッジ）</td><td>現場作業を行っていない間も含め必ず着用</td><td>同左</td></tr> <tr> <td>個人線量計（電子式線量計）</td><td>現場作業を行っていない間も含め必ず着用</td><td>同左</td></tr> <tr> <td>綿手袋</td><td>必ず着用</td><td>管理区域内で身体汚染のおそれがある場合に着用</td></tr> <tr> <td>汚染防護服（タイベック）</td><td>緊急を要する作業を除き着用</td><td>管理区域内で身体汚染のおそれがある場合に着用</td></tr> <tr> <td>EVAスーツ、長靴、胴長靴</td><td>潤滑作業を行う場合に着用</td><td>管理区域内で身体汚染のおそれがある潤滑作業を行う場合に着用</td></tr> <tr> <td>高線量対応防護服（タンガステンベスト）</td><td>移動を伴わない高放射線量下での作業を行う場合に着用</td><td>同左</td></tr> <tr> <td>全面マスク等（全面マスク又は電動ファン付きマスク）</td><td>必ず着用</td><td>管理区域内で内部被ばくのおそれがある場合に着用</td></tr> <tr> <td>自給式呼吸器</td><td>酸欠等のおそれがある場合に着用</td><td>同左</td></tr> </tbody> </table> <p>○：必ず着用 △：緊急を要する作業以外は着用 —：着用不要 □：管理区域内で内部被水が起こっている場所へのアクセス時に着用 ※：浸水水位が高い場合に着用</p>  <p>放射線防護具類</p>	名称	着用基準		軽微損傷の微候等あり	軽微損傷の微候等なし	個人線量計（ガラスバッジ）	現場作業を行っていない間も含め必ず着用	同左	個人線量計（電子式線量計）	現場作業を行っていない間も含め必ず着用	同左	綿手袋	必ず着用	管理区域内で身体汚染のおそれがある場合に着用	汚染防護服（タイベック）	緊急を要する作業を除き着用	管理区域内で身体汚染のおそれがある場合に着用	EVAスーツ、長靴、胴長靴	潤滑作業を行う場合に着用	管理区域内で身体汚染のおそれがある潤滑作業を行う場合に着用	高線量対応防護服（タンガステンベスト）	移動を伴わない高放射線量下での作業を行う場合に着用	同左	全面マスク等（全面マスク又は電動ファン付きマスク）	必ず着用	管理区域内で内部被ばくのおそれがある場合に着用	自給式呼吸器	酸欠等のおそれがある場合に着用	同左	<p>表1 重大事故等に対処する要員の初動対応時における装備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>着用基準</th><th>屋内</th><th>屋外</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人線量計（ガラスバッジ）</td><td>現場作業を行っていない間も必ず着用</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>個人線量計（ポケット線量計）</td><td>被ばくのおそれがある場合</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>綿手袋</td><td>身体汚染のおそれがある場合</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>汚染防護服（タイベック）・ゴム手袋等</td><td>身体汚染のおそれがある場合</td><td>△</td><td>○</td></tr> <tr> <td>アノラック・汚染作業用長靴（※胴長靴）</td><td>身体汚染のおそれがある場合（潤滑作業）</td><td>□</td><td>—</td></tr> <tr> <td>高線量対応防護服（タンガステンベスト）</td><td>高線量下で移動を伴わない作業の場合</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>全面マスク等（全面マスク又は電動ファン付きマスク）</td><td>身体汚染のおそれがある場合（内部被ばく防止）</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>自給式呼吸器</td><td>酸欠等のおそれがある場合に着用</td><td>○</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p>○：必ず着用 △：緊急を要する作業以外は着用 —：着用不要 □：管理区域内で内部被水が起こっている場所へのアクセス時に着用 ※：浸水水位が高い場合に着用</p>  <p>放射線防護具類</p>	名 称	着用基準	屋内	屋外	個人線量計（ガラスバッジ）	現場作業を行っていない間も必ず着用	○	○	個人線量計（ポケット線量計）	被ばくのおそれがある場合	○	○	綿手袋	身体汚染のおそれがある場合	○	○	汚染防護服（タイベック）・ゴム手袋等	身体汚染のおそれがある場合	△	○	アノラック・汚染作業用長靴（※胴長靴）	身体汚染のおそれがある場合（潤滑作業）	□	—	高線量対応防護服（タンガステンベスト）	高線量下で移動を伴わない作業の場合	—	—	全面マスク等（全面マスク又は電動ファン付きマスク）	身体汚染のおそれがある場合（内部被ばく防止）	○	○	自給式呼吸器	酸欠等のおそれがある場合に着用	○	○	<p>【女川】記載方針の相違 表1の構成は大飯と同様。</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) ・個人線量計(ガラスバッジ)について記載した。</p> <p>【大飯】運用の相違 泊は全面マスクは使用しない。また、電動ファン付きマスクを使用する。(女川実績の反映)</p>
名称	着用基準	屋内	屋外																																																																																																					
個人線量計	被ばくのおそれがある場合	○	○																																																																																																					
綿手袋	身体汚染のおそれがある場合	○	○																																																																																																					
汚染防護服（タイベック）・ゴム手袋等	身体汚染のおそれがある場合	△	○																																																																																																					
アノラック・長靴（※胴長靴）	身体汚染のおそれがある場合（潤滑作業）	□	—																																																																																																					
高線量対応防護服（タンガステンジャケット）	高線量下で移動を伴わない作業の場合	—	—																																																																																																					
半面マスク	身体汚染のおそれがある場合	—	—																																																																																																					
全面マスク	(内部被ばく防止)	○	○																																																																																																					
セルフエアセット		—	—																																																																																																					
名称	着用基準																																																																																																							
	軽微損傷の微候等あり	軽微損傷の微候等なし																																																																																																						
個人線量計（ガラスバッジ）	現場作業を行っていない間も含め必ず着用	同左																																																																																																						
個人線量計（電子式線量計）	現場作業を行っていない間も含め必ず着用	同左																																																																																																						
綿手袋	必ず着用	管理区域内で身体汚染のおそれがある場合に着用																																																																																																						
汚染防護服（タイベック）	緊急を要する作業を除き着用	管理区域内で身体汚染のおそれがある場合に着用																																																																																																						
EVAスーツ、長靴、胴長靴	潤滑作業を行う場合に着用	管理区域内で身体汚染のおそれがある潤滑作業を行う場合に着用																																																																																																						
高線量対応防護服（タンガステンベスト）	移動を伴わない高放射線量下での作業を行う場合に着用	同左																																																																																																						
全面マスク等（全面マスク又は電動ファン付きマスク）	必ず着用	管理区域内で内部被ばくのおそれがある場合に着用																																																																																																						
自給式呼吸器	酸欠等のおそれがある場合に着用	同左																																																																																																						
名 称	着用基準	屋内	屋外																																																																																																					
個人線量計（ガラスバッジ）	現場作業を行っていない間も必ず着用	○	○																																																																																																					
個人線量計（ポケット線量計）	被ばくのおそれがある場合	○	○																																																																																																					
綿手袋	身体汚染のおそれがある場合	○	○																																																																																																					
汚染防護服（タイベック）・ゴム手袋等	身体汚染のおそれがある場合	△	○																																																																																																					
アノラック・汚染作業用長靴（※胴長靴）	身体汚染のおそれがある場合（潤滑作業）	□	—																																																																																																					
高線量対応防護服（タンガステンベスト）	高線量下で移動を伴わない作業の場合	—	—																																																																																																					
全面マスク等（全面マスク又は電動ファン付きマスク）	身体汚染のおそれがある場合（内部被ばく防止）	○	○																																																																																																					
自給式呼吸器	酸欠等のおそれがある場合に着用	○	○																																																																																																					

第2図 放射線防護具類

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.13 重大事故等に対処する要員の作業時における装備について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙</p> <p>運転員及び緊急安全対策要員の個別操作時間の設定について</p> <p>運転員及び緊急安全対策要員の個別操作時間については、訓練実績等に基づく現場への移動時間と現場での操作時間の算出により設定している。</p> <p>移動時間の算出は、重大事故等の状況を考慮した操作場所までの移動経路を設定したうえで、時間測定を行っている。また、現場環境（火災、溢水・薬品漏えい、地震、放射線、温度・湿度、照度、その他（騒音等））及び作業環境（装備（防護具等着用）、連絡手段、機器等、作業手順、作業体制、その他（高所作業等）における操作及び作業の内容の成立性についても確認している。</p> <p>1. 操作場所までの移動経路</p> <p>(1) 地震時の建屋損壊を想定し、耐震建屋を通るルートを設定する。</p> <p>(2) 全交流動力電源喪失等を考慮し、建屋照明等が使用できず建屋内が暗い状況を考慮する。</p> <p>(3) 放射線防護具を着用し現場へ移動することを考慮する。</p> <p>2. 操作場所の状況設定</p> <p>(1) 地震等を想定しても操作スペースは確保されている。重大事故等時の現場作業に影響の出ないよう、通常時より現場管理を実施している。</p> <p>(2) ルート設定と同様に、作業場所は照明の無い暗い状況での作業時間を考慮する。</p> <p>(3) 炉心損傷の兆候がある場合は、放射線防護具を着用した作業時間を考慮する。</p>	<p>3. 放射線防護具類の着用等による個別操作時間への影響について</p> <p>重大事故等に対処する要員の個別操作時間については、実績等に基づく現場への移動時間と現場での操作時間により算出している。</p> <p>移動時間については、重大事故等を考慮して設定されたアクセスルートによる現場への移動時間を測定しており、操作時間については、重大事故等を考慮した操作場所の状況（現場の状態、温度、湿度、照度及び放射線量）を仮定し、放射線防護具類の着用等を考慮の上、操作時間を算出している。</p> <p>ここでは、放射線防護具類の着用等の作業環境による個別操作時間への影響について評価する。</p> <p>(1) 操作場所までの移動経路について</p> <ul style="list-style-type: none"> a. アクセスルートとして設定したルートを移動経路とする。 b. 全交流動力電源喪失等により、建屋照明等が使用できず、建屋内が暗い状況を考慮する。 c. 炉心損傷の兆候等がある場合には、放射線防護具類を着用して現場へ移動することを考慮する。 <p>(2) 操作場所の状況設定について</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 地震等を想定しても操作スペースは確保可能とする。 b. 作業場所は照明のない暗い状況での作業を考慮する。 c. 炉心損傷の兆候等がある場合には、放射線防護具類を着用して作業することを考慮する。 	<p>3. 放射線防護具類の着用等による個別操作時間への影響について</p> <p>重大事故等に対処する要員の個別操作時間については、実績等に基づく現場への移動時間と現場での操作時間により算出している。</p> <p>移動時間については、重大事故等を考慮して設定されたアクセスルートによる現場への移動時間を測定しており、操作時間については、重大事故等を考慮した操作場所の状況（現場の状態、温度、湿度、照度及び放射線量）を仮定し、放射線防護具類の着用等を考慮の上、操作時間を算出している。</p> <p>ここでは、放射線防護具類の着用等の作業環境による個別操作時間への影響について評価する。</p> <p>(1) 操作場所までの移動経路について</p> <ul style="list-style-type: none"> a. アクセスルートとして設定したルートを移動経路とする。 b. 全交流動力電源喪失等により、建屋照明等が使用できず、建屋内が暗い状況を考慮する。 c. 炉心損傷の兆候等がある場合には、放射線防護具類を着用して現場へ移動することを考慮する。 <p>(2) 操作場所の状況設定について</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 地震等を想定しても操作スペースは確保可能とする。 b. 作業場所は照明のない暗い状況での作業を考慮する。 c. 炉心損傷の兆候等がある場合には、放射線防護具類を着用して作業することを考慮する。 	<p>【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)</p> <p>3. 項の資料構成全体を女川に合わせた。 大飯とは資料構成が異なることから女川と比較する。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.13 重大事故等に対する要員の作業時における装備について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 各操作・作業内容の成立性確認 重大事故等への対応に必要な操作及び作業について、現場環境（火災、溢水・薬品漏えい、地震、放射線、温度・湿度、照度、その他（騒音等））及び作業環境（装備（防護具等着用）、連絡手段、機器等、作業手順、作業体制、その他（高所作業等））に対する成立性の評価を行い、問題のないことを確認した。</p> <p>(1) 現場環境 a. 火災に対する評価 以下の観点で確認し、影響を受けることなく、操作及び作業することを確認した。 ・操作及び作業箇所には火災の発生源がなく、火災の影響を受けないこと。 ・火災が発生した場合には、消火活動の実施により操作及び作業環境を確保する。</p> <p>b. 溢水・薬品漏えいに対する評価 以下の観点で確認し、影響を受けることなく、操作及び作業することを確認した。 ・操作及び作業箇所において、溢水・薬品漏えいの影響を受ける箇所はないこと。 ・溢水・薬品漏えいの影響を受けた場合には、装備の装着等により操作及び作業を実施する。</p> <p>c. 地震に対する評価 以下の観点で確認し、影響を受けることなく、操作及び作業することを確認した。 ・地震の影響を受けることなく、操作及び作業を行うことができる。 ・地震による被害を受けた場合には、ガレキ除去要員等による復旧作業により、操作及び作業環境を確保する。</p> <p>d. 放射線に対する評価 以下の観点で確認し、適切な放射線管理が可能であること、身体汚染を回避できることを確認した。（図1） ・操作及び作業箇所において、高放射線となる、あるいは汚染することはないこと。 ・高放射線箇所、汚染のおそれのある箇所にて操作及び作業を実施する場合は、防護服、全面マスク等の防護具装着、あるいは要員の交替により、操作及び作業を実施する。</p> <p>e. 温度・湿度に対する評価 以下の観点で確認し、作業実施に当たって許容される温度・湿度であることを確認した。 ・操作及び作業箇所が、その実施に耐えうる温度、湿度であるこ</p>	<p>(3) 作業環境による個別操作時間への影響評価 操作時間に影響を与える作業環境を考慮し、「放射線防護具類を着用した状態での作業」、「暗所での作業」、「通信環境」について評価した結果、作業環境による個別操作時間への影響がないことを確認した。</p> <p>a. 放射線防護具類を着用した状態での作業評価 炉心損傷の兆候等がある場合には、放射線防護具類を着用して現場操作を実施することから、放射線防護具類を着用した状態での作業について評価を実施した。</p> <p>(a) 評価条件 初動作業時における放射線防護具類は、「2. 初動対応時ににおける装備」に基づき、放射線防護具類（全面マスク、汚染防護服等）を着用した上で、通常時との作業性を比較する。</p> <p>(b) 評価結果 放射線防護具類を着用しない状態での作業と比較すると、全面マスクにより視界が若干狭くなること及び全面マスクにより作業状況報告等を伝達する際には少し大きな声を出す必要があることが確認されたが、放射線防護具類を着用した状態であっても、個別操作時間に有意な影響がないことを確認した（第3図参照）。 なお、通常の全面マスクよりも容易に声を伝えることが可能な伝声器付き全面マスクについても導入し、訓練を行う。</p>  <p>第3図 放射線防護具類を着用した状態での作業状況</p>	<p>(3) 作業環境による個別操作時間への影響評価 操作時間に影響を与える作業環境を考慮し、「放射線防護具類を着用した状態での作業」、「暗所での作業」、「通信環境」について評価した結果、作業環境による個別操作時間への影響がないことを確認した。</p> <p>a. 放射線防護具類を着用した状態での作業評価 炉心損傷の兆候等がある場合には、放射線防護具類を着用して現場操作を実施することから、放射線防護具類を着用した状態での作業について評価を実施した。</p> <p>(a) 評価条件 初動作業時における放射線防護具類は、「2. 初動対応時ににおける装備」に基づき、放射線防護具類（全面マスク、汚染防護服等）を着用した上で、通常時との作業性を比較する。</p> <p>(b) 評価結果 放射線防護具類を着用しない状態での作業と比較すると、全面マスクにより視界が若干狭くなること及び全面マスクにより作業状況報告等を伝達する際には少し大きな声を出す必要があることが確認されたが、放射線防護具類を着用した状態であっても、個別操作時間に有意な影響がないことを確認した（図3参照）。 なお、通常の全面マスクよりも容易に声を伝えることが可能な伝声器付き全面マスクについても導入し、訓練を行う。</p>  <p>図3 放射線防護具類を着用した状態での作業状況</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.13 重大事故等に対処する要員の作業時における装備について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>と。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温度、湿度の観点で、長期の操作及び作業が困難と判断される場合は、要員の交替による対応等を行う。 <p>f. 照度に対する評価</p> <p>以下の観点で確認し、作業実施に当たって必要な明るさが確保されていることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作及び作業箇所において、必要な明るさが確保されていること。 ・必要な明るさが得られない状況でも、操作者はヘッドライト及びワーカーライトを携行することにより、必要な明るさを確保する。 <p>g. その他（騒音等）評価</p> <p>以下の観点で確認し、上記a.～f.以外の要因等によっても、その影響を受けずに操作及び作業できることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作及び作業箇所において、上記以外の操作及び作業に影響を与える要因等がないこと。 ・操作及び作業に影響を与える要因等がある場合にも、それを回避する等により、操作及び作業を実施する。 <p>(2) 作業環境</p> <p>a. 装備（防護具等着用）に対する評価</p> <p>以下の観点で確認し、作業実施に当たって必要な装備が確保できること、その装着によって作業性を阻害しないことを確認した。（図2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作及び作業箇所において、高線量、汚染のおそれのある箇所がないこと。 ・高線量、汚染のおそれがある場合においては、防護服、全面マスク等の防護具を装着し、操作及び作業を実施する。 <p>b. 連絡手段に対する評価</p> <p>以下の観点で確認し、作業実施に当たって必要な連絡手段が確保できることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作及び作業の実施に当たって、連絡手段が確保されていること。 ・通常の連絡手段（PHS等）が使用できない場合であっても、別途、手段を確保する。 	<p>b. 暗所での作業評価</p> <p>全交流動力電源喪失等により、建屋照明等が使用できない状況を想定し、暗所での作業性について評価を実施した。なお、中央制御室等に可搬型照明（SA）、可搬型照明（ヘッドライト）、可搬型照明（ランタン）及び可搬型照明（懐中電灯）が配備されている（第2表、図4参照）。</p> <p>(a) 評価条件</p> <p>暗所作業での成立性を確認するため、可搬型照明（SA、ヘッドライト）を使用して操作を実施する（図5参照）。</p> <p>(b) 評価結果</p> <p>可搬型照明（ヘッドライト）を使用することにより、操作場所への移動に必要な照度1ルクス^{※1}に対し、可搬型照明（ヘッドライト）から約2m離れた位置で約200ルクスの照度を確認し、問題なく移動可能であることを確認した。</p> <p>また、操作を行うために必要な照度200ルクス^{※2}に対し、中央制御室では可搬型照明（SA）を制御盤から約3mの位置に設置し、可搬型照明（SA）及び可搬型照明（ヘッドライト）を用いて、操作を行う盤面で約300ルクス以上の照度を確認しているとともに、可搬型照明（ヘッドライト）から約1m離れた位置で約600ルクスの照度を確認し、個別操作時間に有意な影響がないことを確認した。</p>	<p>b. 暗所での作業評価</p> <p>全交流動力電源喪失等により、建屋照明等が使用できない状況を想定し、暗所での作業性について評価を実施した。なお、中央制御室等に可搬型照明（SA）、可搬型照明（ヘッドライト）、可搬型照明（ワーカーライト）及び可搬型照明（懐中電灯）が配備されている（表2、図4参照）。</p> <p>(a) 評価条件</p> <p>暗所作業での成立性を確認するため、可搬型照明（SA）及び可搬型照明（ヘッドライト）を使用して操作を実施する（図5参照）。</p> <p>(b) 評価結果</p> <p>可搬型照明（ヘッドライト）を使用することにより、操作場所への移動に必要な照度1ルクス^{※1}に対し、可搬型照明（ヘッドライト）から約2m離れた位置で約200ルクスの照度を確認し、問題なく移動可能であることを確認した。</p> <p>また、無停電運転保安灯の設計値である照度床面20ルクス以上に対し、中央制御室では可搬型照明（SA）を制御盤から約2mの位置に設置し、可搬型照明（SA）及び可搬型照明（ヘッドライト）を用いて、操作を行う盤面で約180ルクスの照度を確認しているとともに、可搬型照明（ヘッドライト）から約1m離れた位置で約600ルクスの照度を確認し、個別操作時間に有意な影響がないことを確認した。</p>	<p>【女川】設備の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>【女川】運用の相違 泊及び大飯ではJIS Z 9125(2007)屋内作業場の照明基準において、屋内作業場の水平面照度の照度段階の最低値として定義されている20ルクス以上に対して、シミュレータ施設における点灯状況ではあるが、十分な照度を確認している。(詳細はDB26条まとめ資料にて整理)</p> <p>【女川】設備の相違</p>
	<p>なお、可搬型照明（SA、ヘッドライト）により、必要な照度は確保されるが、配光範囲が広い可搬型照明（ランタン）を併用した場合は、滞在場所周辺の照度も確保することができる（図5参照）。</p> <p>また、中央制御室において、複数人で作業する場合は、可搬型照明（ヘッドライト）により、複数箇所が照らされることで、広い範囲の照度を確保することができる（図5参照）。</p>	<p>なお、可搬型照明（SA）及び可搬型照明（ヘッドライト）により、必要な照度は確保されるが、配光範囲が広い可搬型照明（ワーカーライト）を併用した場合は、滞在場所周辺の照度も確保することができる（図5参照）。</p> <p>また、中央制御室において、複数人で作業する場合は、可搬型照明（ヘッドライト）により、複数箇所が照らされることで、広い範囲の照度を確保することができる（図5参照）。</p>	<p>※1 建築基準法施行令第126条の五に定める非常用の照明装置に要求される照度</p> <p>※2 「JIS Z 9110 照明基準総則」、「5 照明要件一覧表」、「表10 工場」、より「制御室」にあたる照度</p>
			<p>※1 建築基準法施行令第126条の五に定める非常用の照明装置に要求される照度</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.13 重大事故等に対処する要員の作業時における装備について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
<p>c. 機器等に対する評価 以下の観点で確認し、必要な機器等が準備されていることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 操作及び作業の実施に当たって、必要な機器等が配置されていること。 故障等が発生した場合においても、代替機器等を確保する。 接続、操作が容易であること。 <p>d. 作業手順に対する評価 以下の観点で確認し、操作及び作業手順が定められていることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事故時操作所則あるいはSA所達に定められている（案が作成されている）こと。 <p>e. 作業体制に対する評価 以下の観点で確認し、初動作業体制、継続性が必要な操作及び作業についての作業体制が確保できることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 初動対応及び初動後継続して実施する操作及び作業については、運転員又は緊急安全対策要員により体制が確保されていること。 <p>f. その他（高所作業等）評価 以下の観点で確認し、上記a.～e.以外の要因等によっても、その影響を受けずに操作及び作業できることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 操作及び作業箇所において、上記以外の操作及び作業に影響を与える要因等がないこと。 操作及び作業に影響を与える要因等がある場合にも、それを回避する等により、操作及び作業を実施する。 	<p>第2表 可搬型照明</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>電源種別</th> <th>数量[※]</th> <th>保管場所[※]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型照明（SA）</td> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>7個</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>可搬型照明（ヘッドライト）</td> <td>乾電池</td> <td>10個 100個 4個 60個</td> <td>中央制御室 緊急時対策所 中央制御室 緊急時対策所</td> </tr> <tr> <td>可搬型照明（ランタン）</td> <td>乾電池</td> <td>10個</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>可搬型照明（懐中電灯）</td> <td>乾電池</td> <td>10個</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table> <p>※数量、保管場所については、今後の検討により変更となる可能性がある。</p> <p>可搬型照明（SA）  可搬型照明（ヘッドライト）  可搬型照明（ランタン）  可搬型照明（懐中電灯） </p> <p>第4図 可搬型照明</p>	名称	電源種別	数量 [※]	保管場所 [※]	可搬型照明（SA）	常設代替交流電源設備	7個	中央制御室	可搬型照明（ヘッドライト）	乾電池	10個 100個 4個 60個	中央制御室 緊急時対策所 中央制御室 緊急時対策所	可搬型照明（ランタン）	乾電池	10個	中央制御室	可搬型照明（懐中電灯）	乾電池	10個	中央制御室	<p>表2 可搬型照明</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>電源種別</th> <th>数量[※]</th> <th>保管場所[※]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型照明（SA）</td> <td>バッテリ</td> <td>4個</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>可搬型照明（ヘッドライト）</td> <td>乾電池</td> <td>12個 60個 10個 60個</td> <td>中央制御室 緊急時対策所指揮所 中央制御室 緊急時対策所指揮所</td> </tr> <tr> <td>可搬型照明（ワークライト）</td> <td>乾電池</td> <td>12個</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>可搬型照明（懐中電灯）</td> <td>乾電池</td> <td>12個</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table> <p>※数量、保管場所については、今後の検討により変更となる可能性がある。</p> <p>可搬型照明（SA）  可搬型照明（ヘッドライト）  可搬型照明（ワークライト）  可搬型照明（懐中電灯） </p> <p>図4 可搬型照明</p>	名称	電源種別	数量 [※]	保管場所 [※]	可搬型照明（SA）	バッテリ	4個	中央制御室	可搬型照明（ヘッドライト）	乾電池	12個 60個 10個 60個	中央制御室 緊急時対策所指揮所 中央制御室 緊急時対策所指揮所	可搬型照明（ワークライト）	乾電池	12個	中央制御室	可搬型照明（懐中電灯）	乾電池	12個	中央制御室	
名称	電源種別	数量 [※]	保管場所 [※]																																								
可搬型照明（SA）	常設代替交流電源設備	7個	中央制御室																																								
可搬型照明（ヘッドライト）	乾電池	10個 100個 4個 60個	中央制御室 緊急時対策所 中央制御室 緊急時対策所																																								
可搬型照明（ランタン）	乾電池	10個	中央制御室																																								
可搬型照明（懐中電灯）	乾電池	10個	中央制御室																																								
名称	電源種別	数量 [※]	保管場所 [※]																																								
可搬型照明（SA）	バッテリ	4個	中央制御室																																								
可搬型照明（ヘッドライト）	乾電池	12個 60個 10個 60個	中央制御室 緊急時対策所指揮所 中央制御室 緊急時対策所指揮所																																								
可搬型照明（ワークライト）	乾電池	12個	中央制御室																																								
可搬型照明（懐中電灯）	乾電池	12個	中央制御室																																								

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.13 重大事故等に対処する要員の作業時における装備について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 作業服+タイベック+全面マスク	 個人線量計	 シミュレータ施設で可搬型照明 (SA) を使用した状態	 シミュレータ施設で可搬型照明 (ヘッドライト) を複数人で使用した状態
 可搬式代替低圧注水ポンプ取扱い作業（訓練）	 通常状態	 可搬型照明 (懐中電灯) を使用した状態	 可搬型照明 (ヘッドライト) を使用した状態
 放射線防護具を着用した状態での作業状況	 可搬型照明 (ヘッドライト) を使用した状態	 可搬型照明 (ヘッドライト) を併用した状態	 可搬型照明 (ワーカーライト) を併用した状態
	 可搬型照明 (ランタン) を併用した状態	 可搬型照明 (ワーカーライト) を使用した状態	
	 可搬型照明 (ランタン) を併用した状態	 可搬型照明 (ワーカーライト) を併用した状態	
		 可搬型照明 (ワーカーライト) を使用した状態	

第5図 可搬型照明 (SA, ヘッドライト等) を使用した状態での作業状況

図5 可搬型照明 (SA, ヘッドライト等) を使用した状態での作業状況

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.13 重大事故等に対処する要員の作業時における装備について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 通信環境の評価</p> <p>(a) 評価条件</p> <p>中央制御室、緊急時対策所及び現場間での通信手段として、送受話器（ペーペイ）（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、携行型通話装置（中継用ケーブルを含む。）、無線連絡設備及び衛星電話設備の通信連絡設備を整備している。</p> <p>通信連絡設備の環境条件における健全性については、設置許可基準規則第62条適合性説明資料「設置許可基準規則第43条第1項への適合方針」参照 (第6図参照)。</p> <p>(b) 評価結果</p> <p>重大事故等が発生した場合であっても、整備している通信連絡設備により、通常時と同等の通信環境が保持可能であり、個別操作時間に有意な影響はないと評価する。屋内外における通信連絡設備の通話状況確認について別紙1に示す。</p> <p>また、炉心損傷の兆候等がある場合には、放射線防護具類（全面マスク及び自給式呼吸器）を着用し、作業状況報告等のための通話を実施するが、着用しない状況より大きな声を出す必要があるものの通話可能であり、個別操作時間に有意な影響がないことを確認している。</p> <p>なお、通常の全面マスクよりも容易に声を伝えることが可能な伝声器付き全面マスクについても導入し、訓練を行う。</p>  <p>送受話器（ペーペイ） (警報装置を含む。)</p> <p>電力保安通信用電話設備 (PHS端末)</p>  <p>携行型通話装置</p>  <p>無線連絡設備 (無線連絡設備(携帯型))</p>  <p>衛星電話設備 (衛星電話設備(携帯型))</p> <p>第6図 通信連絡設備（イメージ）</p>	<p>c. 通信環境の評価</p> <p>(a) 評価条件</p> <p>中央制御室、緊急時対策所及び現場間での通信手段として、運転指令設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、携行型通話装置（通話装置用ケーブルを含む。）、無線連絡設備及び衛星電話設備の通信連絡設備を整備している。</p> <p>通信連絡設備の環境条件における健全性については、設置許可基準規則第62条適合性説明資料「設置許可基準規則第43条第1項への適合方針」参照 (図6参照)。</p> <p>(b) 評価結果</p> <p>重大事故等が発生した場合であっても、整備している通信連絡設備により、通常時と同等の通信環境が保持可能であり、個別操作時間に有意な影響はないと評価する。</p> <p>また、炉心損傷の兆候等がある場合には、放射線防護具類（全面マスク及び自給式呼吸器）を着用し、作業状況報告等のための通話を実施するが、着用しない状況より大きな声を出す必要があるものの通話可能であり、個別操作時間に有意な影響がないことを確認している。</p> <p>なお、通常の全面マスクよりも容易に声を伝えることが可能な伝声器付き全面マスクについても導入し、訓練を行う。</p>  <p>運転指令設備（警報装置を含む。）</p>  <p>電力保安通信用電話設備 保安電話（携帯）</p>  <p>携行型通話装置</p>  <p>無線連絡設備 (無線連絡設備(携帯型))</p>  <p>衛星電話設備 (衛星電話設備(携帯型))</p> <p>図6 通信連絡設備（イメージ）</p>	<p>【女川】名称の相違 【女川】名称の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 屋内外における通信連絡設備の取付箇所を明示した図面については、設工認可書で示す。(島根と同様)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.13 重大事故等に対処する要員の作業時における装備について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉 別紙1 屋内外における通信連絡設備の通話状況確認について	泊発電所3号炉	相違理由 【女川】記載方針の相違 屋内外における通信連絡設備の取付箇所を明示した図面については、設工認段階で示す。(島根と同様)
	<p>1. 発電所の屋外において、通信連絡設備が確実に機能することを以下のように確認した。</p> <p>(1)送受話器(ペーディング)及び電力保安通信用電話設備(PHS端末)</p> <p>a.方法：発電所屋外の現場(機器設置箇所)において、中央制御室との通話が可能であることを確認する。確認方法は、実際に通話をを行い確認する。</p> <p>b.結果：通信状況は良好であること(必要箇所での通話が可能であること。)を確認した。屋外での確認箇所を第1-1図、屋内での確認箇所を第2-1~2-5図及び第2-7~2-15図に示す。</p> <p>(2)無線連絡設備及び衛星電話設備</p> <p>a.方法：発電所構内(屋外)において、屋外アンテナ設置予定箇所である緊急時対策建屋建設予定地及び2号炉原子炉建屋屋上との通話が可能であることを確認する。確認方法は実際に通話をを行い、感度及びSメータ値で確認する。</p> <p>b.結果：通信状況は良好であること(必要箇所での通話が可能であること。)を確認した。無線連絡設備の屋外での確認箇所を第1-2図、衛星電話設備の屋外での確認箇所を第1-3図に示す。また、無線連絡設備(固定型)及び衛星電話設備(固定型)の設置箇所を第2-15~2-16図に示す。</p> <p>2.以下の通信連絡設備は、通信連絡する必要のある場所と確実に通話可能な構成及び配置とする。</p> <p>(1)携行型通話装置</p> <p>中央制御室に設置する専用接続箱と現場(屋内)に設置する専用接続箱は専用通信線で接続されており、専用接続箱の設置場所において、携行型通話装置と専用接続箱をケーブルで接続することで中央制御室と確実に通信連絡が可能である。</p> <p>携行型通話装置(専用接続箱)の設置箇所を第2-3図、第2-5~2-7図、第2-9~2-10図、第2-12~2-15図に示す。</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.13 重大事故等に対処する要員の作業時における装備について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

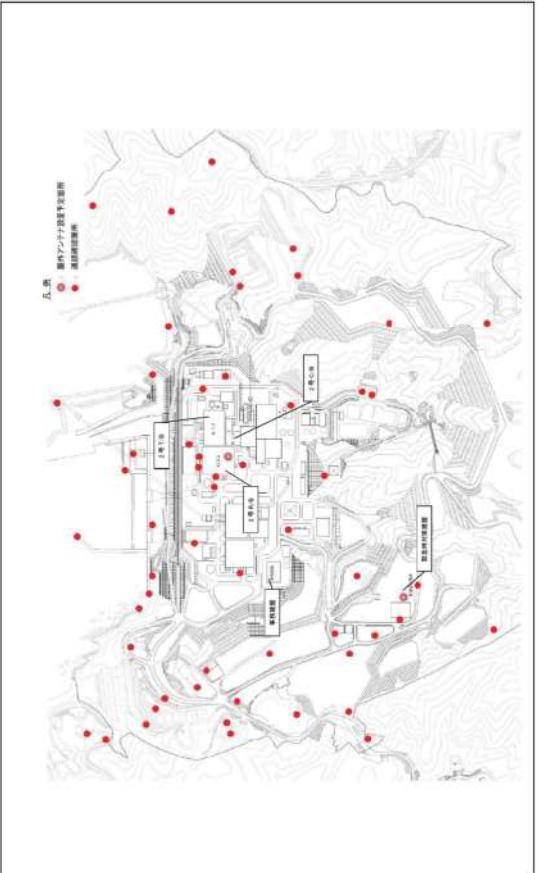
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.13 重大事故等に対処する要員の作業時における装備について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

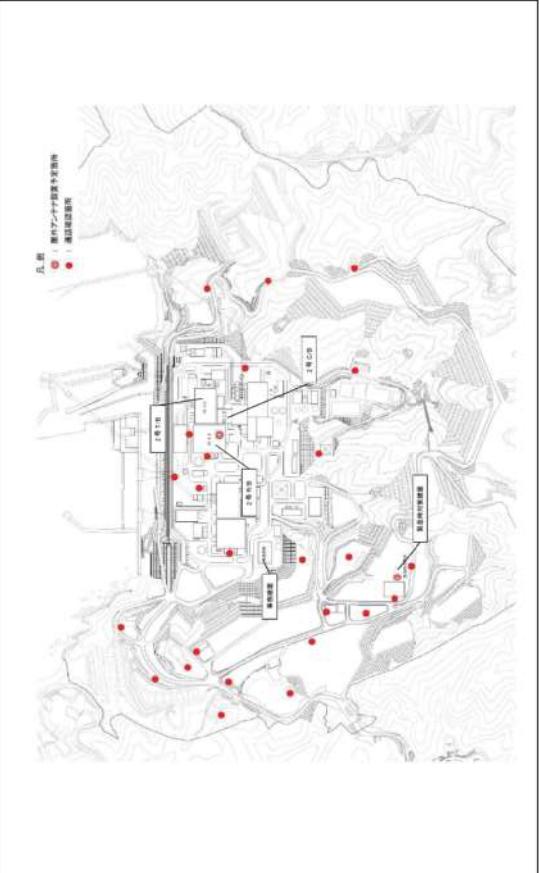
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第1-2図 屋外における通話状況の確認箇所（無線連絡設備） (発電所構内「屋外」)</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.13 重大事故等に対処する要員の作業時における装備について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

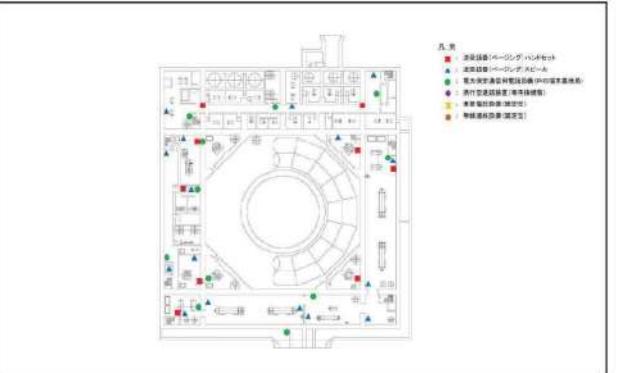
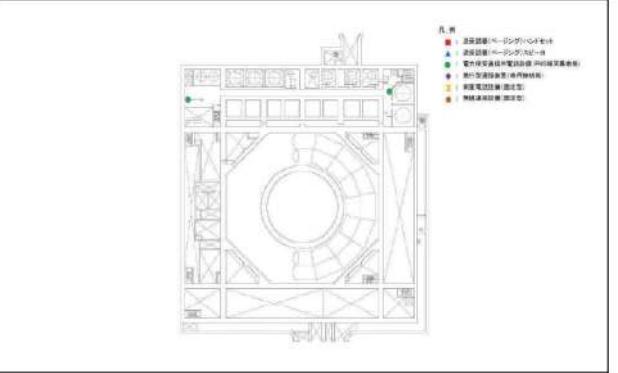
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第1-3図 屋外における運転状況の確認箇所（荷役施設設備） (発電所構内・屋外)</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.13 重大事故等に対処する要員の作業時における装備について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

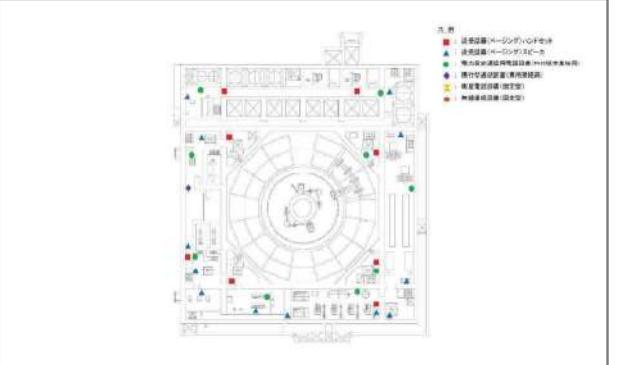
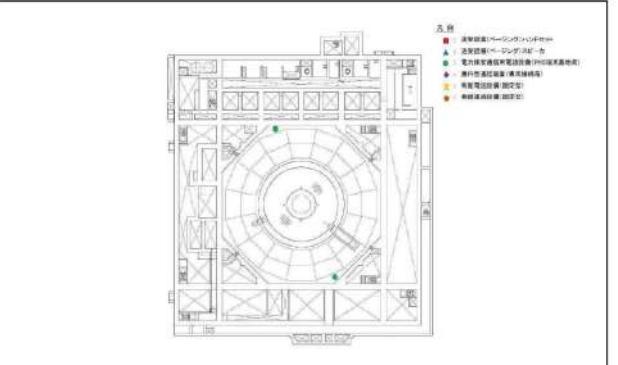
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第2-1図 屋内における通信状況の確認箇所 (送受話器、電力保安通信用電話設備、衛星電話設備、無線連絡設備、携行型通話装置) (原子炉建屋地下3階)</p>		
	 <p>第2-2図 屋内における通信状況の確認箇所 (送受話器、電力保安通信用電話設備、衛星電話設備、無線連絡設備、携行型通話装置) (原子炉建屋地下中3階)</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.13 重大事故等に対処する要員の作業時における装備について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

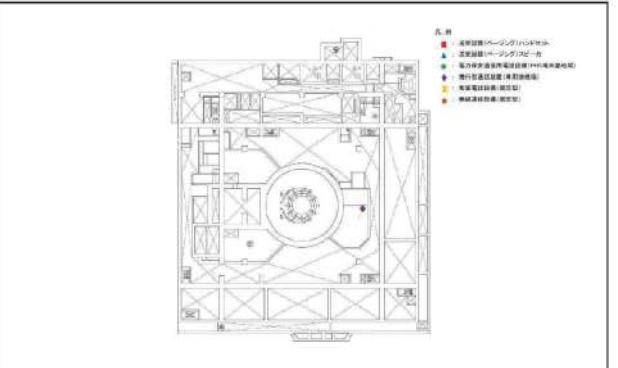
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第2-3図 屋内における通信状況の確認箇所 (送受話器、電力保安通信用電話設備、衛星電話設備、無線連絡設備、携行型通話装置) (原子炉建屋地下2階)</p>		
	 <p>第2-4図 屋内における通信状況の確認箇所 (送受話器、電力保安通信用電話設備、衛星電話設備、無線連絡設備、携行型通話装置) (原子炉建屋地下中2階)</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.13 重大事故等に対処する要員の作業時における装備について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

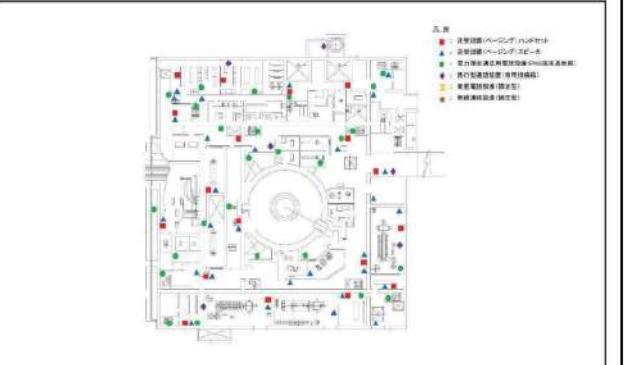
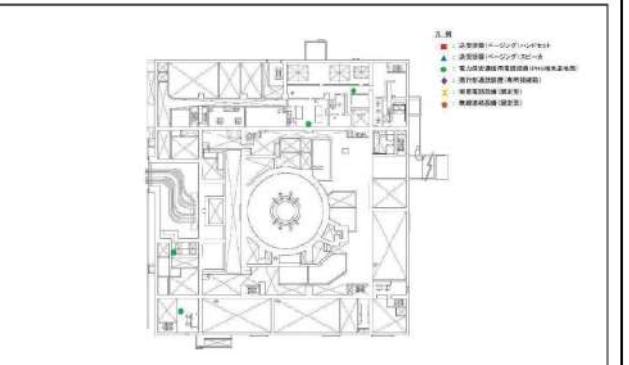
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第2-5図 屋内における通信状況の確認箇所 (送受話器、電力保安通信用電話設備、衛星電話設備、無線連絡設備、携行型通話装置) (原子炉建屋地下1階)</p>		
	 <p>第2-6図 屋内における通信状況の確認箇所 (送受話器、電力保安通信用電話設備、衛星電話設備、無線連絡設備、携行型通話装置) (原子炉建屋地下中1階)</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.13 重大事故等に対処する要員の作業時における装備について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

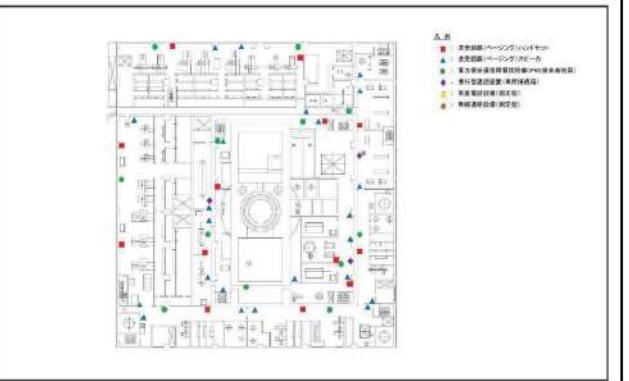
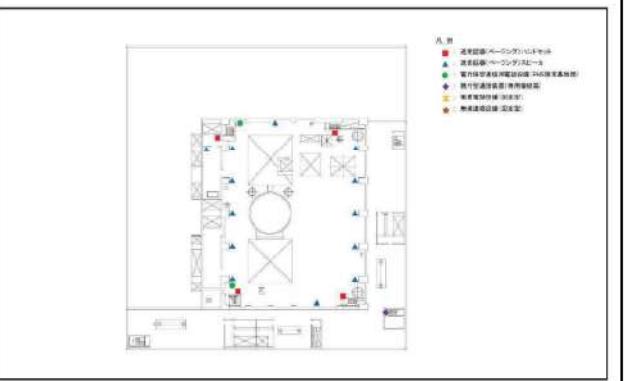
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第2-7図 屋内における通信状況の確認箇所 (送受話器、電力保安用電話設備、衛星電話設備、無線連絡設備、携行型通話装置) (原子炉建屋地上1階)</p>		
	 <p>第2-8図 屋内における通信状況の確認箇所 (送受話器、電力保安用電話設備、衛星電話設備、無線連絡設備、携行型通話装置) (原子炉建屋地上中2階)</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.13 重大事故等に対処する要員の作業時における装備について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

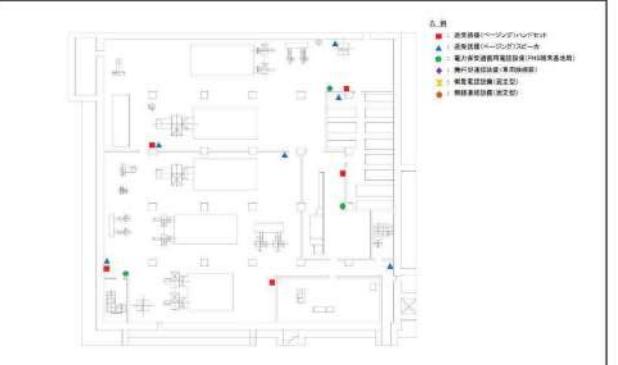
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第2-9図 屋内における通信状況の確認箇所 (送受話器、電力保安通信用電話設備、衛星電話設備、無線連絡設備、携行型通話装置) (原子炉建屋地上2階)</p>		
	 <p>第2-10図 屋内における通信状況の確認箇所 (送受話器、電力保安通信用電話設備、衛星電話設備、無線連絡設備、携行型通話装置) (原子炉建屋地上3階)</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.13 重大事故等に対処する要員の作業時における装備について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

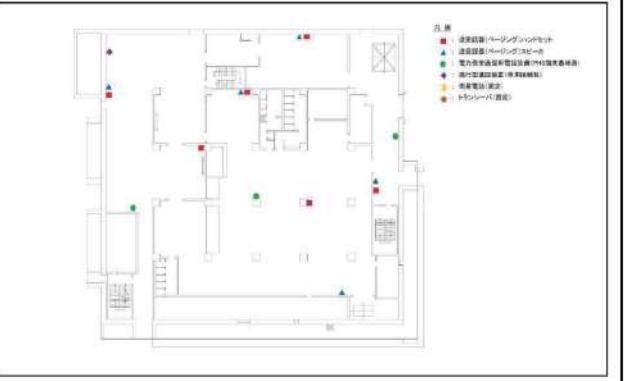
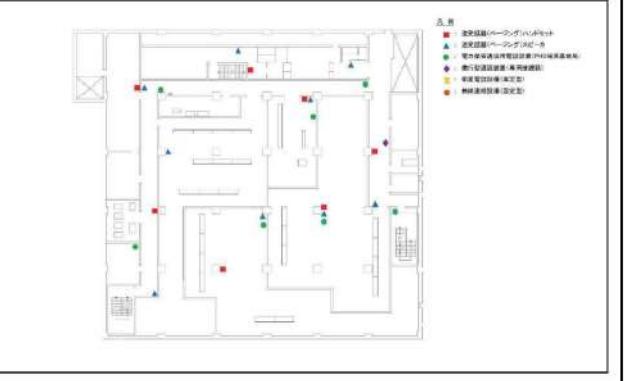
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第2-11図 屋内における通信状況の確認箇所 (送受話器、電力保安通信用電話設備、衛星電話設備、無線連絡設備、携行型通話装置) (制御建屋地下2階)</p>		
	 <p>第2-12図 屋内における通信状況の確認箇所 (送受話器、電力保安通信用電話設備、衛星電話設備、無線連絡設備、携行型通話装置) (制御建屋地下1階)</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.13 重大事故等に対処する要員の作業時における装備について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第2-13図 屋内における通信状況の確認箇所 (送受話器、電力保安通信用電話設備、衛星電話設備、無線連絡設備、携行型通話装置) (制御建屋地上1階)</p>		
	 <p>第2-14図 屋内における通信状況の確認箇所 (送受話器、電力保安通信用電話設備、衛星電話設備、無線連絡設備、携行型通話装置) (制御建屋地上2階)</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0.13 重大事故等に対処する要員の作業時における装備について

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第2-15図 屋内における通信状況の確認箇所 (送受話器、電力保安通信用電話設備、衛星電話設備、無線連絡設備、携行型通話装置) (制御建屋地上3階)</p>		
	 <p>第2-16図 屋内における通信状況の確認箇所 (衛星電話設備、無線連絡設備) (緊急時対策建屋地下2階)</p> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>		

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料 1.0.14 技術的能力対応手段と運転手順書との関連表</p>	<p>添付資料 1.0.14 技術的能力対応手段と有効性評価 比較表 技術的能力対応手段と運転手順等 比較表 ＜目次＞ 第1表 技術的能力対応手段と有効性評価 比較表.....1.0.14-1 第2表 技術的能力対応手段と運転手順等 比較表.....1.0.14-7</p>	<p>添付資料 1.0.14 技術的能力対応手段と有効性評価 比較表 技術的能力対応手段と運転手順 比較表 ＜目次＞ 表1 技術的能力対応手段と有効性評価比較表.....1.0.14-1 表2 技術的能力対応手段と運転手順等比較表.....1.0.14-32</p>	<p>炉型の相違により、有効性評価における重要事故シーケンス等、整備する対応手順が異なることから、先行PWRと比較する。</p> <p>表1 技術的能力対応手段と有効性評価比較表について、大飯資料がないため、主に伊方と比較し、伊方資料に記載がない部分については玄海と比較する。</p> <p>表2 技術的能力対応手段と運転手順等比較表については、大飯と比較するが、大飯資料に記載がない部分については伊方又は玄海と比較する。</p>

1.0.14 技術的能力対応手段と有効性評価 比較表

技術的能力対応手段と運転手順等 比較表

自發電所 3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電

大飯発電所3／4号炉

1.0.14 技術的能力対応手段と有効性評価 比較表
技術的能力対応手段と運転手順等 比較表

【比較のため、伊方発電所 3号炉まとめ資料から引用】

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.14 技術的能力対応手段と有効性評価 比較表 技術的能力対応手段と運転手順等 比較表

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3／4号炉												泊発電所3号炉												相違理由
【比較のため、前頁より再掲】																								
項目	技術手段	技術手段	項目	技術手段	技術手段																			
1. 1	1. 1. 1	1. 1. 2	1. 1. 3	1. 1. 4	1. 1. 5	1. 1. 6	1. 1. 7	1. 1. 8	1. 1. 9	1. 1. 10	1. 1. 11	1. 1. 12	1. 1. 13	1. 1. 14	1. 1. 15	1. 1. 16	1. 1. 17	1. 1. 18	1. 1. 19	1. 1. 20	1. 1. 21	1. 1. 22	1. 1. 23	
1. 2	1. 2. 1	1. 2. 2	1. 2. 3	1. 2. 4	1. 2. 5	1. 2. 6	1. 2. 7	1. 2. 8	1. 2. 9	1. 2. 10	1. 2. 11	1. 2. 12	1. 2. 13	1. 2. 14	1. 2. 15	1. 2. 16	1. 2. 17	1. 2. 18	1. 2. 19	1. 2. 20	1. 2. 21	1. 2. 22	1. 2. 23	
1. 3	1. 3. 1	1. 3. 2	1. 3. 3	1. 3. 4	1. 3. 5	1. 3. 6	1. 3. 7	1. 3. 8	1. 3. 9	1. 3. 10	1. 3. 11	1. 3. 12	1. 3. 13	1. 3. 14	1. 3. 15	1. 3. 16	1. 3. 17	1. 3. 18	1. 3. 19	1. 3. 20	1. 3. 21	1. 3. 22	1. 3. 23	
1. 4	1. 4. 1	1. 4. 2	1. 4. 3	1. 4. 4	1. 4. 5	1. 4. 6	1. 4. 7	1. 4. 8	1. 4. 9	1. 4. 10	1. 4. 11	1. 4. 12	1. 4. 13	1. 4. 14	1. 4. 15	1. 4. 16	1. 4. 17	1. 4. 18	1. 4. 19	1. 4. 20	1. 4. 21	1. 4. 22	1. 4. 23	
1. 5	1. 5. 1	1. 5. 2	1. 5. 3	1. 5. 4	1. 5. 5	1. 5. 6	1. 5. 7	1. 5. 8	1. 5. 9	1. 5. 10	1. 5. 11	1. 5. 12	1. 5. 13	1. 5. 14	1. 5. 15	1. 5. 16	1. 5. 17	1. 5. 18	1. 5. 19	1. 5. 20	1. 5. 21	1. 5. 22	1. 5. 23	
1. 6	1. 6. 1	1. 6. 2	1. 6. 3	1. 6. 4	1. 6. 5	1. 6. 6	1. 6. 7	1. 6. 8	1. 6. 9	1. 6. 10	1. 6. 11	1. 6. 12	1. 6. 13	1. 6. 14	1. 6. 15	1. 6. 16	1. 6. 17	1. 6. 18	1. 6. 19	1. 6. 20	1. 6. 21	1. 6. 22	1. 6. 23	
1. 7	1. 7. 1	1. 7. 2	1. 7. 3	1. 7. 4	1. 7. 5	1. 7. 6	1. 7. 7	1. 7. 8	1. 7. 9	1. 7. 10	1. 7. 11	1. 7. 12	1. 7. 13	1. 7. 14	1. 7. 15	1. 7. 16	1. 7. 17	1. 7. 18	1. 7. 19	1. 7. 20	1. 7. 21	1. 7. 22	1. 7. 23	
1. 8	1. 8. 1	1. 8. 2	1. 8. 3	1. 8. 4	1. 8. 5	1. 8. 6	1. 8. 7	1. 8. 8	1. 8. 9	1. 8. 10	1. 8. 11	1. 8. 12	1. 8. 13	1. 8. 14	1. 8. 15	1. 8. 16	1. 8. 17	1. 8. 18	1. 8. 19	1. 8. 20	1. 8. 21	1. 8. 22	1. 8. 23	
1. 9	1. 9. 1	1. 9. 2	1. 9. 3	1. 9. 4	1. 9. 5	1. 9. 6	1. 9. 7	1. 9. 8	1. 9. 9	1. 9. 10	1. 9. 11	1. 9. 12	1. 9. 13	1. 9. 14	1. 9. 15	1. 9. 16	1. 9. 17	1. 9. 18	1. 9. 19	1. 9. 20	1. 9. 21	1. 9. 22	1. 9. 23	
1. 10	1. 10. 1	1. 10. 2	1. 10. 3	1. 10. 4	1. 10. 5	1. 10. 6	1. 10. 7	1. 10. 8	1. 10. 9	1. 10. 10	1. 10. 11	1. 10. 12	1. 10. 13	1. 10. 14	1. 10. 15	1. 10. 16	1. 10. 17	1. 10. 18	1. 10. 19	1. 10. 20	1. 10. 21	1. 10. 22	1. 10. 23	
1. 11	1. 11. 1	1. 11. 2	1. 11. 3	1. 11. 4	1. 11. 5	1. 11. 6	1. 11. 7	1. 11. 8	1. 11. 9	1. 11. 10	1. 11. 11	1. 11. 12	1. 11. 13	1. 11. 14	1. 11. 15	1. 11. 16	1. 11. 17	1. 11. 18	1. 11. 19	1. 11. 20	1. 11. 21	1. 11. 22	1. 11. 23	
1. 12	1. 12. 1	1. 12. 2	1. 12. 3	1. 12. 4	1. 12. 5	1. 12. 6	1. 12. 7	1. 12. 8	1. 12. 9	1. 12. 10	1. 12. 11	1. 12. 12	1. 12. 13	1. 12. 14	1. 12. 15	1. 12. 16	1. 12. 17	1. 12. 18	1. 12. 19	1. 12. 20	1. 12. 21	1. 12. 22	1. 12. 23	
1. 13	1. 13. 1	1. 13. 2	1. 13. 3	1. 13. 4	1. 13. 5	1. 13. 6	1. 13. 7	1. 13. 8	1. 13. 9	1. 13. 10	1. 13. 11	1. 13. 12	1. 13. 13	1. 13. 14	1. 13. 15	1. 13. 16	1. 13. 17	1. 13. 18	1. 13. 19	1. 13. 20	1. 13. 21	1. 13. 22	1. 13. 23	
1. 14	1. 14. 1	1. 14. 2	1. 14. 3	1. 14. 4	1. 14. 5	1. 14. 6	1. 14. 7	1. 14. 8	1. 14. 9	1. 14. 10	1. 14. 11	1. 14. 12	1. 14. 13	1. 14. 14	1. 14. 15	1. 14. 16	1. 14. 17	1. 14. 18	1. 14. 19	1. 14. 20	1. 14. 21	1. 14. 22	1. 14. 23	
1. 15	1. 15. 1	1. 15. 2	1. 15. 3	1. 15. 4	1. 15. 5	1. 15. 6	1. 15. 7	1. 15. 8	1. 15. 9	1. 15. 10	1. 15. 11	1. 15. 12	1. 15. 13	1. 15. 14	1. 15. 15	1. 15. 16	1. 15. 17	1. 15. 18	1. 15. 19	1. 15. 20	1. 15. 21	1. 15. 22	1. 15. 23	
1. 16	1. 16. 1	1. 16. 2	1. 16. 3	1. 16. 4	1. 16. 5	1. 16. 6	1. 16. 7	1. 16. 8	1. 16. 9	1. 16. 10	1. 16. 11	1. 16. 12	1. 16. 13	1. 16. 14	1. 16. 15	1. 16. 16	1. 16. 17	1. 16. 18	1. 16. 19	1. 16. 20	1. 16. 21	1. 16. 22	1. 16. 23	
1. 17	1. 17. 1	1. 17. 2	1. 17. 3	1. 17. 4	1. 17. 5	1. 17. 6	1. 17. 7	1. 17. 8	1. 17. 9	1. 17. 10	1. 17. 11	1. 17. 12	1. 17. 13	1. 17. 14	1. 17. 15	1. 17. 16	1. 17. 17	1. 17. 18	1. 17. 19	1. 17. 20	1. 17. 21	1. 17. 22	1. 17. 23	
1. 18	1. 18. 1	1. 18. 2	1. 18. 3	1. 18. 4	1. 18. 5	1. 18. 6	1. 18. 7	1. 18. 8	1. 18. 9	1. 18. 10	1. 18. 11	1. 18. 12	1. 18. 13	1. 18. 14	1. 18. 15	1. 18. 16	1. 18. 17	1. 18. 18	1. 18. 19	1. 18. 20	1. 18. 21	1. 18. 22	1. 18. 23	
1. 19	1. 19. 1	1. 19. 2	1. 19. 3	1. 19. 4	1. 19. 5	1. 19. 6	1. 19. 7	1. 19. 8	1. 19. 9	1. 19. 10	1. 19. 11	1. 19. 12	1. 19. 13	1. 19. 14	1. 19. 15	1. 19. 16	1. 19. 17	1. 19. 18	1. 19. 19	1. 19. 20	1. 19. 21	1. 19. 22	1. 19. 23	
1. 20	1. 20. 1	1. 20. 2	1. 20. 3	1. 20. 4	1. 20. 5	1. 20. 6	1. 20. 7	1. 20. 8	1. 20. 9	1. 20. 10	1. 20. 11	1. 20. 12	1. 20. 13	1. 20. 14	1. 20. 15	1. 20. 16	1. 20. 17	1. 20. 18	1. 20. 19	1. 20. 20	1. 20. 21	1. 20. 22	1. 20. 23	
1. 21	1. 21. 1	1. 21. 2	1. 21. 3	1. 21. 4	1. 21. 5	1. 21. 6	1. 21. 7	1. 21. 8	1. 21. 9	1. 21. 10	1. 21. 11	1. 21. 12	1. 21. 13	1. 21. 14	1. 21. 15	1. 21. 16	1. 21. 17	1. 21. 18	1. 21. 19	1. 21. 20	1. 21. 21	1. 21. 22	1. 21. 23	
1. 22	1. 22. 1	1. 22. 2	1. 22. 3	1. 22. 4	1. 22. 5	1. 22. 6	1. 22. 7	1. 22. 8	1. 22. 9	1. 22. 10	1. 22. 11	1. 22. 12	1. 22. 13	1. 22. 14	1. 22. 15	1. 22. 16	1. 22. 17	1. 22. 18	1. 22. 19	1. 22. 20	1. 22. 21	1. 22. 22	1. 22. 23	
1. 23	1. 23. 1	1. 23. 2	1. 23. 3	1. 23. 4	1. 23. 5	1. 23. 6	1. 23. 7	1. 23. 8	1. 23. 9	1. 23. 10	1. 23. 11	1. 23. 12	1. 23. 13	1. 23. 14	1. 23. 15	1. 23. 16	1. 23. 17	1. 23. 18	1. 23. 19	1. 23. 20	1. 23. 21	1. 23. 22	1. 23. 23	

表1 技術的能力対応手段と有効性評面比較表(4/31)

技術的能力対応手段と有効性評価は設置。
 ○：有効性評価上考慮せず
 △：有効性評価見込まれ
 ×：有効性評価考慮され
 ◎：自主判断評価

自発電所 3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.14 技術的能力対応手段と有効性評価 比較表

技術的能力対応手段と運転手順等 比較表

大飯発電所3／4号炉

【比較のため、伊方発電所3号炉まとめ資料から引用】

表一：技術的能力對心臟血管病狀之影響

◎ 有効性評価上考慮
○：有効性評価上考慮せず
■：重大事象等に対する設備
■：重大事故等に対する設備
△：主に対策設備

1.0.14-6

1.0.14 技術的能力對應手段與有効性評估 比較表

【比較のため、前頁より該當の記載のみ再

大飯発電所3／4号炉

新「T字型」的標誌，由兩個圓形組成，上方圓形為「T」字頭，下方圓形為「T」字身。這種設計在當時非常前衛，並成為該公司的一個重要象徵。

技術の能力に対する手段と有効性評価 比較表	
◎：有効性評価上考慮	○：有効性評価上考慮せず
■：重大事故等に対する対処設備	△：重大事故等に対する設備
▲：主に対応設備	△：主に対応設備

相違理由

自發電所 3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.14 技術的能力対応手段と有効性評価 比較表

技術的能力対応手段と運転手順等 比較表

大飯発電所 3／4号炉

◎ 有効性評価上考慮
○ 有効性評価上考慮せず

該設備、重大事故に対する設備
該事故に対する設備（設計基準強度
自立、自主引葉設備

1.0.14 技術的能力対応手段と有効性評価 比較表

技術的能力対応手段と運転手順等 比較表

自発電所 3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

〔比較のため、伊方発電所3号炉まとめ資料から引用〕

新	新	新	新
新	新	新	新
新	新	新	新
新	新	新	新
新	新	新	新

1.0.14 技術的能力対応手段と有効性評価 比較表

技術的能力対応手段と運転手順等 比較表

新「アーティスト」の登場

卷之三

【伊方】記載方針の相違
泊は、タービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水について、有効性評価「全交流動力電源喪失」にて考慮する手順として整理した。技術的能力1.5まとめ資料において、当該手順は、37条に適合する重大事故等対応設備と整理している。(大飯と同じ)

1.0.14 技術的能力対応手段と有効性評価 比較表

技術的能力対応手段と運転手順等 比較表

自發電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.14 技術的能力対応手段と有効性評価 比較表

大飯発電所3／4号炉

【比較のため、前頁より再掲】

第十一章 | 技術的能力建構與評價 (4/31)

【伊方】記載方針の相違
泊は、「格納容器スプレイボンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ」は、有効性評価「ECCS 再循環機能喪失」まとめ資料にて有効性評価上考慮する手順となっていることから「@」としている。(玄海と同様)

1.0.14 技術的能力対応手段と有効性評価 比較表

技術的能力対応手段と運転手順等 比較表

自發電所 3号炉 技術的能力 比較表

赤字	：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

【比較のため、伊方発電所3号炉まとめ資料から引用】

【伊方】記載方針の相違
・伊方は有効性評価「水素燃焼」のまとめ資料において、格納容器再循環ユニット(A及びB)による格納容器内自然対流冷却を有効性評価上考慮する手順としている。

1.0.14 技術的能力対応手段と有効性評価 比較表

技術的能力対応手段と運転手順等 比較表

自發電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

【比較のため、伊方発電所3号炉まとめ資料から引用】

表 1：技術的能力對心臟有病的影響 (10/31)

1.0.14 技術的能力対応手段と有効性評価 比較表 技術的能力対応手段と運転手順等 比較表

【比較のため、前頁より再掲】

表一：技術的能力建構有如圖所示：

相違理由

1.0.14 技術的能力対応手段と有効性評価 比較表 技術的能力対応手段と運転手順等 比較表

【比較のため、伊方発電所3号炉まとめ資料から引用】

1.0.14 技術的能力対応手段と有効性評価 比較表

技術的能力対応手段と運転手順等 比較表

自發電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電

1.0.14 技術的能力対応手段と有効性評価 比較表

技術的能力対応手段と運転手順等 比較表

自發電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字	：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

表 1 技術的能力對應手段與有效性評価比較表 (14/23)

技術の能力対応手段と有効性評価 比較表

卷一 技術的能力建構與評量(2/3)

◎ 有効性評価上考慮
○ 有効性評価上考慮せず

設備 重大事故等に対する設備
人材 重大事故等に対する設備
体制 強制実施
自主 対象設備

技術的能力 1.12 について
は、伊方資料にないため、
玄海と比較した。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.14 技術的能力対応手段と有効性評価 比較表 技術的能力対応手段と運転手順等 比較表

大飯発電所3／4号炉												泊発電所3号炉												相違理由		
【比較のため、伊方発電所3号炉まとめ資料から引用】																										
項目	対応手段	評定	対応手段	評定	対応手段	評定	対応手段	評定	対応手段	評定	対応手段	評定	対応手段	評定	対応手段	評定	対応手段	評定	対応手段	評定	対応手段	評定	対応手段	評定		
1. 事故発生時における各手段の有効性評価	○：有効性評価上考慮せず ◎：有効性評価考慮せず	○	2. 事故発生時における各手段の有効性評価	○：有効性評価上考慮せず ◎：有効性評価考慮せず	○	3. 事故発生時における各手段の有効性評価	○：有効性評価上考慮せず ◎：有効性評価考慮せず	○	4. 事故発生時における各手段の有効性評価	○：有効性評価上考慮せず ◎：有効性評価考慮せず	○	5. 事故発生時における各手段の有効性評価	○：有効性評価上考慮せず ◎：有効性評価考慮せず	○	6. 事故発生時における各手段の有効性評価	○：有効性評価上考慮せず ◎：有効性評価考慮せず	○	7. 事故発生時における各手段の有効性評価	○：有効性評価上考慮せず ◎：有効性評価考慮せず	○	8. 事故発生時における各手段の有効性評価	○：有効性評価上考慮せず ◎：有効性評価考慮せず	○	9. 事故発生時における各手段の有効性評価	○：有効性評価上考慮せず ◎：有効性評価考慮せず	○
10. 事故発生時における各手段の有効性評価	○：有効性評価上考慮せず ◎：有効性評価考慮せず	○	11. 事故発生時における各手段の有効性評価	○：有効性評価上考慮せず ◎：有効性評価考慮せず	○	12. 事故発生時における各手段の有効性評価	○：有効性評価上考慮せず ◎：有効性評価考慮せず	○	13. 事故発生時における各手段の有効性評価	○：有効性評価上考慮せず ◎：有効性評価考慮せず	○	14. 事故発生時における各手段の有効性評価	○：有効性評価上考慮せず ◎：有効性評価考慮せず	○	15. 事故発生時における各手段の有効性評価	○：有効性評価上考慮せず ◎：有効性評価考慮せず	○	16. 事故発生時における各手段の有効性評価	○：有効性評価上考慮せず ◎：有効性評価考慮せず	○	17. 事故発生時における各手段の有効性評価	○：有効性評価上考慮せず ◎：有効性評価考慮せず	○			
18. 事故発生時における各手段の有効性評価	○：有効性評価上考慮せず ◎：有効性評価考慮せず	○	19. 事故発生時における各手段の有効性評価	○：有効性評価上考慮せず ◎：有効性評価考慮せず	○	20. 事故発生時における各手段の有効性評価	○：有効性評価上考慮せず ◎：有効性評価考慮せず	○	21. 事故発生時における各手段の有効性評価	○：有効性評価上考慮せず ◎：有効性評価考慮せず	○	22. 事故発生時における各手段の有効性評価	○：有効性評価上考慮せず ◎：有効性評価考慮せず	○	23. 事故発生時における各手段の有効性評価	○：有効性評価上考慮せず ◎：有効性評価考慮せず	○	24. 事故発生時における各手段の有効性評価	○：有効性評価上考慮せず ◎：有効性評価考慮せず	○	25. 事故発生時における各手段の有効性評価	○：有効性評価上考慮せず ◎：有効性評価考慮せず	○			

表1 技術的能力対応手段と有効性評価比較表(22/31)

技術的能力対応手段と有効性評価 比較表
○：有効性評価上考慮せず
◎：有効性評価考慮せず
S:設備、重大事象に対する処置
R:設備、重大事象に対する処置
B:自主対応設備

1.0.14 技術的能力対応手段と有効性評価 比較表 技術的能力対応手段と運転手順等 比較表

自発電所 3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所

大飯発電所 3／4号炉

【比較のため、前頁より再掲】

<input checked="" type="radio"/> ② 有功之臣和有才者 <input type="radio"/> ○ 有功之臣和有才者	聚才重人 重大事改等对处改情 自主对来改情	会议基位位 会议基位位
会议基位位 会议基位位	会议基位位 会议基位位	会议基位位 会议基位位

【伊方】記載方針の相違
泊の技術的能力 1.13 まとめ資料は、女川審査実績
の反映により、資料構成
を見直している。

自發電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字	：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.14 技術的能力対応手段と有効性評価 比較表 技術的能力対応手段と運転手順等 比較表

比較のため、前頁より再掲】

【伊方】記載方針の相違
泊の技術的能力 1.13 まとめ
資料は、女川審査実績
の反映により、資料構成
を見直している。

自發電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.14 技術的能力対応手段と有効性評価 比較表

技術的能力対応手段と運転手順等 比較表

大飯発電所 3／4号炉

第一阶段	新民主主义社会
第二阶段	社会主义社会
第三阶段	共产主义社会
第四阶段	发达的共产主义社会
第五阶段	高度发达的共产主义社会

【伊方】記載方針の相違
泊の技術的能力 1.13 まとめ
資料は、女川審査実績
の反映により、資料構成
を見直している。

. 0.14-26

1.0.14 技術的能力対応手段と有効性評価 比較表

技術的能力対応手段と運転手順等 比較表

【比較のため、伊方発電所3号炉まとめ資料から引用】

表一 技術的能力建構評量比較表(26/31)

【伊方】記載方針の相違
泊の技術的能力 1.14 まとめ資料は、女川審査実績
の反映により、資料構成を見直している。

泊は、代替非常用発電機、可搬型大型送水ポンプ車等の各機器への燃料補給手順について、技術的能力1.14に集約し整理している。

泊は、非常用交流電源設備による給電手順について、有効性評価上考慮する手順として整理した。
(女川審査実績の反映)

1.0.14 技術的能力対応手段と有効性評価 比較表

技術的能力対応手段と運転手順等 比較表

比較のため、玄海発電所3／4号炉まとめ資料か

比較のため、玄海発電所3／4号炉まとめ資料から引用】

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

表 1 技術的能力建立上有效性評価比較表 (18 / 23)

技術的能力に対する手段と有効性評価 比較表

⑤ 有効性評価上考慮
● 有効性評価上考慮せず

卷之三

◎ ② 有効性評価と効率性評価 比較表

評価項目	重大事故等対応設備	重大事故等対応設備(設計基準超越)
○ 有効性評価と考慮せず	主に自生対応設備	主に自生対応設備

技術的能力1-15について

技術的能力 1.15 について
は、伊方資料にないため、
玄海と比較した。

【玄海】記載方針の相違
泊の技術的能力 1.15まとめ資料は、女川審査実績の反映により、資料構成を見直している。

【玄海】記載方針の相違
泊は、所内常設蓄電池式
直流電源設備からの給
電、常設代替交流電源設
備からの給電手順につい
て、有効性評価上考慮す
る手順として整理した。
(女川審査実績の反映)

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.14 技術的能力対応手段と有効性評価 比較表
技術的能力対応手段と運転手順等 比較表

大飯発電所3／4号炉												泊発電所3号炉												相違理由		
【比較のため、伊方発電所3号炉まとめ資料から引用】												泊発電所3号炉												【伊方】記載方針の相違		
番号	操作手順	操作	操作手順	操作	泊は、中央制御室空調装置の運転手順及びアニュラス空气净化設備の運転手順について「○」としている。																					
(1)	安全余裕時間が不足な場合	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	泊は、中央制御室空調装置の運転手順及びアニュラス空气净化設備の運転手順について「○」としている。
番号	操作手順	操作	操作手順	操作	操作	技術的能力1.16まとめ資料において、当該手順は37条に適合する重大事故等対処設備と整理していない（大飯と同様）。																				

表1 技術的能力対応手段と有効性評価面比較表(28/31)

番号	操作手順	操作	操作手順	操作	【伊方】記載方針の相違																					
(1)	安全余裕時間が不足な場合	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	泊は、中央制御室空調装置の運転手順及びアニュラス空气净化設備の運転手順について「○」としている。
番号	操作手順	操作	操作手順	操作	技術的能力1.16まとめ資料において、当該手順は37条に適合する重大事故等対処設備と整理していない（大飯と同様）。																					
(1)	安全余裕時間が不足な場合	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	泊は、中央制御室空調装置の運転手順及びアニュラス空气净化設備の運転手順について「○」としている。
番号	操作手順	操作	操作手順	操作	技術的能力1.16まとめ資料において、当該手順は37条に適合する重大事故等対処設備と整理していない（大飯と同様）。																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.14 技術的能力対応手段と有効性評価 比較表 技術的能力対応手段と運転手順等 比較表

自發電所 3 号炉 技術的能力 比較表

表 1 技術的能力對應手段與有效性評価比較表 (20/23)

◎ 有効性評価上考慮
● 有効性評価上考慮甘やかす

技術的能力 1.17 について
は、伊方資料にないため、
玄海と比較した。

表 1 技術的能力對應手段與有效性評值比較表 (21/23)

技術的能力建立手段と有効性評価 比較表

◎ 有效性評価上考慮

卷之三

自發電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字	：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.14 技術的能力対応手段と有効性評価 比較表 技術的能力対応手段と運転手順等 比較表

表 1 技術的能力對應手段與有効性評值比較表 (22/23)

技術的能力対応手段と有効性評価 比較表

自発電所 3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.14 技術的能力対応手段と有効性評価 比較表 技術的能力対応手段と運転手順等 比較表

1.0.14 技術的能力対応手段と有効性評価 比較表 技術的能力対応手段と運転手順等 比較表

表 1 技術的能力對應手段之有效性評価比較表 (23/23)

技術の能力対応手段と有効性評価 比較表
◎：有効性評価上考慮
●：有効性評価上考慮せず

卷之三

技術的能力 1.19について
は、伊方資料にないため、
玄海と比較した。

1.0.14 技術的能力対応手段と有効性評価 比較表

技術的能力対応手段と運転手順等 比較表

大飯発電所3／4号炉

卷之三

泊発電所 3号炉

相違理由

- 【大飯】記載方針の相違
泊は、技術的能力 1.1
~1.19 まとめ資料にて
整備する対応手順につい
て表に整理した。(女川
審査実績の反映)

- 泊は、重大事故等対処設備(設計基準拡張)について追加した。(女川審査実績の反映)(以降、相違理由を省略)

- 泊は、事象判別及び事象初期の対応処置を行うための手順書である「事故直後の操作および事象の判別」を整備している。(玄海と同様)(以降、相違理由を省略)

- 泊は、停止中の余熱除去機能喪失・全交流動力電源喪失・補機冷却機能喪失・海水機能喪失時の対応手順を運転要領「余熱除去系異常」にて整備している。(以降、相違理由を省略)

- 大飯との対応手段、設備に係る相違理由については技術的能力 1.1～1.19 まとめ資料にて整理する。(以降、相違理由を省略)

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

1.0.14 技術的能力対応手段と有効性評価 比較表

技術的能力対応手段と運転手順等 比較表

【比較のため、前頁より再掲】

卷之三

1.0.14 技術的能力対応手段と有効性評価 比較表

技術的能力対応手段と運転手順等 比較表

1.0.14 技術的能力対応手段と有効性評価 比較表

技術的能力対応手段と運転手順等 比較表

政治小説の歴史と現状 第二回

1.0.14 技術的能力対応手段と有効性評価 比較表

技術的能力対応手段と運転手順等 比較表

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

赤字	：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯發電所

卷之三

1.0.14-38

1.0.14 技術的能力対応手段と有効性評価 比較表

技術的能力対応手段と運転手順等 比較表

卷2 技術的能力建立與轉手價等比較表(B/20)

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

赤字	：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0.14 技術的能力対応手段と有効性評価 比較表

技術的能力対応手段と運転手順等 比較表

卷之三

1. 0. 14-40

1.0.14 技術的能力対応手段と有効性評価 比較表

技術的能力対応手段と運転手順等 比較表

自發電所 3 号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

雷電發飯大

【比較のため、前頁より該當の記載のみ再掲】【比較のため、比較表 1.0.14-42 頁より該當の記載のみ再掲】

清江道志 卷之三

泊發雷所 3 号炉

相違理由